

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年3月30日

【計算期間】 第3期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

【発行者名】 住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 関口 陽平

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内

【事務連絡者氏名】 北川 久芳

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所

【電話番号】 (03)5219-8777(代表)

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第1【管理会社の状況】

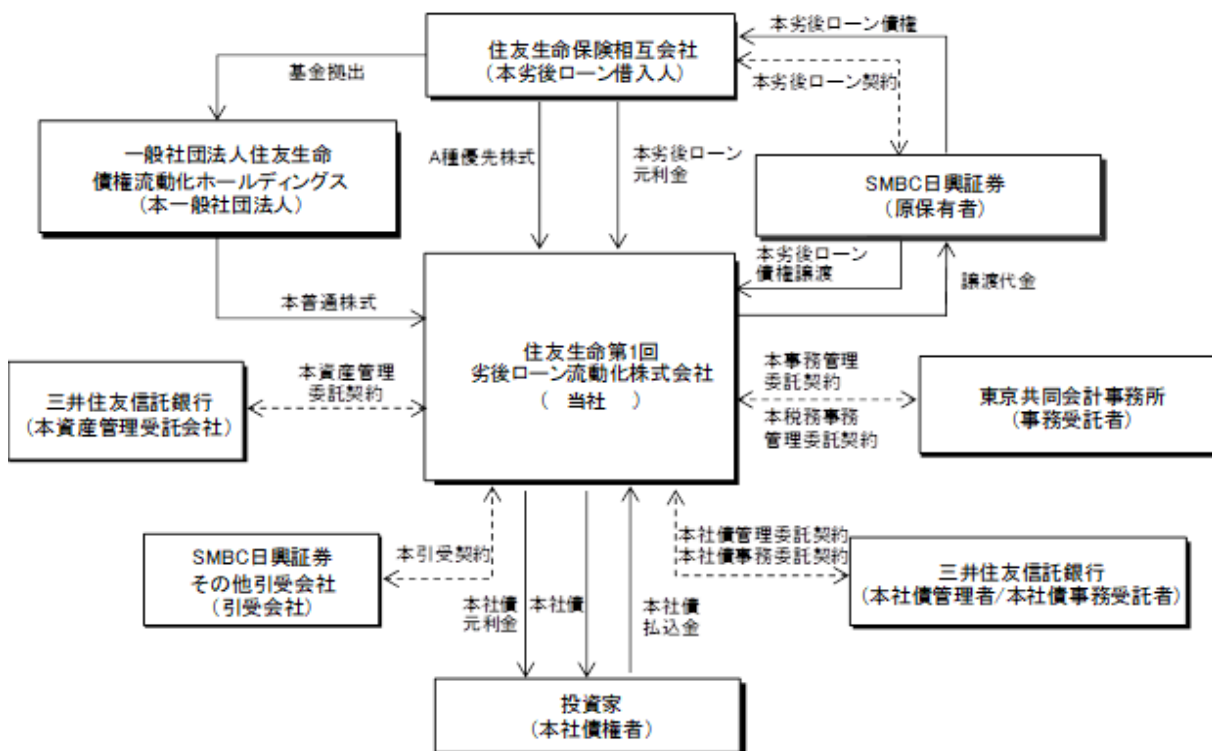
1【概況】

(1)【管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等】

振替社債

- a 住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社第1回払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）（以下「本社債」といいます。）は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含み、以下「社債等振替法」といいます。）の規定の適用を受け、後記「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとし、
- なお、本社債の各社債の金額は金1,000万円とし、発行価額の総額は金500億円です。
- b 社債等振替法に従い本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る社債券は発行されません。本社債の社債券（以下「本社債券」といいます。）が発行される場合は、無記名式で利札付きに限るものとし、本社債券の券面種類は1,000万円の1種とし、記名式への変更はしません。

管理資産の流動化の基本的仕組みの概要等



- a 住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社（以下「当社」といいます。）は、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ5万円として、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）に基づき日本国内で設立された株式会社であり、その全ての普通株式は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。その後の改正を含み、以下「一般社団法人法」といいます。）に基づき日本国内で設立された一般社団法人である一般社団法人住友生命債権流動化ホールディングス（以下「本一般社団法人」といいます。）によって保有されています。
- b 当社は、2019年6月3日付で本社債につき、株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といいます。）からAの予備格付を取得し、2019年6月26日付でR&IからAの本格付を取得しました。詳細については、後記「本社債に関する信用格付」をご参照下さい。
- c SMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」又は「原保有者」といいます。）は、2019年6月19日付でSMBC日興証券及び住友生命保険相互会社（以下「住友生命」といいます。）の間で締結された劣後ローン契約書（その後の変更及び修正を含み、以下「本劣後ローン契約」といいます。）に基づき、2019年6月26日付で500億円を、住友生命に対して劣後ローンとして貸し付け、

劣後ローンの利息支払及び元本弁済請求権並びにこれらに関する一切の権利(以下「本劣後ローン債権」といいます。)を住友生命に対して取得しました。

- d 当社は、2019年6月19日付でSMBC日興証券及び当社の間で締結された劣後ローン債権譲渡契約書(その後の変更及び修正を含み、以下「本劣後ローン債権譲渡契約」といいます。)に基づき、2019年6月26日付で原保有者から本劣後ローン債権の譲渡を受けました。当社が原保有者に支払う本劣後ローン債権の売買代金は本社債の発行によって調達しました。かかる本劣後ローン債権の原保有者から当社に対する譲渡については、本劣後ローン債権の債務者である住友生命の譲渡実行日における確定日付ある証書による異議なき承諾によって債務者及び第三者に対する対抗要件が具備されました。
- e 本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の原保有者から当社に対する譲渡の後においては、住友生命による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済は当社に対して直接行うものとされています。
- f 当社は、原保有者から譲渡を受けた本劣後ローン債権から生じるキャッシュ・フローを裏付けとして、日本国内市場において、本社債を発行し、SMBC日興証券、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社及びしんきん証券株式会社が引受を行いました。
- g 本社債は、一般募集により発行されました。
- h 本社債は年2回利息支払を行い、2079年6月26日にその元金を一括して償還します。但し、本劣後ローン契約の規定に基づき、本劣後ローン最終弁済日が延期された場合には、最終償還日は延期後の本劣後ローン最終弁済日の直後の利払日まで延期されるものとされます。また、当社が住友生命から本劣後ローンの元本が期限前弁済される旨の通知を受領した場合、本社債の元金を一括して期限前償還します。なお、当社は、後記4「証券所有者の権利」、(2)「償還期限及び償還の方法」、「償還の方法及び期限」eの記載に従い本社債の買入消却を行うことができ、この場合、後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本劣後ローン債権の概要」、e「弁済の方法及び期限」、(b)()「本社債の買入消却に伴う弁済」の記載に従い本劣後ローンの元本の全部又は一部は期限前弁済されます。
- i 当社は、2019年6月19日付で当社及び三井住友信託銀行株式会社(以下「三井住友信託銀行」又は「本資産管理受託会社」といいます。)の間で締結された「資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約」(その後の変更及び修正を含みます。)に基づき、本資産管理受託会社に対し、本劣後ローン債権の管理及び処分に係る業務を委託しています。

本報告書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

「アドバイザリー契約」とは、当社及びSMBC日興証券の間の2019年6月19日付アドバイザリー契約(その後の変更及び修正を含みます。)をいいます。

「会計監査人」とは、当社の会計監査人をいい、有限責任あずさ監査法人をいいます。

「会社更生法」とは、会社更生法(平成14年法律第154号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「会社法施行規則」とは、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「貸金業法」とは、貸金業法(昭和58年法律第32号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「元金償還勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき、本社債関連口座に元金償還勘定として設けられた勘定をいいます。

「幹事会社」とは、本社債の引受を行ったSMBC日興証券、大和証券、みずほ証券及びしんきん証券を総称していいます。

「業務規程等」とは、後記「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則を総称していいます。

「金融商品取引法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「グロスアップ事由」とは、後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、 「本劣後ローン債権の概要」、g「利息支払の方法及び制限」、(e)「グロスアップ」の記載に基づき住友生命が追加の支払を義務付けられ、又は義務付けられることとなり、且つ、かかる義務が、住友生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「グロスアップ事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降にグロスアップ事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行うグロスアップ事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「経過利息」とは、既に経過した期間に係る本社債の利息であり、利払日が到来していないため支払われていないものをいい、後記「利率」記載の利率により後記4「証券所有者の権利」、(1)「利払日及び利息支払の方法」の記載に準じて計算されるものとします。但し、未払残高を含まないものとします。

「原保有者」とは、当初の本劣後ローン契約における劣後ローンの貸付人であり、当初の本劣後ローン債権の保有者であるSMBC日興証券をいいます。

「更生特例法」とは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成8年法律第95号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「固定利率適用期間」とは、本劣後ローン貸付実行日の翌日(当日を含みます。)から2024年6月26日(当日を含みます。)までの期間をいいます。

「最終償還日」とは、2079年6月26日をいいます。

「資産関連諸契約」とは、本劣後ローン債権譲渡契約、本資産管理委託契約、本事務管理委託契約及び本税務事務管理委託契約を総称していいます。

「資産流動化法」とは、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「資産流動化法施行令」とは、資産の流動化に関する法律施行令(平成12年政令第479号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「支払金額」とは、未払残高支払事由が生じた場合における、当該未払残高支払事由に係る本劣後ローン未払残高支払額相当額をいいます。

「支払金額の一通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元金で除したものをいいます。但し、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

「資本事由」とは、保険業法若しくはその他の関連法令、告示又はそれらの解釈に係る改正又は変更が公表され、本劣後ローンが保険業法及びその他の関連法令における負債性資本又はその時点において適用のある規制上の要件において負債性資本と同等の資本性を有するものとして取り扱われないこととなり、住友生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「資本事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に資本事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行う資本事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「資本性変更事由」とは、株式会社格付投資情報センター、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社及びムーディーズ・ジャパン株式会社又はその格付業務を承継した機関のうちいずれか(本定義において、以下「格付機関」といいます。)が、当該格付機関における資本性に係る評価基準、ガイドライン若しくは手法の改正若しくは変更が生じたか若しくは生じる予定である旨を公表し、又は住友生命に対してその旨書面により通知し、当該改正又は変更に従い、(a)本劣後ローン貸付実行日において当該格付機関が認めていた資本性よりも資本性が低いものとして取り扱われることとなった場合、若しくは、本劣後ローンの資本性が認められなくなった場合、又は(b)本劣後ローンについて当該格付機関から特定の水準以上の資本性が認められる期間が、本劣後ローン貸付実行日において当該格付機関から認められていた期間に比べて短くなった場合をいいます。

「資本性変更事由弁済日」とは、資本性変更事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行う資本性変更事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「資本不足事由」とは、(a) ()住友生命のソルベンシー・マージン比率が200%(資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準)を下回った場合、若しくは適用ある規制(当該規制に関する解釈を含みます。)上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求される場合、若しくは、()当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払を行うことにより、住友生命のソルベンシー・マージン比率が200%(資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準)を下回ることとなる場合、若しくは適用ある規制(当該規制に関する解釈を含みます。)上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求されることとなる場合、又は(b)金融庁若しくはその他権限のある監督官庁から住友生命に対して早期是正措置が発動されている場合をいいます。

「出資発行代り金」とは、当社が本社債の発行に先立ってその普通株式及びA種優先株式の発行によって受領した発行代り金をいいます。

「償還日」とは、後記4「証券所有者の権利」、(2)「償還期限及び償還の方法」、「償還の方法及び期限」aからcまでの記載に基づき本社債が償還される日をいいます。

「譲渡実行日」とは、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき、本劣後ローン債権が原保有者から当社に譲渡された2019年6月26日をいいます。

「商法」とは、商法(明治32年法律第48号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「しんきん証券」とは、しんきん証券株式会社をいいます。

「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、住友生命に課される法人税の計算において本劣後ローンの利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、住友生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「税制事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行う税制事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「ソルベンシー・マージン比率」とは、その時点において有効な保険業法若しくはその他の法令、告示又はそれらの解釈における意味を有します。

「大和証券」とは、大和証券株式会社をいいます。

「適用利率」とは、後記「利率」において定められる本社債の利率をいいます。

「東京共同会計事務所」とは、株式会社東京共同会計事務所又はその承継人をいいます。

「東京銀行営業日」とは、東京において法令等により銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

「当社上位債務」とは、当社同順位劣後債務及び本社債に関する当社の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる当社の債務をいいます。

「当社同順位劣後債務」とは、当社の清算手続における支払につき本社債に関する債務と同順位となることが明示された当社のその他の債務をいいます。

「当社劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- (a) 当社について、清算手続(会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。)が開始された場合。
- (b) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- (c) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
- (d) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により民事再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本工による当社劣後事由は生じなかったものとみなされます。
- (e) 当社について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「特定調停法」とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「破産法」とは、破産法(平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「払込期日」とは、2019年6月26日をいいます。

「費用支払勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき、本社債関連口座に費用支払勘定として設けられた勘定をいいます。

「変動利率適用期間」とは、2024年6月26日の翌日(当日を含みます。)以降の期間をいいます。

「保管振替機構」とは、株式会社証券保管振替機構又はその承継人をいいます。

「保険業法」とは、保険業法(平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「保険業法施行規則」とは、保険業法施行規則(平成8年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「本一般社団法人誓約書」とは、本一般社団法人が当社及び本社債管理者に差し入れた2019年6月19日付の誓約書をいいます。

「本格付機関」とは、株式会社格付投資情報センター又はその承継人をいいます。

「本業務委託契約」とは、本一般社団法人及び東京共同会計事務所との2019年6月3日付業務委託契約書(その後の変更及び修正を含みます。)及び同日付覚書(その後の変更及び修正を含みます。)を総称します。

「本資産管理委託契約」とは、当社及び三井住友信託銀行との2019年6月19日付資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約証書(その後の変更及び修正を含みます。)をいいます。

「本資産管理受託会社」とは、本資産管理委託契約における受託者である三井住友信託銀行をいいます。

「本事務管理委託契約」とは、当社及び東京共同会計事務所との2019年6月3日付事務管理委託契約書(その後の変更及び修正を含みます。)をいいます。

「本社債買入消却」とは、当社による本社債の買入消却をいいます。

「本社債買入消却関連合意」とは、本劣後ローン貸付人が当社である場合において、当社が本社債買入消却を行う場合に、本劣後ローン貸付人が、住友生命と本社債買入消却及びこれに伴う本劣後ローンの元本の弁済に関して行う事前の書面による合意をいいます。

「本社債管理委託契約」とは、当社及び三井住友信託銀行の間の2019年6月19日付住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)管理委託契約証書(その後の変更及び修正を含みます。)をいいます。

「本社債管理者」とは、本社債の社債管理者である三井住友信託銀行をいいます。

「本社債関連口座」とは、本社債管理委託契約に基づき当社が本社債関連口座として開設した口座又は新たに開設する口座をいいます。

「本社債期限前償還日(利払日)」とは、後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本劣後ローン債権の概要」、e「弁済の方法及び期限」(b)の記載に基づき、当社が、本劣後ローン期限前弁済が本劣後ローン利払日において行われる旨の通知を受領した場合における、その直後の利払日をいいます。

「本社債期限前償還日(利払日以外)」とは、後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本劣後ローン債権の概要」、e「弁済の方法及び期限」(b)の記載に基づき、当社が、本劣後ローン期限前弁済が本劣後ローン利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合における、当該本劣後ローン期限前弁済が行われる日の3東京銀行営業日後の日をいいます。

「本社債権者」とは、本社債の社債権者をいいます。

「本社債事務委託契約」とは、当社及び三井住友信託銀行の間の2019年6月19日付住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)事務委託契約証書(その後の変更及び修正を含みます。)をいいます。

「本社債事務受託者」とは、本社債事務委託契約における受託者である三井住友信託銀行をいいます。

「本社債税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、当社に課される法人税の計算において本社債の利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、当社のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「本社債税制事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行う本社債税制事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「本社債要項」とは、本社債の社債要項をいいます。

「本社債利息」とは、後記4「証券所有者の権利」、(1)「利払日及び利息支払の方法」の記載に従い決定される、各利払日に支払われるべき本社債の利息をいいます。

「本税務事務管理委託契約」とは、当社及び東京共同会計事務所との2019年6月3日付税務事務管理委託契約書(その後の変更及び修正を含みます。)をいいます。

「本責任財産」とは、当社の財産をいいます。

「本引受契約」とは、当社、住友生命及び幹事会社との2019年6月19日付住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)引受契約証書(その後の変更及び修正を含みます。)をいいます。

「本劣後ローン」とは、本劣後ローン契約に基づく貸付をいいます。

「本劣後ローン貸付実行日」とは、2019年6月26日をいいます。

「本劣後ローン貸付人」とは、本劣後ローン債権の保有者をいいます。

「本劣後ローン期限前弁済」とは、本劣後ローンの元本の期限前弁済をいいます。

「本劣後ローン基準日」とは、本劣後ローン利払日の15東京銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン強制停止」とは、住友生命が、本劣後ローン基準日の5東京銀行営業日前において、(a)資本不足事由が生じ、且つ継続している場合、又は(b)本劣後ローン同順位劣後債務(但し、住友生命の基金を除きます。)がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければならないことをいいます。

「本劣後ローン強制停止金額」とは、本劣後ローン強制停止により繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額をいいます。

「本劣後ローン経過利息」とは、本劣後ローン利払日が到来していないため支払われていない本劣後ローンの利息をいい、その対象となる計算期間について後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、 「本劣後ローン債権の概要」、g「利息支払の方法及び制限」、(a)「利息支払の方法」()の記載に従って計算されるものとします。但し、本劣後ローン未払残高を含まないものとします。

「本劣後ローン契約」とは、SMBC日興証券及び住友生命との2019年6月19日付劣後ローン契約書(その後の変更及び修正を含みます。)をいいます。

「本劣後ローン債権」とは、本劣後ローン契約に基づき、SMBC日興証券が住友生命に対して本劣後ローンを貸し付けることによって発生した本劣後ローンの利息支払及び元本弁済請求権並びにこれらに関する一切の権利を総称していいます。

「本劣後ローン債権譲渡契約」とは、SMBC日興証券及び当社との2019年6月19日付劣後ローン債権譲渡契約書(その後の変更及び修正を含みます。)をいいます。

「本劣後ローン最終弁済日」とは、2079年6月26日(当該日が東京銀行営業日でない場合には、その前東京銀行営業日とします。)の3東京銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン債務」とは、本劣後ローン契約に基づく、住友生命の本劣後ローンの利息支払及び元本弁済債務並びにこれらに関する一切の債務を総称していいます。

「本劣後ローン上位債務」とは、本劣後ローン同順位劣後債務及び本劣後ローンに関する住友生命の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる住友生命の債務をいいます。

「本劣後ローン同順位劣後債務」とは、全ての住友生命の基金に関する債務及び住友生命の清算手続における支払につき住友生命の基金又は本劣後ローンに関する債務と同順位となることが明示された住友生命のその他の債務をいいます(下記の債務を含みますが、これらに限られません。)。本劣後ローン同順位劣後債務に含まれる債務の例としては、本報告書提出日現在、下記の社債及び基金に係る住友生命の債務があります。

- (a) 住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社との間の劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約(原契約締結日:2020年10月13日)
- (b) 2073年満期米ドル建早期償還条項付劣後社債(利払繰延条項付)(発行日:2013年9月20日)
- (c) 2077年満期米ドル建早期償還条項付劣後社債(利払繰延条項付)(発行日:2017年9月14日)
- (d) 2081年満期米ドル建早期償還条項付劣後社債(利払繰延条項付)(発行日:2021年4月15日)
- (e) 住友生命保険相互会社第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)(発行日:2016年6月29日)
- (f) 住友生命保険相互会社第4回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)(発行日:2016年12月21日)
- (g) 住友生命保険相互会社第5回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)(発行日:2016年12月21日)
- (h) 住友生命保険相互会社第6回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)(発行日:2016年12月21日)

「本劣後ローン任意停止」とは、住友生命が、その裁量により、本劣後ローン基準日までに当社に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることをいいます。

「本劣後ローン任意停止金額」とは、本劣後ローン任意停止により繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額をいいます。

「本劣後ローン任意弁済日」とは、2024年6月26日(当該日が東京銀行営業日でない場合には、その前東京銀行営業日とします。)の3東京銀行営業日前の日以降に到来するいずれかの本劣後ローン利払日をいいます。

「本劣後ローン弁済日」とは、後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本劣後ローン債権の概要」、e「弁済の方法及び期限」(a)又は(b)の記載に基づき本劣後ローンが弁済される日をいいます。

「本劣後ローン弁済要件」とは、本劣後ローン元本の弁済を行うために充足すべき、(a)当該弁済を行った後において住友生命が十分なソルベンシー・マージン比率を維持することができると見込まれること、又は(b)住友生命が当該弁済額以上の額の適格資本調達を行うことを条件とし、且つ、金融庁の事前の承認の取得(かかる承認が必要な場合に限り、)その他その時点において適用のある規制上の要件をいいます。「適格資本調達」には、基金の発行及び劣後債務による資金調達が含まれるものとします。

「本劣後ローン未払残高」とは、本劣後ローンに関してその時点で残存する全ての本劣後ローン利払停止金額をいいます。

「本劣後ローン未払残高支払額」とは、各未払残高支払事由に関し、後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本劣後ローン債権の概要」、g「利息支払の方法及び制限」、(d)「本劣後ローン未払残高の支払」の記載に基づき支払われた本劣後ローン未払残高の金額をいいます。

「本劣後ローン利息」とは、後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本劣後ローン債権の概要」、g「利息支払の方法及び制限」(a)「利息支払の方法」に従い決定される、各本劣後ローン利払日に支払われるべき本劣後ローンの利息をいいます。

「本劣後ローン利息計算期間」とは、各本劣後ローン利払日につき、当該本劣後ローン利払日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日(当日を含み、)に開始し、当該本劣後ローン利払日の直後に到来する本劣後ローン利息計算基準日(当日を含み、)に終了する期間をいいます。

「本劣後ローン利息計算基準日」とは、2019年6月26日を第1回として、その後毎年6月26日及び12月26日をいいます。

「本劣後ローン利払停止金額」とは、本劣後ローン任意停止金額及び本劣後ローン強制停止金額を総称していいます。

「本劣後ローン利払日」とは、2019年12月26日(当該日が東京銀行営業日でない場合には、その前東京銀行営業日とします。)の3東京銀行営業日前の日を第1回として、その後毎年6月26日(当該日が東京銀行営業日でない場合には、その前東京銀行営業日とします。)の3東京銀行営業日前の日及び12月26日(当該日が東京銀行営業日でない場合には、その前東京銀行営業日とします。)の3東京銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- (a) 住友生命について、清算手続(保険業法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。)が開始された場合。
- (b) 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- (c) 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、更生特例法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
- (d) 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本(d)による本劣後ローン劣後事由は生じなかったものとみなされます。
- (e) 住友生命について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「本劣後ローン劣後事由(本社債)」とは、本劣後ローン劣後事由が発生した場合をいいます。

「みずほ証券」とは、みずほ証券株式会社又はその承継人をいいます。

「三井住友信託銀行」とは、三井住友信託銀行株式会社又はその承継人をいいます。

「未払残高」とは、各本社債に関してその時点で残存する全ての利払停止金額をいいます。

「未払残高支払事由」とは、後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本劣後ローン債権の概要」、g「利息支払の方法及び制限」、(d)「本劣後ローン未払残高の支払」の記載に基づき、本劣後ローン未払残高が支払われたことをいいます。

「民事再生法」とは、民事再生法(平成11年法律第225号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「民事執行法」とは、民事執行法(昭和54年法律第4号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「民法」とは、民法(明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「利息計算期間」とは、2024年6月26日以降に到来する利払日の翌日(当日を含みます。)に開始しその次の利払日(当日を含みます。)に終了する連続する各期間をいいます。

「利息支払勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき、本社債関連口座に利息支払勘定として設けられた勘定をいいます。

「利払停止」とは、利払停止事由が生じた場合に、当社が、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該利払日の10東京銀行営業日前までに)通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることをいいます。

「利払停止金額」とは、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額をいいます。

「利払停止事由」とは、各利払日の直前の本劣後ローン利払日において、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローンの利息の支払が任意に又は強制的に停止される旨の通知を当社が受領したことをいいます。

「利払日」とは、2019年12月26日を第1回とし、その後毎年6月26日及び12月26日をいいます。

「利率基準日」とは、各利息計算期間につき、当該利息計算期間の開始直前の利払日の2ロンドン銀行営業日前の日をいいます。

「利率決定日」とは、各利率基準日の翌東京銀行営業日をいいます。

「劣後支払条件(当社劣後事由)」とは、以下に該当する場合をいいます。

- (a) 当社の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は当社に知れている債権者に係る全ての当社上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (b) 当社の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての当社上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足(供託による場合を含みます。)を受けた場合。
- (c) 当社の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての当社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (d) 当社の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての当社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (e) 当社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて当社上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

「劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)」とは、以下に該当する場合をいいます。

- (a) 住友生命の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は住友生命に知れている債権者に係る全ての本劣後ローン上位債務が、保険業法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (b) 住友生命の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足(供託による場合を含みます。)を受けた場合。
- (c) 住友生命の更生手続において、更生特例法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (d) 住友生命の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (e) 住友生命に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて本劣後ローン上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

「劣後事由」とは、当社劣後事由及び本劣後ローン劣後事由(本社債)を総称していいます。

「ロンドン銀行営業日」とは、ロンドンにおいて法令等により銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

「A種優先株式」とは、当社がその株主総会の決議及び普通株式に係る種類株主総会の決議に従って住友生命に発行したA種優先株式をいいます。

管理資産の管理の方法及び管理の形態

管理資産である本劣後ローン債権は当社の資産であり、本資産管理受託会社が本資産管理委託契約に従って管理資産である本劣後ローン債権の管理を当社のために行います。本社債管理委託契約において、当社は、本劣後ローン債権を含む当社の資産につき、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、貸付、譲渡、交換、その他の処分を行うことが禁止されています。本劣後ローン債権の利息の支払による回収金は当社の本社債関連口座内の利息支払勘定に、本劣後ローン債権の元本の弁済による回収金は当社の本社債関連口座内の元金償還勘定において保管され、後記3「管理及び運営の仕組み」、(1)「資産管理等の概要」、 「管理資産の管理」、 b「回収金の処理の方法」(c)に記載の方法及び順序によってのみ利用することが可能であるとされています。

期限前償還

本社債の元金は、後記4「証券所有者の権利」、(2)「償還期限及び償還の方法」、 「償還の方法及び期限」b又はcの記載に基づき期限前償還されることがあります。

期限の利益喪失事由

本社債は期限の利益喪失に関する特約を付しません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはありません。

利息支払の停止

本社債の利息は、後記4「証券所有者の権利」、(1)「利払日及び利息支払の方法」、 「利息支払の停止」の記載に基づき、その支払が繰り延べられることがあります。

債権放棄及び倒産手続開始申立て等の制限

- a 本社債権者は、当社による本社債に基づく元利金支払債務その他の債務の履行は、当社の財産である本責任財産のみを責任財産として、且つ、後記3「管理及び運営の仕組み」、(1)「資産管理等の概要」、 「管理資産の管理」、 b「回収金の処理の方法」(c)に記載されている順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本社債権者は、かかる債務の履行による満足を得るために本責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとされています。
- b 本社債権者は、償還日が到来した場合において、本責任財産から充当した後に、本社債の未償還元金又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元金総額及び未払利息額が本責任財産が換金された金額を超過するときは、その超過額につき、その債権を放棄するものとされています。
- c 本社債権者は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、当社又はその財産について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のありうる同様の法的手続を自ら又は第三者を通じて申し立てず、第三者による申立てに対し参加、同意等を行わないものとされています。

劣後条件等

- a 劣後特約(当社劣後事由)
当社は、当社劣後事由の発生後速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、当社劣後事由が発生した事実を通知します。当社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件(当社劣後事由)が成就した場合にのみ発生します。
- b 劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))
当社は、本劣後ローン劣後事由が発生した場合である本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生した場合には、速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生します。
- c 上位債権者等に対する不利益変更の禁止

本社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者及び同順位劣後債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じません。この場合に、上位債権者とは、当社に対し当社上位債務に係る債権を有する全ての者及び住友生命に対し、本劣後ローン上位債務を有する全ての者をいい、同順位劣後債権者とは、当社に対し、当社同順位劣後債務に係る債権を有する全ての者及び住友生命に対し、本劣後ローン同順位劣後債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

d 劣後特約に反する支払の禁止

劣後事由発生後、劣後支払条件（当社劣後事由）及び劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就していないにもかかわらず、本社債の元利金の全部又は一部が本社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、当該本社債権者は受領した元利金を直ちに当社に返還するものとされています。

e 相殺禁止

- (a) 当社について清算手続が開始され、且つ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、且つ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、且つ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。）、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件（当社劣後事由）が成就しない限りは、本社債権者は、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。
- (b) 本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生し、継続している場合には、本社債権者は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就しない限りは、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

本社債に関する信用格付

a 信用格付を特定するための事項

利息の利払日における支払と元金の最終償還日における全額償還の安全性について、2019年6月3日付で本社債につき、R&IからAの予備格付を取得し、2019年6月26日付でAの本格付を取得しました。なお、2022年2月末日においても当格付に変更がないことを本格付機関のホームページで確認しております。なお、本社債の格付については、ある特定の投資家に対する市場価格や適格性に関するコメントではないのと同様に、いかなる証券の買い、保持又は売りを推奨するものでもありません。

b 信用格付の前提及び限界に関する説明

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがあります。

社債管理者又は社債の管理会社

- a 本社債の社債管理者は、三井住友信託銀行（東京都千代田区丸の内一丁目4番1号）です。本社債管理者は、本社債権者のために本社債に係る債権の弁済を受け、又は本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。本社債管理者がかかる裁判上又は裁判外の行為をなすために要する費用については、全て当社の負担とします。本社

債管理者は、本社債の償還額から本社債権者に優先して上記費用の弁済を受けることができます。但し、この規定は、当社の上記費用負担義務に影響を及ぼすものではありません。

- b 本社債管理者は、本社債管理委託契約に従い、本社債要項に定める社債管理者の職務を行っています。
- c 本社債管理者は、法令、本社債管理委託契約及び本社債要項の定めに従い、本社債権者のために公平且つ誠実に本社債の管理を行っています。
- d 本社債管理者は、法令、本社債管理委託契約及び本社債要項の定めに従い、本社債権者に対し善良なる管理者の注意をもって本社債の管理を行っています。
- e 本社債管理者は、当社が提出した決議書、証明書、通知書その他の文書又は書類に依拠することができ、これらに依拠して行為し又は行為を留保することが保証されており、且つ、かかる行為又は行為の留保に起因するいかなる損害についても、法律が許容する限りにおいて、当社又は本社債権者に対し責任を負いません。
- f 本社債管理者は、本社債要項、本社債管理委託契約及び本社債について、本社債管理者により選任された弁護士、会計士その他の専門家の意見若しくは助言又はそれらの者から得た証明書若しくは情報に基づき善意により行為し又は行為を留保することができ、且つ、かかる行為又は行為の留保に起因するいかなる損害についても、法律が許容する限りにおいて、当社又は本社債権者に対し責任を負いません。
- g 本社債管理者が本社債要項及び本社債管理委託契約に定める社債管理者の職務を果たし得ず、法令に従って辞任する場合、又は、裁判所が法令に従って本社債管理者を解任した場合には、当社は法令の規定に従って新たに社債管理者を選任し、会社法第714条第4項に定める場合、その旨を公告し、且つ、知っている社債権者には、各別にこれを通知するものとします。但し、後任の社債管理者が選任されるまで、本社債管理者は、引き続き本社債管理委託契約上の社債管理者の事務を継続して行うものとし、かかる辞任又は解任の効力は生じないものとします。本社債管理者は、本gに基づく辞任又は解任の場合において、善良なる管理者の注意をもって本gに定める義務を履行したときは、以後、本社債に関して社債管理者としての一切の責任を負いません。本「社債管理者又は社債の管理会社」の記載は、新たに選任された社債管理者についても、同様とします。
- h 会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されません。

振替機関に関する事項

本社債の振替機関は、保管振替機構です。

利率

- a 本社債の利率は、(a)払込期日の翌日(当日を含みます。)から2024年6月26日(当日を含みます。)までは年0.66%とし、(b)2024年6月26日の翌日(当日を含みます。)から2029年6月26日(当日を含みます。)までは各利率基準日における6か月円ライボーに0.71%(年率)を加えた値とし、(c)2029年6月26日の翌日(当日を含みます。)以降は各利率基準日における6か月円ライボーに1.71%(年率)を加えた値とします。
- b 前記a(b)及び(c)における「6か月円ライボー」とは、利率基準日のロンドン時間午前11時現在のロイターLIBOR01頁(アイシーイー・ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド(ICE Benchmark Administration Limited)が管理する円預金のロンドン銀行間オファード・レート(又はその承継者が管理する当該レート)を表示するロイターのLIBOR01頁又はその承継頁をいい、本bにおいて、以下「ロイターLIBOR01頁」といいます。)に表示されるロンドン銀行間取引市場における円の6か月預金のオファード・レート(小数点以下第5位を四捨五入します。)として住友生命が本劣後ローン契約に従い当社に通知する利率をいいます。ある利息計算期間に係る利率基準日に、6か月円ライボーがロイターLIBOR01頁に表示されない場合、又はロイターLIBOR01頁が利用不可能な場合、住友生命が利率決定日に全ての利率照会銀行(ロンドン銀行間市場における主要銀行であって住友生命が指定する銀行4行をいいます。本bに

において、以下同じです。)の東京の主たる店舗に対して提示を求めた、利率基準日のロンドン時間午前11時現在のレートとしてロンドン銀行間市場においてそれらの利率照会銀行が提示していたロンドンの主要銀行に対する円の6か月預金のオファード・レート(本bにおいて、以下「提示レート」といいます。)の平均値(算術平均値を算出した上、小数点以下第5位を四捨五入します。)として住友生命が本劣後ローン契約に従い当社に通知する利率を当該利息計算期間に適用される6か月円ライボースとします。

上記により住友生命に提示レートを提示した利率照会銀行が2行以上ではあるが全てに満たない場合、当該利息計算期間に適用される6か月円ライボースは、当該利率照会銀行の提示レートの平均値(算術平均値を算出した上、小数点以下第5位を四捨五入します。)とします。また、住友生命に提示レートを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当該利息計算期間に適用される6か月円ライボースは、当該利率基準日の前ロンドン銀行営業日(当該日において6か月円ライボースがロイターLIBOR01頁に表示されない場合、又はロイターLIBOR01頁が利用不可能な場合には、表示がなされ又は利用可能な直前のロンドン銀行営業日)のロンドン時間午前11時現在のロイターLIBOR01頁に表示された6か月円ライボースとして住友生命が本劣後ローン契約に従い当社に通知する利率とします。

- c 当社及び本社債管理者は、各利息計算期間の開始日(当日を含みます。)から5東京銀行営業日以内に、前記a(b)及び(c)並びにbにより決定された本社債の利率を、各本店において、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

(2)【管理資産に係る法制度の概要】

当社は、2019年4月25日付で設立登記を行った株式会社です。当社の行いする業務は、当社の定款に目的として記載されている、劣後ローン債権の取得並びにその保有、管理及び処分、当該劣後ローン債権を裏付けとする社債の発行、並びにこれらに附帯又は関連する一切の業務とされており、かかる目的に従って業務を営むこととなります。

当社の義務・責任に関しては、破産法等の日本法上適用ある倒産処理法の適用を受け、社債を発行、募集するにあたっては、会社法及び金融商品取引法の適用を受けます。

管理資産を構成する本劣後ローン債権は、住友生命に対して貸し付けられた貸付金の利息支払及び元本弁済請求権並びにこれらに関連する一切の権利としての指名債権であり、民法及び商法の他、保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈の適用を受けます。本劣後ローン債権は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき、原保有者であるSMBC日興証券から株式会社である当社に譲渡され、当該譲渡については本劣後ローン債権譲渡契約に基づき本劣後ローン債権の債務者である住友生命が確定日付ある証書による異議なき承諾を行うことにより債務者及び債務者以外の第三者対抗要件が具備されました。

本劣後ローン債権に関する保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈の適用の態様については、後記6「投資リスク」、(1)「投資に関するリスクの特性」、「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」、b「本社債の元金の償還に関するリスク」及びc「本社債の利息の支払に関するリスク」をご参照下さい。

(3)【管理資産の基本的性格】

管理資産は、本劣後ローン契約に基づきSMBC日興証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づきSMBC日興証券から当社に譲渡された住友生命に対する劣後特約付の1個の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン契約の内容については、後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」をご参照下さい。

(4)【管理資産の沿革】

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権は、本劣後ローン契約に基づき2019年6月26日にSMBC日興証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき同日に原保有者であるSMBC日興証券から当社に譲渡されました。

当社は、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、本社債の発行から償還時まで当該管理資産を保有し続けます。

(5)【管理資産の管理体制等】

【管理資産の関係法人】

SMBC日興証券は、本劣後ローン契約に基づき管理資産である本劣後ローン債権を取得した上で、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき管理資産を当社に譲渡しました。本劣後ローン債権の移転と同時に、当社は、SMBC日興証券が有する本劣後ローン契約上の地位の一切を承継しました。

住友生命は、本劣後ローン契約に基づきSMBC日興証券から貸付けを受け、本劣後ローン債権の債務者となりました。

当社は、本資産管理受託会社である三井住友信託銀行に対して、本資産管理委託契約に基づき、本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

また、三井住友信託銀行は、本社債の社債管理者です。社債管理者は、その管理の委託を受けた社債につき、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、又は社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為等をするために必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該社債を発行した会社の業務及び財産の状況を調査することができます(会社法第705条第1項及び第4項)。

【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】

当社は、本資産管理受託会社である三井住友信託銀行に対して、本資産管理委託契約に基づき、本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務を委託しており、かかる委託を受けている三井住友信託銀行は、本資産管理委託契約において、大要以下の事項を遵守することとされています。

- a 三井住友信託銀行は本劣後ローン債権譲渡契約に基づいて当社が取得した住友生命に対する本劣後ローン債権、その回収金、本社債関連口座の残高及びその余裕金からの投資その他当社に帰属すべき資産(以下本項において「本資産等」といいます。)を、自己の固有財産その他の財産と分別して管理します。
- b 三井住友信託銀行は、当社の求めに応じ、本資産等の管理及び処分の状況について説明します。
- c 三井住友信託銀行は、本資産等の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所である三井住友信託銀行(資産金融部)に備え置き、当社の求めに応じ、これを閲覧させます。
- d 三井住友信託銀行は、当社の同意なく本資産管理委託契約に定める業務の再委託を行いません。

【管理資産の管理体制】

a 管理資産の管理を行う会社の統治に関する事項

(a) 法人の機関の内容

管理資産である本劣後ローン債権の管理者は、本資産管理受託会社としての三井住友信託銀行です。

三井住友信託銀行は、迅速な経営判断による柔軟かつ機動的な業務執行を推進するとともに、監査・監督機能の維持・強化を図るため、監査等委員会設置会社の形態を採用しております。社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を設置しており、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の監査委員会と連携した監査を行っております。

() 取締役会

2019年6月の機関設計の移行に伴い、個別の業務執行に係る決定権限を取締役会から業務執行取締役へ大幅に委任しており、取締役会は、経営の基本方針を決定するとともに、業務執行取締役等の職務の執行を監督することをその中心的役割としております。また、取締役20名のうち5名を社外取締役とすることにより、経営の透明性向上と監督機能強化を図っております。

() 監査等委員会

三井住友信託銀行は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は5名の監査等委員である取締役で構成されており、うち3名は社外取締役となっております。

監査等委員会は、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等から職務の執行状況についての報告聴取、内部監査部からの報告聴取、重要書類の閲覧等により、業務執行取締役の職務執行状況を監査いたします。

() 経営会議等

三井住友信託銀行では、経営の意思決定プロセスにおける相互牽制機能の強化と透明性の確保を図るため、経営に関する重要事項を協議又は決定する機関として経営会議を設置しております。経営会議では、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務執行上の重要事項について協議又は決定を行うほか、取締役会決議事項の予備討議等を行っております。

また、重要な投融資案件を協議又は決定する「投融資審議会」、資産及び負債の総合的管理(ALM)に関する方針等を協議又は決定する「ALM審議会」、受託財産の運用に関する重要事項を協議又は決定する「受託財産運用審議会」を設置しているほか、「商品審査委員会」、「オペレーショナル・リスク管理委員会」、「コンプライアンス委員会」等各種委員会を設置しております。

(b) 内部統制システムの整備状況

三井住友信託銀行の取締役会は、親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(以下、(b) 内部統制システムの整備状況において「持株会社」という)の経営管理のもと、持株会社、三井住友信託銀行及びその子会社等から成る企業集団の信託銀行として三井住友信託銀行及びその子会社等の経営管理を担う責任を十分に認識し、取締役会の「内部統制基本方針」に関する決議に基づいて、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他三井住友信託銀行の業務並びに三井住友信託銀行及びその子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」を、以下のとおり整備しています。

() コンプライアンス(法令等遵守)体制の整備について

持株会社が定めるグループのコンプライアンスに関する基本方針等を踏まえ、三井住友信託銀行のコンプライアンスに関する基本方針について定める。

コンプライアンスに関する重要事項については、取締役会で決議・報告を行う。

持株会社が定めるグループの利益相反管理に関する基本方針を踏まえ、三井住友信託銀行において顧客の利益が不当に害されることのないよう管理態勢を整備する。

本部にコンプライアンスに関する統括部署を置き、また、各部の責任者・担当者を定める。

毎年度、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画(コンプライアンス・プログラム)を持株会社の承認を得て策定するとともに、子会社等の計画策定を指導する。あわせてその進捗・達成状況を把握・評価する。

役員及び社員のための手引書(コンプライアンス・マニュアル)を定め、コンプライアンスに関する教育・研修を継続的に実施する。

役員及び社員に対し三井住友信託銀行における業務運営に係る法令違反行為等について報告する義務を課するとともに、役員及び社員等が社内・社外の窓口に直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置する。

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与は、健全な金融システムに対する重大な脅威であり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に毅然とした態度で臨み、関連法令等を厳守する。

() リスク管理体制の整備について

持株会社が定めるグループのリスク管理基本方針を踏まえ、三井住友信託銀行のリスク管理に関する基本方針について定める。

リスク管理に関する重要事項については、取締役会で決議・報告を行う。

三井住友信託銀行は、3つの防衛線を基本としたリスク管理体制を構築する。

本部にリスク管理に関する統括部署を置き、リスク・カテゴリー毎にリスク管理部署を置く。

リスク管理に関する持株会社が定めるグループの方針等を踏まえ、毎年度、三井住友信託銀行における計画(内部管理態勢整備計画)を持株会社の承認を得て策定するとともに、子会社等のリスク管理体制を整備する。

役員及び社員に対しリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。

緊急事態に備えた業務継続に係る管理活動を定め、正常な業務活動の維持、継続を図る。

() 業務執行体制の整備について

主要な取締役会決議・報告事項については、社長を議長とし関係役員が参加する経営会議において、予備討議を行う。

業務の円滑かつ適切な運営を図るべく、三井住友信託銀行における組織の機構・分掌並びに役員及び社員の職制・権限に関する基本的事項を、取締役会が定める。

社内規定は関連する法令等及び持株会社が定める基本方針等に準拠して制定するとともに、当該法令等の改廃があったときは、速やかに所要の改廃を行う。

() 経営の透明性確保について

会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備するとともに、その有効性を評価する。

経営関連情報を適切に管理し、適時、正確かつ公平に開示する。

() グループ管理体制の整備について

三井住友信託銀行のみならず子会社等のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備する。

グループ内取引等を実施する場合は、アームズレングス・ルールに基づく検証等を行うとともに、持株会社グループの経営に重大な影響を与える可能性のあるものは持株会社に対し事前協議を行う。また、子会社等の行う重要度の高いグループ内取引等は、三井住友信託銀行がリスク管理面、コンプライアンス面等での検証を行う。

子会社等は業務執行状況・財務状況等を定期的に三井住友信託銀行に報告する。

三井住友信託銀行は子会社等の業務の規模・特性に応じ、子会社等の業務運営の適正性及び効率性を管理する。

() 情報の保存・管理体制の整備について

株主総会、取締役会及び経営会議について、議事の経過及び要領等を記録する議事録を作成し、関連資料とともに保存する。

情報管理に関する組織体制や重要度に応じた管理区分など、情報の保存及び管理に関する基本的事項を、取締役会が定める。

() 内部監査体制の整備について

業務執行部門から独立し十分な牽制機能が働く内部監査部門を設置する。

持株会社が定めるグループの内部監査基本方針を踏まえ、内部監査計画を策定の上、内部監査部門が各業務執行部門及び必要に応じて子会社等に対して監査を実施し、改善すべき点の指摘・提言等を行う。

内部監査の結果等及び内部監査計画の進捗状況・達成状況を適時適切に取締役会及び監査等委員会に報告する。

() 監査等委員会監査に関する体制の整備について

監査等委員会の職務を補助すべき社員等

(イ) 監査等委員会の職務の執行を補助するため、監査等委員会室を設置し、室長1名を含む相当数の取締役、執行役員又は社員を配置する。

(ロ) 監査等委員会室員は監査等委員会の指揮命令のもとで監査等委員会の職務を補助する業務を行う。

(ハ) 監査等委員会室員の人事及び処遇に関する事項については監査等委員会と事前に協議する。

(ニ) 取締役は、監査等委員会室員が監査等委員会の職務を補助する業務を行う上で、不当な制約を受けることがないように配慮する。

監査等委員会への報告体制

(イ) 取締役(監査等委員である取締役を除く)、執行役員及び社員は、三井住友信託銀行若しくは子会社等に著しい損害を与えるおそれのある事実、信用を著しく失墜させる事実、内部統制の体制や手続等に関する重大な欠陥や問題についての事実、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を知った場合、直ちに監査等委員会へ報告しなければならない。

(ロ) コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・ホットライン制度による通報内容について、その都度、監査等委員会に対して報告しなければならない。

- (八) 内部監査部は、同部による三井住友信託銀行及び子会社等に対する内部監査の実施状況及び結果について、定期的に又は監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会に対して報告しなければならない。
 - (二) 取締役(監査等委員である取締役を除く)、執行役員及び社員は、業務執行の状況その他の事項について監査等委員会から報告を求められた場合は、速やかに監査等委員会に対して報告しなければならない。
 - (ホ) 前記(イ)、(ロ)及び(二)に掲げる事項について、子会社等の取締役、監査役、執行役員及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、前記(イ)に掲げる事実を知った場合は直ちに、子会社等の内部通報制度による前記(ロ)に掲げる通報内容についてはその都度、及び子会社等の前記(二)に掲げる事項について監査等委員会から報告を求められた場合は速やかに、三井住友信託銀行の監査等委員会に報告する。
 - (ヘ) 監査等委員会は、必要に応じ、前記(イ)から(二)に掲げる事項について、前記(イ)から(ホ)に掲げる者に対して報告を求めることができる。
 - (ト) 前記(イ)から(ヘ)に基づく報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- その他監査等委員会監査の実効性確保のための体制
- (イ) 取締役(監査等委員である取締役を除く)、執行役員及び社員は、監査等委員会の監査活動に誠実に協力する。
 - (ロ) 監査等委員は、取締役会のほか、監査等委員会が必要と認める会議(子会社等における会議を含む)に出席することができる。
 - (ハ) 代表取締役は、定期的に又は監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会と意見交換を行う。
 - (ニ) 内部監査部門は、監査等委員会に対して、内部監査計画の策定に係る事前協議を行い同意を得るほか、監査等委員会が指示するときは、当該指示に従い調査等を行う。監査等委員会による調査等の指示は、取締役その他の者の指示に優先する。
 - (ホ) 代表取締役又は人事部門を担当する取締役は、監査等委員会に対して、内部監査部門を担当する取締役、執行役員のほか、内部監査部門の一定以上の職位の任免に係る事前協議を行い同意を得る。
 - (ヘ) 内部監査部門以外の財務、リスク管理、コンプライアンスなど内部統制に係わる部署においても、監査等委員会との円滑な連携に努める。
 - (ト) 三井住友信託銀行は、監査の実効性を確保するため、監査等委員会及び監査等委員の職務の執行に必要な費用を支出する。

() 監査等委員会と内部監査部門、会計監査人の連携状況

監査等委員会は、毎月1回内部監査部と定期的に会合をもち、内部監査計画の事前協議や内部監査結果の報告に加え、相互に意見・情報交換を実施し、内部監査の実施状況やリスク認識等についての報告を受けております。また、監査等委員会は、内部監査部とともに会計監査人と定期的に会合をもち、監査及び会計に関する情報、会計監査計画、監査の実施状況及び監査結果等について報告を受け、財務報告や内部統制の状況、改善提案についての意見交換を行っております。必要に応じて随時意見交換及び情報交換を実施する等、これらの内部監査部及び会計監査人との連携を緊密に行うことで監査の実効性及び効率性確保を図っております。

b 管理資産の管理を行う会社による管理資産に関するリスク管理体制の整備の状況

本資産管理受託会社は、管理資産の管理業務を資産金融部で行います。管理業務のための本資産管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、資産金融部により定期的に確認される体制が整備されております。

2【管理資産を構成する資産の概要】

(1)【管理資産を構成する資産に係る法制度の概要】

管理資産は、本劣後ローン契約に基づきSMBC日興証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき原保有者から当社に譲渡された住友生命に対する1個の劣後特約付の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン債権には、民法及び商法が適用になるほか、貸金業法が適用になります。同法は、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行う等により、その業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護等を図っています。原保有者であるSMBC日興証券は、貸金業者として登録されています。当社にも、債権を譲り受けた者の書面交付義務についての規定のほか一定の規定が適用となります。

本劣後ローン債権には、保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈も適用されますが、これらの保険業法及び若しくはその他の法令、告示又はそれらの解釈の適用の態様については、後記6「投資リスク」、(1)「投資に関するリスクの特性」、「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」、b「本社債の元金の償還に関するリスク」及びc「本社債の利息の支払に関するリスク」をご参照下さい。

SMBC日興証券は、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン貸付実行日である2019年6月26日において貸付けを行い、同契約の定めに従い、同日に本劣後ローン債権が発生しました。

劣後特約付の貸付債権は指名債権の一種であり、劣後特約付の貸付債権の譲渡については、通常の指名債権の譲渡に関する対抗要件の規定が適用されます。本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の原保有者であるSMBC日興証券から当社に対する譲渡については2019年6月26日に効力が発生し、本劣後ローン債権の債務者である住友生命の確定日付ある証書による異議なき承諾の方法により債務者及び第三者対抗要件が具備されました。

本劣後ローン債権の債務者である住友生命に対する倒産、強制執行等に関しては、破産法、民事再生法、特定調停法、更生特例法、保険業法（清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合）及び民事執行法の適用を受けます。破産法は、債務者がその債務を完済することができない場合に、債務者の総財産を全ての債権者に公平に弁済する裁判上の手続を規定する法律です。民事再生法は、債務者の事業又は経済生活の再生を図るための手続を規定する法律です。特定調停法は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済再生に資するための特定調停の手続を定める法律です。更生特例法は、相互会社等について、利害関係人の利害を調整しつつその事業の維持更生を図るための手続等を定める法律です。民事執行法は、強制執行・担保権の実行等民事執行に関する手続を定める法律です。清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合には、保険業法中の当該手続を定める条項が適用されます。

(2)【管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要】

管理資産を構成する資産の原保有者であるSMBC日興証券の事業概要については、後記第4「発行者及び関係法人情報」、2「原保有者その他関係法人の概況」をご参照下さい。

(3)【管理資産を構成する資産の内容】

本劣後ローン債権の概要

管理資産は、本劣後ローン契約に基づきSMBC日興証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づきSMBC日興証券から当社に譲渡された住友生命に対する1個の劣後特約付の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン債権の概要は以下のとおりです。

- a 金額
金500億円
- b 用途
自己資本の充実を目的に、調達手段の多様化及び資本政策の柔軟性を確保する観点から本劣後ローンによる資金調達を行い、本劣後ローンの手取金を、運転資金等に充当します。
- c 貸付実行日
本劣後ローン貸付実行日
- d 本劣後ローン最終弁済日

2079年6月26日(当該日が東京銀行営業日でない場合には、その前東京銀行営業日とします。)の3東京銀行営業日前の日をいい、後記e「弁済の方法及び期限」(a)の記載に基づき延期された場合には、当該延期後の日をいいます。

e 弁済の方法及び期限

- (a) 本劣後ローンの元本は、後記(b)の記載に基づき期限前弁済される場合を除き、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン最終弁済日に、その残存総額を、本劣後ローン最終弁済日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済します。

本劣後ローン弁済要件が充足されないことにより本劣後ローンが本劣後ローン最終弁済日に弁済されない場合、本劣後ローン最終弁済日は本劣後ローン弁済要件が充足される最初の本劣後ローン利払日まで延期されるものとし、その間も、後記f「利率」(c)記載の利率による利息が発生するものとします。

- (b) 住友生命は、以下の場合において本劣後ローンを弁済することができます。

() 住友生命の選択による弁済

住友生命は、その選択により、本劣後ローン任意弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し本劣後ローン任意弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(本劣後ローン弁済要件を充足した旨の記載を含むものとし、撤回不能とします。)を行うことにより、本劣後ローン任意弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、本劣後ローン任意弁済日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

() 資本事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降に資本事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該弁済のために設定する日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し資本事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、資本事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、(イ)資本事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、資本事由弁済日の3東京銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から資本事由弁済日の3東京銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(ロ)資本事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

() 資本性変更事由による弁済

資本性変更事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該弁済のために設定する日である資本性変更事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し資本性変更事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、資本性変更事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、(イ)資本性変更事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、資本性変更事由弁済日の3東京銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から資本性変更事由弁済日の3東京銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(ロ)資本性変更事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合、本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

() 税制事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該弁済のために設定する日である税制事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し税制事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、税制事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、(イ)税制事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、税制事由弁済日の3東京銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から税制事由弁済日の3東京銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は

- (ロ) 税制事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び 本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。
- () グロスアップ事由による弁済
グロスアップ事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該弁済のために設定する日であるグロスアップ事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対しグロスアップ事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、グロスアップ事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、(イ)グロスアップ事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、グロスアップ事由弁済日の3東京銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)からグロスアップ事由弁済日の3東京銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする経過利息又は(ロ)グロスアップ事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び 本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。
- () 本社債税制事由による弁済
本劣後ローン貸付実行日以降に本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該弁済のために設定する日である本社債税制事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し本社債税制事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本社債税制事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、(イ)本社債税制事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、本社債税制事由弁済日の3東京銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から本社債税制事由弁済日の3東京銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(ロ)本社債税制事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び 本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。
- () 本社債の買入消却に伴う弁済
本劣後ローン貸付人が当社である場合において、当社が本社債買入消却を行う場合においては、本劣後ローン貸付人は、住友生命と本社債買入消却及びこれに伴う本劣後ローンの元本の弁済に関する事前の書面による合意である本社債買入消却関連合意を行うものとします。
本社債買入消却関連合意が成立した場合には、住友生命は、本社債買入消却関連合意に従い、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本社債買入消却関連合意に規定する金額の本劣後ローンの元本を弁済し、本社債買入消却関連合意に規定する金額の本劣後ローンの利息(経過利息を含みます。)及び本劣後ローン未払残高(本社債買入消却関連合意において支払が合意された場合及び当該合意された金額に限ります。)を支払います。
住友生命が本社債買入消却関連合意に基づき本劣後ローンの元本の弁済として支払った金額にかかわらず、本社債買入消却関連合意に基づく本劣後ローンの元本の弁済に伴い、本社債買入消却によって買入れられる本社債の金額相当額の本劣後ローンの元本が弁済されたものとみなされ、且つ、本社債買入消却によって買入れられる本社債の金額相当額の本劣後ローンの元本に対応する利息(経過利息を含みます。)及び本劣後ローン未払残高が支払われたものとみなされるものとします。
- (c) 前記(a)又は(b)に基づき本劣後ローンが弁済される日である本劣後ローン弁済日が東京銀行営業日でない場合は、その支払は前東京銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、支払われる本劣後ローン経過利息又は本劣後ローン利息の金額に影響を与えるものではありません。
- (d) 本劣後ローンの元本の弁済については、本 e 「弁済の方法及び期限」の記載のほか、後記 j 「劣後条件等」、(a) 「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

f 利率

- (a) 本劣後ローンの利率は、()本劣後ローン貸付実行日の翌日(当日を含みます。)から2024年6月26日(当日を含みます。)までである固定利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期

間については年0.66%とし、()2024年6月26日の翌日(当日を含みます。)から2029年6月26日(当日を含みます。)までにおける各本劣後ローン利息計算期間については利率基準日における6か月円ライボーに0.71%(年率)を加えた値とし、()2029年6月26日の翌日(当日を含みます。)以降における各本劣後ローン利息計算期間については利率基準日における6か月円ライボーに1.71%(年率)を加えた値とします。

- (b) 前記(a)()及び()における「6か月円ライボー」とは、利率基準日のロンドン時間午前11時現在のロイターLIBOR01頁(アイシーイー・ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド(ICE Benchmark Administration Limited)が管理する円預金のロンドン銀行間オファード・レート(又はその承継者が管理する当該レート)を表示するロイターのLIBOR01頁又はその承継頁をいい、本項において、以下「ロイターLIBOR01頁」といいます。)に表示されるロンドン銀行間取引市場における円の6か月預金のオファード・レート(小数点以下第5位を四捨五入します。)をいいます。

ある本劣後ローン利息計算期間に係る利率基準日に、6か月円ライボーがロイターLIBOR01頁に表示されない場合、又はロイターLIBOR01頁が利用不可能な場合、住友生命は利率決定日に全ての利率照会銀行(ロンドン銀行間市場における主要銀行であって住友生命が指定する銀行4行をいいます。本項において、以下同じです。)の東京の主たる店舗に対し、利率基準日のロンドン時間午前11時現在のレートとしてロンドン銀行間市場においてそれらの利率照会銀行が提示していたロンドンの主要銀行に対する円の6か月預金のオファード・レート(本項において、以下「提示レート」といいます。)の提示を求め、その平均値(算術平均値を算出した上、小数点以下第5位を四捨五入します。)を当該本劣後ローン利息計算期間に適用される6か月円ライボーとします。

上記により住友生命に提示レートを提示した利率照会銀行が2行以上ではあるが全てに満たない場合、当該本劣後ローン利息計算期間に適用される6か月円ライボーは、当該利率照会銀行の提示レートの平均値(算術平均値を算出した上、小数点以下第5位を四捨五入します。)とします。また、住友生命に提示レートを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当該本劣後ローン利息計算期間に適用される6か月円ライボーは、当該利率基準日の前ロンドン銀行営業日(当該日において6か月円ライボーがロイターLIBOR01頁に表示されない場合、又はロイターLIBOR01頁が利用不可能な場合には、表示がなされ又は利用可能な直前のロンドン銀行営業日)のロンドン時間午前11時現在のロイターLIBOR01頁に表示された6か月円ライボーとします。

なお、前期(a)()及び()における利率は、利率決定日に住友生命が決定します。

- (c) 住友生命は、利率決定日に、前記(a)()及び()並びに前記(b)により決定された本劣後ローンの利率並びに当該利率の算定に用いた6か月円ライボーを本劣後ローン貸付人に通知します。

g 利息支払の方法及び制限

(a) 利息支払の方法

() 本劣後ローン利息は、本劣後ローン貸付実行日の翌日(当日を含みます。)からこれを付し、固定利率適用期間においては、各本劣後ローン利払日に、本劣後ローンの元本金額に前記f「利率」、(a)()に記載の利率を乗じ、2で除して算出した金額を支払います。固定利率適用期間における各本劣後ローン利払日に支払われるべき利息の金額は165,000,000円です。

変動利率適用期間においては、各本劣後ローン利払日に、本劣後ローンの元本金額に、前記f「利率」、(a)()又は()に基づき決定される利率に当該本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利息計算期間の実日数を分子とし360を分母とする分数を乗じて得られる値(小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。)を乗じて算出した金額(円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。)を支払います。

() 固定利率適用期間において本劣後ローン利息計算期間に満たない期間を計算期間とする本劣後ローンに係る利息を計算するときは、前記f「利率」、(a)()に記載の利率により当該計算期間の実日数を分子とし当該本劣後ローン利息計算期間の実日数を分母とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

変動利率適用期間において本劣後ローン利息計算期間に満たない期間を計算期間とする本劣後ローンに係る利息を計算するときは、本劣後ローンの元本金額に、前記f「利率」、(a)()又は()の利率に当該計算期間の実日数を分子とし360を分母とする分数を乗じて

得られる値(小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。)を乗じることによりこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

() 本劣後ローン弁済日以降、当該弁済額(本劣後ローンの元本の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本劣後ローンの元本の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。)に係る本劣後ローン利息は発生しないものとします。なお、(イ)当該本劣後ローン弁済日において残存する本劣後ローン経過利息又は(ロ)当該本劣後ローン弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高は、前記e「弁済の方法及び期限」の記載に従い弁済とともに支払われます。

() 本劣後ローン利息及び本劣後ローン経過利息の支払については、本g「利息支払の方法及び制限」の記載のほか、後記j「劣後条件等」、(a)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

(b) 利払の任意停止

住友生命は、その裁量により、その本劣後ローン利払日の15東京銀行営業日前の日である本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることができます。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン任意停止金額には、利息を付しません。

(c) 利払の強制停止

住友生命は、本劣後ローン基準日の5東京銀行営業日前において、()資本不足事由が生じ、且つ継続している場合、又は()本劣後ローン同順位劣後債務(但し、住友生命の基金を除きます。)がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン通知基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければなりません。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン強制停止金額には、利息を付しません。

(d) 本劣後ローン未払残高の支払

() 住友生命は、その裁量により、本劣後ローン利払日の5東京銀行営業日以上15東京銀行営業日以内の本劣後ローン貸付人に対する事前の通知(かかる通知には支払われる本劣後ローン利払停止金額を記載することを要します。)を行うことにより、当該本劣後ローン利払日に本劣後ローン未払残高の全部又は一部を支払うことができます。但し、かかる支払は、当該通知の時点において、適用ある規制上の要件を充足し、資本不足事由が生じておらず、また、本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことを条件とします。

() 前記()、前記(b)「利払の任意停止」及び(c)「利払の強制停止」並びに後記h「本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止」の記載にかかわらず、本劣後ローン同順位劣後債務の支払が停止している場合であっても、住友生命は、本劣後ローン利払日において、同日における本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を行うことができます。但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直近の利息支払期日までの未払残高について、実質的に同時に、当該本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の合計額に占める支払額の比率と同一の比率(かかる比率の算定において、外貨換算その他の要素については住友生命が適当と認める方法により行うものとします。)で支払うことをその条件とします。なお、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項上、かかる実質的に同時の支払ができない場合には、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直後の利息支払期日における支払であっても上記の条件を満たすものとします。

() 住友生命が本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、本劣後ローン未払残高、本劣後ローン利息の順に充当され、且つ、本劣後ローン未払残高の一部のみを支払う場合、最も早い本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利払停止金額から順に充当されます。

() 本劣後ローン未払残高の支払については、本(d)「本劣後ローン未払残高の支払」のほか、後記j「劣後条件等」、(a)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

(e) グロスアップ

住友生命は、本劣後ローン契約に基づく債務の支払につき、法令等により要求される場合を除き、公租公課等を控除してはなりません。住友生命が支払うべき金額から公租公課等を控除しなければならない場合には、住友生命は、本劣後ローン貸付人が公租公課等を課せられない場合に受領できる金額を受領できるように必要な金額を追加して支払うものとします。かかる場合、住友生命は、源泉徴収に係る住友生命の租税当局その他の監督官庁により発行された納税証明書を、支払を行った日より30日以内に本劣後ローン貸付人に宛てて直接送付します。

h 本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止

住友生命が本劣後ローンに係る利息の支払の停止に関する通知をした場合又は前記g「利息支払の方法及び制限」、(a)「利息支払の方法」から(e)「グロスアップ」までの記載に従って本劣後ローン利息の支払が停止している場合、住友生命は、本劣後ローン上位債務を除く住友生命の債務(本劣後ローンと同順位であるか、本劣後ローンに劣後するかを問わないが、かかる債務の条件として支払を行わないことが許容されていない債務を除きます。)に係る利息若しくは配当の支払、償還又は買入消却を行うことができません。但し、本劣後ローン同順位劣後債務の利息及び未払残高の支払は、かかる支払の直後に到来する本劣後ローン利払日において、同日における未払残高の全部又は一部を、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直近の利息支払期日における当該本劣後ローン同順位劣後債務に係る利息及び未払残高の合計額に占める本劣後ローン同順位劣後債務に係る当該支払額の比率と同一の比率(かかる比率の算定において、外貨換算その他の要素については住友生命が適当と認める方法により行うものとします。)で支払う(但し、当該本劣後ローン利払日が本劣後ローン強制停止に係る本劣後ローン利払日である場合を除きます。)ことを前提として行う場合には禁止されません。また、住友生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されません。

i 期限の利益喪失の禁止

本劣後ローン貸付人は、本劣後ローン契約に基づく本劣後ローン元本の弁済並びに本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払につき、期限の利益を喪失させることはできません。

j 劣後条件等

(a) 劣後特約

住友生命は、本劣後ローン劣後事由の発生後速やかに、本劣後ローン貸付人に対して、本劣後ローン劣後事由が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生し、且つ、その場合に本劣後ローン貸付人が住友生命に対して支払を請求しうる金額は、本劣後ローンに関する債務(本劣後ローン未払残高を含みます。)が住友生命の基金に基づく債務であるものとみなしてこれを計算します。すなわち、かかる金額は、本劣後ローンに関する債務(本劣後ローン未払残高を含みます。)を含む全ての住友生命の本劣後ローン同順位劣後債務をそれと同額の住友生命の基金に基づく債務であると仮定し、且つ全ての住友生命の基金に基づく債務が同順位であると仮定した場合、基金の払戻しとして本劣後ローン貸付人に支払われたであろう金額に減額されるものとします。

(b) 本劣後ローン上位債権者に対する不利益変更の禁止

本劣後ローン契約の各条項は、いかなる意味においても本劣後ローン上位債権者及び本劣後ローン同順位劣後債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じません。この場合に、本劣後ローン上位債権者とは、住友生命に対し、本劣後ローン上位債務に係る債権を有する全ての者をいい、本劣後ローン同順位劣後債権者とは、住友生命に対し、本劣後ローン同順位劣後債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

(c) 劣後特約に反する支払の禁止

本劣後ローン劣後事由発生後、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就していないにもかかわらず、本劣後ローンの元利金の全部又は一部が本劣後ローン貸付人に支払われた場合に

は、その支払は無効とし、本劣後ローン貸付人は受領した元利金を直ちに住友生命に返還します。

(d) 相殺の禁止

住友生命について清算手続が開始され、且つ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、且つ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、且つ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合(但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により民事再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。)、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就されない限りは、本劣後ローン貸付人は、住友生命に対して負う債務と本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

本劣後ローン劣後事由発生後、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就していないにもかかわらず、本劣後ローンの元利金の全部又は一部が本劣後ローン貸付人に支払われた場合には、その支払は無効とし、本劣後ローン貸付人は受領した元利金を直ちに住友生命に返還します。

k 事実の表明及び保証

本劣後ローン契約において、住友生命は本劣後ローン貸付人に対し、本劣後ローン契約締結日及び本劣後ローン貸付実行日において、以下の事実を表明し、保証しています。これらの表明及び保証につき違反の事実が判明した場合には、当該違反により本劣後ローン貸付人の被った全ての損害、損失及び費用について住友生命は賠償の責に任ぜられるものとされています。

- (a) 住友生命は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する相互会社である。
- (b) 住友生命は、本劣後ローン契約並びに本劣後ローン契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続を履践した。
- (c) 住友生命による本劣後ローン契約の締結及び履行は、保険業法その他住友生命に適用がある法令、規則、通達、住友生命の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は住友生命を当事者とする若しくは住友生命が拘束される第三者との間の契約上の規定に、重要な点で違反又は抵触しておらず、住友生命の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担(本劣後ローン契約に基づき本劣後ローン貸付人のために負担するものを除く。)を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではない。
- (d) 住友生命による本劣後ローン契約の締結及び履行に際して、住友生命の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済み且つ有効である。
- (e) 本劣後ローン契約の締結及び履行に先立ち、住友生命から本劣後ローン貸付人に対して直近に提出された貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書(写)は重要な点において正確であり、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき、当該書類作成時点における住友生命の財産及び損益の状況を適切且つ正確に反映したものである。これらの、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書(写)の書類作成時点以降、住友生命の本劣後ローン契約に基づく債務の履行に重大な影響を与える事項は存在していないか、全て本劣後ローン貸付人に対して書面で開示されている。
- (f) 住友生命に対し、本劣後ローン契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本劣後ローン契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していない。
- (g) 本劣後ローン契約に基づき、住友生命から本劣後ローン貸付人に対し提供された情報は、当該情報の提出日現在、全ての重要な点について真実且つ正確であり、住友生命は本劣後ローン貸付人にとり重要と思われる情報を削除又は省略していない。また、当該情報は、本劣後ローン貸付実行日時時点で残存する全ての本劣後ローン同順位劣後債務の年限及び金額が含まれている。
- (h) 住友生命を当事者とする又は住友生命が拘束される契約につき、本劣後ローン契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行、期限の利益喪失事由若しくは潜在的な期限の利益喪失事由、解除事由、又は契約終了事由(これらの事由には、()支払の停止、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てがあったこと、()保険業免許取消の処分を受け、又は解散したこと、()保険業法第241

条第1項に基づき、業務の全部若しくは一部の停止、合併若しくは保険契約の移転の協議その他必要な措置、又は保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われ、且つ、債務超過であることが判明したこと、()保険業法第266条第1項に基づき、同法第260条第1項に定める保険契約の移転等にあたり、住友生命が会員として加入する生命保険契約者保護機構に対する資金援助の申込が行われたこと、()保険業法第267条第1項に基づき、住友生命が会員として加入する生命保険契約者保護機構に対する保険契約の承継等の申込が行われたこと等を含むが、これらに限られない。)は発生、継続しておらず、かかる事由は住友生命による本劣後ローン契約の締結、又は本劣後ローン契約に基づく債務の履行の結果発生することもない。

1 組織変更に伴う読替

住友生命が保険業法第85条第1項に基づき組織を変更して株式会社となる場合、本劣後ローン契約のうち一定の条項は、組織変更の効力発生をもって、読み替えられるものとされています。本報告書における本劣後ローン契約に関する記載のうち、かかる読替の対象となる箇所及び読み替え後の内容は、下記のとおりです。

第1 管理会社の状況

1 概況

(1)管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等

(前略)

「本劣後ローン同順位劣後債務」とは、全ての住友生命の最優先の株式及び住友生命の清算手続における支払につき住友生命の最優先の株式又は本劣後ローンに関する債務と同順位となることが明示された住友生命のその他の債務をいいます(下記の債務を含みますが、これらに限られません。)

- (a) 住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社との間の劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約(原契約締結日:2020年10月13日)
- (b) 2073年満期米ドル建早期償還条項付劣後社債(利払繰延条項付)(発行日:2013年9月20日)
- (c) 2077年満期米ドル建早期償還条項付劣後社債(利払繰延条項付)(発行日:2017年9月14日)
- (d) 2081年満期米ドル建早期償還条項付劣後社債(利払繰延条項付)(発行日:2021年4月15日)
- (e) 住友生命保険相互会社第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)(発行日:2016年6月29日)
- (f) 住友生命保険相互会社第4回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)(発行日:2016年12月21日)
- (g) 住友生命保険相互会社第5回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)(発行日:2016年12月21日)
- (h) 住友生命保険相互会社第6回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)(発行日:2016年12月21日)

(中略)

「本劣後ローン弁済要件」とは、本劣後ローン元本の弁済を行うために充足すべき、(a)当該弁済を行った後において住友生命が十分なソルベンシー・マージン比率を維持することができることと見込まれること、又は(b)住友生命が当該弁済額以上の額の適格資本調達を行うことを条件とし、且つ、金融庁の事前の承認の取得(かかる承認が必要な場合に限り、)その他その時点において適用のある規制上の要件をいいます。「適格資本調達」には、株式の発行及び劣後債務による資金調達が含まれるものとします。

(中略)

「本劣後ローン劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- (a) 住友生命について、清算手続(会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。)が開始された場合。
- (b) 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。

- (c) 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
- (d) 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により民事再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本(d)による本劣後ローン劣後事由は生じなかったものとみなされます。
- (e) 住友生命について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

(中略)

「劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)」とは、以下に該当する場合をいいます。

- (a) 住友生命の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は住友生命に知れている債権者に係る全ての本劣後ローン上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (b) 住友生命の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足(供託による場合を含みます。)を受けた場合。
- (c) 住友生命の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (d) 住友生命の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (e) 住友生命に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて本劣後ローン上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

(後略)

第1 管理会社の状況

2 管理資産を構成する資産の概要

(3)管理資産を構成する資産の内容

本劣後ローン債権の概要

g 利息支払の方法及び制限

(前略)

(b) 利払の任意停止

後記(f)「強制利払」に従って本劣後ローン利息の支払が強制される場合を除き、住友生命は、その裁量により、その本劣後ローン利払日の15東京銀行営業日前の日である本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることができます。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン任意停止金額には、利息を付しません。

(c) 利払の強制停止

住友生命は、本劣後ローン基準日の5東京銀行営業日前において、資本不足事由が生じ、且つ継続している場合には、当該本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければなりません。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン強制停止金額には、利息を付しません。

「資本不足事由」とは、() 住友生命のソルベンシー・マージン比率が200% (資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準) を下回った場合、若しくは適用ある規制 (当該規制に関する解釈を含みます。) 上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求される場合、若しくは、当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払を行うことにより、住友生命のソルベンシー・マージン比率が200% (資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準) を下回ることとなる場合、若しくは適用ある規制 (当該規制に関する解釈を含みます。) 上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求されることとなる場合、又は() 金融庁若しくはその他権限のある監督官庁から住友生命に対して早期是正措置が発動されている場合をいいます。

(d) 本劣後ローン未払残高の支払

() 住友生命は、その裁量により、本劣後ローン利払日の5東京銀行営業日以上15東京銀行営業日以内の本劣後ローン貸付人に対する事前の通知 (かかる通知には支払われる本劣後ローン利払停止金額を記載することを要します。) を行うことにより、当該本劣後ローン利払日に本劣後ローン未払残高の全部又は一部を支払うことができます。但し、かかる支払は、当該通知の時点において、適用ある規制上の要件を充足し、資本不足事由が生じておらず、また、本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことを条件とします。

() 前記()、前記(b)「利払の任意停止」及び(c)「利払の強制停止」の記載にかかわらず、本劣後ローン同順位劣後債務の支払が停止している場合であっても、住友生命は、本劣後ローン利払日において、同日における本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を行うことができます。但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直近の利息支払期日までの未払残高について、実質的に同時に、当該本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の合計額に占める支払額の比率と同一の比率 (かかる比率の算定において、外貨換算その他の要素については住友生命が適当と認める方法により行うものとします。) で支払うことをその条件とします。なお、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項上、かかる実質的に同時の支払ができない場合には、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直後の利息支払期日における支払であっても上記の条件を満たすものとします。

() 住友生命が本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、本劣後ローン未払残高、本劣後ローン利息の順に充当され、且つ、本劣後ローン未払残高の一部のみを支払う場合、最も早い本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利払停止金額から順に充当されます。

() 本劣後ローン未払残高の支払については、本(d)「本劣後ローン未払残高の支払」のほか、後記j「劣後条件等」、(a)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

(中略)

(追加)

(f) 強制利払

ある本劣後ローン利払日に先立つ6か月間において以下のいずれかの事由 (本項において、以下「本劣後ローン強制利払事由」といいます。) が生じた場合、住友生命は、金融庁の事前の承認の取得 (かかる承認が必要な場合に限り) ます。その他その時点において適用のある規制上の要件を充足したうえで、当該本劣後ローン利払日に、本劣後ローン未払残高の支払とともに、当該本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利息を支払うものとします。但し、本劣後ローン強制利払事由が生じてから当該本劣後ローン利払日までの間に本劣後ローン強制停止事由が発生した場合は、この限りではありません。

() 住友生命が株式の配当 (会社法第454条第5項に規定される中間配当及び全額に満たない配当をする場合を含みます。) 又は本劣後ローン同順位劣後債務に対する配当若しくは利息 (未払残高を含みます。) の支払を行う決議をした場合又は支払を行った場合 (但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項に基づき強制された支払及び前記(d)「本劣後ローン未払残高の支払」記載の本劣後ローンと同一の比率での未払残高の全部又は一部の支払を除きます。)

- () 住友生命又は住友生命の子会社が住友生命の株式又は本劣後ローン同順位劣後債務の消却、買入れ又は取得をした場合(但し、以下の事由のいずれかによる場合を除きます。)

会社法に基づき義務づけられる消却、買入れ又は取得
合併その他の組織再編に伴って生じる買入れ又は取得
従業員又は役員に対するインセンティブ・プランに関連して生じる買入れ又は取得

h 本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止

(全文削除)

(中略)

j 劣後条件等

(a) 劣後特約

住友生命は、本劣後ローン劣後事由の発生後速やかに、本劣後ローン貸付人に対して、本劣後ローン劣後事由が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生し、且つ、その場合に本劣後ローン貸付人が住友生命に対して支払を請求しうる金額は、本劣後ローンに関する債務(本劣後ローン未払残高を含みます。)が住友生命の最優先の株式であるものとみなしてこれを計算します。すなわち、かかる金額は、本劣後ローンに関する債務(本劣後ローン未払残高を含みます。)を含む全ての住友生命の本劣後ローン同順位劣後債務をそれと同額の住友生命の最優先の株式であると仮定した場合、住友生命の残余財産から本劣後ローン貸付人に支払われたであろう金額に減額されるものとします。

(後略)

本劣後ローン債権の住友生命による利息の支払及び元本の弁済に関しては、物的又は人的担保は付されていません。

本劣後ローン債権譲渡契約においては、本劣後ローン債権が一定の属性を有することは求められておらず、本劣後ローン債権が一定の属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置(例えば、SMBC日興証券による買戻し等)は定められていません。

本劣後ローン債権の債務者に関する事項

管理資産を構成する本劣後ローン債権の唯一の債務者である住友生命に関する事項は以下のとおりです。

a 名称

住友生命保険相互会社

b 組織形態

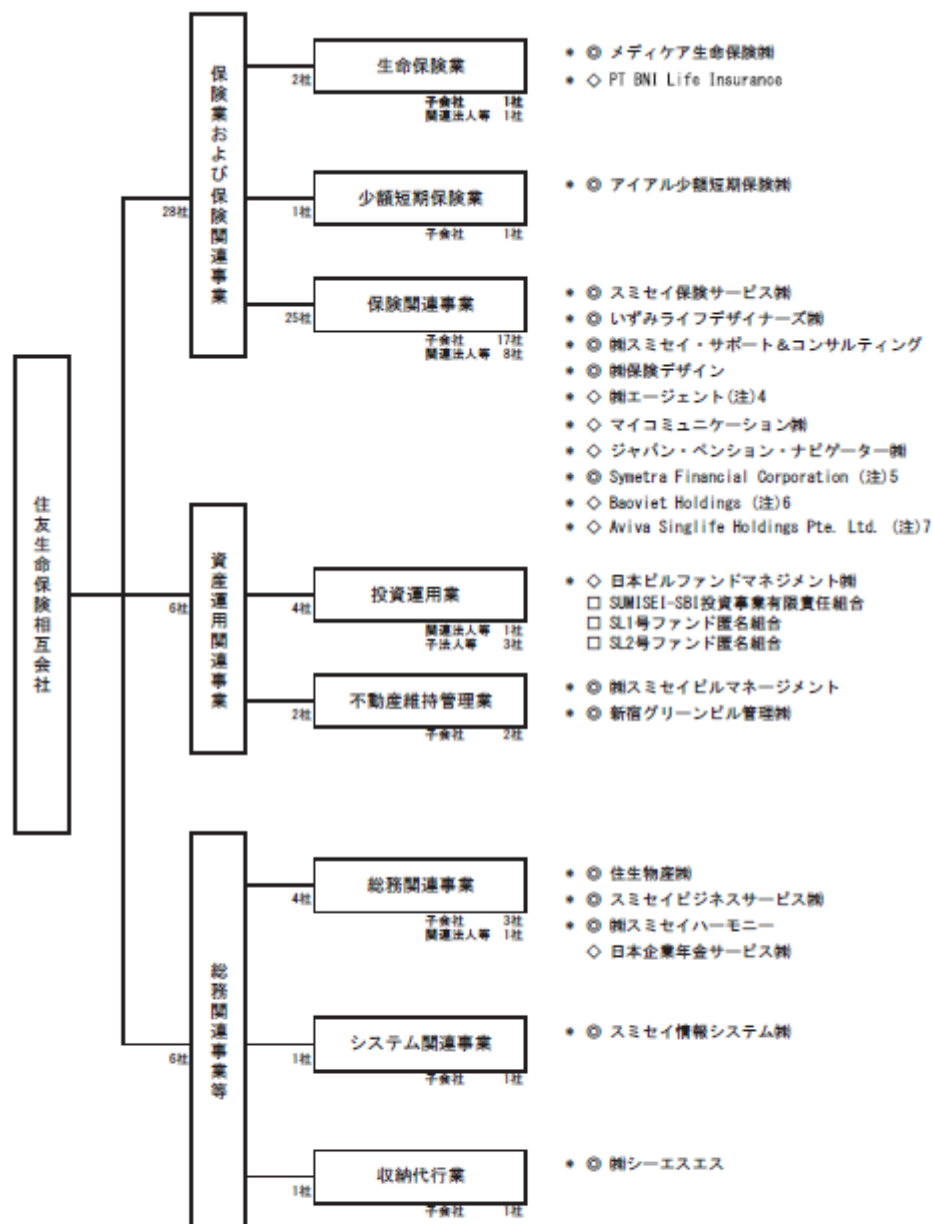
保険業法第2条第5項に定める相互会社

c 沿革

1907(明治40)年	5月	日之出生命保険株式会社設立(住友生命の創業年月)
1926(大正15)年	5月	住友生命保険株式会社に社名変更
1947(昭和22)年	8月	国民生命保険相互会社設立
1952(昭和27)年	6月	住友生命保険相互会社に社名変更
1960(昭和35)年	10月	住友生命社会福祉事業団(現住友生命福祉文化財団)設立
1977(昭和52)年	12月	「スミセイ絵画コンクール」がスタート
1985(昭和60)年	6月	住友生命健康財団設立
1986(昭和61)年	2月 4月	「スミセイ安心だより」送付開始 「全国縦断チャリティコンサート」がスタート
1990(平成2)年	4月 12月	「いずみホール」をオープン 「創作四字熟語」スタート
1999(平成11)年	4月	介護保障商品の発売を開始 「ご契約重要事項のお知らせ」作成
2000(平成12)年	9月 11月	三井グループ・住友グループの金融各社による確定拠出年金の運営管理機関ジャパン・ペンション・ナビゲーター設立 住友海上(現三井住友海上)との全面提携
2001(平成13)年	4月 7月 10月	「LIVE ONE」発売 本社ビル竣工 生保8社による企業年金事務・システム受託会社 ジャパン・ペンション・サービス(現日本企業年金サービス)設立
2002(平成14)年	10月 12月	銀行等の窓口にて年金商品の販売開始 三井住友アセットマネジメント営業開始
2003(平成15)年	9月	「Qパック」発売
2004(平成16)年	10月	アリコジャパン(現メットライフ生命)との業務提携
2005(平成17)年	4月 11月	「スミセイの千客万頼」発売 中国人民保険と合併で中国人民人寿保険を設立
2006(平成18)年	4月 6月 9月 12月	「指定代理請求特約」発売 外部専門家で構成する「保険金等支払審議会」設置 スミセイダイレクトサービス開始 保険金等の支払に関する「相談窓口」および「社外弁護士による無料相談制度」開設
2007(平成19)年	5月 6月 11月	創業100周年 「未来を築く子育てプロジェクト(現未来を強くする子育てプロジェクト)」開始 「がん長期サポート特約」発売
2008(平成20)年	3月 10月	社外有識者で構成する「CS向上アドバイザー会議」設置 保険約款をCD-ROM化開始
2009(平成21)年	2月 10月	「入院保障充実特約」発売 三井住友海上の個人向け・企業向け損保商品の全面販売開始 保険代理店子会社を合併し、いずみライフデザイナーズに改称
2010(平成22)年	4月 10月	生命保険子会社メディケア生命営業開始 エンベディッド・バリューを開示
2011(平成23)年	3月	ブランド戦略の開始 新コーポレートブランドスタート 「Wステージ」発売 「スミセイ未来応援活動」開始
2012(平成24)年	3月 12月	「スミセイ未来応援サービス」開始 パオベトホールディングス(ベトナム)と戦略的業務提携を締結

2013(平成25)年	3月	「がんPLUS」「救Q隊GO」「ドクターGO」発売、「スミセイ・セカンドオピニオン・サービス」開始
	8月	「バリューケア」発売、「スミセイ ケア・アドバイス・サービス」開始
	12月	バンク・ネガラ・インドネシア、BNIライフ・インシュアランスと戦略的業務提携を締結 「たのしみワンダフル」「たのしみ未来」発売
2014(平成26)年	3月	「スミセイアフタースクールプロジェクト」開始
	6月	先進医療給付金の医療機関あて直接支払いサービス開始 メディケア生命を完全子会社化
	9月	「スミセイ健康相談ダイヤル」開設 「YOUNG JAPAN ACTION 浅田真央×住友生命」がスタート
2015(平成27)年	7月	指名委員会等設置会社へ移行
	9月	「1UP」発売
2016(平成28)年	2月	米国生命保険グループ「シメトラ」の買収手続き完了
	7月	「Japan Vitality Project」開始
	10月	エヌエヌ生命と業務提携を締結
2017(平成29)年	3月	「プライムフィット」発売
	5月	住友生命創業110周年社会貢献事業「スミセイバイタリティアクション」がスタート
	7月	株式会社保険デザインを子会社化
2018(平成30)年	7月	住友生命「Vitality」発売 ソニー生命と業務提携を締結
	10月	アクサ生命と業務提携を締結
2019(令和元)年	6月	シングライフへ出資
	8月	アイアル少額短期保険を子会社化
2020(令和2)年	3月	「認知症PLUS」発売
	11月	SUMISEI INNOVATION FUNDを設立
2021(令和3)年	3月	「がんPLUS ALIVE」発売

d 事業の内容
事業系統図



- (注) 1. 本図は2021年3月31日現在の状況です。
 2. 「◎」を表示した会社は子会社(保険業法第2条第12項に規定する子会社)、
 「◇」を表示した会社は関連法人等(保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等)、
 「□」を表示した会社は子法人等(保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いた子法人等)です。
 3. 「※」を表示した会社は、2021年3月期の連結子会社、持分法適用会社です。
 4. ㈱エージェントは、2021年7月1日付で㈱エージェント・インシュアランス・グループに社名変更しております。
 5. Symetra Financial Corporationの子会社であるSymetra Life Insurance Companyなど12社も、当社の子会社となります。
 6. Baoviet Holdingsの子会社であるBaoviet Life Corporationも、当社の関連法人等となります。
 7. Aviva Singlife Holdings Pte. Ltd.の子会社であるSingapore Life Pte. Ltd.など2社も、当社の関連法人等となります。

e 営業の概況

住友生命の営業の概況については、後記第4「発行者及び関係法人情報」、2「原保有者その他関係法人の概況」をご参照下さい。

f 割合その他の管理資産における本劣後ローン債権への集中の状況

住友生命は、管理資産を構成する本劣後ローン債権の唯一の債務者です。

g 本劣後ローン債権の内容

前記「本劣後ローン債権の概要」をご参照下さい。

管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権については、価格等の調査は行われていません。

(4)【管理資産を構成する資産の回収方法】

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済については、原保有者から当社に対して本劣後ローン債権が譲渡された後においては、住友生命は当社に対して直接これを行うものとされています。本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済の詳細については、前記(3)「管理資産を構成する資産の内容」をご参照下さい。

3【管理及び運営の仕組み】

(1)【資産管理等の概要】

【管理資産の管理】

a 概要

管理資産を構成する本劣後ローン債権は、本劣後ローン契約に基づき原保有者であるSMBC日興証券が住友生命に対して貸付金の貸付を行うことによって発生したものです。

原保有者であるSMBC日興証券は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の譲渡に際して、自らが、その保有している本劣後ローン債権の単独唯一の権利者であり、その権利は他者の如何なる担保権その他の権利にも服するものではなく、自分のみがその処分権限を有することを除き、当社に対して、本劣後ローン債権に関連して、その有効性を含む一切の事項についての事実表明及び保証を何ら行っておりません。

本劣後ローン債権の債務者である住友生命は、本劣後ローン契約において、本劣後ローン契約締結日付及び本劣後ローン貸付実行日付で、原保有者に対し、前記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本劣後ローン債権の概要」、k「事実の表明及び保証」記載の事実を表明し、保証しており、本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の当社への譲渡に対する承諾を行うに際し、本劣後ローン契約において原保有者に対して行った事実表明は、それが為された時点において全て真実且つ正確であり、且つ本劣後ローン債権譲渡契約の締結日及び本劣後ローン債権の譲渡実行日においても真実且つ正確であること及び本劣後ローン債権の譲渡は、住友生命に適用される法令により禁止されていない旨を原保有者及び当社に表明し、保証しています。

当社の普通株式及びA種優先株式の状況並びにその保有者については後記第4「発行者及び関係法人情報」、1「発行者の状況」をご参照下さい。なお、当社は、未償還の本社債が残存する限り当該株式の保有者たる株主に対する配当を行わないこと並びに資本金及び資本準備金の額の減少を行わないことを本社債管理委託契約において約束しています。

住友生命による本劣後ローン債権の利息の支払は各本劣後ローン利払日に、元本の弁済は本劣後ローン弁済日に当社に対して直接行われます。本社債要項においては、本劣後ローン利息の支払による回収金は当社の本社債関連口座内の利息支払勘定に、本劣後ローン元本の弁済による回収金は当社の本社債関連口座内の元金償還勘定において、それぞれ管理するものとされています。

当社は、本資産管理委託契約に基づき、本資産管理受託会社に対し、本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

b 回収金の処理の方法

(a) 本社債管理委託契約において、当社は、本社債管理委託契約に定めるとおり、当社の本社債関連口座を開設するものとし、本社債関連口座内の金銭を、()費用支払勘定、()利息支払勘定及び()元金償還勘定に区分して管理するものとされています。

(b) 本社債管理委託契約において、当社は、本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、保有する金銭を後記(c)()から()までに定める方法に基づき本社債関連口座内においてのみ保管するものとされています(但し、本社債買入消却関連合意に基づき受領した金銭については、本社債買入消却関連合意に従い、随時、本社債の買入消却に関連する支払に充当することができます。)。但し、本社債関連口座を開設している金融機関の格付が本格付機関による格付において、下記口座変更基準に定める格下げが公表された場合には、当社は当該格下げが公表されてから可能な限り速やか(遅くとも14東京銀行営業日以内)に、本格付機関の格付において下記の基準を上回る金融機関に新たに本社債関連口座を開設し、従来の本社債関連口座において保管されていた金銭をそれぞれ本社債管理者に対する書面による通知の上、移転するものとし、以後も同様とします。なお、当社は、本格付機関の格付において下記の基準を上回る格付を取得している金融機関への本社債関連口座の移転については、本社債管理者に対する書面による通知の上、いつでも行うことができます。

口座変更基準

株式会社格付投資情報センター

短期格付(又はこれと同等とみなされる発行体格付)がa-2(又はこれと同順位の格付)未満となった場合

(c) 本社債管理委託契約において、当社は、下記の()から()までに定める方法と順序においてのみ金銭の支払を行うことができるものとされています。但し、本社債買入消却関連合意に基

づき受領した金銭については、本社債買入消却関連合意に従い、随時、本社債の買入消却に関連する支払に充当することができます。

- () 当社は、本劣後ローン契約に基づき住友生命から受領した金銭のうち本劣後ローンの利息(未払残高を含みます。)として受領した金銭については、本社債関連口座に入金した上、利息支払勘定において管理し、本劣後ローン契約に基づき住友生命から受領した金銭のうち本劣後ローンの元本として受領した金銭については、本社債関連口座に入金した上、元金償還勘定において管理します。出資発行代り金については、その総額を本社債関連口座に入金した上、費用支払勘定において管理します。また、上記以外に当社が金銭を受領した場合における当該金銭については、その総額を本社債関連口座に入金した上、費用支払勘定において管理します。

- () 本社債の元金を償還すべき日又は利息を支払うべき日において、下記の方法に従い、費用並びに本社債の元金及び利息等の支払を行うものとし、但し、本社債の元金及び利息の支払に関しては後記4「証券所有者の権利」、(1)「利払日及び利息支払の方法」及び同(2)「償還期限及び償還の方法」、「償還の方法及び期限」の規定に従います。

本社債の元金を償還すべき日に該当しない本社債の利息を支払うべき日においては、利息支払勘定から本社債の利息及び未払残高の支払を行い、かかる支払を行った後の残余については、全て利息支払勘定に留保します。

本社債の元金を償還すべき日(後記4「証券所有者の権利」、(2)「償還期限及び償還の方法」、「償還の方法及び期限」b又はcの記載に基づき期限前償還される場合を含みます。)においては、利息支払勘定及び元金償還勘定から本社債の利息、未払残高及び元金の支払を行い、かかる支払を行った後の残余については、全て費用支払勘定に入金します。

- () 下記の項目に該当する支払については、その支払時期が到来した時点において、随時、費用支払勘定から行うことができます。

当社に対し、日本国又はその地方公共団体若しくはその下部行政機関により課される公租公課の支払。

諸費用の支払。

本(c)において「諸費用」とは、以下に掲げる費用を意味するものとし、

- イ 本社債管理者に対して、本社債管理委託契約に基づき支払う社債管理手数料並びに損害、債務及び費用
- ロ 本資産管理受託会社である三井住友信託銀行に対して、本資産管理委託契約に基づき支払う報酬、立替費用及び損害等の補償
- ハ 当社が当社の会計監査人に対して支払う報酬及び費用
- ニ 本格付機関に対して支払う本社債に関する格付手数料
- ホ 支払代理人である三井住友信託銀行に対して、本社債事務委託契約に基づき支払う元金償還手数料及び利息支払手数料
- ヘ 事務管理会社である東京共同会計事務所に対して、本事務管理委託契約に基づき支払う報酬
- ト 税務事務管理受託者である東京共同会計事務所に対して、本税務事務管理委託契約に基づき支払う報酬

前記 以外に当社の運営及び管理に必要な費用の支払。

- () 前記()から()までの規定にかかわらず、当社は、払込期日に(但し、下記 から までについては、請求のあり次第速やかに)以下の支払を費用支払勘定より行います。

払込期日までに支払期限の到来した公租公課

幹事会社に対して、本引受契約に基づき支払う引受手数料及び費用

三井住友信託銀行に対して、本社債事務委託契約に基づき支払う社債事務委託手数料及び本資産管理委託契約に基づき支払う報酬

本社債の発行に関し保管振替機構に対して支払う手数料

SMBC日興証券に対して、アドバイザー契約に基づき支払うアドバイザー手数料(以下「本アドバイザー報酬」といいます。)

事務管理会社である東京共同会計事務所に対して、本事務管理委託契約に基づき支払う報酬

その他本社債の発行に関連して必要となる費用(当社設立費用、弁護士費用、会計士費用、税理士費用、本格付機関に対して支払う格付手数料等を含みますが、これらに限られません。)

本劣後ローン債権譲渡契約第2条第1項に基づき当社から原保有者に対して支払う本劣後ローンに係る貸付債権の売買代金

- (v) 本社債権者は、本(c)に従って本社債権者以外の者に支払われた金額について、その後に来する本社債の元金を償還すべき日又は本社債の利息を支払うべき日における当社の財産の不足を理由としてその返還を求める権利を有しないものとします。
- c 本社債の元金の償還及び利子の支払等に重大な影響を及ぼす要因については、後記6「投資リスク」、(1)「投資に関するリスクの特性」、「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

【管理報酬等】

管理資産から支払われる報酬及び手数料としては以下のものがあり、前記「管理資産の管理」、b「回収金の処理の方法」、(c)の記載に従い支払います。

- a 当初支払手数料として、幹事会社に対する引受手数料、三井住友信託銀行に対する社債事務委託手数料及び資産管理委託手数料、本社債の振替機関である保管振替機構に対する手数料、SMBC日興証券に対する本アドバイザー報酬、東京共同会計事務所に対する本事務管理委託契約に基づく報酬、本社債の発行に関連して必要となる費用(当社設立費用、弁護士費用、会計士費用、税理士費用、本格付機関に対する格付手数料等を含みますがこれらに限られません。)及びその他当社を維持するために必要となる費用を当社は支払うものとし、その合計は約392百万円です。
- b 期中費用として、以下の費用を当社は支払います。
- (a) 支払代理人である三井住友信託銀行を通じて、本社債権者が本社債を保有する口座管理機関に対して、()元金償還手数料として、当該本社債の元金(期限前償還する場合には、償還価額の総額)の10,000分の0.075並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、()利息支払手数料として、当該本社債の元金(期限前償還日における利金支払の場合には、当該期限前償還前の残存元金)の10,000分の0.075並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、それぞれ支払います。当社は、()元金償還手数料を本社債の償還日(期限前償還事由が生じた場合には、期限前償還日)の3営業日前の日までに、()利息支払手数料を本社債の利払日の3営業日前の日までに、それぞれ支払代理人である三井住友信託銀行に交付します。
- (b) 本社債管理者である三井住友信託銀行に対して、毎月の社債管理手数料を、各々その前月末における本社債の未償還元金残高100円につき0.5銭の料率(年率)で月割により計算し、これに消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、毎年3月及び9月の25日(東京銀行営業日でない場合には、その前東京銀行営業日)に支払います。但し、払込期日が属する月については、払込期日の翌日から当該月末日までの手数料を発行額に対して日割で計算し、また本社債の償還日に本社債が全額償還される場合、償還日が属する月については、当該月初日から償還日までの手数料を前月末における本社債の未償還元金残高に対して日割で計算します。この場合の日割計算は、年365日の方法によります。
- (c) 本資産管理受託会社である三井住友信託銀行に対して、アップフロントの委託報酬として5,000,000円(消費税及び地方消費税相当額は別途)を2019年6月26日に支払い、また、年間委託報酬として800,000円(消費税及び地方消費税相当額は別途)を、2019年6月26日を初回の支払期日とし、以降2079年6月26日まで毎年6月26日を支払期日として前払で支払うものとされています。但し、()本資産管理委託契約が終了する日(当日を含みます。)以降に到来する支払期日においては年間委託報酬を支払わないものとし、()支払期日以外の日において本資産管理委託契約が終了した場合には、その直前の支払期日に支払った年間委託報酬額から、当該支払期日の翌日から本資産管理委託契約が終了した日までについて1年365日の日割で計算した額(1円未満を切り捨てます。)を控除した金額を、当社の請求に基づき、当社の指定する日までに払い戻すものとされています。また、本資産管理委託契約の契約期間が延長される場合の当該延長期間における委託報酬額については、当社及び本資産管理受託会社が別途合意するものとされています。上記各委託報酬を支払うべき日が東京銀行営業日以外の日に該当する場合は、その前東京銀行営業日にその支払を繰り上げるものとされており、かかる繰上げは委託報酬の計算に影響を及ぼさないものとされています。
- (d) 前記以外の主な期中費用として、本格付機関に対する格付手数料、当社の会計監査人に対する報酬及び東京共同会計事務所に対する報酬その他当社を維持するために必要となる費用を当社は支払うものとし、その合計は年間約17百万円です。

【その他】

当社の定款の変更は、株主総会の決議によらなければなりません。

当社は、本社債管理委託契約において、事前に本社債管理者の書面による承諾がない限り、定款を変更(但し、後記4「証券所有者の権利」、(3)「その他」、「当社の遵守事項」、n但書に基づいてA種優先株式を発行するために定款を変更する場合及び同o但書に基づいて普通株式を発行するために定款を変更する場合を除きます。)しないことを約束しています。

本社債管理委託契約において、当社は、資産関連諸契約及び本劣後ローン契約は、本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き変更することができないものとされています。

本劣後ローン債権譲渡契約を変更する場合には、事前に本格付機関にその旨を書面で通知することとしています。本社債管理委託契約を変更する場合には、当社は事前にその旨を本格付機関に報告します。

本資産管理委託契約は、()本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合又は()後記4「証券所有者の権利」、(3)「その他」、「当社の遵守事項」、uに基づき許容されうる場合を除き、変更・修正できないものとされています。本資産管理委託契約を変更する場合には、当社は事前にその旨を本格付機関に報告します。

本社債管理委託契約を変更した場合、変更後の契約に係る証書の謄本を当社及び本社債管理者の本店に備え置き、その営業時間中、一般の閲覧又は謄写に供します。また、当社の定款又は資産関連諸契約若しくは本劣後ローン契約を変更した場合、変更後の定款又は契約に係る証書の謄本を当社の本店に備え置き、その営業時間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる謄写に要する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

(2)【信用補完等】

本社債については、特段の信用補完・流動性補完は行われていません。なお、当社の普通株式及びA種優先株式の払込金は当社の本社債関連口座内の費用支払勘定において保管され、公租公課の支払や諸費用の支払の原資として利用されますが、本社債関連口座内の利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が、本社債の利息及び元金の支払に不足する場合においても、当該不足に係る金額については、本社債関連口座内の費用支払勘定から支払われるものではありません

(3)【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

4【証券所有者の権利】

本社債権者に対して支払う利息金額及び償還金額の計算方法については、以下(1)「利払日及び利息支払の方法」及び(2)「償還期限及び償還の方法」をご参照下さい。

本社債権者が有する利息支払請求権及び元金償還請求権は、各々、本社債の各利払日及び償還日(期限前償還事由が発生した場合、期限前償還日)に、当該日に支払が行われるべき金額について確定的に発生します。利息支払請求権及び元金償還請求権の消滅時効は、かかる権利が確定的に発生する利払日及び償還日から各々5年及び10年です。本社債に関する元金及び利息は、社債等振替法及び業務規程等に従い、各本社債権者に係るそれぞれの口座管理機関を通じて支払われます(但し、直接加入者の自己保有分については、支払代理人よりかかる直接加入者に対し、直接、支払われます。)

当社は、本社債の全額が償還されるまでは、本社債以外の現在又は将来の債務を担保するために、当社の資産の上に抵当権、質権、先取特権その他の担保を設定せず、またこれを発生せしめないものとします。

本社債権者は、本社債の償還日が到来した場合において、当社の資産から充当した後に、本社債の未償還元金又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元金総額及び未払利息額が当社の全ての財産が換金された金額を超過するときは、その超過額につき、その債権を放棄するものとします。

本社債権者は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、当社又はその財産について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のありうる同様の法的手続を自ら又は第三者を通じて申し立てず、第三者による申立てに対し参加、同意等を行わないものとされます。

(1) 利払日及び利息支払の方法

本社債の利息は、払込期日の翌日(当日を含みます。)からこれを付し、2019年12月26日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後各利払日に、各々その日(当日を含みます。)までの前半か年分を支払います。

本社債の利払日が東京銀行営業日でない場合は、その支払は前東京銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、支払われる本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。

払込期日の翌日(当日を含みます。)から2024年6月26日(当日を含みます。)までの間において半か年に満たない期間につき本社債利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

2024年6月26日の翌日(当日を含みます。)以降の本社債利息を計算するときは、各利息計算期間に関し、各本社債権者が各口座管理機関(業務規程等に定める口座管理機関をいいます。)に保有する各社債の金額の総額に、前記1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「利率」、a(b)又は(c)に基づき決定される利率に当該利息計算期間の実日数を分子とし360を分母とする分数を乗じて得られる値(小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。)を乗じることによりこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

本社債の償還日以降、当該償還額(本社債の元金の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元金の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。)に係る利息は発生しないものとします。なお、a(a)当該償還日において残存する経過利息又は(b)当該償還日が利払日に該当する場合の本社債利息及びb未払残高は、後記(2)「償還期限及び償還の方法」、「償還の方法及び期限」の記載に従い償還とともに支払われます。

利息支払の停止

当社は、利払停止事由が生じた場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該利払日の10東京銀行営業日前までに)通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べます。当該繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には、利息を付しません。

未払残高の支払

- a 当社は、未払残高支払事由が生じた場合には、当該未払残高支払事由に係る本劣後ローン未払残高支払額相当額である支払金額を、本社債権者及び本社債管理者に対し、本aの記載に従った支払を行う利払日から10東京銀行営業日以上15東京銀行営業日以内の事前の通知(かかる通知には

支払われる未払残高を記載することを要します。)を行うことにより、未払残高支払事由が発生した後最初に到来する利払日(但し、当該利払日に先立って上記の事前通知を行うことが実務上不可能な場合には、翌利払日)に、当該利払日時点の本社債権者に支払います。その場合、支払われる金額は、各本社債権者が各口座管理機関(業務規程等に定める口座管理機関をいいます。)の各口座に保有する各本社債の金額の総額に、支払金額の一通貨あたりの利子額を乗じて算出されます。

- b 未払残高の支払については、本「未払残高の支払」の記載のほか、前記1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「劣後条件等」、a「劣後特約(当社劣後事由)」及びb「劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))」記載の劣後特約に従います。

本社債利息及び経過利息の支払については、本(1)「利払日及び利息支払の方法」の記載のほか、前記1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「劣後条件等」、a「劣後特約(当社劣後事由)」及びb「劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))」の記載に従います。

(2) 償還期限及び償還の方法

償還価額

各本社債の金額100円につき金100円。

償還の方法及び期限

- a 本社債の元金は、後記b又はcの記載に基づき期限前償還される場合及び後記eの記載に基づき買入消却される場合を除き、最終償還日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。但し、前記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本劣後ローン債権の概要」、e「弁済の方法及び期限」、(a)の記載に基づき、本劣後ローン最終弁済日が延期された場合には、最終償還日は延期後の本劣後ローン最終弁済日の直後の利払日まで延期されるものとし、その間も、当該利払日(当日を含みます。)まで、前記1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「利率」、a(c)に記載の利率による利息が発生するものとし、
- b 当社は、前記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本劣後ローン債権の概要」、e「弁済の方法及び期限」(b)の記載に基づき、本劣後ローン期限前弁済が本劣後ローン利払日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該本劣後ローン利払日の直後の利払日である本社債期限前償還日(利払日)より30日以上60日以内の事前の)通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本社債期限前償還日(利払日)において、当該時点で残存する本社債の元金の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該利払日における本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。
- c 当社は、前記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本劣後ローン債権の概要」、e「弁済の方法及び期限」、(b)の記載に基づき、本劣後ローン期限前弁済が本劣後ローン利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該本劣後ローン期限前弁済が行われる日の3東京銀行営業日後の日である本社債期限前償還日(利払日以外)より30日以上60日以内の事前の)通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本社債期限前償還日(利払日以外)において、当該時点で残存する本社債の元金の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該日(当日を含みます。)までの経過利息及び未払残高の支払とともに償還します。
- d 前記aからcまでの記載に基づき本社債が償還される償還日が東京銀行営業日でない場合は、その支払は前東京銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、支払われる経過利息又は本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。
- e 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、前記1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「振替機関に関する事項」記載の振替機関が別途定める場合を除き、本劣後ローンの弁済が住友生命と当社の間で合意された場合に、いつでもこれを行うことができます。

- f 本社債の元金の償還及び買入消却については、本「償還の方法及び期限」の記載のほか、前記1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「劣後条件等」、a「劣後特約(当社劣後事由)」及び同b「劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))」記載の劣後特約に従います。

(3) その他

社債権者集会

- a 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいいます。)の社債(本において、以下「本種類の社債」といいます。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を後記「通知の方法」記載の方法により公告又は通知します。
- b 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行います。
- c 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しません。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する本社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができます。

当社の遵守事項

本社債管理委託契約において、当社は、本社債管理者に対し、本社債の元利金の全てが償還され又は支払われるまでの間、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、以下の各号に定めるところを遵守することを約束しています。

- a 当社は、本劣後ローン債権譲渡契約上の履行すべき一切の義務を履行し、本劣後ローン債権譲渡契約の各条項に従います。
- b 当社は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づきSMBC日興証券から当社に譲渡された本劣後ローン債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元利金支払債務の弁済並びにその附帯業務のほか、他の業務を行いません。
- c 当社は、本社債以外の現在又は将来の当社又は第三者の債務を担保するために、当社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。
- d 当社は、当社の資産につき貸付、譲渡、交換その他の処分を行いません。
- e 当社は、(a)本劣後ローン債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借入れる場合(但し、本社債に劣後する借入に限ります。)、本社債の元利金を償還若しくは支払うために必要な資金を借入れる場合(但し、本社債に劣後する借入に限ります。)、又は前記b記載の業務及びその附帯業務に関連して必要若しくは有益な債務の負担をする場合(当社による本社債関連諸契約及び資産関連諸契約の締結並びに当社がA種優先株式又は普通株式を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。)且つ(b)本格付機関が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本格付機関に確認した場合を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。
- f 当社は、前記b記載の業務及びその附帯業務に必要な資金を借入れず、リースを受けず、また、かかる業務遂行に必要な従業員を雇用しません。
- g 当社は、当社の財産である金銭を本社債管理委託契約の定めに従って支出又は運用します。
- h 当社は、資産関連諸契約及びこれに関連する契約に基づく他方当事者の義務を履行させるために必要な全ての行為を行い、かかる契約を遵守し、それに基づく当社の義務をその条項に従って履行します。

- i 当社は、本劣後ローン契約に基づく住友生命の義務を履行させるために必要な全ての行為を行います。
- j 当社は、事前に本社債管理者の書面による承諾がない限り、定款を変更(但し、後記n但書に基づいてA種優先株式を発行するために定款を変更する場合及び後記o但書に基づいて普通株式を発行するために定款を変更する場合を除きます。)しません。
- k 当社は、当社に適用される法令、規則、命令、判決、決定、通達及び当社の定款その他の内部規則を遵守します。
- l 当社は、金融商品取引法及びその他の関連法令等に従って官庁等に対する必要な届出、報告等に関する事務(金融商品取引法に基づく有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書の提出を含みますがこれらに限られません。)を適式に行います。
- m 当社は、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行いません。
- n 当社は、払込期日までに住友生命に対して発行するものを除き、A種優先株式を発行しません。但し、当社は、本社債の元利金の償還若しくは支払又はこれらに関連する費用(本社債の期限前償還の場合を含みますが、これに限られません。)その他当社の事業の運営、維持及び管理に必要な費用を支払うための資金を調達する場合には、随時住友生命及び本一般社団法人に対して、A種優先株式を発行することができます。
- o 当社は、本一般社団法人以外の者に対して、普通株式を発行しません。但し、当社は、本一般社団法人に対して、随時普通株式を発行することができます。
- p 当社は、子会社(会社法第2条第3号並びに会社法施行規則第3条第1項及び第3項における意味を有します。)を持ちません。
- q 当社は、組織変更(会社法第2条第26号における意味を有します。)、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は自己信託の設定を行いません。
- r 当社は、株式について配当を行いません。
- s 当社は、適用ある法令上提出が必要となる税務関連の申告書を税務当局にその提出すべき時期までに提出します。
- t 当社は、自ら又は当社の役員若しくは当社の普通株主をして、当社又はその資産について、本社債に関する当社の債務の弁済が完了してから1年と1日を経過するまでの間、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のありうる同様の法的手続を申し立てる権利を放棄し又は放棄せしめることに同意します。
- u 当社は、本社債に関する本社債権者の権利に悪影響を生じさせる本劣後ローン契約、本社債関連諸契約及び資産関連諸契約の変更(法令の改正又は制定に伴い、当該法令の遵守に必要となる変更を除きます。)を行いません。

通知の方法

- a 本社債に関する本社債権者への通知は、法令に別段の定めがある場合を除き、電子公告の方法によりこれを行うものとします。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行うものとします。
- b 前記aの記載にかかわらず、当社が公告を行うことに代えて、全ての本社債権者に直接通知する場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、本社債要項に基づく公告を省略することができます。

- c 本報告書提出日現在における、当社の電子公告のURLは、
「<http://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/m/3/m353/index.html>」です。

契約証書等の閲覧及び謄写

本社債要項及び本社債管理委託契約の謄本は、当社及び本社債管理者の本店に備え置き、その営業時間中、一般の閲覧又は謄写に供します。かかる謄写に要する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。当社の定款並びに本劣後ローン契約及び資産関連諸契約の各契約証書の謄本は、当社の本店に備え置き、その営業時間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる謄写に要する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

本社債要項の変更

- a 本社債要項に定められた事項(但し、発行代理人及び支払代理人の記載を除きます。)の変更は、法令の定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要します。但し、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じません。
- b 前記aの社債権者集会の決議は、本社債要項と一体をなすものとされ、本社債を有する全ての本社債権者に対してその効力を有します。

元利金の支払

本社債に関する元利金は、社債等振替法及び業務規程等に従って支払われ、当社は、後記「発行代理人及び支払代理人」に定める支払代理人を経由しての業務規程等に定義された機構加入者に対する元利金の交付をもって、本社債の元利金の支払に係る債務を免責されるものとします。

発行代理人及び支払代理人

本社債の業務規程等における発行代理人及び支払代理人は、三井住友信託銀行です。

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。

5【管理資産を構成する資産の状況】

(1)【管理資産を構成する資産の管理の概況】

管理資産を構成する資産の管理の状況については、前記3「管理及び運営の仕組み」、(1)「資産管理等の概要」、 「管理資産の管理」をご参照下さい。

(2)【損失及び延滞の状況】

	総債権残高	延滞額	比率
2019年12月	50,004,508千円	- 千円	- %
2020年12月	50,004,532千円	- 千円	- %
2021年12月	50,004,532千円	- 千円	- %

総債権残高とは、当該月末における管理資産の元利金等合計額をいいます。

(3)【収益状況の推移】

	第1期 自2019年 4月25日 至2019年12月31日	第2期 自2020年 1月 1日 至2020年12月31日	第3期 自2021年 1月 1日 至2021年12月31日
収益			
金融収益	169,508千円	330,024千円	330,000千円
費用	189,911千円	356,592千円	356,241千円
期末残高 元本金額の期末 残高	50,000,000千円	50,000,000千円	50,000,000千円
元本金額の期末 残高に占める 収益額の比率	0.34%	0.66%	0.66%
元本金額の期末 残高に占める 費用額の比率	0.38%	0.71%	0.71%

(4)【買戻し等の実績】

該当事項はありません。

6【投資リスク】

(1) 投資に関するリスクの特性

当社は、本劣後ローン債権を裏付けとして本社債を発行しました。本社債の元利金の支払は、当社が取得した本劣後ローン債権の元利金を支払原資として行われますが、住友生命の信用状態が悪化した場合その他の理由により、かかる支払債務の履行が行われない可能性があります。従って、本社債の元利金支払の前提となっている本劣後ローン債権の支払債務の履行が必ずしも確実に行われるとは限らない以上、本社債においてはその元金や一定の投資成果が保証されているものではありません。

本劣後ローン債権にかかる支払債務の履行の程度その他の理由に基づく本劣後ローン債権の価値の下落、その他、以下「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載される事由により、投資家は損失を被ることがあります。

また、本社債は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

本社債に関する投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事由については、以下「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

上記及び以下「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載される将来に関する事項は本報告書提出日現在において判断したものです。

元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

a 元金償還資金又は利息支払資金が不足するリスク

当社は、通常の事業会社等とは異なり、普通株式及びA種優先株式の払込金並びに原保有者から取得した本劣後ローン債権の他には、特段の資産を有しません。普通株式及びA種優先株式の払込金は専ら当社の当初費用並びに当社の維持、管理及び運営のための期中費用の支払資金に充当され、本社債の元利金の支払に充当されることはなく、且つ、払込期日後に当社が追加の普通株式又はA種優先株式を発行する場合においてその引受を約束している第三者は存在しません。従って、本社債の利息の支払は住友生命が支払う本劣後ローン利息の支払金によって行われ、本社債の元金の償還は住友生命が支払う本劣後ローン元本の弁済金によって行われることとなりますが、本劣後ローン債権の債務者である住友生命による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。このため、本社債の償還及び利息の支払は本劣後ローン債権の債務者である住友生命による本劣後ローン債権の元本の弁済及び利息の支払の状況に影響されることとなります。そのため、住友生命による本劣後ローン債権の元本の弁済及び利息の支払の状況如何によっては、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

このように本社債の元金の償還及び利息の支払は専ら住友生命の信用力に依存しており、その時々住友生命の信用力によっては、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

これらのリスク要因については、住友生命の財務状況に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

b 本社債の元金の償還に関するリスク

(a) 本社債の元金が最終償還日に償還されないリスク

本社債の元金は、前記4「証券所有者の権利」、(2)「償還期限及び償還の方法」、「償還の方法及び期限」b又はcの記載に基づき期限前償還される場合及び前記4「証券所有者の権利」、(2)「償還期限及び償還の方法」、「償還の方法及び期限」eの記載に基づき買入消却される場合を除き、最終償還日である2079年6月26日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする利息及び未払残高の支払とともに償還することが予定されています。但し、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン最終弁済日が延期された場合には、本社債の最終償還日は延期後の本劣後ローン最終弁済日の直後の利払日まで延期されるものとされています。

そして、本劣後ローン契約上、本劣後ローン元本は、本劣後ローン弁済要件を充足した場合に限り、本社債の最終償還日(当該日が東京銀行営業日でない場合には、その前東京銀行営業日とします。)の3東京銀行営業日前の日である本劣後ローン最終弁済日に、その残存総額を、本劣後ローン最終弁済日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済するものとされています。本劣後ローン最終弁済日に本劣後ローン弁済要件が充足されなかった場合、本劣後ローン最終弁済日は本劣後ローン弁済要件が充足される最初の本劣後ローン利払日まで延期されるものとされています。

以上から、本劣後ローン最終弁済日において本劣後ローン弁済要件を充足できない場合には、本劣後ローン弁済要件が充足される最初の本劣後ローン利払日まで本劣後ローン元本の弁済を行うことができず、その間、本社債の元金の償還も行われないうこととなります。その結果、本社債権者による投資資金の回収が、潜在的には無期限に延期される可能性があります。かかるリスク要因については、本社債の商品性に起因するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

- (b) 当社及び本社債権者が、それぞれ本劣後ローン及び本社債の期限の利益を喪失させる権利を有しないリスク

本劣後ローンには期限の利益喪失に関する特約が付されず、本劣後ローンが期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本劣後ローンの元本の弁済若しくは利息の支払が行われなかった場合、住友生命が本劣後ローンに関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本劣後ローンについて期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本劣後ローンの元本の弁済は行われません。その結果、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

加えて、本社債にも期限の利益喪失に関する特約が付されません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本社債の元金の償還若しくは利息の支払が行われなかった場合、当社が本社債に関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本社債について期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本社債の元金の償還は行われません。

かかるリスク要因については、本劣後ローン及び本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

- (c) 本社債の期限前償還に関するリスク

当社は、本劣後ローン契約に基づき本劣後ローン元本の期限前弁済が行われる旨の通知を受領した場合には、残存する本社債の元金の全部(一部は不可)を期限前償還するものとされています。

そして、本劣後ローン契約上、住友生命は、その選択により、2024年6月26日(当該日が東京銀行営業日でない場合には、その前東京銀行営業日とします。)の3東京銀行営業日前の日以降に到来するいずれかの本劣後ローン利払日である本劣後ローン任意弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、残存する本劣後ローン元本の全部(一部は不可)を期限前弁済することができるものとされています。さらに、資本事由、税制事由、資本金変更事由、グロスアップ事由又は本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該弁済のために設定する日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、残存する本劣後ローン元本の全部(一部は不可)を期限前弁済することができるものとされています。

以上から、本劣後ローン契約に従い住友生命が本劣後ローンの期限前弁済を行った場合には、本社債の期限前償還も行われます。この場合、本社債権者は、当該償還金をもって本社債よりも不利な条件での再投資しか行うことができない可能性があります。それに対する補償は当社及び住友生命を含むいかなる当事者も行いません。なお、本劣後ローン契約に従った住友生命による本劣後ローンの期限前弁済はいずれも住友生命の権利であり、住友生命に期限前弁済を義務付けるものではなく、住友生命がかかる権利を行使して期限前弁済を行うとの保証はありません。

また、本社債権者は、当社に対して本社債の期限前償還を求める権利及び住友生命に対して本劣後ローンの期限前弁済を求める権利を有していません。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

- c 本社債の利息の支払に関するリスク

本社債の利息の支払は、前記4「証券所有者の権利」、(1)「利払日及び利息支払の方法」記載のとおり利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定しています。しかしながら、住友生命による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済状況並びに住友生命の財務状況によっては、本社債のその時々における利息支払資金が不足する可能性があります。当社は、各利払日の直前の本劣後ローン利払日において、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン利息の支払が任意に又は強制的に停止される旨の通知を当社が受領した場合、当該通知に

係る利払日における本社債利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べる利払停止を行うこととされています。なお、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には利息は付されないものとされています。そして、本劣後ローン契約上、住友生命は、その裁量により、本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べる本劣後ローン任意停止を行うことができ、また、資本不足事由が生じ、且つ、継続している場合、又は本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務(但し、住友生命の基金を除きます。)がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べる本劣後ローン強制停止を行わなければならないものとされています。

以上から、住友生命が本劣後ローン任意停止を行い、又は上記事由が生じ本劣後ローン強制停止が行われている場合には、支払が停止された本劣後ローン利息の金額である本劣後ローン利払停止金額相当額の本社債利息の支払が繰り延べられることとなります。

このように、住友生命による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済状況並びに住友生命の財務状況によっては、本劣後ローン利息の支払が本劣後ローン契約に基づき繰り延べられる可能性があり、ひいては、本社債利息の支払が繰り延べられ、その結果、予定された利払日において本社債利息の支払が行われない場合があります。また、支払が繰り延べられた本社債利息については、その原因となった本劣後ローン利息の支払の繰延に係る本劣後ローン利払停止金額である本劣後ローン未払残高が住友生命から支払われない限り、当該繰延が生じた後においても支払われませんが、住友生命は、本劣後ローン最終弁済日までの間、本劣後ローン未払残高を支払う義務を負わず、また、本劣後ローン未払残高の支払を希望する場合でも、適用ある規制上の要件を充足し、資本不足事由が発生しておらず、原則として本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことが支払の条件とされています。なお、本劣後ローン契約上、本劣後ローン利息の支払が繰り延べられる場合においても、住友生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されないものとされています。さらに、本劣後ローン契約上、住友生命が当該基金に係る支払及び社員配当の支払を行っている場合や、本劣後ローン同順位劣後債務の弁済を行っている場合であっても、住友生命による本劣後ローン任意停止は禁止されません。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため当社による特段の対応は図られていません。

また、2024年6月26日の翌日(当日を含みます。)以降の本社債の利率の算出には、前記1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「利率」、b及びc記載のとおり市場金利としての円のライボーが用いられます。金利指標としてのライボーの不正操作問題を踏まえた金融安定理事会による金利指標改革の結果、2021年12月末以降円のライボーについては公表が停止されました。今後の円のライボーを用いた本社債の利率の算出方法については、代替的な金利指標の有無やライボーを参照する金融取引に関する実務動向等を踏まえた合理的な解釈に委ねられる可能性があります、その具体的な算出方法は現時点においては必ずしも明らかではありません。

かかるリスク要因については、ライボー及びライボーを参照する金融取引に関する実務動向等に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

d 本劣後ローン債権及び本社債がそれぞれ上位債権に劣後するリスク

本劣後ローン契約上、本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生するものとされています。また、当社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件(当社劣後事由)が成就した場合にのみ発生し、さらに、本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生するものとされています。

破産法上、債務者について破産手続が開始された場合、破産法第99条第2項により、約定劣後破産債権についての配当の順位は劣後的破産債権を含む他の全ての破産債権に後れるものとされ、また、同法第142条第1項により、破産手続上議決権を有しないものとされています。

これに対し、民事再生法上は、債務者について再生手続が開始された場合、民事再生法第155条第2項により、劣後的破産債権に後れる約定劣後再生債権の順位を考慮して、再生計画の内容に公正且つ衡平な差を設けなければならないとされています。また、更生特例法及び会社更生法上は、相互会社又は株式会社について更生手続が開始された場合、会社更生法第168条第3項(相互会社の場合、更生特例法第260条第1項及び第3項並びに会社更生法第168条第3項)により、更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正且つ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の

権利の順位とは、相互会社の場合は、(a)更生担保権、(b)一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、(c) ((b)、(d)及び(e)に掲げるもの以外の) 更生債権、(d)約定劣後更生債権、(e)基金に係る更生債権、(f)社員権の順序となり、株式会社の場合は、(A)更生担保権、(B)一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、(C) ((B)及び(D)に掲げるもの以外の) 更生債権、(D)約定劣後更生債権、(E)残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式、(F) ((E)に掲げるもの以外の) 株式の順序となります。従って、約定劣後再生債権又は約定劣後更生債権は、必ずしも他の再生債権又は更生債権に絶対的に劣後することまで要求されているわけではありません。

もっとも、上記の更生特例法等の規定は、前述のような契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、相互会社又は株式会社について更生手続、破産手続又は再生手続が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

また、本劣後ローン契約上、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就し、本劣後ローンに関する請求権が発生する場合であっても、支払を請求しうる金額は、本劣後ローンに関する債務を含む住友生命の本劣後ローン同順位劣後債務がそれと同額の住友生命の基金に基づく債務であると仮定し、且つ全ての住友生命の基金に基づく債務が同順位であると仮定した場合に、基金の払戻しとして支払われたであろう金額に減額されるものとされています。

保険業法第181条第2項は、解散した相互会社の清算人が基金の払戻しをする場合に「相互会社の債務の弁済をした後でなければ、してはならない」とし、相互会社の解散時においては、基金の払戻しはその他の相互会社の債務に劣後するものとされているほか、更生特例法上も相互会社について更生手続が開始された場合の更生計画における権利の順位についても、上記のとおり、他の更生債権に比べて基金に係る更生債権は劣後するものとされています。しかしながら、本劣後ローンについては上記のとおり、支払を請求しうる金額が減額されることにより基金と実質的に同順位の債務として取り扱われることが企図されています。

以上のとおり、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、住友生命が相互会社として解散又は倒産した場合においては、当社が本劣後ローン債権の元利金の支払につき住友生命の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金の全額を支払うために十分な資金を得られない可能性があり、その結果本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、住友生命が解散又は倒産しない場合でも、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、当社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき当社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

なお、本社債の発行日以後、住友生命が本劣後ローン債権と同順位の債権又はこれに優先する債権に係る債務を負担することは何ら制限されていません。

かかるリスク要因については、破産法、会社更生法、民事再生法及び更生特例法等に基づく法制度並びに住友生命及び当社の財務状況に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

e 原保有者の破産等に伴うリスク

当社は本劣後ローン債権譲渡契約に基づき原保有者から本劣後ローン債権の譲渡を受けていますが、かかる本劣後ローン債権の譲渡につき、原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続において、裁判所あるいは管財人等により、本劣後ローン債権は原保有者の破産財団、更生会社の財産、再生債務者の財産等に属するものであって、当社の本劣後ローン債権に対する権利は原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続との関係で担保権に過ぎないものとして取り扱われるリスクは、以下のような理由から極めて低いものと当社は考えています。

- (a) 原保有者及び当社は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき、本劣後ローン債権の真正な売却及び購入を意図していること。
- (b) 原保有者は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき本劣後ローン債権が当社に移転した後は、本劣後ローン債権に対して一切の権利を有さないこと。
- (c) 本劣後ローン債権譲渡契約上、当社は、原保有者に対して本劣後ローン債権の買い戻しを請求する権利を有さず、また、原保有者は本劣後ローン債権の買い戻しを行う義務を負担していないこと。
- (d) 原保有者は、本劣後ローン債権譲渡契約上、本劣後ローン債権の譲渡実行日現在における本劣後ローン債権に関する一定の事実表明及び保証を行っている以外には、本劣後ローン債権の回収可能性について、何らの責任を負担していないこと。

- (e) 本劣後ローン債権譲渡契約に基づく原保有者から当社に対する本劣後ローン債権の譲渡については確定日付ある証書による住友生命の異議なき承諾を取得する方法によって債務者及び第三者対抗要件が具備されていること。

かかるリスク要因については、上記のとおり極めて低いものと当社は考えていますが、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

f 住友生命の株式会社化に伴うリスク

住友生命は現在相互会社として保険業を営んでいますが、保険業法第85条第1項は「保険会社である相互会社は、その組織を変更して保険会社である株式会社となることができる。」として、相互会社が株式会社として組織変更することを認めています。

本劣後ローン契約上、住友生命が組織変更により株式会社となる場合には、組織変更の効力発生をもって本劣後ローン契約の一部の規定が読み替えられるものとされており、かかる読替の結果、組織変更前と比べて本劣後ローンの債権者の権利に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、読替前の本劣後ローン契約においては、本劣後ローン利息の支払が停止している場合に本劣後ローン同順位劣後債務に係る利息の支払等が禁止されますが、読替後はかかる支払等は禁止されません。また、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就し、本劣後ローンに関する請求権が発生する場合にその支払を請求しうる金額は、組織変更前においては、本劣後ローンに関する債務を含む住友生命の本劣後ローン同順位劣後債務がそれと同額の住友生命の基金に基づく債務であると仮定し、且つ全ての住友生命の基金に基づく債務が同順位であると仮定した場合に、基金の払戻しとして支払われたであろう金額に減額されますが、保険業法第89条により、株式会社への組織変更をする相互会社は原則として全ての基金を償却しなければならないため、組織変更後は、本劣後ローンに関する債務を含む住友生命の本劣後ローン同順位劣後債務がそれと同額の住友生命の最優先の株式であると仮定した場合に、住友生命の残余財産から支払われたであろう金額に減額されるものと読み替えられるものとされています。

以上から、住友生命が株式会社に組織変更する場合、その前後における住友生命の財務状況や資本構成の変動状況等によっては、本劣後ローン契約の債権者の権利に悪影響を及ぼす可能性があります、その結果本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

かかるリスク要因については、住友生命による株式会社への組織変更の実施その他の事情に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

g 当社が目的以外の債務を負うリスク

当社が、本社債の元金全額が償還されるまでに、本社債発行に関係のない債務を負うことにより、本社債権者が不測の損害を被る可能性があります。当社は、本社債管理委託契約において、本社債管理者に対し、本社債の元利金の全てが償還され又は支払われるまでの間、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、以下の各号に定めるところを遵守することを約束しています。

- (a) 当社は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づきSMBC日興証券から当社に譲渡された本劣後ローン債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元利金支払債務の弁済並びにその附帯業務のほか、他の業務を行いません。
- (b) 当社は、本社債以外の現在又は将来の当社又は第三者の債務を担保するために、当社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。
- (c) 当社は、その資産につき貸付、譲渡、交換その他の処分を行いません。
- (d) 当社は、()本劣後ローン債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借入れる場合(但し、本社債に劣後する借入に限ります。)、本社債の元利金を償還若しくは支払うために必要な資金を借入れる場合(但し、本社債に劣後する借入に限ります。)、又は上記アに規定する業務及びその附帯業務に関連して必要若しくは有益な債務の負担をする場合(当社による本社債関連諸契約及び資産関連諸契約の締結並びに当社がA種優先株式又は普通株式を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。)且つ()本格付機関が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本格付機関に確認した場合を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。
- (e) 当社は、前記(a)に規定する業務及びその附帯業務に必要なない資産を購入せず、リースを受けず、また、かかる業務遂行に必要なない従業員を雇用しません。

かかるリスク要因については、上記の本社債管理委託契約における当社の約束により、当社が本社債とは関係のない債務を負担し、本社債権者が不測の損害を被る可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

h 当社及び本一般社団法人に係る諸費用の支払原資に関するリスク

当社及び本一般社団法人は、それぞれ普通株式及びA種優先株式並びに基金の払込金として、それぞれが最終償還日までに支払うことが見込まれる当初費用並びに維持、管理及び運営のための期中費用(以下、本hにおいて「諸費用」と総称します。)の支払資金相当額以上の金銭の払込を受けました。そして、当該払込金は、最終償還日までのそれぞれの諸費用の支払に充当される予定です。

しかし、最終償還日までに、税制の変更等による公租公課の負担の増加その他の事情により諸費用が当初の想定よりも増加する可能性があります。また、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン最終弁済日が延期された場合には、本社債の最終償還日は延期後の本劣後ローン最終弁済日の直後の利払日まで延期され、当初想定していない最終償還日後の諸費用の支払が必要となることがあります。

これらの場合において、住友生命は、当該諸費用増加額相当額の本社のA種優先株式及び本一般社団法人の基金を払い込む義務又は当社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額を支払う義務をいずれも負担しておらず、さらに、住友生命以外の第三者もかかる義務を負っていません。従って、当社及び本一般社団法人が住友生命その他の第三者から当該諸費用増加額相当額の資金調達を行うことができる、又は住友生命その他の第三者が当社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額の支払を行うことができる、とは限りません。かかる資金調達を行うことができない場合、当社又は本一般社団法人において諸費用の支払を行うことができず、その結果、当社又は本一般社団法人の業務が遂行できず、ひいては当社又は本一般社団法人が存続できなくなる可能性があります。その結果、当社による本社債の利息の支払又は元金の償還ができなくなる可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

i 当社の破産等に伴うリスク

当社が株式会社として解散又は倒産した場合には、本社債の元利金の支払は、当該解散又は倒産手続の影響を受け、その結果、当社は本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、前記d「本劣後ローン債権及び本社債がそれぞれ上位債権に劣後するリスク」に記載のとおり、当社が株式会社として解散又は倒産した場合には、本社債権者が本社債の元利金の支払につき当社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

この点、当社の普通株式(以下「本普通株式」といいます。)は全て本一般社団法人に保有されており、A種優先株式は全て住友生命に保有されています。A種優先株式については、当社の定款において、全ての事項につき株主総会において議決権を有しないものとされており、且つ、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとされています。従って、当社の通常の業務執行や運営に際して議決権を有する株式を保有している者は本一般社団法人のみとなります。

その上で、本一般社団法人及び業務受託者が、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある当社の定款の変更、取締役及び監査役の選解任又は当社の業務遂行及び債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのあるいかなる行為も行わず、また、当社の取締役をして行わしめないことを約束しているなどの倒産予防措置がとられているほか、前記1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「債権放棄及び倒産手続開始申立て等の制限」記載の倒産不申立特約及び責任財産限定特約が本社債要項に規定され、また、その他当社が締結した各契約においても同種の規定がされているなど倒産手続防止措置もとられており、倒産状態が発生し又は倒産状態が発生したときに倒産手続が開始される可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

j 当社が株式会社であることに関するリスク

資産流動化法上の特定目的会社においては、本劣後ローン債権を保有する場合には、資産流動化法第5条第2項及び資産流動化法施行令第3条第3号により、その計画期間(資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日(資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに

特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行を完了する日をいいます。)までの期間であって、特定目的会社が定める期間をいいます。)の上限は50年とされています。そのため、本劣後ローン債権を保有し、本劣後ローン債権の回収金によって本社債の元金の償還及び利息の支払を行う本社債の発行会社として資産流動化法上の特定目的会社を用いることが困難であり、本社債については、その発行会社を、会社法に基づき設立された株式会社としています。従って、当社に対しては、特定目的会社の業務の遂行に関わる規制(資産流動化法第195条から第214条まで)や、特定目的会社の監督に関わる規制(資産流動化法第215条から第221条まで)その他の資産流動化法上の特定目的会社に課される法律上の規制は課されていません。また、本社債は、資産流動化法上の特定社債ではないため、資産流動化法第128条第1項に基づく一般担保は付されていません。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

k 当社の普通株式の株主が一般社団法人であることに関するリスク

全ての本普通株式は、本一般社団法人により保有されています。本一般社団法人及び東京共同会計事務所(以下「事務受託者」といいます。)は、当社及び本社債管理者に対して差し入れた本社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において、本社債の全額が償還されるまで、第三者に対し、本普通株式を譲渡し、又は質権、譲渡担保権その他の担保権の目的としないことを約束していますが、本一般社団法人について倒産や解散等の事由が発生した場合には、本普通株式が本一般社団法人から当社の倒産隔離上不適切と考えられる者に譲渡され、その結果として当社の運営に悪影響が及びリスクがあります。しかしながら、本一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、本一般社団法人につき破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わないことを誓約し、また、本一般社団法人の理事、監事及び社員も、それぞれ、本一般社団法人及び本社債管理者に差し入れた本社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立権を行使しないことを誓約しています。さらに、本一般社団法人の定款において、本一般社団法人の基金の拠出者は、本一般社団法人の倒産申立てを行うことができないものとされています。また、本一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある債務負担行為をしないこと等、本一般社団法人について破産手続開始原因としての支払停止、支払不能及び債務超過の発生を回避する観点から一定の事項につき誓約しています。従って、これらの誓約が遵守される限りにおいて、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高くないものと当社は考えています。

さらに、本一般社団法人の解散による悪影響の回避のため、解散事由が生じることのないよう、以下のような対応を採っています。一般社団法人法第148条には解散事由として社員が欠けたことが規定されており、かかる解散事由が生じるリスクを回避又は軽減するため、本一般社団法人の当初の社員を3人とし、当該社員は、それぞれ上記の誓約書において、本一般社団法人を退社する際には、速やかに新たな社員を入社させ、社員を3名維持するよう遵守する旨誓約しています。また、事務受託者は、本業務委託契約において、本一般社団法人の社員が3名を下回らないよう、社員を提供することとされています。以上より、社員が欠けたことで本一般社団法人の解散事由が生じる可能性は低いものと当社は考えています。

また、本一般社団法人の理事の不適切な業務執行又は本一般社団法人の社員の不適切な社員権の行使により、当社の運営に悪影響が及びリスクがありますが、本一般社団法人は、上記の誓約書において、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある当社の定款の変更、当社の取締役及び監査役の選解任その他の業務遂行又は債務負担を生ぜしめないこと等を誓約しており、本一般社団法人の理事、監事及び社員もそれぞれの誓約書において当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある議決権の行使等を行わないことを誓約しており、これらの誓約が遵守される限り、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高くないものと当社は考えています。なお、本一般社団法人の定款において、理事、監事及び社員については、本一般社団法人の基金の拠出者や本一般社団法人が保有する株式等に係る法人に対して資産を譲渡した者の役員又は従業員ではないこと等、その資格を有する者が限定され、典型的に適切な業務執行又は権利行使を期待できない者が理事、監事及び社員となる可能性が排除されています。

1 本一般社団法人が他の会社の株式等を取得・保有することから生じるリスク

本一般社団法人は現在、本普通株式及び住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社の普通株式を保有しているほかは、他の会社の株式等を取得・保有しておらず、借入による資金調達を行っていません。しかし、将来において、本一般社団法人が他の会社の株式等を追加的に取得しつつ、か

かる株式等の取得、租税支払、維持費用その他全ての支払債務の履行に必要な金額の基金の拠出を受けず、借入金等でその資金調達を行う可能性があります。当該株式等の発行体が社債その他の有価証券の発行又は借入により債務を負担し、かかる債務につき当該株式等の発行体がデフォルトに陥った場合、その株式等の価値が毀損する結果、本一般社団法人は債務超過に陥る可能性があります。また、拠出された基金が本一般社団法人が負担する支払債務の履行以外の目的のために流用された場合、本一般社団法人は支払不能に陥る可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、前記k「当社の普通株式の株主が一般社団法人であることに関するリスク」記載の本一般社団法人及び東京共同会計事務所が当社及び本社債管理者に対して差し入れた誓約書において、かかる追加的な株式等を取得する場合には、事前に、その取得代金その他かかる取得に付随関連する一切の費用を支払うために十分な金額の基金の拠出を受け、その基金払込金を一定の口座で管理し、且つ、かかる株式等の追加取得が本社債の格付を低下させることにはならないことを本格付機関に確認すること並びにその負担する債務を履行するために十分な金額の基金の拠出を受け、且つ、かかる基金を一定の口座で管理することを誓約していますので、かかる誓約が遵守される限りにおいて、本一般社団法人が他の会社の株式等の取得を原因として、債務超過や支払不能に陥り、倒産手続が開始することになる可能性は低いと当社は考えています。

m 本社債権者が担保を有しないことに伴うリスク

本社債権者は、当社の特定の資産に対し担保権（対抗要件の具備の有無を問いません。）を有しておらず、当社に関する破産手続、更生手続、再生手続又は特別清算手続の場合、本社債権者は、配当額の分配において無担保債権者として扱われ、当社の資産に対して設定された対抗要件を具備した担保権（抵当権、質権等）等を有する債権者に劣後することになります。かかるリスク要因に対しては、本社債管理委託契約において、当社は、本社債管理者に対し、前記g「当社が目的以外の債務を負うリスク」記載の約束を行っており、本社債権者に優先又は競合して当社の資産から回収することのできる重要な債権者が他に存在する可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

n 法令の変更等に関するリスク

本社債は本社債の発行日現在の法令に基づいて発行され、本劣後ローン契約その他関係する契約も、当該契約締結日時点の法令に基づいて締結されました。これらの時点以降、本社債又は本劣後ローン契約の有効性その他の事項に悪影響を与える法令の変更等が行われた場合、本社債の元金の償還又は利息の支払に悪影響が及ぶ可能性があります。

なお、法令の変更等により、資本事由、税制事由、資本性変更事由、グロスアップ事由又は本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、残存する本劣後ローン元本の全部を期限前弁済することができ、その場合、当社は、残存する本社債の元金の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記b「本社債の元金の償還に関するリスク」、(c)「本社債の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

o 税制の変更等に関するリスク

本報告書提出日以降、税制の変更等により、当社の公租公課の負担が増加した場合、本社債の元金の償還又は利息の支払の資金が不足し、当社による本社債の元金の償還又は利息の支払ができなくなる可能性があります。

なお、税制の変更等により、税制事由、グロスアップ事由又は本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、残存する本劣後ローン元本の全部を期限前弁済することができ、その場合、当社は、残存する本社債の元金の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記b「本社債の元金の償還に関するリスク」、(c)「本社債の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

p 保険会社が本社債を取得する際の留意事項

「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」（平成8年大蔵省告示第50号。その後の改正を含みます。）第1条の2第1項によれば、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたっては、他の保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいいます。以下本pにおいて同じです。）の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は同法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる会社を子会社等（同法第110条第2項に規定する子会社等をいいます。以下本pにおいて同じです。）としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段（上記告示第1条第4項第5号イ及びロ

に掲げるものを含みます。以下本pにおいて同じです。)を保有(外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本において保有)していると認められる場合(第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含みます。)における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額を控除するものとされています。本社は、住友生命に対して実行された本劣後ローンに係る本劣後ローン債権を主な財産とする当社が発行した社債であり、法形式的には住友生命が直接発行する資本調達手段ではありません。しかし、当社の主な財産が住友生命に対して実行された本劣後ローンに係る本劣後ローン債権であるという本社の実質的な性格から、保険会社等が本社債を保有する場合には上記告示との関係において「当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段を保有」しているものと解され、その結果、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたって保有している本社の金額が控除される可能性がありますので、保険会社等が本社債を購入する際には上記告示との関係に関して専門家への相談を含めた検討を行った上で購入されるようお願いいたします。

q 本社の性質が市場価格に及ぼす影響に関するリスク

前記b「本社の元金の償還に関するリスク」、(a)「本社の元金が最終償還日に償還されないリスク」及びc「本社の利息の支払に関するリスク」に記載のとおり、本劣後ローン任意停止若しくは本劣後ローン強制停止又は本劣後ローン弁済要件の未充足による本劣後ローン最終弁済日の延期により、本社の利払停止が行われ、又は最終償還日が延期される可能性があります。利払停止の可能性がある本社の市場価格は、かかる可能性のない通常の社債に比べて市場価格が不安定なものとなるおそれがあります。仮に、本社の利払停止が行われ、又は最終償還日が延期された場合、本社の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる利払停止又は最終償還日の延期中に本社債を売却する場合、当社が当該繰り延べられた利息の支払又は延期された元金の償還を受けるまで本社債を保有する場合に比べ低い利益しか得られない可能性があります。

また、本社の債権者は、かかる利払停止又は最終償還日の延期により特段の救済を得られるわけではありません。なお、本劣後ローン契約上、本劣後ローン任意停止若しくは本劣後ローン強制停止又は本劣後ローン弁済要件の未充足による本劣後ローン最終弁済日の延期によっても、住友生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されないものとされています。

このような性質をもつ有価証券である本社の社債に対する投資者の需要は、市場参加者、監督官庁、格付機関等の第三者による評価により変わり得ます。従って、本社の債権者は、本社債を売却する場合において、その取得価格よりも大幅に低い価格でしか売却できず、売却損を生じるリスクがあります。

かかるリスク要因は、本社の商品性の他、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等に内在するものであり、当社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

r 市場性に関するリスク

本社の処分価格は、市場の金利水準に対応して変動すること(金利が上昇する過程では価格は下落し、逆に金利が低下する過程では価格は上昇すること)が想定されます。従って、本社の第三者への譲渡に際しては、当該譲渡時点における市場の金利水準によって売却損を生じるリスクがあります。

また、本社の流通市場は現在確立されておらず、本社の流通性は何ら保証されるものではありません。流通市場の未整備により、本社の売却が困難となることや、売却価格に悪影響が及ぶ可能性もあります。

かかるリスク要因は、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等当社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

s 本劣後ローン同順位劣後債務並びに本劣後ローン債務及び本社の社債に関する通知の時期に関するリスク

本社の償還(期限前償還を含みます。)、利払停止及び未払残高の支払に関する本社の債権者及び本社の債権管理者への通知並びにその他住友生命から通知される事項に基づき本社の債権者及び本社の債権管理者に通知される事項に関する通知(以下「本社の債権住友生命関連通知」といいます。)は、全て、住友生命から本劣後ローン債務の弁済(期限前弁済を含みます。)、本劣後ローン任意停止及び本劣後ローン強制停止、本劣後ローン未払残高の支払並びにその他の住友生命から通知される事項に関する通知(以下「本劣後ローン住友生命関連通知」といいます。)を当社が受領し

た後に行われます。従って、住友生命が本劣後ローン同順位劣後債務に関し、本劣後ローン住友生命関連通知と同趣旨の通知を同時に行った場合であっても、本社債住友生命関連通知は、かかる住友生命の本劣後ローン同順位劣後債務に関する通知に遅れることがあります。その結果、本社債権者は、本劣後ローン同順位劣後債務の債権者が本劣後ローン同順位劣後債務に関するこれらの事項を知るよりも後に、本社債に関するこれらの事項を知ることがあり、かかる通知を受ける時点の差に起因して、本劣後ローン同順位劣後債務の債権者に比べて本社債の売却その他の回収手段につき制約を受ける可能性があるほか、本社債の価格変動その他の影響を受ける可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

(2) 投資リスクに関する管理体制

当社は、法令及び本社債管理委託契約の定めに従い、本社債についてそれぞれ、本社債への投資者たる本社債権者のために、本社債に係る債権の弁済の受領、本社債に係る債権の実現の保全その他の本社債の管理を行うことを本社債管理者に委託しています。本社債管理者は、本社債権者のために、本社債に係る債権の弁済を受け、又は本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。

本社債管理者は、上記の本社債の管理を行うために、本社債管理委託契約に基づき、その企業金融部において、本社債の管理業務を行います。上記管理のための本社債管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、企業金融部により定期的に確認される体制が整備されております。

第2【管理資産の経理状況】

1【主な資産の内容】

	2020年12月31日	2021年12月31日
管理資産残高	50,004,532千円	50,004,532千円
元本相当部分	50,000,000千円	50,000,000千円
利息相当部分(未収利息相当額)	4,532千円	4,532千円
証券所有者への利息支払基金の残高	-千円	-千円
証券所有者への元本償還基金の残高	-千円	-千円
管理資産の維持管理費支払基金の残高	-千円	-千円

2【主な損益の内容】

	(第2期) 自2020年1月1日 至2020年12月31日	(第3期) 自2021年1月1日 至2021年12月31日
総収入	330,000千円	330,000千円
管理資産の回収額	330,000千円	330,000千円
うち元本返済相当部分	-千円	-千円
利息相当部分	330,000千円	330,000千円
その他の手数料収入	-千円	-千円
管理資産の再譲渡に伴う収入	-千円	-千円
その他	-千円	-千円
総費用	-千円	-千円
管理報酬	-千円	-千円
管理資産の維持管理費	-千円	-千円
信用補完手数料	-千円	-千円
その他の手数料	-千円	-千円
管理資産の貸倒償却額	-千円	-千円
うち元本相当部分	-千円	-千円
利息相当部分	-千円	-千円
収入金(又は損失金)(-)	330,000千円	330,000千円

3【収入金(又は損失金)の処理】

	2020年12月31日	2021年12月31日
新たに管理資産に組み入れる資産への再投資	-千円	-千円
証券所有者への利息支払(又は基金への積立)	330,000千円	330,000千円
証券所有者への償還(又は基金への積立)	-千円	-千円
管理資産の維持管理費(又は基金への積立)	-千円	-千円
その他	-千円	-千円

4【監査等の概要】

本社債の管理資産について、法令及び契約等により、公認会計士又は監査法人の監査を受けるものとする義務は課されていません。

第3【証券事務の概要】

1 本社債の名義書換

本社債は、社債等振替法第66条第2号の規定に基づき、その全部について社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、当社は、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき、本社債券を発行しません。本社債の社債原簿は作成されますが、本社債権者の氏名又は名称及び住所並びに本社債権者が各本社債を取得した日は記載されず、また、社債原簿管理人は設置されません。従って、社債原簿に係る取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料に関する事項については、該当事項はありません。

本社債の譲渡については、社債等振替法に基づき、本社債権者が振替機関又は口座管理機関に対して振替の申請を行い、譲受人がその口座における保有欄(社債等振替法に規定する機関口座にあっては、社債等振替法第68条第5項第2号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄)に当該譲渡に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じません。

2 証券所有者に対する特典

通常の本社債権者の権利である元利金受領権のほかには、特典等はありません。

3 譲渡制限

本社債について譲渡制限はありません。

4 その他

本社債については、保管振替機構が定める社債等に関する業務規程第58条の23の規定に従い、償還日及び利払日の前営業日並びにその他業務規程等において振替停止日とされている日においては、本社債に係る振替を行うための振替の申請はすることができません。

第4【発行者及び関係法人情報】

1【発行者の状況】

(1)【発行者の概況】

主要な経営指標等の推移

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
営業収益 (千円)	169,508	330,024	330,000
経常損失() (千円)	20,401	26,555	26,216
当期純損失() (千円)	21,034	27,505	27,166
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	850,050	850,050	850,050
発行済普通株式数 (株)	2	2	2
発行済優先株式数 (株)	34,000	34,000	34,000
純資産額 (千円)	1,679,065	1,651,560	1,624,394
総資産額 (千円)	51,690,168	51,662,491	51,635,027
普通株式1株当たり純資産額 (円)	0.00	0.00	0.00
優先株式1株当たり純資産額 (円)	49,384.28	48,575.30	47,776.30
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)
普通株式1株当たり当期純損失() (円)	50,000.00	0.00	0.00
優先株式1株当たり当期純損失() (円)	615.72	808.97	799.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	3.2	3.2	3.1
自己資本利益率 (%)	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	398,606	23,170	19,539
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,700,000	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,301,493	1,278,323	1,258,784
従業員数 (名)	-	-	-

(注1) 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(注2) 営業収益には消費税等(消費税及び地方消費税をいいます。以下同じです。)が含まれております。

(注3) 当社と雇用契約を締結している従業員はおりません。

(注4) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式調整後1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注5) 株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については、当社普通株式及びA種優先株式は非上場でありますので記載しておりません

沿革

当社は、2019年4月25日に本一般社団法人によって資本金及び資本準備金の額をそれぞれ5万円にて会社法に基づく株式会社として設立されました。

当社の本店は、東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内に所在します。

事業の内容

当社の目的は、劣後ローン債権の取得並びにその保有、管理及び処分、当該劣後ローン債権を裏付けとする社債の発行、並びにこれらに附帯又は関連する一切の業務を行うことです。

関係会社の状況

当社の親会社は、本一般社団法人たる一般社団法人住友生命債権流動化ホールディングスです。なお、当社は子会社、関連会社、その他の関係会社を有していませんので、関係会社の状況のうち子会社、関連会社、その他の関係会社の記載は行っていません。

親会社

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容
一般社団法人住友生命債権流動化ホールディングス	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内	基金 4,180万円	<ul style="list-style-type: none"> 資産流動化法に基づいて設立された特定目的会社の特定出資の取得、保有及び処分 資産の流動化に係る業務を目的として設立された株式会社、合同会社その他の法人の株式、出資その他の持分の取得、保有及び処分
議決権の被所有割合	関係内容		
	役員の兼任等	事業上の関係	
直接100%	なし	なし	

従業員の状況

当社と雇用契約を締結している従業員はいません。当社は、本資産管理受託会社である三井住友信託銀行に本資産管理委託契約に基づき管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権の管理及び処分の業務を委託しています。

株式等の状況

a 株式の総数等

種類	発行可能株式総数
普通株式	8株
A種優先株式	80,000株
計	80,008株

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年3月30日)	上場金融商品取 引所名又は登録 認可金融商品取 引業協会名	内容 (注1)
	普通株式	2	2	該当事項は ありません
A種優先 株式	34,000	34,000	該当事項は ありません	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款において、会社法第108条第1項第1号(注2)、第2号(注3)及び第3号(注4)に掲げる事項について定めています。 ・ 定款において、会社法第322条第2項に規定する定めをしています。 ・ 定款において、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定めています。
計	34,002	34,002	-	-

(注1) 定款において、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項を定めています。

(注2) 定款において、当社は、各事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」といいます。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」といい、A種優先株主と総称して「A種優先株主等」といいます。)に対して、普通株式を有する株主(以下「普通株主」といいます。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主と総称して「普通株主等」といいます。)に先立ち、法令上可能な範囲内において、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額に0.05を乗じた額に相当する金額の配当金(以下「A種優先配当金」といいます。)を支払う旨、並びに、ある事業年度においてA種優先株主等に対して支払われた剰余金の配当の額が、A種優先配当金の額に達しないときは、その不足分は切り捨てられるものとし、翌事業年度以降に累積しない旨を定めています。

(注3) 定款において、当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額を支払う旨、及び、A種優先株主等に対しては、のほか、残余財産の分配を行わない旨を定めています。

(注4) 定款において、A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない旨を定めています。

b 新株予約権等の状況
該当事項はありません。

c ライツプランの内容
該当事項はありません。

d 発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自 2021年 1月1日	普通株式 -	普通株式 2	普通株式 -	普通株式 50	普通株式 -	普通株式 50
至 2021年 12月31日	A種優先株式 -	A種優先株式 34,000	A種優先株式 -	A種優先株式 850,000	A種優先株式 -	A種優先株式 850,000

e 所有者別状況

本報告書提出日現在、当社の発行済普通株式2株の全ては本一般社団法人に所有され、発行済A種優先株式34,000株の全ては住友生命に所有されています。

f 大株主の状況

(a) 普通株式の株主の状況

2021年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式(自己株式を除く。)総数に対する所有株式数の割合
一般社団法人住友生命債権流動化ホールディングス	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内	2株	100%
計	-	2株	100%

(b) A種優先株式の株主の状況

2021年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式(自己株式を除く。)総数に対する所有株式数の割合
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	34,000株	100%
計	-	34,000株	100%

g 議決権の状況

(a) 発行済出資

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	34,000	-	A種優先株式
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	2	2	普通株式
発行済株式総数	34,002	-	-
総株主の議決権	-	2	-

(注) A種優先株式の株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。

(b) 自己株式等

該当事項はありません。

h ストックオプション制度の内容

該当事項はありません。

自己株式の取得等の状況

該当事項はありません。

配当政策

当社は、未償還の本社債が残存する限り普通株式及びA種優先株式の各株主に対する配当は行いません。

コーポレート・ガバナンスの状況等

a コーポレート・ガバナンスの概要

当社の機関として、取締役及び監査役を置きます。取締役は、会社法等に基づき職務を執行し、監査役は取締役の職務の監査を行います。

b 役員の状況

男性 1名 女性 1名(役員のうち女性の比率 50%)

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
取締役	関口 陽平	1973年 3月9日	1997年 4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入社 2003年10月 東京共同会計事務所(現職) 2019年 4月 当社取締役就任(現任)	(注1)	-
監査役	関口 三枝子	1967年 4月21日	1995年12月 増山良裕税理士事務所入所 2001年4月 株式会社さくら総合事務所入所 2003年 7月 有限会社青山総合会計事務所(現株式会社青山総合会計事務所)入所 2009年12月 東京共同会計事務所(現職) 2019年4月 当社監査役就任(現任)	(注2)	-

(注1) 任期は、2022年12月期に係る定時株主総会の終結の時までです。

(注2) 任期は、2022年12月期に係る定時株主総会の終結の時までです。

c 監査の状況

(a) 監査役監査の状況

当社は、監査役1名が選任されています。監査役は、計算書類及びその附属明細書につき監査を行い、会計監査人から会計監査に関する報告、説明を受けます。なお、監査役関口三枝子は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(b) 内部監査の状況

該当事項はありません。

(c) 会計監査の状況

当社の会計監査人として、有限責任あずさ監査法人が選任されています。

同監査法人は、会計監査人に必要とされる専門性及び独立性を備えており、監査実施体制及び品質管理体制も整備されている上、当社と業態が類似する会社の監査実績も有しているところから、当社において適任と判断したものです。継続監査期間は2019年6月期以降2021年12月期までです。

業務を執行した公認会計士は、辰巳幸久、鈴木崇雄であり、同監査法人に所属しています。監査業務に係る補助者の構成は、その他3名であります。

(d) 監査報酬の内容等

イ 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
2,640	-	2,640	-

(注) 上記以外に重要な報酬はありません。また、監査報酬の決定について特段規定はありません。

□ 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(イを除く)
該当事項はありません。

八 監査役が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

d 役員の報酬等

当社は非上場会社でありますので、記載事項はありません。

e 株式の保有状況

当社は非上場会社であり、かつ保有もなく、記載事項はありません。

(2)【事業の概況】

経営方針、経営環境及び対処すべき課題

当社は、資産の譲受け及びその管理を目的とし、その資金の大部分を本社債の発行により調達することを予定する会社であるため、経営の合理化と同時に、本社債の償還の安全性の確保を重要課題としています。

事業等のリスク

本(2)「事業の概況」及び後記(5)「経理の状況」等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、前記第1「管理会社の状況」、6「投資リスク」、(1)「投資に関するリスクの特性」、「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は本報告書提出日現在において判断したものです。

経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a 財政状態の分析

(資産)

当事業年度末における資産の残高は51,635,027千円となり、前事業年度末に比べて27,463千円減少しました。主な資産は本劣後ローン債権50,000,000千円です。

(負債)

当期末における負債の残高は50,010,633千円となり、前事業年度末に比べて297千円減少しました。主な負債は本社債50,000,000千円です。

b 経営成績の分析

当事業年度における当社の業績等の状況は、営業収益330,000千円(前年同期は330,024千円)、経常損失26,216千円(前年同期は、26,555千円)及び当期純損失27,166千円(前年同期は27,505千円)となりました。

当事業年度における金融費用は336,403千円であり、前事業年度と比べて25千円減少しました。また、当事業年度の販売費及び一般管理費は、19,837千円であり、前事業年度と比べて327千円減少しました。

なお、当社は資産の譲受け並びにその管理を目的とし、資金の大部分を社債の発行により調達している会社であり、セグメントは1つしかないため、セグメントごとの経営成績の記載を省略しております。

c キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度末における現金及び現金同等物は、1,258,784千円となりました。また、当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況については以下の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、本劣後ローン債権利息の受取による資金増加要因がありましたが、本社債利息の支払及び一般管理費の支払により19,539千円の資金減少(前年同期は23,170千円)となりました。

経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

研究開発活動

該当事項はありません。

(3)【営業の状況】

前記(2)「事業の概況」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照下さい。

(4)【設備の状況】

設備投資等の概要

該当事項はありません。

主要な設備の状況

当社は、記載すべき重要な設備を有していません。

設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

(5)【経理の状況】

財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

監査証明について

当社は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

連結財務諸表について

当社は子会社がないため、連結財務諸表は作成しておりません。

【財務諸表等】

a【財務諸表】

(a)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,278,323	1,258,784
前払費用	3,488	3,488
未収利息	4,532	4,532
未収還付法人税等	1,522	1
流動資産合計	1,287,867	1,266,807
固定資産		
投資その他の資産		
買入貸付債権	50,000,000	50,000,000
投資その他の資産合計	50,000,000	50,000,000
固定資産合計	50,000,000	50,000,000
繰延資産		
社債発行費	374,623	368,219
繰延資産合計	374,623	368,219
資産の部合計	51,662,491	51,635,027
負債の部		
流動負債		
未払費用	687	687
未払利息	4,532	4,532
未払法人税等	5,710	5,412
流動負債合計	10,930	10,633
固定負債		
社債	50,000,000	50,000,000
固定負債合計	50,000,000	50,000,000
負債の部合計	50,010,930	50,010,633
純資産の部		
株主資本		
資本金	850,050	850,050
資本剰余金		
資本準備金	850,050	850,050
資本剰余金合計	850,050	850,050
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	48,539	75,705
利益剰余金合計	48,539	75,705
純資産の部合計	1,651,560	1,624,394
負債及び純資産の部合計	51,662,491	51,635,027

(b)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業収益		
金融収益	1 330,024	1 330,000
営業収益合計	330,024	330,000
営業費用		
金融費用	2 336,428	2 336,403
販売費及び一般管理費	3 20,164	3 19,837
営業費用合計	356,592	356,241
営業損失()	26,568	26,241
営業外収益		
受取利息	12	12
雑収入	-	12
営業外収益合計	12	25
経常損失()	26,555	26,216
税引前当期純損失()	26,555	26,216
法人税、住民税及び事業税	950	950
法人税等合計	950	950
当期純損失()	27,505	27,166
前期繰越利益又は前期繰越損失()	21,034	48,539
当期末処分利益又は当期末処理損失()	48,539	75,705

(c)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	850,050	850,050	850,050	21,034	21,034	1,679,065	1,679,065
当期変動額							
当期純損失()				27,505	27,505	27,505	27,505
当期変動額合計	-	-	-	27,505	27,505	27,505	27,505
当期末残高	850,050	850,050	850,050	48,539	48,539	1,651,560	1,651,560

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	850,050	850,050	850,050	48,539	48,539	1,651,560	1,651,560
当期変動額							
当期純損失()				27,166	27,166	27,166	27,166
当期変動額合計	-	-	-	27,166	27,166	27,166	27,166
当期末残高	850,050	850,050	850,050	75,705	75,705	1,624,394	1,624,394

(d)【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
劣後ローン債権利息の受取額	330,000	330,000
社債利息の支払額	330,000	330,000
その他の営業支出	16,597	20,135
小計	16,597	20,135
利息の受取額	11	10
法人税等の還付額	0	1,535
法人税等の支払額	6,583	950
営業活動によるキャッシュ・フロー	23,170	19,539
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	23,170	19,539
現金及び現金同等物の期首残高	1,301,493	1,278,323
現金及び現金同等物の期末残高	1,278,323	1,258,784

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 繰延資産の処理方法
社債発行費
定額法により社債発行期間内である60年間で均等償却をしております。
2. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する定期預金もしくは譲渡性預金等の短期投資からなっております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
税込方式によっております。

(損益計算書関係)

- 1 金融収益の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)
受取利息	330,024千円	330,000千円

- 2 金融費用の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)
社債利息	330,024千円	330,000千円
社債発行費償却	6,403千円	6,403千円

- 3 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年 1月 1日 至 2020年 12月31日)	当事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)
業務委託手数料	2,860千円	2,860千円
資産管理手数料	897千円	880千円
社債管理手数料	3,426千円	2,750千円
社債元利金支払手数料	825千円	825千円
監査報酬	2,640千円	2,640千円
格付手数料	513千円	880千円
支払手数料	33千円	33千円
租税公課	8,957千円	8,958千円

なお、販売費及び一般管理費のうち一般管理費の占める割合は100%です。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年 1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2株	-	-	2株
A種優先株式	34,000株	-	-	34,000株
合計	34,002株	-	-	34,002株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当項目はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当項目はありません。

4. 配当に関する事項

該当項目はありません。

当事業年度(自 2021年 1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2株	-	-	2株
A種優先株式	34,000株	-	-	34,000株
合計	34,002株	-	-	34,002株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当項目はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当項目はありません。

4. 配当に関する事項

該当項目はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金勘定	1,278,323 千円	1,258,784 千円
現金及び現金同等物	1,278,323	1,258,784

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は金融資産である買入貸付債権を管理資産として保有しており、当該資産の購入のために必要な資金を、本件資産から将来生ずるキャッシュ・フローを裏付けとする社債の発行により調達しています。なお、一時的な余資は安全性の高い金融資産(普通預金)で運用しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は主として買入貸付債権であり、金融負債は主として社債であります。本件買入貸付債権の元本償還及び利息を受け、同額を社債の元利金支払に充当しております。買入貸付債権は、拋出先である住友生命保険相互会社の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社の保有する資産は、買入貸付債権のみであり、本件買入貸付債権の債務者である住友生命保険相互会社による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。従って、信用リスクは、住友生命保険相互会社の財務状態の健全性悪化に起因して発生いたします。

なお、当事業年度末日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

市場リスク(市場金利等の変動リスク)の管理

買入貸付債権の金利及び社債の金利は固定金利であり、市場金利変動に伴う価格変動リスクに晒されておりますが、買入貸付債権及び社債は発行条件が極めて近似しており、実質的に同一のキャッシュ・フローを生み出す金融商品であることから、価格変動の影響が資産サイドと負債サイドで相殺されるため、市場リスクは限定的であります。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

上記(2)で述べたとおり、社債の元利金の支払いは、買入貸付債権の元本償還及び利息により行われます。買入貸付債権の償還額及び利払額は、その受領日の3営業日後の社債の元利金の支払いに充当される仕組みとなっております。

このように社債の元利金及び諸費用の支払いは、買入貸付債権の元本償還及び利息によりほぼ全額が賄われる仕組みとなっておりますので、流動性リスクは僅少であります。

また、社債要項において、流動性補完のために一定の資金を準備金として維持しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

買入貸付債権及び社債については、市場価格はなく、合理的に算定された価額によっております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものはありません。

前事業年度(2020年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入貸付債権	50,000,000	49,914,500	85,500
(2) 現金及び預金	1,278,323	1,278,323	-
資産計	51,278,323	51,192,823	85,500
(1) 社債	50,000,000	49,914,500	85,500
負債計	50,000,000	49,914,500	85,500

当事業年度(2021年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入貸付債権	50,000,000	50,064,800	64,800
(2) 現金及び預金	1,258,784	1,258,784	-
資産計	51,258,784	51,323,584	64,800
(1) 社債	50,000,000	50,064,800	64,800
負債計	50,000,000	50,064,800	64,800

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 買入貸付債権

買入貸付債権については、市場価格はないものの、社債と実質的に同一のキャッシュ・フローを生み出す金融商品であるため、社債の時価を用いて算定しております(下記負債(1)参照)。

(2) 現金及び預金

預金についてはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 社債

社債については、情報ベンダーにより一般に公表されている価格に基づき時価を算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2020年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
買入貸付債権	-	-	-	50,000,000
現金及び預金	1,278,323	-	-	-
合計	1,278,323	-	-	50,000,000

当事業年度(2021年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
買入貸付債権	-	-	-	50,000,000
現金及び預金	1,258,784	-	-	-
合計	1,258,784	-	-	50,000,000

(注3) 社債の決算日後の返済予定額
前事業年度(2020年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
社債	-	-	-	50,000,000
合計	-	-	-	50,000,000

当事業年度(2021年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
社債	-	-	-	50,000,000
合計	-	-	-	50,000,000

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注1)	13,659千円	21,285千円
繰延税金資産小計	13,659千円	21,285千円
評価性引当額	13,659千円	21,285千円
繰延税金資産合計	-千円	-千円
繰延税金資産の純額	-千円	-千円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2020年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(1)	-	-	-	-	-	13,659	13,659
評価性引当額	-	-	-	-	-	13,659	13,659
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2021年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(1)	-	-	-	-	-	21,285	21,285
評価性引当額	-	-	-	-	-	21,285	21,285
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

税引前当期純損失が計上されているため記載を省略しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当社は資産の譲受け並びにその管理を目的とし、その資金の大部分を社債の発行により調達している会社であります。そのため、報告すべきセグメントは1つしかないためセグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社は資産の譲受け並びにその管理を目的とし、その資金の大部分を社債の発行により調達している会社であります。そのため、報告すべきセグメントは1つしかないためセグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、また、有形固定資産は保有しておりませんので、地域ごとの営業収益及び有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
住友生命保険相互会社	330,024	資産の譲り受け及びその管理

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、また、有形固定資産は保有しておりませんので、地域ごとの営業収益及び有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
住友生命保険相互会社	330,000	資産の譲り受け及びその管理

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)
普通株式		
1株当たり純資産額	0円00銭	0円00銭
1株当たり当期純損失	0円00銭	0円00銭
優先株式		
1株当たり純資産額	48,575円30銭	47,776円30銭
1株当たり当期純損失	808円97銭	799円00銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)
当期純損失() (千円)	27,505	27,166
普通株式に係る当期純損失() (千円)	-	-
優先株式に係る当期純損失() (千円)	27,505	27,166
期中平均普通株式数 (株)	2	2
期中平均優先株式数 (株)	34,000	34,000

(注3) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	1,651,560	1,624,394
純資産の部の合計額から 控除する金額 (千円)	1,651,560	1,624,394
(うち優先株式) (千円)	1,651,560	1,624,394
普通株式に係る当事業年 度末の純資産額 (千円)	-	-
優先株式に係る当事業年 度末の純資産額 (千円)	1,651,560	1,624,394
1株当たり純資産額の算 定に用いられた当事業年 度の普通株式数 (株)	2	2
1株当たり純資産額の算 定に用いられた当事業年 度の優先株式数 (株)	34,000	34,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(e)【附属明細表】

イ 資産および固定資産等明細表

(単位：千円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減 価償却累 計額又は 償却累計 額	当期 償却額	差引 当期末残高
資産							
買入貸付債権	50,000,000	-	-	50,000,000	-	-	50,000,000
資産計	50,000,000	-	-	50,000,000	-	-	50,000,000
繰延資産							
社債発行費	374,623	-	-	374,623	16,476	6,403	368,219
繰延資産計	374,623	-	-	374,623	16,476	6,403	368,219

ロ 社債明細表

(単位：千円)

銘柄	発行 年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率	担保	償還期限
社債	2019年 6月26日	50,000,000 (-)	50,000,000 (-)	0.66%	無担保	2079年 6月26日
合計	-	50,000,000 (-)	50,000,000 (-)	-	-	-

(注1) 当期末残高の()の金額は貸借対照表日の翌日から1年以内に償還予定の金額を内書で示しております。

(注2) 貸借対照表日後5年以内における1年毎の償還予定額の総額は下記のとおりです。

(単位：千円)

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
-	-	-	-	-

ハ 有価証券明細表

財務諸表規則第124条の規定により、有価証券の金額が当事業年度末における資産の総額の100分の1以下であるため有価証券明細表は作成しておりません。

二 引当金明細表

当事業年度期首及び当事業年度末において貸借対照表に引当金が計上されていないため、引当金明細表は作成していません。

ホ 借入金等明細表

財務諸表規則第125条の規定により、借入金の金額が当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため借入金等明細表は作成していません。

ヘ 資産除去債務明細表

財務諸表規則第125条の2の規定により、当事業年度期首及び当該事業年度期末における資産除去債務の金額が当該事業年度期首及び当該事業年度期末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため資産除去債務明細表は作成していません。

b【主な資産及び負債の内容】

(a) 資産の部

イ その他の資産の部

現金及び預金

(単位：千円)

区分	金額
預金 普通預金	1,258,784
合計	1,258,784

(b) 負債の部

該当事項はありません。

c【その他】

該当事項はありません。

(6)【企業集団等の状況】

企業集団等の状況

当社は子会社を有していません。当社の親法人は、一般社団法人住友生命債権流動化ホールディングスです。本報告書提出日現在、本一般社団法人は当社及び住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社以外に子会社を有しておらず、当社の普通株式を保有する以外に事業を営んでおりません。本一般社団法人は、住友生命より基金の拠出を受けております。

関連当事者の状況

当社は子会社を有しておらず、連結財務諸表は作成していません。

関連当事者との取引

該当事項はありません。

(7)【その他】

該当事項はありません。

2【原保有者その他関係法人の概況】**(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】**

原保有者

a 名称

SMBC日興証券株式会社

b 資本金の額

10,000百万円(2021年12月31日現在)

c 事業の内容

金融商品取引業及びそれに付帯する事業

本資産管理受託会社

a 名称

三井住友信託銀行株式会社

b 資本金の額

342,037百万円(2021年9月30日現在)

c 事業の内容

信託業務、普通銀行業務及びその他兼営業務

本劣後ローン債権の債務者

a 名称

住友生命保険相互会社

b 基金の総額

639,000百万円(2021年12月31日現在)

(注)基金とは、相互会社において株式会社の資本金に相当するものです。なお、基金の総額には、基金償却積立金の額(639,000百万円)を含みます。

c 事業の内容

生命保険業

(2)【関係業務の概要】

原保有者

管理資産である当社の資産を構成する本劣後ローン債権の原保有者です。

本資産管理受託会社

当社から管理資産である本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務の委託を受けます。

本劣後ローン債権の債務者

住友生命は、本劣後ローン債権の債務者です。

(3)【資本関係】

原保有者その他関係法人の全てについて、該当事項はありません。

(4)【経理の概況】

原保有者

a 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位：百万円)

	(単体) 2020年3月31日現在	(単体) 2021年3月31日現在
資産合計	12,090,950	13,213,137
負債合計	11,286,372	12,346,194
純資産合計	804,578	866,943

b 最近2事業年度における損益の概況

(単位：百万円)

	(単体) 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	(単体) 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
営業収益	303,326	424,462
経常利益	42,621	81,920
当期純利益	32,167	71,019

c その他

SMBIC日興証券の最近2事業年度における経理の概況の詳細については、会社法第440条第3項に基づき、貸借対照表及び損益計算書を電磁的方法により開示しているものを参照して下さい。

本資産管理受託会社

a 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位：百万円)

	(単体) 2020年3月31日現在	(単体) 2021年3月31日現在
資産合計	54,596,753	60,117,669
負債合計	52,579,329	58,068,129
純資産合計	2,017,424	2,049,539

b 最近2事業年度における損益の概況

(単位：百万円)

	(単体) 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	(単体) 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
経常収益	1,036,047	845,587
経常利益	176,443	114,003
当期純利益	124,706	95,941

c その他

三井住友信託銀行の最近2事業年度における経理の概況の詳細については、有価証券報告書、半期報告書及び(提出されている場合には)臨時報告書並びにこれらの訂正報告書を参照して下さい。

本劣後ローン債権の債務者

a 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位：百万円)

	(単体) 2020年3月31日現在	(単体) 2021年3月31日現在
--	----------------------	----------------------

資産合計	32,951,105	35,400,786
負債合計	31,312,267	33,263,179
純資産合計	1,638,837	2,137,607

b 最近2事業年度における損益の概況

(単位:百万円)

	(単体) 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	(単体) 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
経常収益	3,085,037	3,108,974
経常利益	95,138	155,634
当期純剰余	49,337	54,733

(5)【その他】

本資産管理委託契約の解約

- a 本資産管理委託契約の期間は、本資産管理委託契約の締結日から本社債の全額が償還された日までとされます。但し、当該期間終了後において、本資産管理委託契約所定の本資産管理受託会社の業務がなお現存する場合には、当該期間は当該業務が終了するまで延長されるものとし、本資産管理受託会社は引続き当該業務を遂行するものとされます。
- b 本資産管理委託契約の期間中、本資産管理受託会社において次のいずれかの事由が生じた場合には、当社は、書面による通知をなすことにより本資産管理委託契約を解除することができます。この場合、当社は、報酬・損害賠償その他名目の如何を問わず本資産管理受託会社に対する一切の債務から免れます。
- (a) 本資産管理受託会社が、本資産管理委託契約に基づく義務の履行を怠り、当社からその旨の通知の到着後30日以内にその履行がなされないとき
- (b) 本資産管理受託会社について、支払の停止が生じたとき、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他これと同種の手続の申立てがあったとき、本資産管理受託会社について銀行取引停止処分がなされたとき、又は本資産管理受託会社の重要な資産につき滞納処分による差押、仮差押、保全処分、差押、競売手続の開始その他の強制執行手続若しくは担保権実行手続が開始されたとき
- (c) その他当社が本資産管理受託会社の責に帰すべき事由により本資産管理委託契約の継続が困難であることを合理的・客観的な理由をもって認定したとき

【住友生命保険相互会社の概況】

本報告書提出日現在における住友生命の財務状況については、以下に記載する「2020年度決算のお知らせ」、「2021年度第2四半期(上半期)報告」及び「2021年度第3四半期報告」をご参照ください。

あなたの未来を強くする



NEWS RELEASE

2021年5月21日

住友生命保険相互会社

2020年度決算のお知らせ

住友生命保険相互会社(代表執行役社長 高田 幸徳)の2020年度(2020年4月1日~2021年3月31日)の決算をお知らせいたします。

<目次>

1. 主要業績	1頁
2. 2020年度末保障機能別保有契約高	3頁
3. 2020年決算に基づく社員配当金について	4頁
4. 2020年度の一般勘定資産の運用状況	13頁
5. 貸借対照表	23頁
6. 損益計算書	35頁
7. 経常利益等の明細(基礎利益)	38頁
8. 基金等変動計算書	39頁
9. 剰余金処分	41頁
10. 債務者区分による債権の状況	41頁
11. リスク管理債権の状況	42頁
12. 貸倒引当金の状況	42頁
13. ソルベンシー・マージン比率	43頁
14. 2020年度特別勘定の状況	44頁
15. 保険会社及びその子会社等の状況	46頁

以上



1. 主要業績

a. 年換算保険料

(1) 保有契約

(単位: 億円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	15,126	98.9	14,939	98.8
個 人 年 金 保 険	7,899	99.4	7,927	100.4
合 計	23,025	99.0	22,866	99.3
うち生前給付保障+医療保障等	5,564	100.6	5,554	99.8
うち生前給付保障	1,770	103.1	1,802	101.8
うち医療保障	3,799	99.6	3,670	99.0

(2) 新契約+転換純増

(単位: 億円、%)

区 分	2019年度		2020年度	
		前年度比		前年度比
個 人 保 険	817	81.1	651	79.7
個 人 年 金 保 険	280	109.1	298	106.5
合 計	1,097	86.8	949	86.5
うち生前給付保障+医療保障等	384	84.9	268	69.8
うち生前給付保障	161	85.2	119	73.6
うち医療保障	221	84.8	147	66.9

(ご参考) 解約+失効

(単位: 億円、%)

区 分	2019年度		2020年度	
		前年度比		前年度比
個人保険+個人年金保険	748	94.8	614	82.1

- (注)1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額等)を計上しています。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付及び保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

住友生命保険相互会社

b. 保有契約高及び新契約高

(1) 保有契約高

(単位:千件、億円、%)

区 分	2019年度末				2020年度末			
	件 数	前年度末比	金 額	前年度末比	件 数	前年度末比	金 額	前年度末比
個人保険	8,302	98.5	621,090	93.0	8,172	98.4	580,356	93.4
個人年金保険	3,204	98.7	150,653	98.4	3,183	99.3	149,289	99.1
個人保険＋個人年金保険	11,506	98.6	771,743	94.0	11,356	98.7	729,646	94.5
団体保険	-	-	324,466	100.7	-	-	330,951	102.0
団体年金保険	-	-	25,738	99.4	-	-	26,665	103.6

(注)1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

3. 団体3大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の保有契約高には計上しておりません。

団体3大疾病保障保険の保有契約の3大疾病保険金額は、2019年度末2,010億円、2020年度末2,398億円です。

(2) 新契約高

(単位:千件、億円、%)

区 分	2019年度						2020年度					
	件 数	前年度比	金 額	前年度比	新契約	転換による純増加	件 数	前年度比	金 額	前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	602	85.6	10,233	68.3	18,433	△8,200	480	79.7	6,004	58.7	12,603	△6,599
個人年金保険	98	107.9	4,220	112.9	4,261	△41	98	99.8	4,529	107.3	4,556	△26
個人保険＋個人年金保険	700	88.2	14,453	77.2	22,695	△8,241	578	82.5	10,534	72.9	17,160	△6,625
団体保険	-	-	1,214	126.3	1,214	-	-	-	673	55.5	673	-
団体年金保険	-	-	0	28.5	0	-	-	-	0	161.8	0	-

(注)1. 件数は、新契約に転換後契約及び保障一括見直し後契約を加えた数値です。

2. 転換による純増加には、保障一括見直しによる純増加の金額を含んでいます。

3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資です。

4. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

5. 団体3大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の新契約高には計上しておりません。

団体3大疾病保障保険の新契約の3大疾病保険金額は、2019年度895億円、2020年度487億円です。

c. 主要収支項目

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度		2020年度	
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比
保険料等収入	2,224,303	92.5	2,187,755	98.4
資産運用収益	740,064	97.4	816,010	110.3
保険金等支払金	1,885,624	96.5	1,746,005	92.6
資産運用費用	268,467	110.0	137,046	51.0
経常利益	95,138	47.4	155,634	163.6

d. 剰余金処分

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度		2020年度	
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比
当期末処分剰余金	48,351	81.8	55,081	113.9
社員配当準備金繰入額	47,451	94.4	54,181	114.2
純剰余金	900	10.2	900	100.0

住友生命保険相互会社

e. 総資産

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
		前年度末比		前年度末比
総 資 産	32,951,105	100.7	35,400,786	107.4

f. 基礎利益

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度		2020年度	
		前年度比		前年度比
基 礎 利 益	371,547	98.5	347,641	93.6

2. 2020年度末保障機能別保有契約高

(単位:千件、億円)

項 目	個人保険		個人年金保険		団体保険		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
死亡保障								
普通死亡	7,974	576,766	—	—	22,463	330,926	30,438	907,692
災害死亡	(6,828)	(154,647)	(29)	(1,296)	(2,386)	(8,094)	(9,243)	(164,038)
その他の条件付死亡	(0)	(0)	(—)	(—)	(62)	(315)	(62)	(315)
生存保障	198	3,590	3,183	149,289	5	25	3,387	152,905
入院保障								
災害入院	(4,598)	(275)	(84)	(3)	(1,249)	(11)	(5,932)	(290)
疾病入院	(4,594)	(274)	(82)	(3)	(14)	(0)	(4,691)	(278)
その他の条件付入院	(7,896)	(2,218)	(32)	(2)	(65)	(0)	(7,995)	(2,221)
障害保障	(5,825)	(—)	(26)	(—)	(2,153)	(—)	(8,005)	(—)
手術保障	(5,472)	(—)	(102)	(—)	(—)	(—)	(5,574)	(—)

項 目	団体年金保険		財形保険		財形年金保険		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生存保障	6,418	26,665	50	1,615	17	351	6,486	28,632

項 目	医療保障保険	
	件数	金額
入院保障	155	0

項 目	就業不能保障保険	
	件数	金額
就業不能保障	—	—

(注)1. ()内の数値は付随保障部分及び特約の保障を表します。

2. 団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険及び医療保障保険の件数は被保険者数を表します。

3. 生存保障の金額は、個人年金保険、団体保険(年金特約)及び財形年金保険(財形年金積立保険を除く)については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したもの、団体年金保険、財形保険及び財形年金積立保険については責任準備金を表します。

4. 入院保障の金額は入院給付日額を表します。

5. 医療保障保険の入院保障には、疾病入院に関わる数値を記載しています。

6. 受再保険については、被保険者64千名、金額0億円です。

住友生命保険相互会社

3. 2020年度決算に基づく社員配当金について

2020年度決算に基づく社員配当率は以下のとおりです。

a. 個人保険、個人年金保険

- (1) 一部の生前給付特約の長期継続配当等を増配としました。
- (2) その他の配当については据置きとしました。

b. 団体保険

配当率は据置きとしました。

c. 団体年金保険

<新企業年金保険、厚生年金基金保険(02)及び確定給付企業年金保険(02)等>

配当率は、予定利率 0.75%又は 1.25%(解約控除あり)に対する責任準備金に対して 0.08%としました。

<拠出型企業年金保険(02)>

配当率は、予定利率 1.25%に対する責任準備金に対して 0.06%としました。

(注) 新単位口別利率設定特約部分の責任準備金は含みません。

住友生命保険相互会社

個人保険、個人年金保険について受取金額を例示しますと、以下のとおりです。

<例1>最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険(生活障害収入保障特約(20年タイプ)付加契約)
35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、(生活)収入保障年金年額150万円
特定重度生活習慣病保険金額150万円、総合医療特約 日額1万円
入院保障充実特約(09) 給付金額10万円、新先進医療特約

加入年度 (経過年数)	保険料 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
3年ごと配当タイプ			
2015年度 (6年)	151,260円	(16,195) 20,589円	20,847,000円

<例2>最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険(*1)(新介護収入保障特約(10回タイプ)(*2)付加契約)
35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、年金年額240万円
総合医療特約(*3) 日額1万円、入院保障充実特約(09)(*4) 給付金額10万円、新先進医療特約(*5)

加入年度 (経過年数)	保険料 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
3年ごと配当タイプ			
2012年度 (9年)	144,360円	(38,314) 38,854円	22,519,200円
2009年度 (12年)	203,460(*6)	(17,898) 17,898	22,519,200
2006年度 (15年)	206,340(*6)	(54,022) 54,022	22,519,200
2003年度 (18年)	206,340(*6)	(54,092) 54,092	22,519,200

(*1)2003年度契約および2006年度契約は最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険とします。
(*2)2003年度契約、2006年度契約および2009年度契約は新介護収入保障特約(20年タイプ)とします。
(*3)2003年度契約は災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院初期給付特約付加契約、2006年度契約および2009年度契約はそれぞれ災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院治療重点保障特約付加契約とします。
(*4)2003年度契約は通院特約付加契約、2006年度契約は通院特約(04)付加契約とし、日額は3千円とします。2009年度契約は入院保障充実特約付加契約とし、給付金額は3万円とします。
(*5)新先進医療特約付加契約は2012年度契約のみとします。
(*6)保険料は45歳時に災害・疾病関係特約を更新した後の金額です。

<例3>最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険(新介護通減定期保険特約(10年更新型)付加契約)
45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、初年度保険金額2,500万円
総合医療特約 日額1万円、入院保障充実特約(09) 給付金額10万円、新先進医療特約

加入年度 (経過年数)	保険料 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
3年ごと配当タイプ			
2012年度 (9年)	224,880円	(60,565) 61,105円	15,000,000円

- (注) 1. 保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。
2. 「死亡契約」欄は、契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。
<例1>および<例2>については、年金の現価相当額を示します。
<例3>については、遡減後の保険金額を示します。
3. 「受取金額」欄の()内の数字は、前年度配当率に基づいて計算した場合を示します。

住友生命保険相互会社

<例4>定期付終身保険10倍型(10年更新型)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金2,000万円(うち終身部分200万円)
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01) 日額1万円、通院特約 日額3千円

加入年度 (経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
毎年配当タイプ			
1996年度 (25年)	358,296円	(41,644) 41,644円	20,000,000円

(*)保険料は55歳時に更新した後の金額です。

<例5>定期付終身保険10倍型(10年更新型)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金2,000万円(うち終身部分200万円)

加入年度 (経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金(*2)]	死亡契約 [保険金+配当金]
毎年配当タイプ			
1991年度 (30年)	256,968円	(114,916) 114,916円	20,000,000円

(*)保険料は55歳時に更新した後の金額です。

(*2)定期保険特約は保険期間満了時につき配当を2回分お支払いします。

<例6>定期保険(10年更新型)

45歳加入、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金1,000万円

総合医療特約 日額1万円、入院保障充実特約(09) 給付金額10万円、新先進医療特約

加入年度 (経過年数)	保険料 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
5年ごと利差配当タイプ			
2011年度 (10年)	136,800円	(35,340) 35,880円	10,000,000円

<例7>養老保険

30歳加入、30年満期、男性、口座振替料率、月払、保険金100万円

加入年度 (経過年数)	保険料 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	満期・死亡契約 [保険金+配当金]
5年ごと利差配当タイプ			
2011年度 (10年)	31,656円	(0) 0円	死亡 1,000,000円
2006年度 (15年)	31,656	(0) 0	死亡 1,000,000
2001年度 (20年)	31,656	(0) 0	死亡 1,000,000
毎年配当タイプ			
1996年度 (25年)	28,584	(0) 0	死亡 1,000,000
1991年度 (30年)	20,664	— —	満期(1,000,000) 1,000,000

(注) 1. 「死亡契約」、「満期・死亡契約」欄は、満期又は契約当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

2. 「受取金額」欄の()内の数字は、前年度配当率に基づいて計算した場合を示します。

住友生命保険相互会社

個人保険、個人年金保険についての配当金の計算は、以下のとおりです。

<3年ごと配当タイプ [販売名称: プライムフィット・ライブワン・Qバック] >

2003年度、2006年度、2009年度、2012年度、2015年度及び2018年度にご契約いただいた3年ごと配当保険が、今年度に3年ごとの契約応当日を迎えるため、配当対象となります。

配当金は、以下のa、bの合計額です。
ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

a. 利差益配当 [据置]

各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額(定期保険特約等の特約部分)

(例示)2003年度契約、2006年度契約、2009年度契約及び2012年度契約(予定利率1.65%)の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2018年度	1.60%	1.65%	△0.05%
2019年度	1.60%		△0.05%
2020年度	1.60%		△0.05%

2015年度契約(予定利率1.25%)の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2018年度	1.60%	1.25%	0.35%
2019年度	1.60%		0.35%
2020年度	1.60%		0.35%

2018年度契約(予定利率0.65%)の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2018年度	1.20%	0.65%	0.55%
2019年度	1.20%		0.55%
2020年度	1.20%		0.55%

住友生命保険相互会社

b. 長期継続配当 [増配]

①契約後経過6年以降(*)の3年ごとの契約応当日に、その保険料(年換算)に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示) 男性の場合

保険種類		契約時の年齢		
		30歳	50歳	
定期保険特約	2007年4月2日以降契約	6年経過時	8.00%	20.00%
		9年経過時	12.00%	30.00%
		12年経過時	8.00%	20.00%
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	21.00%	46.50%
		18年経過時	21.00%	46.50%
新介護保障定期 保険特約	2013年4月2日以降契約	6年経過時	8.00%	16.00%
	2007年4月2日以降	9年経過時	28.00%	40.00%
		12年経過時	12.00%	20.00%
	2013年4月1日以前契約	15年経過時	27.00%	46.50%
		18年経過時	27.00%	46.50%
特定疾病保障定期 保険特約	2007年4月2日以降契約	6年経過時	4.00%	8.00%
		9年経過時	6.00%	12.00%
		12年経過時	4.00%	8.00%
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	10.50%	20.25%
		18年経過時	10.50%	20.25%
重度慢性疾患保障 保険特約	2007年4月2日以降契約	6年経過時	4.00%	8.00%
		9年経過時	6.00%	12.00%
		12年経過時	4.00%	8.00%
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	10.50%	20.25%
生活障害収入保障特約		6年経過時	8.00%	0.00%
特定重度生活習慣病保障特約		6年経過時	9.00%	15.00%

②災害・疾病関係特約の一部については、契約後6年以降(*)の3年ごとの契約応当日に、その入院給付日額等に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示) 日額1,000円あたり 30歳加入の場合

保険種類		男性	女性	
災害入院特約(01) (本人型)	2007年4月2日以降契約	12年経過時	252円	406円
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	399円	567円
		18年経過時	399円	567円
疾病医療特約(01) (本人型)	2007年4月2日以降契約	12年経過時	294円	0円
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	0円	0円
		18年経過時	0円	0円
総合医療特約	6年経過時	1,190円	420円	
	9年経過時	1,267円	560円	
	12年経過時	840円	196円	

住友生命保険相互会社

(例示) 保険料(年換算)あたり

保険種類		男性	女性	
新先進医療特約	2021年4月2日以降契約	6年経過時	0.00%	0.00%
	2018年8月2日以降	6年経過時	62.10%	62.10%
	2021年4月1日以前契約			
	2018年8月1日以前契約	6年経過時	37.50%	37.50%
9年経過時		37.50%	37.50%	

(*)更新後の場合を含みません。ただし、更新後の新先進医療特約は対象とします。

<5年ごと利差配当タイプ>

1996年度、2001年度、2006年度、2011年度及び2016年度にご契約いただいた5年ごと利差配当付保険が、今年度に5年ごとの契約応当日を迎えるため、配当対象となります。

配当金は、以下のa、bの合計額です。
ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

a. 利差益配当 [据置]

各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額

(例示) 1996年度契約(予定利率2.90%)の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2016年度	1.15%	2.90%	△1.75%
2017年度	1.15%		△1.75%
2018年度	1.15%		△1.75%
2019年度	1.15%		△1.75%
2020年度	1.15%		△1.75%

2001年度契約、2006年度契約及び2011年度契約(予定利率1.65%)の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2016年度	1.60%	1.65%	△0.05%
2017年度	1.60%		△0.05%
2018年度	1.60%		△0.05%
2019年度	1.60%		△0.05%
2020年度	1.60%		△0.05%

2016年度契約(予定利率1.25%)の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2016年度	1.60%	1.25%	0.35%
2017年度	1.60%		0.35%
2018年度	1.60%		0.35%
2019年度	1.60%		0.35%
2020年度	1.60%		0.35%

住友生命保険相互会社

ただし、下記の契約については、上記にかかわらず以下のとおりとします。

対象	利益配当率	例示
一時払養老保険	0%	予定利率1.00%の契約…0%
一時払個人年金保険	0%	予定利率1.00%の契約…0%
1998年7月2日以降の一時払終身保険	0%	予定利率1.40%の契約…0%

b. 長期継続配当 [増配]

- ①契約後経過10年以降(*)の5年ごとの契約応当日に、その保険料(年換算)に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示) 男性の場合

保険種類	契約時の年齢	契約時の年齢		
		30歳	50歳	
定期保険(特約)	2007年4月2日以降契約	10年経過時	16.00%	40.00%
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	31.00%	67.50%
		20年経過時	51.50%	67.50%
新介護保障定期 保険特約	2013年4月2日以降契約	10年経過時	16.00%	32.00%
	2007年4月2日以降 2013年4月1日以前契約	10年経過時	36.00%	52.00%
		15年経過時	41.00%	69.50%
	2007年4月1日以前契約	20年経過時	57.50%	59.50%
特定疾病保障定期 保険(特約)	2007年4月2日以降契約	10年経過時	8.00%	16.00%
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	15.50%	29.75%
		20年経過時	25.75%	29.75%
重度慢性疾患保障 保険(特約)	2007年4月2日以降契約	10年経過時	8.00%	16.00%
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	15.50%	29.75%
生活障害収入保障特約		10年経過時	40.00%	0.00%
特定重度生活習慣病保障特約		10年経過時	45.00%	75.00%

- ②災害・疾病関係特約等の一部については、契約後経過10年以降(*)の5年ごとの契約応当日に、その入院給付日額等に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示) 日額1,000円あたり 30歳加入の場合

保険種類	契約時の年齢	性別		
		男性	女性	
災害入院特約(01) (本人型)	2007年4月2日以降契約	15年経過時	665円	854円
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	665円	854円
		20年経過時	700円	777円
疾病医療特約(01) (本人型)	2007年4月2日以降契約	15年経過時	735円	0円
	2007年4月1日以前契約	15年経過時	0円	0円
		20年経過時	0円	0円
総合医療特約		10年経過時	1,750円	980円

住友生命保険相互会社

(例示) 保険料(年換算)あたり

保険種類		男性	女性	
新先進医療特約	2021年4月2日以降契約	10年経過時	0.00%	0.00%
	2018年8月2日以降 2021年4月1日以前契約	10年経過時	62.10%	62.10%
	2018年8月1日以前契約	10年経過時	37.50%	37.50%

(*)更新後の場合を含みません。ただし、更新後の新先進医療特約は対象とします。

<毎年配当タイプ>

配当金は、以下のa、b、c、dの合計額です。
ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

a. 利差益配当 [据置]

責任準備金に、予定利率に応じた利差益配当率を乗じた額

対象	利差益配当率	例示
予定利率1%未満の契約	1.20% - 予定利率	予定利率0.55%の契約… 0.65%
予定利率1%以上2%以下の契約	1.60% - 予定利率	予定利率1.50%の契約… 0.10%
予定利率2%超の契約	1.15% - 予定利率	予定利率5.00%の契約… △3.85%

ただし、下記の契約については、上記にかかわらず以下のとおりとします。

対象	利差益配当率	例示
1995年9月1日以降の一時払養老保険	0%	予定利率1.75%の契約… 0%
1998年7月2日以降の一時払個人年金保険	0%	予定利率1.50%の契約… 0%
1998年7月2日以降の一時払終身保険	0%	予定利率2.00%の契約… 0%

(変額年金の年金開始後・年金繰下げ期間中の利差益配当は0円)

b. 死差益配当 [据置]

危険保険金に被保険者の年齢、性別、予定死亡表及び配当回数に区別に応じた死差益配当率を乗じた額

(例示) 危険保険金額100万円あたり 終身保険、男性の場合

契約年度	40歳	50歳	60歳
1985年4月2日以降 1990年4月1日以前	450円	1,570円	4,060円
1990年4月2日以降 1996年4月1日以前	390円	1,400円	3,220円

住友生命保険相互会社

c. 災害・疾病特約配当 [増配]

災害・疾病関係特約が付加されている場合には、被保険者の年齢、性別及び保険種類に応じた額

(例示) 日額 1,000 円あたり 40 歳の場合

保険種類		男性	女性
新疾病医療特約(87) (本人型)		580 円	0 円
新災害入院特約(87) (本人型)		300 円	420 円
総合医療特約	2018年8月2日以降契約	170 円	0 円
	2018年8月1日以前契約	340 円	290 円

(例示) 1 件あたり

保険種類		男性	女性
新先進医療特約(*)	2021年4月2日以降契約	0 円	0 円
	2018年8月2日以降 2021年4月1日以前契約	1,476 円	1,476 円
	2018年8月1日以前契約	540 円	540 円

(*) 費差益配当の額を含みます

d. 費差益配当 [増配]

保険金に費差益配当率を乗じた額(保険料払込中の保険契約)
ただし、配当回数1回目においては、これを0円とします。

(例示) 1990年4月2日以降、1993年4月1日以前の契約
 養老保険及び終身保険の場合…保険金100万円あたり250円
 定期保険特約の場合 …保険金100万円あたり200円

さらに、配当回数4回目以降の保険契約においては、以下の上乗せを行います。

保険金額ランクによる上乗せ	保険金額 100万円あたり
配当回数5回目ごと(配当回数5回目、10回目、15回目…)に 総保険金額が2,000万円を超える部分	300円
総保険金額が3,000万円以上5,000万円未満の場合	50円
総保険金額が5,000万円以上の場合	100円

住友生命保険相互会社

4. 2020年度の一般勘定資産の運用状況

a. 2020年度の資産運用状況

(1) 運用環境

2020年度の日本経済は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて発出された緊急事態宣言に伴う経済活動の停滞などからサービス業を中心に大きく落ち込みました。5月末の緊急事態宣言解除後は経済活動が徐々に再開し、財政・金融政策の効果もあり、年度中盤には一部持ち直しの動き兆しが見られたものの、2021年に入ると首都圏および近畿圏を中心に再び緊急事態宣言が発令されるなど、厳しい状況が続きました。

- ・国内金利（新発10年国債利回り）は小幅に上昇したものの総じて低位での推移となりました。新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により、2020年内は0%近辺で推移した後、2021年に入り米国金利の上昇につれて国内金利も上昇しましたが、日本銀行のイールド・カーブ・コントロール政策の影響等から小幅な上昇にとどまりました。

【新発10年国債利回り 2020年3月末 0.010% → 2021年3月末 0.090%】

- ・国内株式は上昇しました。財政・金融政策による景気の下支えや経済活動の再開による景気回復期待、主要先進国で新型コロナウイルスのワクチン接種が進んだこと等により、新型コロナウイルスの感染拡大前の水準を上回り堅調に推移しました。

【日経平均 2020年3月末 18,917.01円 → 2021年3月末 29,178.80円】

【TOPIX 2020年3月末 1,403.04ポイント → 2021年3月末 1,954.00ポイント】

- ・米国金利(10年国債利回り)は上昇しました。年度前半は新型コロナウイルスの感染再拡大に対する懸念や大規模な金融緩和政策等により低位で推移しましたが、2021年に入り、ワクチン接種の進展や大規模な財政政策による景気回復期待等により、上昇しました。

【米国10年国債利回り 2020年3月末 0.67% → 2021年3月末 1.74%】

- ・ドル円は円安ドル高となりました。米財政赤字の拡大はドル安要因になったものの、ワクチン接種の進展や大規模な財政政策による景気回復期待、日米金利差の拡大等により、円安ドル高となりました。ユーロ円は円安ユーロ高となりました。欧州の株価上昇やEU復興基金による財政出動への期待感等を背景に、円安ユーロ高基調で推移しました。

【ドル/円 2020年3月末 108.83円 → 2021年3月末 110.71円】

【ユーロ/円 2020年3月末 119.55円 → 2021年3月末 129.80円】

(2) 運用方針

契約期間が長期にわたる生命保険契約の負債特性に応じて資産を管理するALM（資産負債の総合的な管理）の推進を基本方針として、国内の公社債や貸付金等の円金利資産を中心に投資を行うことにより、安定的な収益確保と市場環境悪化時においても確実な保険金等のお支払いの実現を図ります。さらに許容されるリスクの範囲内で株式や外国債券等への投資

住友生命保険相互会社

による収益の向上を目指します。

こうした基本方針のもと、低金利環境の長期化に対応するべく、一般勘定資産の基本ポートフォリオを「ALM運用ポートフォリオ」と「バランス運用ポートフォリオ」の2つに区分し、それぞれの運用目的に応じた「資産運用収益力向上」と「リスクコントロールの強化」を推進しています。前者では、保険金等の確実な支払いに資することを目的として、日本国債・国内事業債・国内融資を中心とした運用により保険契約の負債特性に応じたALMを推進するとともに、為替リスクをとらない外貨建事業債や不動産・インフラエクイティファンド等の超長期の運用を念頭に置いた資産等への投資により、収益力向上を図っています。後者では、企業価値の持続的向上を目的として、許容されるリスクの範囲内で市場見通しに応じ、株式や為替リスクをとるオープン外国債券等の流動性の高い資産の運用により収益の上乗せを図っています。また、機関投資家の責務の一環として、持続可能な社会の実現および運用収益の向上に向けたESG投融資(※1)や、投資先企業の中長期的な企業価値向上や持続的成長を促すための対話を軸とするスチュワードシップ活動を推進しています。

(※1. ESG投融資：環境(En^{Environment}ment)、社会(S^{Social}ocial)、企業統治(G^{Governance}overnance))に対する取組みなどの非財務情報も考慮しつつ、投資先企業等を選別して行う投融資)

(3) 運用状況

「ALM運用ポートフォリオ」では、低金利環境が継続する見通しの下、国内金利の上昇局面で超長期国債等へ積極投資し、国内金利リスクの削減を進める(※2)とともに、割安感が高まった局面で外貨建事業債への投資を拡大しました。「バランス運用ポートフォリオ」では、割安感が高まった局面での国内外株式への投資や、金利や為替の動向に留意してオープン外国債券への投資を推進しました。また、ESG投融資とスチュワードシップ活動を「責任投資」として整理し、体制面の強化を図るとともに、ESG課題の解決を目的とした債券等へ投融資するテーマ投資や企業との対話をより一層推進しました。

(※2. 運用資産は保険負債よりも残存期間が短く、期間のミスマッチが生じており、超長期国債等へ投資することで、ミスマッチが減少し、リスクを削減する効果があります。)

各資産の状況は以下のとおりです。

- ・国内公社債は、金利上昇局面で超長期国債等への投資を積極化させるとともに、国債対比で超過収益が期待できるクレジット資産を活用し、収益の確保を図りました。また、社債では、ESGの観点を取り込んだ企業分析や当該企業との対話等に取り組みました。
- ・国内株式は、株式相場の調整局面で投資を拡大しました。また、ESGの観点を取り込んだ企業分析や当該企業との対話等に取り組みました。
- ・外国証券は、信用スプレッド拡大局面で高格付の外貨建事業債等へ投資を積極化し、収益力向上を図りました。また、金利や為替動向に留意し、オープン外国債券への投資等を行いました。
- ・貸付金は、ESG要素がもたらす影響も考慮し信用リスクを適切に判断した上で収益力向上を図りました。
- ・不動産は、優良物件への新規投資に取り組むとともに、保有物件の収益力向上に努めました。

住友生命保険相互会社

b. 資産の構成(一般勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	1,751,825	5.4	1,300,346	3.8
買入金銭債権	326,239	1.0	565,143	1.6
有価証券	26,790,871	83.1	29,756,172	86.0
公社債	13,809,070	42.8	14,431,149	41.7
株式	1,718,821	5.3	2,480,707	7.2
外国証券	10,959,518	34.0	12,391,645	35.8
公社債	9,611,587	29.8	10,516,392	30.4
株式等	1,347,930	4.2	1,875,252	5.4
その他の証券	303,462	0.9	452,669	1.3
貸付金	2,099,584	6.5	1,945,518	5.6
保険約款貸付	281,112	0.9	258,549	0.7
一般貸付	1,818,472	5.6	1,686,968	4.9
不動産	558,552	1.7	557,409	1.6
うち投資用	389,872	1.2	394,204	1.1
繰延税金資産	214,138	0.7	68,356	0.2
その他	493,105	1.5	403,110	1.2
貸倒引当金	△816	△0.0	△890	△0.0
一般勘定計	32,233,500	100.0	34,595,165	100.0
うち外貨建資産	10,453,682	32.4	11,799,295	34.1

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

c. 資産の増減(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	2019年度	2020年度
	金額	金額
現預金・コールローン	22,966	△451,479
買入金銭債権	8,987	238,903
有価証券	809,062	2,966,300
公社債	460,616	622,079
株式	△149,883	761,886
外国証券	323,099	1,432,127
公社債	213,493	904,805
株式等	109,605	527,322
その他の証券	175,230	149,207
貸付金	△775,386	△154,066
保険約款貸付	△8,635	△22,562
一般貸付	△766,750	△131,503
不動産	4,813	△1,142
うち投資用	8,892	4,332
繰延税金資産	90,159	△145,781
その他	156,077	△89,994
貸倒引当金	53	△73
一般勘定計	316,734	2,361,665
うち外貨建資産	336,588	1,345,612

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

住友生命保険相互会社

d. 資産運用関係収益(一般勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度		2020年度	
		前年度比		前年度比
利息及び配当金等収入	639,439	100.1	611,775	95.7
預貯金利息	13,656	77.7	2,595	19.0
有価証券利息・配当金	549,407	101.4	535,731	97.5
貸付金利息	27,182	88.1	23,518	86.5
不動産賃貸料	35,206	99.6	34,717	98.6
その他利息配当金	13,986	106.1	15,211	108.8
有価証券売却益	86,022	85.7	79,393	92.3
国債等債券売却益	41,038	51.2	46,798	114.0
株式等売却益	8,177	62.7	15,991	195.6
外国証券売却益	36,807	512.9	16,603	45.1
有価証券償還益	13,534	-	16,323	120.6
貸倒引当金戻入額	44	116.5	-	-
その他運用収益	1,022	122.8	1,474	144.1
合 計	740,064	99.4	708,966	95.8

e. 資産運用関係費用(一般勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度		2020年度	
		前年度比		前年度比
支払利息	24,529	85.0	10,484	42.7
有価証券売却損	14,782	15.9	17,087	115.6
国債等債券売却損	186	5.4	4,197	2245.5
株式等売却損	9,654	372.2	2,100	21.8
外国証券売却損	4,940	5.7	10,789	218.4
有価証券評価損	52,233	1901.6	2,025	3.9
株式等評価損	36,524	2513.4	1,875	5.1
外国証券評価損	15,709	1214.3	149	1.0
有価証券償還損	4,028	-	5	0.1
金融派生商品費用	118,531	119.6	74,286	62.7
為替差損	11,416	-	10,974	96.1
貸倒引当金繰入額	-	-	318	-
賃貸用不動産等減価償却費	8,601	99.9	8,422	97.9
その他運用費用	12,380	103.3	13,441	108.6
合 計	246,503	101.0	137,046	55.6

住友生命保険相互会社

f. 資産別運用利回り(一般勘定)

(単位: %)

区 分	2019年度	2020年度
現預金・コールローン	△0.01	0.15
買入金銭債権	0.89	0.55
有価証券	1.75	1.95
うち公社債	1.84	1.83
うち株式	1.30	2.13
うち外国証券	1.72	2.03
公社債	1.77	2.16
株式等	1.35	1.25
貸付金	0.89	1.51
うち一般貸付	0.53	1.17
不動産	3.12	2.93
うち投資用	4.50	4.19
一般勘定計	1.56	1.77
うち海外投融資	1.57	2.00

- (注)1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。
2. 当利回りの算出においては、デリバティブによる損益を分子に含めています。
3. 海外投融資とは、外貨建資産と円貨建資産の合計です。

g. 主要資産の平均残高(一般勘定)

(単位: 百万円)

区 分	2019年度	2020年度
現預金・コールローン	1,304,516	1,280,306
買入金銭債権	347,881	532,114
有価証券	25,492,081	26,796,340
うち公社債	13,534,866	13,997,294
うち株式	1,013,668	1,203,033
うち外国証券	10,752,960	11,235,946
公社債	9,548,198	9,657,291
株式等	1,204,761	1,578,655
貸付金	2,692,687	1,961,798
うち一般貸付	2,403,856	1,685,941
不動産	556,721	561,648
うち投資用	385,189	393,064
一般勘定計	31,549,859	32,368,323
うち海外投融資	12,309,189	12,719,954

住友生命保険相互会社

h. 有価証券の時価情報(一般勘定)

(1) 売買目的有価証券の評価損益

2019年度末、2020年度末ともに残高がないため、記載していません。

(2) 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:百万円)

区 分	2019年度末					2020年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差損		帳簿価額	時価	差損益	差損	
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	1,725,807	2,049,016	323,208	323,213	△5	1,690,707	1,852,103	261,396	261,404	△8
責任準備金対応債券	12,029,249	14,032,115	2,002,866	2,014,096	△11,230	12,470,906	14,068,089	1,597,183	1,664,625	△67,341
子会社・関連会社株式	52,238	27,859	△24,389	-	△24,389	52,238	46,861	△5,376	-	△5,376
その他の有価証券	11,788,547	12,951,026	1,162,478	1,385,068	△172,589	13,963,576	15,804,479	1,840,903	1,986,544	△145,641
公 社 債	2,128,756	2,205,625	76,869	90,906	△13,437	2,477,237	2,529,740	52,503	86,818	△34,315
株 式	996,146	1,595,204	599,057	679,946	△80,889	1,115,609	2,338,264	1,222,654	1,252,591	△29,936
外 国 証 券	7,739,602	9,223,698	484,096	544,123	△60,028	9,096,111	9,618,085	521,974	601,930	△79,956
公 社 債	6,967,667	7,459,975	492,308	529,923	△37,613	7,922,014	8,356,187	434,173	509,392	△75,219
株 式 等	771,934	763,722	△8,211	14,203	△22,415	1,174,097	1,261,898	87,801	92,538	△4,737
その他の証券	303,523	297,662	△5,960	12,202	△18,163	349,067	387,108	38,040	38,775	△735
買入金銭債権	184,619	193,071	8,451	8,486	△34	433,890	439,749	5,859	6,427	△567
譲渡性預金	435,900	435,863	△36	-	△36	491,600	491,530	△69	-	△69
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	28,595,843	29,060,026	3,464,183	3,672,378	△208,194	28,077,428	31,771,524	3,694,106	3,902,473	△208,367
公 社 債	13,732,200	16,797,682	2,965,481	2,064,666	△18,985	14,378,646	16,015,275	1,636,628	1,710,830	△74,201
株 式	996,146	1,595,204	599,057	679,946	△80,889	1,115,609	2,338,264	1,222,654	1,252,591	△29,936
外 国 証 券	9,943,452	10,740,642	797,190	887,273	△90,083	11,308,555	12,099,606	791,051	893,848	△102,797
公 社 債	9,119,279	9,949,050	829,771	873,072	△43,300	10,062,219	10,790,846	708,627	801,310	△92,683
株 式 等	824,173	791,591	△32,581	14,203	△46,784	1,226,335	1,308,760	82,424	92,538	△10,113
その他の証券	303,523	297,662	△5,960	12,202	△18,163	349,067	387,108	38,040	38,775	△735
買入金銭債権	184,619	193,071	8,451	8,486	△34	433,890	439,749	5,859	6,427	△567
譲渡性預金	435,900	435,863	△36	-	△36	491,600	491,530	△69	-	△69
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	2019年度末	2020年度末
満期保有目的の債券	-	-
非上場外国債券	-	-
その他の	-	-
責任準備金対応債券	-	-
子会社・関連会社株式	593,981	697,616
その他の有価証券	52,246	52,198
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	21,841	20,368
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	34,558	34,558
非上場外国債券	-	-
その他の	5,845	7,271
合 計	666,227	769,814

住友生命保険相互会社

i. 金銭の信託の時価情報(一般勘定)

(1) 運用目的の金銭の信託

2019年度末、2020年度末ともに残高がないため、記載していません。

(2) 運用目的以外の金銭の信託

2019年度末、2020年度末ともに残高がないため、記載していません。

(ご参考)

金融商品に係る会計基準における「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」についても一定の前提をおいて算定した価額を含めた場合の時価情報は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	2019年度末					2020年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	1,728,807	2,049,016	320,208	323,213	△3	1,690,707	1,852,103	261,396	261,404	△8
責任準備金対応債券	12,029,249	14,032,115	2,002,866	2,014,096	△11,230	12,470,906	14,068,089	1,597,183	1,634,625	△37,341
子会社・関連会社株式	646,220	658,722	△87,497	122	△87,619	749,864	692,244	△57,610	2,156	△59,767
その他の有価証券	11,950,793	13,018,529	1,167,736	1,340,321	△172,585	14,026,774	15,875,983	1,850,208	1,996,873	△146,664
公 社 債	2,128,756	2,205,625	76,869	90,306	△13,437	2,477,237	2,529,740	52,503	86,818	△34,315
株 式	1,017,988	1,617,046	599,057	679,946	△80,889	1,136,037	2,358,632	1,222,594	1,282,691	△29,996
外 国 証 券	7,774,180	8,263,461	489,280	549,310	△60,029	9,130,670	9,661,814	531,144	611,100	△79,956
公 社 債	6,967,667	7,459,975	492,308	529,922	△37,613	7,922,014	8,356,187	434,173	509,392	△75,219
株 式 等	806,513	803,485	△3,027	19,388	△22,416	1,208,656	1,305,627	96,971	101,708	△4,737
その他の証券	309,349	303,462	△5,887	12,280	△18,167	356,338	394,515	38,176	38,934	△758
買入金銭債権	184,619	193,071	8,451	8,486	△34	433,890	439,749	5,859	6,427	△567
譲渡性預金	435,900	435,863	△36	-	△36	491,600	491,530	△69	-	△69
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	26,252,070	29,658,384	3,406,313	3,677,764	△271,450	28,837,243	32,488,421	3,651,177	3,913,959	△262,781
公 社 債	13,732,200	15,797,682	2,065,481	2,084,466	△18,985	14,378,646	16,015,275	1,636,628	1,710,830	△74,201
株 式	1,119,763	1,718,821	599,057	679,946	△80,889	1,258,113	2,480,707	1,222,594	1,282,691	△29,996
外 国 証 券	10,470,237	11,209,483	739,246	892,583	△153,337	11,860,501	12,608,488	747,987	905,175	△157,187
公 社 債	9,119,279	9,949,050	829,771	873,072	△43,300	10,082,219	10,790,846	708,627	801,310	△82,683
株 式 等	1,350,958	1,260,433	△90,524	19,511	△110,036	1,778,281	1,817,642	39,360	103,865	△64,504
その他の証券	309,349	303,462	△5,887	12,280	△18,167	414,492	452,669	38,176	38,934	△758
買入金銭債権	184,619	193,071	8,451	8,486	△34	433,890	439,749	5,859	6,427	△567
譲渡性預金	435,900	435,863	△36	-	△36	491,600	491,530	△69	-	△69
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

2. 有価証券のうち時価のあるものに係る時価情報の差損益と本表の差損益との差額は、2019年度末が △57,870百万円、2020年度末が △42,925百万円となっています。

不動産(土地・借地権)の差損益

(単位:百万円)

区 分	2019年度末	2020年度末
不動産の差損益	159,807	167,737

(注)土地の時価については、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、または公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

住友生命保険相互会社

j. デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用の合算値)(一般勘定)

(1) 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:百万円)

区 分	2019年度末						2020年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
ヘッジ会計適用分	△515	172,039	-	-	-	171,523	6,094	△343,195	-	-	-	△337,100
ヘッジ会計非適用分	-	△3,162	697	-	△1,639	△4,105	-	△114,345	△29,942	99	687	△143,501
合 計	△515	168,876	697	-	△1,639	167,418	6,094	△457,540	△29,942	99	687	△480,602

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。
なお時価ヘッジ適用分の差損益は、2019年度末通貨関連 134,617百万円、2020年度末通貨関連 △374,068百万円となっています。

(2) 金利関連

(単位:百万円)

区 分	種 類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等		時 価	差 損 益	契約額等		時 価	差 損 益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	金利スワップ								
	固定金利受取/変動金利支払	20,035	16,646	28	28	16,646	11,580	13	13
	固定金利支払/変動金利受取	48,973	-	△544	△544	83,032	83,032	6,081	6,081
	合 計				△515				6,094

(注)1. 差損益欄には、時価を記載しています。

(ご参考)

金利スワップ契約の内容

[2020年度末]

(単位:百万円、%)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
受取固定・支払変動スワップの想定元本額	4,065	11,070	510	-	-	-	15,645
平均受取固定金利	1.43	1.20	0.18	-	-	-	1.23
平均支払変動金利	1.39	1.13	0.26	-	-	-	1.16
支払固定・受取変動スワップの想定元本額	-	-	-	33,213	49,819	-	83,032
平均支払固定金利	-	-	-	1.83	2.39	-	2.17
平均受取変動金利	-	-	-	1.38	1.93	-	1.71

(3) 通貨関連

(単位:百万円)

区分	種 類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年組				うち1年組			
店頭	為替予約								
	売建	9,733,616	1,191,995	155,729	155,729	11,132,717	2,386,505	△587,772	△587,772
	(米ドル)	5,032,379	1,138,338	△46,419	△46,419	5,143,273	1,116,818	△218,638	△218,638
	(ユーロ)	2,884,417	-	31,661	31,661	3,639,608	906,783	△156,414	△156,414
	(豪ドル)	1,070,479	53,656	111,582	111,582	1,512,317	248,123	△176,151	△176,151
	買建	2,353,557	165,027	△22,613	△22,613	3,541,238	-	100,307	100,307
	(ユーロ)	906,728	165,027	△1,971	△1,971	1,540,883	-	44,898	44,898
	(米ドル)	1,188,828	-	1,696	1,696	1,416,890	-	47,167	47,167
	通貨オプション								
	売建								
	コール	220,250	-			172,500	-		
	(907)			1,783	△876	(726)		172	653
	(米ドル)	220,250	-			172,500	-		
	(907)			1,783	△876	(726)		172	653
	プット	-	-			135,000	-		
	(-)					(681)			681
	(米ドル)	-	-			135,000	-		
	(-)					(681)			681
	買建								
	プット	199,000	-			150,000	-		
(1,986)			1,201	△784	(2,186)		2	△2,184	
(米ドル)	199,000	-			150,000	-			
(1,986)			1,201	△784	(2,186)		2	△2,184	
通貨スワップ									
(米ドル)	37,806	37,806	△3,638	△3,638	37,806	37,806	△3,900	△3,900	
(ユーロ)	35,351	35,351	△3,656	△3,656	35,351	35,351	△3,685	△3,685	
	2,454	2,454	18	18	2,454	2,454	△215	△215	
合 計				127,816				△492,314	

(注)1.()内には、オプション料を記載しています。

2. 外貨建金銭債権債務等が為替予約又は通貨スワップが付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。開示の対象より除いている通貨スワップは、2019年度末が米ドルの契約額 413,840百万円、時価 41,060百万円、差損益 41,060百万円、2020年度末が米ドルの契約額 424,753百万円、時価 34,773百万円、差損益 34,773百万円です。

3. 差損益欄には、為替予約及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

住友生命保険相互会社

(4) 株式関連

(単位:百万円)

区分	種 類	2019年度末			2020年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年経				うち1年経			
取引所	株価指数先物 買建	10,069	-	697	697	21,868	-	93	93
店頭	株価指数オプション 売建								
	コール	-	-	-	-	148,470	-	-	-
		(-)				(1,674)	28,555		△26,881
	プット	-	-	-	-	122,715	-	-	-
		(-)				(2,326)	-		2,326
店頭	買建								
	プット	-	-	-	-	149,985	-	-	-
		(-)				(5,481)			△5,481
合 計					697				△29,942

(注)1. ()内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、先物取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(5) 債券関連

(単位:百万円)

区分	種 類	2019年度末			2020年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年経				うち1年経			
取引所	債券先物 売建	-	-	-	-	20,393	-	99	99
合 計									99

(注) 差損益欄には、時価を記載しています。

(6) その他

(単位:百万円)

区分	種 類	2019年度末			2020年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年経				うち1年経			
店頭	マルチ・アセット指数オプション 売 建								
	コール	139,122	-	-	-	134,140	-	-	-
		(337)		62	275	(445)	549		△103
	買 建								
店頭	コール	128,961	-	-	-	127,843	-	-	-
		(2,816)		900	△1,915	(2,530)	3,421		790
合 計					△1,639				687

(注)1. 括弧内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

住友生命保険相互会社

5. 貸借対照表

(単位:百万円)

期 別 科 目	2019年度末	2020年度末	期 別 科 目	2019年度末	2020年度末
	(2020年3月31日現在)	(2021年3月31日現在)		(2020年3月31日現在)	(2021年3月31日現在)
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	1,467,878	1,198,652	保険契約準備金	26,965,750	27,586,099
現 金	136	10	支 払 備 金	108,199	105,903
預 貯 金	1,467,741	1,198,642	責 任 準 備 金	26,636,065	27,262,040
コーローン	354,415	192,142	社員配当準備金	221,485	218,166
買入金銭債権	326,239	565,143	再 保 険 借	200	196
有 価 証 券	27,423,878	30,463,881	社 債	449,924	449,924
国 債	10,182,036	10,774,290	そ の 他 負 債	3,085,190	4,330,415
地 方 債	235,930	238,126	売 現 先 勘 定	1,948,528	2,870,573
社 債	3,683,890	3,715,977	債券貸借取引受入担保金	590,008	501,353
株 式	1,831,515	2,623,466	借 入 金	50,000	120,000
外 国 証 券	11,181,658	12,643,660	未 払 法 人 税 等	22,503	16,204
そ の 他 の 証 券	308,848	468,359	未 払 金	94,843	34,738
貸 付 金	2,099,584	1,945,518	未 払 費 用	37,892	39,907
保 険 約 款 貸 付	281,112	268,549	前 受 取 益	1,384	851
一 般 貸 付	1,818,472	1,686,968	預 り 金	67,316	70,349
有 形 固 定 資 産	569,148	566,262	預 り 保 証 金	28,750	28,596
土 地	360,643	359,957	金 融 派 生 商 品	110,413	626,965
建 物	177,036	173,740	金融商品等受入担保金	118,280	4,389
リ ー ス 資 産	5,525	4,387	リ ー ス 債 務	5,762	4,563
建 設 仮 勘 定	20,871	23,711	資 産 除 去 債 務	1,749	1,768
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	5,070	4,465	仮 受 金	6,609	7,079
無 形 固 定 資 産	40,387	38,193	そ の 他 の 負 債	1,147	3,074
ソ フ ト ウ ェ ア	31,627	32,682	退 職 給 付 引 当 金	10,730	-
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	8,760	5,511	価 格 変 動 準 備 金	787,547	883,647
代 理 店 貸	0	-	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	12,923	12,894
再 保 険 貸	110	181	負 債 の 部 合 計	31,312,267	33,263,179
そ の 他 資 産	443,657	347,619	(純資産の部)		
未 収 金	26,944	33,143	基 金 償 却 積 立 金	639,000	639,000
前 払 費 用	5,042	5,363	再 評 価 積 立 金	2	2
未 収 取 益	132,779	142,674	剰 余 金	220,677	227,648
預 託 金	4,258	4,315	損 失 補 償 準 備 金	5,804	6,004
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	3,663	13,407	そ の 他 剰 余 金	214,873	221,643
金 融 派 生 商 品	241,663	108,906	価 格 変 動 積 立 金	165,000	165,000
金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	9	25,786	社 会 及 び 契 約 者 増 進 基 金	1,298	1,338
仮 払 金	5,078	6,779	別 途 積 立 金	223	223
そ の 他 の 資 産	24,218	7,353	当 期 未 処 分 剰 余 金	48,351	55,081
前 払 年 金 費 用	12,482	15,726	基 金 等 合 計	859,680	866,650
繰 延 税 金 資 産	214,138	68,356	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	841,237	1,332,915
貸 倒 引 当 金	△816	△890	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△2,371	△2,561
			土 地 再 評 価 差 額 金	△59,708	△59,397
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	779,157	1,270,957
			純 資 産 の 部 合 計	1,638,837	2,137,607
資 産 の 部 合 計	32,951,105	35,400,786	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	32,951,105	35,400,786

住友生命保険相互会社

2020年度 貸借対照表注記

1. 有価証券(預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式)については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分してしております。

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

4. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上してしております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

5. 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式を除く)は、決算日の為替相場により円換算してあります。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算してあります。

住友生命保険相互会社

7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、260百万円です。

8. 退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期から 8年
過去勤務費用の処理年数	3年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	270,390百万円
勤務費用	11,495百万円
利息費用	3,982百万円
数理計算上の差異の当期発生額	33,123百万円
退職給付の支払額	△23,049百万円
期末における退職給付債務	295,943百万円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	266,550百万円
期待運用収益	2,033百万円
数理計算上の差異の当期発生額	47,337百万円
事業主からの拠出額	6,648百万円
退職給付の支払額	△10,763百万円
期末における年金資産	311,806百万円

住友生命保険相互会社

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	295,943 百万円
年金資産	<u>△311,806 百万円</u>
	△15,862 百万円
未認識数理計算上の差異	△355 百万円
未認識過去勤務費用	<u>491 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△15,726 百万円</u>
前払年金費用	<u>△15,726 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△15,726 百万円</u>

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	11,495 百万円
利息費用	3,982 百万円
期待運用収益	△2,033 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△4,759 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	<u>△3,724 百万円</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>4,960 百万円</u>

⑤ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株式	42%
生命保険一般勘定	35%
投資信託	6%
債券	6%
その他	11%
合計	<u>100%</u>

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が48%含まれています。

⑥ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりです。

割引率	0.575%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.3%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、1,147 百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

住友生命保険相互会社

10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債(負債)等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。
なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
12. 連結納税制度を適用している当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度に関して、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(2020年3月31日 企業会計基準委員会 実務対応報告第39号)により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
13. 責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、積み立てております。
責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算しております。
(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約(予定利率変動型無配当個人年金保険(一時払い)を除く)については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎(平成8年大蔵省告示第48号)を適用(ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007(年金開始後用)を適用)して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。
収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。
また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提(予定発生率・予定利率等)に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。
追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となることから、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。
14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

住友生命保険相互会社

15. 当期末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりです。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(2019年7月4日 企業会計基準第30号)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2019年7月4日 企業会計基準適用指針第31号)
- ・「金融商品に関する会計基準」(2019年7月4日 企業会計基準第10号)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2020年3月31日 企業会計基準適用指針第19号)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2021年度の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

適用された年度における影響は評価中です。

住友生命保険相互会社

16. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理(ALM)を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債(国債、地方債及び社債)については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク)及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式(外国証券の中に含まれる株式を含む)については、市場リスク(株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク(VaR)を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット(含み損益や売却損益を考慮)と比較することで管理しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク(VaR)を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資資本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	1,198,652	1,198,652	—
うち、其他有価証券	491,530	491,530	—
コールローン	192,142	192,142	—
買入金銭債権	565,143	567,468	2,324
うち、其他有価証券	439,749	439,749	—
有価証券 ^{※1}	29,694,760	31,547,963	1,853,202
売買目的有価証券	707,708	707,708	—
満期保有目的の債券	1,590,707	1,852,103	261,395
責任準備金対応債券	12,470,906	14,068,089	1,597,183
子会社株式及び関連会社株式	52,238	46,861	△5,376
其他有価証券	14,873,199	14,873,199	—
貸付金	1,945,518		
貸倒引当金 ^{※2}	△649		
	1,944,868	1,958,383	13,514
社債	449,924	458,557	8,632
売現先勘定	2,870,573	2,870,573	—
債券貸借取引受入担保金	501,353	501,353	—
借入金	120,000	120,167	167
デリバティブ取引 ^{※3}	(518,059)	(518,059)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(140,102)	(140,102)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(377,956)	(377,956)	—

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表計上額は769,120百万円です。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

① 現金及び預貯金、コールローン

帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。

② 買入金銭債権

3月末日の市場価格等によっております。

③ 有価証券

其他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。

それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

④ 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

住友生命保険相互会社

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

負債

① 社債

3月末日の市場価格等によっております。

② 売現先勘定、債券貸借取引受入担保金

時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

③ 借入金

借入金を裏付として発行される社債の3月末日の市場価格等によっております。

デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 有価証券(「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	284,558	305,365	20,807
	外国証券(公社債)	1,305,600	1,546,196	240,596
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	549	541	△8
	外国証券(公社債)	—	—	—
合計		1,590,707	1,852,103	261,395

② 責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	10,346,526	11,949,729	1,603,203
	外国証券(公社債)	613,425	664,746	51,321
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,269,774	1,229,897	△39,877
	外国証券(公社債)	241,179	223,715	△17,464
合計		12,470,906	14,068,089	1,597,183

住友生命保険相互会社

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③ その他有価証券 (単位：百万円)

	種類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	131,002	137,430	6,427
	公社債	1,648,506	1,735,325	86,818
	株式	951,390	2,203,981	1,252,591
	外国証券	7,580,013	8,181,944	601,930
	公社債	6,733,057	7,242,449	509,392
	株式等	846,956	939,495	92,538
	その他の証券	329,067	367,843	38,775
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	491,600	491,530	△69
	買入金銭債権	302,887	302,319	△567
	公社債	828,731	794,415	△34,315
	株式	164,279	134,282	△29,996
	外国証券	1,516,097	1,436,141	△79,956
	公社債	1,188,957	1,113,738	△75,219
	株式等	327,140	322,403	△4,737
	その他の証券	20,000	19,265	△735
合計	13,963,576	15,804,479	1,840,903	

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預貯金	1,198,712	—	—	—
コールローン	192,142	—	—	—
買入金銭債権	280,549	208	288	278,221
有価証券	336,202	2,810,959	7,952,005	12,742,022
満期保有目的の債券	2,717	592,331	214,400	780,229
責任準備金対応債券	160,260	690,872	3,949,273	7,573,284
その他有価証券	173,224	1,527,755	3,788,332	4,388,508
貸付金*	162,860	478,612	501,410	533,973
社債	—	—	—	449,924
売現先勘定	2,870,573	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	501,353	—	—	—
借入金	—	—	—	120,000

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

住友生命保険相互会社

17. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等(土地を含む)）を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は 396,511 百万円、時価は 515,877 百万円です。
なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。
また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務 1,384 百万円を計上しております。
18. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、4,366,031 百万円です。
19. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当期末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は 824 百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
20. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、2,031 百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。
貸付金のうち、破綻先債権額はあります。延滞債権額は、831 百万円です。
上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、247 百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。
貸付金のうち、3 カ月以上延滞債権額はあります。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3 カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、1,200 百万円です。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。
21. 有形固定資産の減価償却累計額は、427,522 百万円です。
22. 保険業法第 118 条に規定する特別勘定の資産の額は、828,123 百万円です。なお、負債の額も同額です。
23. 子会社等に対する金銭債権の総額は、84,223 百万円、金銭債務の総額は、14,792 百万円です。
24. 繰延税金資産の総額は、623,773 百万円、繰延税金負債の総額は、533,234 百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、22,182 百万円です。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 270,860 百万円、価格変動準備金 247,067 百万円及び退職給付引当金 28,100 百万円です。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 517,328 百万円です。
当期における税効果会計適用後の法人税等の負担率は 4.6%であり、法定実効税率 27.96%との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額 △26.3%です。

住友生命保険相互会社

25. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

当期首現在高	221,485百万円
前期剰余金よりの繰入額	47,451百万円
当期社員配当金支払額	50,810百万円
利息による増加等	29百万円
当期末現在高	218,156百万円

26. 子会社等の株式等の総額は、749,854百万円です。

27. 担保に提供している資産の額は、有価証券3,360,448百万円です。

28. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は、36百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は、1,056百万円です。

29. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、1,330,356百万円です。

30. 2021年4月15日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債100,586百万円を発行しております。

31. 2021年6月29日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債70,000百万円の期限前償還を行う予定です。

32. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、7,278百万円です。

33. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債です。

34. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。

35. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、35,900百万円です。

なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

住友生命保険相互会社

6. 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	期 別	
	2019年度 〔自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日〕	2020年度 〔自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日〕
	金額	金額
経常収入	3,085,037	3,108,974
保険料収入	2,224,303	2,187,755
再保準備金	2,221,182	2,185,080
資産利息	526	338
預有貸不	2,594	2,336
有貸そ	740,064	816,010
そ	639,439	611,775
年保支	13,656	2,595
退そ	649,407	635,731
	27,182	23,518
	35,206	34,717
	13,986	15,211
	86,022	79,393
	13,534	16,323
	44	-
	1,022	1,474
	-	107,044
	120,670	105,208
	7,141	5,288
	66,119	57,546
	6,535	2,295
	17,746	13,974
	23,127	26,102
経常支出	2,989,898	2,953,340
保険給	1,885,624	1,746,005
再保	608,258	558,220
費	488,059	439,604
社	306,947	296,512
員	428,994	403,822
支	52,323	46,791
有	1,040	1,053
有	397,207	626,004
金	397,174	625,975
為	32	29
貸	268,467	137,046
貸	24,529	10,484
所	14,782	17,087
得	52,233	2,025
税	4,028	5
引	118,531	74,286
当	11,416	10,974
所	-	318
得	8,601	8,422
税	12,350	13,441
引	21,964	-
当	320,034	330,027
所	118,563	114,257
得	62,947	53,441
税	24,760	26,671
引	17,007	17,951
当	13,848	16,192
所	95,138	155,634
得	198	241
税	198	241
引	46,290	98,463
当	1,952	621
所	514	1,082
得	43,100	96,100
税	723	659
引	49,046	57,412
当	54,336	47,680
所	△54,627	△45,001
得	△290	2,678
税	49,337	54,733

住友生命保険相互会社

2020年度 損益計算書注記

1. 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. 保険金等支払金は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
3. 子会社等との取引による収益の総額は、5,159百万円、費用の総額は、19,422百万円です。
4. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 46,798百万円、株式等 15,991百万円、外国証券 16,603百万円です。
有価証券売却損の内訳は、国債等債券 4,197百万円、株式等 2,100百万円、外国証券 10,789百万円です。
有価証券評価損の内訳は、株式等 1,875百万円、外国証券 149百万円です。
5. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は、27百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は、243百万円です。
6. 金融派生商品費用には、評価損が 96,461百万円含まれております。
7. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
遊休不動産等	土地及び建物等	1,082百万円
	計	1,082百万円

住友生命保険相互会社

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

7. 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位:百万円)

区 分	2019年度	2020年度
基礎利益 A	371,547	347,641
キャピタル収益	101,194	85,278
有価証券売却益	86,022	79,393
その他キャピタル収益	15,171	5,885
キャピタル費用	257,281	126,676
有価証券売却損	14,782	17,087
有価証券評価損	52,233	2,025
金融派生商品費用	118,531	74,286
為替差損	11,416	10,974
その他キャピタル費用	60,317	22,301
キャピタル損益 B	△156,087	△41,398
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	215,459	306,243
臨時収益	25	—
個別貸倒引当金戻入額	25	—
臨時費用	120,345	150,609
危険準備金繰入額	52,800	91,100
個別貸倒引当金繰入額	—	287
その他臨時費用	67,545	59,221
臨時損益 C	△120,320	△150,609
経常利益 A+B+C	95,138	155,634

(参考)その他項目の内訳

	2019年度	2020年度	
基礎利益	マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	57,830	△5,145
	外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	△15,171	22,301
	指数運動に係る保険料積立金変動の影響額	2,487	△739
その他キャピタル収益	マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	—	5,145
	外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	15,171	—
	指数運動に係る保険料積立金変動の影響額	—	739
その他キャピタル費用	マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	57,830	—
	外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	22,301
	指数運動に係る保険料積立金変動の影響額	2,487	—
その他臨時費用	個人年金保険の年金開始後契約の一部および一時払養老保険契約の一部についての保険料積立金を追加して積み立てた額	67,545	59,221

住友生命保険相互会社

8. 基金等変動計算書

2019年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	基金等										
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	損失填補準備金	剰余金					剰余金合計	基金等合計
					その他剰余金				当期未処分剰余金		
				基金償却準備金	価格変動積立金	社会及び契約者福祉増進基金	別途積立金				
当期首残高	50,000	589,000	2	5,604	42,600	165,000	1,321	223	59,141	273,890	912,893
当期変動額											
社員配当準備金の立									△50,285	△50,285	△50,285
損失填補準備金の立				200					△200	-	-
基金償却積立金の立		50,000									50,000
基金利息の支払									△556	△556	△556
当期純剰余									49,337	49,337	49,337
基金の償却	△50,000										△50,000
基金償却準備金の立					7,400				△7,400	-	-
基金償却準備金の取					△50,000					△50,000	△50,000
社会及び契約者福祉増進基金の積立							700		△700	-	-
社会及び契約者福祉増進基金の取崩							△723		723	-	-
土地再評価差額金の取									△1,708	△1,708	△1,708
基金等以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	△50,000	50,000	-	200	△42,600	-	△23	-	△10,790	△53,213	△53,213
当期末残高	-	639,000	2	5,804	-	165,000	1,298	223	48,351	220,677	859,680

(単位:百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	931,081	△431	△61,417	869,233	1,782,126
当期変動額					
社員配当準備金の立					△50,285
損失填補準備金の立					-
基金償却積立金の立					50,000
基金利息の支払					△556
当期純剰余					49,337
基金の償却					△50,000
基金償却準備金の立					-
基金償却準備金の取					△50,000
社会及び契約者福祉増進基金の積立					-
社会及び契約者福祉増進基金の取崩					-
土地再評価差額金の取					△1,708
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△89,844	△1,939	1,708	△90,075	△90,075
当期変動額合計	△89,844	△1,939	1,708	△90,075	△143,289
当期末残高	841,237	△2,371	△59,708	779,157	1,638,837

住友生命保険相互会社

2020年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	基金等										基金等 合計
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	損失填補 準備金	剰余金					剰余金 合計	
					基金償却 準備金	価格変動 積立金	社会及び 契約者福祉 増進基金	別途 積立金	当期末地分 剰余金		
当 期 首 残 高	-	639,000	2	5,804	-	165,000	1,298	223	48,351	220,677	859,680
当 期 変 動 額											
社員配当準備金の立 積									△47,451	△47,451	△47,451
損失填補準備金の立 積				200					△200	-	-
当 期 純 剰 余									54,733	54,733	54,733
社会及び契約者福祉 増進基金の積立							700		△700	-	-
社会及び契約者福祉 増進基金の取崩							△659		659	-	-
土地再評価差額金の取 崩									△311	△311	△311
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)											
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	200	-	-	40	-	6,729	6,970	6,970
当 期 末 残 高	-	639,000	2	6,004	-	165,000	1,338	223	55,081	227,648	866,650

(単位:百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	其他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	841,237	△2,371	△59,708	779,157	1,638,837
当 期 変 動 額					
社員配当準備金の立 積					△47,451
損失填補準備金の立 積					-
当 期 純 剰 余					54,733
社会及び契約者福祉 増進基金の積立					-
社会及び契約者福祉 増進基金の取崩					-
土地再評価差額金の取 崩					△311
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)	491,678	△190	311	491,799	491,799
当 期 変 動 額 合 計	491,678	△190	311	491,799	498,770
当 期 末 残 高	1,332,915	△2,561	△59,397	1,270,957	2,137,607

住友生命保険相互会社

9. 剰余金処分

(単位:百万円)

科 目	2019年度	2020年度
当期末処分剰余金	48,351	55,081
剰余金処分類	48,351	55,081
社員配当準備金	47,451	54,181
差引純剰余金	900	900
損失填補準備金	200	200
任意積立金	700	700
社会及び契約者福祉増進基金	700	700

10. 債務者区分による債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末	2020年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
危険債権	835	853
要管理債権	-	1,200
小 計	835	2,053
(対合計比)	(0.01)	(0.03)
正 常 債 権	6,026,957	6,333,204
合 計	6,027,793	6,335,257

- (注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

住友生命保険相互会社

11. リスク管理債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末	2020年度末
破 綻 先 債 権 額	-	-
延 滞 債 権 額	808	831
3 月 以 上 延 滞 債 権 額	-	-
貸 付 条 件 緩 和 債 権 額	-	1,200
合 計	808	2,031
(貸付残高に対する比率)	(0.04)	(0.10)
(総資産に対する比率)	(0.00)	(0.01)

- (注)1. 破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、2020年度末が延滞債権額247百万円、2019年度末が延滞債権額21百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
4. 3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

12. 貸倒引当金の状況

(単位:百万円)

摘 要	2019年度末	2020年度末
(1) 貸倒引当金残高		
(イ) 一般貸倒引当金	597	628
(ロ) 個別貸倒引当金	219	261
(ハ) 特定海外債権引当勘定	-	-
(2) 個別貸倒引当金		
(イ) 繰入額	254	522
(ロ) 取崩額(償却に伴う取崩額を除く)	279	235
(ハ) 繰入額	△25	287
(3) 特定海外債権引当勘定		
(イ) 対象国数	0カ国	0カ国
(ロ) 債権額	-	-
(ハ) 繰入額	-	-
(ニ) 取崩額	-	-
(4) 貸付金償却	-	-

住友生命保険相互会社

13. ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2020年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	4,426,429	5,275,016
基金等	812,228	812,468
価格変動準備金	787,547	883,647
危険準備金	417,100	508,200
一般貸倒引当金	597	628
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マリスの場合100%)	1,047,979	1,662,008
土地の含み損益×85%(マリスの場合100%)	96,069	103,049
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	774,721	763,990
負債性資本調達手段等	499,924	569,924
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△80,000	△100,000
その他	70,261	71,098
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_6)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	1,013,271	1,255,187
保険リスク相当額 R_1	66,661	64,998
第三分野保険の保険リスク相当額 R_6	63,072	65,286
予定利率リスク相当額 R_2	188,754	181,506
最低保証リスク相当額 R_7 [※]	4,513	3,083
資産運用リスク相当額 R_3	789,230	1,036,637
経営管理リスク相当額 R_4	22,244	27,030
ソルベンシー・マージン比率 (A) $(1/2) \times (B) \times 100$	873.6%	840.5%

※最低保証リスク相当額は、平成8年大蔵省告示第50号別表6の2に定める標準的方式により算出しています。

(注) 上記は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

(ご参考)責任準備金積立方式・積立率

積立方式	2019年度末		2020年度末	
	標準責任準備金 対象契約	金融庁長官が定める方式 (平成8年大蔵省告示第48号)	標準責任準備金 対象外契約	金融庁長官が定める方式 (平成8年大蔵省告示第48号)
		平準純保険料式		平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)		100.0%		100.0%

(注)1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険、医療保障保険及び受再保険は含みません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

住友生命保険相互会社

14. 2020年度特別勘定の状況(2020年4月1日～2021年3月31日)

a. 特別勘定資産残高の状況

(単位:百万円)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額		金 額	
個人変額保険	53,327		61,898	
変額個人年金保険	85,491		78,046	
団体年金保険	587,306		688,178	
特別勘定計	726,126		828,123	

b. 個人変額保険(特別勘定)の状況

(1) 保有契約高

(単位:件、百万円)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
個人変額保険(有期型)	33	130	17	80
個人変額保険(終身型)	49,422	256,028	47,958	249,091
合 計	49,455	256,158	47,975	249,172

(2) 年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現預金・コールローン	2,530	4.7	1,718	2.8
有 価 証 券	49,058	92.0	59,058	95.4
公 社 債	17,215	32.3	17,656	28.5
株 式	13,198	24.7	17,961	29.0
外 国 証 券	18,644	35.0	23,441	37.9
公 社 債	6,151	11.5	5,851	9.5
株 式 等	12,492	23.4	17,590	28.4
その他の証券	-	-	-	-
貸 付 金	-	-	-	-
そ の 他	1,738	3.3	1,121	1.8
貸 倒 引 当 金	-	-	-	-
合 計	53,327	100.0	61,898	100.0

(3) 個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位:百万円)

区 分	2019年度		2020年度	
	金 額		金 額	
利息配当金等収入	1,080		900	
有価証券売却却益	3,244		2,487	
有価証券償還益	0		-	
有価証券評価益	6,620		16,289	
為替差益	29		19	
金融派生商品収益	148		404	
その他の収益	2		1	
有価証券売却却損	1,881		1,331	
有価証券償還損	26		8	
有価証券評価損	11,546		5,584	
為替差損	11		5	
金融派生商品費用	208		8	
その他の費用	0		0	
収 支 差 額	△2,549		13,163	

(注)2019年度の有価証券評価益 6,620百万円には有価証券振戻益 2,078百万円が、有価証券評価損 11,546百万円には有価証券振戻損 7,213百万円がそれぞれ含まれています。
2020年度の有価証券評価益 16,289百万円には有価証券振戻益 4,333百万円が、有価証券評価損 5,584百万円には有価証券振戻損 4,542百万円がそれぞれ含まれています。

住友生命保険相互会社

c. 変額個人年金保険(特別勘定)の状況

(1) 保有契約高

(単位:件、百万円)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
変 額 個 人 年 金 保 険	130,672	291,905	109,326	224,233

(2) 年度末変額個人年金保険特別勘定資産の内訳

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	7,937	9.3	8,729	11.2
有 価 証 券	72,918	85.3	65,603	84.1
公 社 債	33,694	39.4	28,124	36.0
株 式	9,761	11.4	8,789	11.3
外 国 証 券	24,753	29.0	23,539	30.2
公 社 債	21,713	25.4	20,516	26.3
株 式 等	3,039	3.6	3,023	3.9
そ の 他 の 証 券	4,709	5.5	5,148	6.6
貸 付 金	-	-	-	-
そ の 他	4,635	5.4	3,713	4.8
貸 倒 引 当 金	-	-	-	-
合 計	85,491	100.0	78,046	100.0

(3) 変額個人年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位:百万円)

区 分	2019年度	2020年度
	金 額	金 額
利 息 配 当 金 等 取 入	25,648	1,853
有 価 証 券 売 却 益	2,983	2,944
有 価 証 券 償 還 益	2	-
有 価 証 券 評 価 益	6,557	9,486
為 替 差 益	95	87
金 融 派 生 商 品 取 益	312	232
そ の 他 の 取 益	8	2
有 価 証 券 売 却 損	682	740
有 価 証 券 償 還 損	10	4
有 価 証 券 評 価 損	34,489	6,214
為 替 差 損	90	89
金 融 派 生 商 品 費 用	145	148
そ の 他 の 費 用	732	309
収 支 差 額	△541	7,102

(注)2019年度の有価証券評価益 6,557百万円には有価証券振戻益 1,129百万円が、有価証券評価損 34,489百万円には有価証券振戻損 32,322百万円がそれぞれ含まれています。
2020年度の有価証券評価益 9,486百万円には有価証券振戻益 2,167百万円が、有価証券評価損 6,214百万円には有価証券振戻損 5,428百万円がそれぞれ含まれています。

15. 保険会社及びその子会社等の状況

a. 主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	2019年度	2020年度
経常収益	3,485,973	3,517,715
経常利益	37,591	118,223
親会社に帰属する当期純剰余	5,207	26,965
包括利益	24,620	585,076

項目	2019年度末	2020年度末
総資産	38,642,050	41,094,086
ソルベンシー・マージン比率	870.0%	862.5%

b. 連結範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子法人等数	26社
持分法適用非連結子法人等数	0社
持分法適用関連法人等数	10社
期中における重要な関係会社の異動について	
「連結財務諸表の作成方針」をご参照ください。	

c. 連結リスク管理債権の状況

(単位:百万円、%)

区分	2019年度末	2020年度末
破綻先債権額	-	-
延滞債権額	808	831
3カ月以上延滞債権額	254	-
貸付条件緩和債権額	-	1,200
合計	1,062	2,031
(貸付残高に対する比率)	(0.04)	(0.08)
(総資産に対する比率)	(0.00)	(0.00)

- (注)1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額して見ます。その金額は、2020年度末が延滞債権額247百万円、2019年度末が延滞債権額21百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
4. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

住友生命保険相互会社

d. 連結貸借対照表

(単位:百万円)

期 別 科 目	2019年度末	2020年度末	期 別 科 目	2019年度末	2020年度末
	(2020年3月31日現在)	(2021年3月31日現在)		(2020年3月31日現在)	(2021年3月31日現在)
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	1,603,446	1,386,540	保険契約準備金	31,698,335	32,295,045
コールローン	354,415	192,142	支払準備金	138,733	138,027
買入金銭債権	326,239	565,143	責任準備金等	31,338,115	31,938,861
有価証券	31,224,974	34,343,796	社員配当準備金	221,485	218,156
貸付金	2,834,875	2,645,407	再保険借	11,958	12,837
有形固定資産	573,778	570,045	社 債	477,709	474,969
土地	360,839	360,256	その他の負債	4,058,781	5,272,243
建物	178,097	174,980	売現先勘定	1,948,528	2,870,573
リース資産	6,225	4,548	債券貸借取引受入担保金	590,008	501,353
建設仮勘定	20,871	23,711	その他の負債	1,520,244	1,900,316
その他の有形固定資産	7,744	6,548	退職給付に係る負債	13,655	4,775
無形固定資産	234,531	193,877	価格変動準備金	787,707	883,835
ソフトウェア	34,970	37,258	繰延税金負債	14,729	33,615
のれん	51,599	42,918	再評価に係る繰延税金負債	12,923	12,894
リース資産	12	-	負債の部合計	37,075,800	38,990,217
その他の無形固定資産	147,948	113,699	(純資産の部)		
代理店貸	181	145	基金償却積立金	639,000	639,000
再保険貸	1,186	1,241	再評価積立金	2	2
その他の資産	1,264,231	1,112,257	連結剰余金	102,654	81,850
退職給付に係る資産	7,258	18,370	基金等合計	741,656	720,853
繰延税金資産	218,110	69,066	その他の有価証券評価差額金	949,379	1,526,505
貸倒引当金	△1,178	△3,938	繰延ヘッジ損益	405	104
			土地再評価差額金	△59,708	△59,397
			為替換算調整勘定	△61,476	△84,516
			退職給付に係る調整累計額	△4,127	185
			その他の包括利益累計額合計	824,471	1,382,881
			非支配株主持分	121	133
			純資産の部合計	1,566,249	2,103,868
資産の部合計	38,642,050	41,094,086	負債及び純資産の部合計	38,642,050	41,094,086

住友生命保険相互会社

e. 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

(単位:百万円)

科 目	期 別	
	2019年度 〔自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日〕	2020年度 〔自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日〕
	金 額	金 額
経常収益	3,485,973	3,517,715
保険料等収入	2,446,744	2,415,578
資産運用収益	904,006	981,812
利息及び配当金等収入	766,032	748,445
売買目的有価証券運用益	24,055	12,785
有価証券売却益	94,074	91,348
有価証券償還益	14,001	16,592
その他の運用益	5,842	5,597
特別勘定資産運用益	-	107,044
その他経常収益	135,222	120,324
経常費用	3,448,381	3,399,491
保険金等支払	2,011,767	1,873,355
保険金	636,852	592,713
年金	488,078	439,632
給付	394,265	379,375
解約返戻金	430,784	405,680
その他返戻金等	61,787	55,954
責任準備金繰入額	553,536	771,972
支払準備金繰入額	-	296
責任準備金繰入額	553,504	771,646
社員配当金積立利息繰入額	32	29
資産運用費用	325,237	173,751
支払利息	28,553	14,480
有価証券売却損	17,108	19,970
有価証券評価損	55,202	4,824
有価証券償還損	5,847	1,657
金融派生商品費用	84,282	53,720
為替差損	11,645	11,113
貸倒引当金繰入額	26	1,257
貸用不動産等減価償却費	8,635	8,439
その他の運用費用	91,969	58,287
特別勘定資産運用費用	21,964	-
その他経常費用	401,645	422,875
	156,194	157,536
経常利益	37,591	118,223
特別利益	247	241
固定資産等処分益	247	241
特別損失	46,712	98,693
固定資産等処分損失	1,991	793
減損損失	873	1,111
価格変動準備金繰入額	43,124	96,128
社会及び契約者福祉増進助成金	723	659
税金等調整前当期純利益又は損失(△)	△8,873	19,771
法人税及び住民税等	56,078	39,834
法人税等調整額	△70,168	△47,041
法人税等合計	△14,090	△7,206
当期純利益	5,217	26,978
非支配株主に帰属する当期純利益	10	12
親会社に帰属する当期純利益	5,207	26,965

住友生命保険相互会社

(連結包括利益計算書)

(単位:百万円)

期 別 科 目	2019年度	2020年度
	〔自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日〕 金 額	〔自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日〕 金 額
当 期 純 剩 余	5,217	26,978
そ の 他 の 包 括 利 益	19,403	558,098
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	47,474	575,067
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△345	△300
為 替 換 算 調 整 勘 定	△5,157	△19,738
退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	△24,884	4,313
持 分 法 適 用 会 社 に 対 す る 持 分 相 当 額	2,317	△1,243
包 括 利 益	24,620	585,076
親 会 社 に 係 る 包 括 利 益	24,610	585,064
非 支 配 株 主 に 係 る 包 括 利 益	10	12

住友生命保険相互会社

f. 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	期 別	2019年度	2020年度
		(自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	(自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
		金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純剰余 (△は損失)		△8,873	19,771
貸貸用不動産等減価償却費		8,635	8,439
減価償却費		32,162	33,708
減損損失		873	1,111
のれん償却額		3,673	5,826
支払備金の増減額 (△は減少)		△3,016	902
責任準備金の増減額 (△は減少)		681,090	831,622
社員配当準備金積立利息繰入額		32	29
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		17	1,011
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)		△17,779	△13,995
価格変動準備金の増減額 (△は減少)		43,124	96,128
利息及び配当金等収入		△766,032	△748,445
有価証券関係損益 (△は益)		6,065	△192,148
支払利息		28,553	14,480
為替差損益 (△は益)		11,381	11,365
有形固定資産関係損益 (△は益)		1,696	427
持分法による投資損益 (△は益)		△175	6,716
代理店貸の増減額 (△は増加)		△4	26
再保険貸の増減額 (△は増加)		997	△111
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)		6,432	16,236
再保険借の増減額 (△は減少)		△1,279	1,870
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)		48,693	8,815
その他		51,589	48,742
小 計		127,859	152,532
利息及び配当金等の受取額		845,549	790,054
利息の支払額		△30,611	△15,482
社員配当金の支払額		△55,155	△50,810
その他		△723	△659
法人税等の支払額		△37,894	△45,261
営業活動によるキャッシュ・フロー		849,025	830,371
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額 (△は増加)		150,380	204,089
買入金銭債権の取得による支出		△245,999	△961,921
買入金銭債権の売却・償還による収入		237,501	720,425
有価証券の取得による支出		△5,211,014	△5,073,449
有価証券の売却・償還による収入		3,697,814	3,234,239
貸付けによる支出		△1,518,948	△451,769
貸付金の回収による収入		2,210,826	576,602
その他		△81,078	828,345
資 産 運 用 活 動 計 (営業活動及び資産運用活動計)		△760,519	△923,438
有形固定資産の取得による支出		△24,166	△16,105
有形固定資産の売却による収入		1,320	2,148
連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出		△443	—
連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入		—	805
その他		△14,501	△10,973
投資活動によるキャッシュ・フロー		△798,310	△947,562
財務活動によるキャッシュ・フロー			
借入れによる収入		50,000	70,000
社債の償還による支出		△50,000	△1,129
基金の償却による支出		△50,000	—
基金利息の支払額		△556	—
その他		149,362	39,595
財務活動によるキャッシュ・フロー		98,805	108,465
現金及び現金同等物に係る換算差額		△426	△4,058
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		149,094	△12,783
現金及び現金同等物期首残高		435,129	584,224
現金及び現金同等物期末残高		584,224	571,440

住友生命保険相互会社

g. 連結基金等変動計算書

2019年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	基金等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計
当期首残高	50,000	599,000	2	203,072	842,075
米子子会社の会計基準(ASU2017-12)に基づく累積的影響額				60	60
米子子会社の会計基準(ASU2017-12)を反映した当期首残高	50,000	599,000	2	203,133	842,135
当期変動額					
社員配当準備金の立積				△50,285	△50,285
基金償却積立金の立積		50,000		△50,000	-
基金利息の支払				△556	△556
親会社に帰属する当期純剰余				5,207	5,207
基金の償却	△50,000				△50,000
持分法の適用範囲の変動				△3,135	△3,135
土地再評価差額金の取崩				△1,708	△1,708
基金等以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	△50,000	50,000	-	△100,478	△100,478
当期末残高	-	639,000	2	102,654	741,656

(単位:百万円)

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	899,876	810	△61,417	△56,487	20,756	803,538	109	1,645,723
米子子会社の会計基準(ASU2017-12)に基づく累積的影響額		△60				△60		-
米子子会社の会計基準(ASU2017-12)を反映した当期首残高	899,876	750	△61,417	△56,487	20,756	803,478	109	1,645,723
当期変動額								
社員配当準備金の立積								△50,285
基金償却積立金の立積								-
基金利息の支払								△556
親会社に帰属する当期純剰余								5,207
基金の償却								△50,000
持分法の適用範囲の変動								△3,135
土地再評価差額金の取崩								△1,708
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	49,503	△345	1,708	△4,988	△24,884	20,993	11	21,004
当期変動額合計	49,503	△345	1,708	△4,988	△24,884	20,993	11	△79,474
当期末残高	949,379	405	△59,708	△61,476	△4,127	824,471	121	1,566,249

住友生命保険相互会社

2020年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	基金等				
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	連結剰余金	基金等合計
当期首残高	-	639,000	2	102,654	741,656
米子会社の会計基準 (ASU2016-13、ASU2019-05) に基づく累積的影響額				△6	△6
米子会社の会計基準 (ASU2016-13、ASU2019-05) を反映した当期首残高	-	639,000	2	102,648	741,650
当期変動額					
社員配当準備金の立 積				△47,451	△47,451
親会社に帰属する 当期純剰余				26,965	26,965
土地再評価差額金の取 崩				△311	△311
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	△20,797	△20,797
当期末残高	-	639,000	2	81,850	720,853

(単位:百万円)

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	949,379	405	△59,708	△61,476	△4,127	824,471	121	1,566,249
米子会社の会計基準 (ASU2016-13、ASU2019-05) に基づく累積的影響額								△6
米子会社の会計基準 (ASU2016-13、ASU2019-05) を反映した当期首残高	949,379	405	△59,708	△61,476	△4,127	824,471	121	1,566,243
当期変動額								
社員配当準備金の立 積								△47,451
親会社に帰属する 当期純剰余								26,965
土地再評価差額金の取 崩								△311
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)	577,125	△300	311	△23,039	4,313	558,410	11	558,422
当期変動額合計	577,125	△300	311	△23,039	4,313	558,410	11	537,624
当期末残高	1,526,505	104	△59,397	△84,516	185	1,382,881	133	2,103,868

住友生命保険相互会社

連結財務諸表の作成方針

記載項目	
(1)連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社及び子法人等数 26社</p> <p>主な連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、株式会社スミセイビルマネジメント、住生物産株式会社、スミセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スミセイハーモニー、スミセイ情報システム株式会社、株式会社シーエスエス、スミセイ保険サービス株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング、株式会社保険デザイン、アイアル少額短期保険株式会社、Symetra Financial Corporationです。</p> <p>なお、当連結会計年度に Symetra Financial Corporationの子会社1社を新規設立したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。また、Symetra Financial Corporationの子会社1社を売却したことに伴い、同社を連結の範囲から除いております。</p> <p>主な非連結の子会社及び子法人等は、SUMISEI-SBI 投資事業有限責任組合です。</p> <p>非連結の子会社及び子法人等については、総資産、売上高、当期損益及び(利益)剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。</p>
(2)持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用の子会社及び子法人等数 0社 持分法適用関連法人等数 10社</p> <p>主な持分法適用関連法人等は、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社、マイコミュニケーション株式会社、株式会社エージェント、Baoviet Holdings、PT BNI Life Insurance、Aviva Singlife Holdings Pte. Ltd.です。</p> <p>なお、当連結会計年度に当社の持分法適用関連法人等である Singapore Life Pte. Ltd.による持株会社化及び新設持株会社による株式の取得により、Aviva Singlife Holdings Pte. Ltd.とその子会社1社を持分法適用関連法人等としております。</p> <p>持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等(SUMISEI-SBI 投資事業有限責任組合他)並びに関連法人等(日本企業年金サービス株式会社)については、連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>

住友生命保険相互会社

記載項目	
(3)連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項	連結子会社及び子法人等のうち、海外の子会社及び子法人等の決算日は12月31日です。作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
(4)のれんの償却に関する事項	<p>のれん及び持分法適用関連法人等に係るのれん相当額については、20年以内のその効果の及ぶ期間で、定額法により償却しております。</p> <p>ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。</p> <p>なお、米国子会社で計上されたのれんについて、従来は連結上20年で定額法により償却しておりましたが、米国子会社において米国会計基準 FASB Accounting Standards Codification Topic 350「無形資産—のれん及びその他」に基づき償却処理を選択できることとなったことから、当連結会計年度より10年の定額法により償却する方法へ変更しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前純剰余はそれぞれ2,796百万円減少しております。</p>

住友生命保険相互会社

2020年度 連結貸借対照表注記

1. 当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。
有価証券(預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式)については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 当社は、個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法
5. 当社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。
建物
定額法によっております。
リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース期間に基づく定額法によっております。
その他の有形固定資産
定率法によっております。
6. 当社の保有する外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式を除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

住友生命保険相互会社

7. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、260百万円です。

連結子会社及び子法人等については、主として当社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。

8. 退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、主として次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌連結会計年度から 8年
過去勤務費用の処理年数	3年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、一部の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

一部の連結子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、一部の海外の連結子会社及び子法人等は、確定拠出制度を設けております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	279,090百万円
勤務費用	11,888百万円
利息費用	4,009百万円
数理計算上の差異の当期発生額	33,137百万円
退職給付の支払額	△23,255百万円
その他	106百万円
期末における退職給付債務	304,975百万円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	272,693 百万円
期待運用収益	2,146 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	47,593 百万円
事業主からの拠出額	6,985 百万円
退職給付の支払額	△10,877 百万円
その他	29 百万円
期末における年金資産	<u>318,570 百万円</u>

③ 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	303,128 百万円
年金資産	△318,570 百万円
	<u>△15,442 百万円</u>
非積立型制度の退職給付債務	1,847 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△13,595 百万円</u>
退職給付に係る負債	4,775 百万円
退職給付に係る資産	△18,370 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△13,595 百万円</u>

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	11,888 百万円
利息費用	4,009 百万円
期待運用収益	△2,146 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△4,734 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△3,724 百万円
その他	85 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>5,376 百万円</u>

⑤ その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりです。

数理計算上の差異	9,721 百万円
過去勤務費用	△3,724 百万円
合計	<u>5,997 百万円</u>

その他の包括利益累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	△229 百万円
未認識過去勤務費用	491 百万円
合計	<u>261 百万円</u>

⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株式	41%
生命保険一般勘定	35%
債券	7%
投資信託	6%
その他	11%
合計	<u>100%</u>

住友生命保険相互会社

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が47%含まれています。

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、主として次のとおりです。

割引率	0.575%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.3%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、2,317百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。
10. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債(負債)等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。
なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
12. 連結納税制度を適用している当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度に関して、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(2020年3月31日 企業会計基準委員会 実務対応報告第39号)により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
13. 当社の責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、積み立てております。
責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算しております。
(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約(予定利率変動型無配当個人年金保険(一時払い)を除く)については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎(平成8年大蔵省告示第48号)を適用(ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007(年金開始後用)を適用)して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。
収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。

住友生命保険相互会社

また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提(予定発生率・予定利率等)に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となることから、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。

海外の連結子会社及び子法人等の責任準備金は、米国会計基準に基づき算出した額を計上しております。

14. 当社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
15. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号)に基づいて識別した会計上の見積りは、次のとおりです。

(1) のれんの評価

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているのれんは、当社による米国子会社の買収に伴い発生したのれんです。

米国子会社の買収に伴うのれんは、米国子会社の連結貸借対照表に計上され、米国会計基準 FASB Accounting Standards Codification Topic 350「無形資産—のれん及びその他」の非公開会社の特例に基づき、定額法による償却の実施及び減損損失の判定を行っております。

減損損失の判定は、減損の兆候となる事象・環境の変化の有無について、全社単位での判定を行い、のれんを含む報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が50%を超えると定性的に判断した場合に、定量的な減損の検討を行います。当社は、米国子会社での判定の結果を踏まえ、日本の会計基準に基づき減損損失の認識の判断を行っております。

減損の兆候判定及び定性評価にあたっては、マクロ経済や米国の生命保険業界の動向、米国子会社の業績及び新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を考慮した将来の利益計画、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。また、定量的な減損の検討における公正価値の算定においては、将来の経済環境予測を踏まえた保険料収入、保険金給付率等を反映した将来キャッシュ・フロー、割引率及び長期成長率などの主要な仮定を設定します。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、減損の兆候となる事象の発生や環境の変化が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。

(2) 保有契約価値及び繰延新契約費の償却

当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されている無形固定資産には、米国子会社の買収に伴う保有契約価値3,796百万円が、その他資産には、米国子会社の繰延新契約費82,668百万円がそれぞれ含まれております。

保有契約価値は、米国子会社の買収時点で保有している保険契約に関して、保険契約から得られる将来利益を見積現在価値として計算し、米国子会社の連結貸借対照表に計上したものであります。また、繰延新契約費は、米国子会社の買収後の保険契約の獲得に係る費用のうち、一定の条件を満たすものを米国子会社の連結貸借対照表上、資産として認識したものであります。

保有契約価値及び繰延新契約費は、保険契約の効果が及ぶと見積もられる期間にわたり、将来の

住友生命保険相互会社

見積総利益の発生見込を基礎とした比率等により償却しております。将来の見積総利益の算定においては、継続率、死亡率などの主要な仮定を設定しています。
将来の不確実な経済条件の変動などにより、翌連結会計年度において保有契約価値及び繰延新契約費の減価相当額が損失計上される可能性があります。

16. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(2020年3月31日 企業会計基準第31号)を当連結会計年度末から適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。
17. 当連結会計年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりです。
- ・「時価の算定に関する会計基準」(2019年7月4日 企業会計基準第30号)
 - ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2019年7月4日 企業会計基準適用指針第31号)
 - ・「金融商品に関する会計基準」(2019年7月4日 企業会計基準第10号)
 - ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2020年3月31日 企業会計基準適用指針第19号)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2021年度の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

適用された連結会計年度における影響は評価中です。

住友生命保険相互会社

18. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理(ALM)を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債(国債、地方債及び社債)については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク)及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式(外国証券の中に含まれる株式を含む)については、市場リスク(株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク(VaR)を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット(含み損益や売却損益を考慮)と比較することで管理しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク(VaR)を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

住友生命保険相互会社

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金	1,386,540	1,386,540	—
うち、其他有価証券	491,530	491,530	—
コールローン	192,142	192,142	—
買入金銭債権	565,143	567,468	2,324
うち、其他有価証券	439,749	439,749	—
有価証券 ^{※1}	34,148,858	36,023,018	1,874,159
売買目的有価証券	1,143,093	1,143,093	—
満期保有目的の債券	1,661,737	1,933,862	272,125
責任準備金対応債券	12,470,906	14,068,089	1,597,183
子会社株式及び関連会社株式	42,011	46,861	4,850
其他有価証券	18,831,109	18,831,109	—
貸付金	2,645,407		
貸倒引当金 ^{※2}	△3,258		
	2,642,149	2,677,466	35,316
社債	474,969	485,900	10,930
売現先勘定	2,870,573	2,870,573	—
債券貸借取引受入担保金	501,353	501,353	—
デリバティブ取引 ^{※3}	(464,448)	(464,448)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(89,026)	(89,026)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(375,421)	(375,421)	—

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額は194,937百万円です。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、()で示しております。

(注1) 当社の金融商品の時価の算定方法

資産

- ① 現金及び預貯金、コールローン
帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。
- ② 買入金銭債権
3月末日の市場価格等によっております。
- ③ 有価証券
其他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。
それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。
- ④ 貸付金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似してい

住友生命保険相互会社

るものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。
破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

負債

① 社債

3月末日の市場価格等によっております。

② 売現先勘定、債券貸借取引受入担保金

時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

住友生命保険相互会社

(注2) 有価証券(「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

① 満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	352,775	384,396	31,621
	外国証券(公社債)	1,305,600	1,546,196	240,596
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	3,361	3,268	△92
	外国証券(公社債)	—	—	—
合計		1,661,737	1,933,862	272,125

② 責任準備金対応債券 (単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	10,346,526	11,949,729	1,603,203
	外国証券(公社債)	613,425	664,746	51,321
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,269,774	1,229,897	△39,877
	外国証券(公社債)	241,179	223,715	△17,464
合計		12,470,906	14,068,089	1,597,183

住友生命保険相互会社

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③ その他有価証券 (単位：百万円)

	種類	取得原価又は 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	131,002	137,430	6,427
	公社債	1,749,909	1,841,971	92,062
	株式	951,446	2,204,160	1,252,714
	外国証券	10,727,140	11,632,175	905,035
	公社債	9,880,183	10,692,680	812,496
	株式等	846,956	939,495	92,538
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えないもの	譲渡性預金	491,600	491,530	△69
	買入金銭債権	302,887	302,319	△567
	公社債	866,604	831,411	△35,193
	株式	164,279	134,282	△29,996
	外国証券	1,886,365	1,800,000	△86,364
	公社債	1,559,224	1,477,596	△81,627
	株式等	327,140	322,403	△4,737
その他の証券	20,000	19,265	△735	
合計	17,620,302	19,762,389	2,142,087	

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預貯金	1,386,599	—	—	—
コールローン	192,142	—	—	—
買入金銭債権	280,549	208	288	278,221
有価証券	487,926	3,938,537	9,055,851	14,394,458
満期保有目的の債券	2,912	592,931	220,841	843,626
責任準備金対応債券	160,260	690,872	3,949,273	7,573,284
その他有価証券	324,754	2,654,734	4,885,736	5,977,547
貸付金※	181,062	561,019	595,083	1,025,841
社債	—	24,745	—	449,924
売現先勘定	2,870,573	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	501,353	—	—	—

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

住友生命保険相互会社

19. 東京都その他の地域において、賃貸等不動産(賃貸用オフィスビル等(土地を含む))を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は397,361百万円、時価は516,728百万円です。
なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。
また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,384百万円をその他の負債に計上しております。
20. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、2,031百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。
貸付金のうち、破綻先債権額はあります。延滞債権額は、831百万円です。
上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、247百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。
貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額はあります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、1,200百万円です。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。
21. 有形固定資産の減価償却累計額は、433,122百万円です。
22. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、828,123百万円です。なお、負債の額も同額です。
23. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|------------------|------------|
| 当期首現在高 | 221,485百万円 |
| 前連結会計年度剰余金よりの繰入額 | 47,451百万円 |
| 当連結会計年度社員配当金支払額 | 50,810百万円 |
| 利息による増加等 | 29百万円 |
| 当連結会計年度末現在高 | 218,156百万円 |
24. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式等の総額は、151,065百万円です。
25. 担保に提供している資産の額は、有価証券3,407,982百万円、貸付金325,829百万円、現金及び預貯金1,035百万円です。
26. 当社は、2021年4月15日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債100,586百万円を発行しております。

住友生命保険相互会社

27. 当社は、2021年6月29日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債70,000百万円の期限前償還を行う予定です。
28. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、4,366,031百万円です。
29. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は824百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
30. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、9,896百万円です。
31. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債が449,924百万円含まれています。
32. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金120,000百万円含まれています。
33. その他資産及びその他負債には、米国子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ553,964百万円、616,675百万円含まれています。
34. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における当社及び国内の生命保険子会社の今後の負担見積額は、36,294百万円です。
なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。
35. 繰延税金資産の総額は、701,323百万円、繰延税金負債の総額は、647,550百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、18,331百万円です。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金340,808百万円、価格変動準備金247,115百万円及び退職給付に係る負債28,691百万円です。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額567,898百万円です。
当連結会計年度における税効果会計適用後の法人税等の負担率は△36.4%であり、法定実効税率27.96%との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額△76.5%、海外の連結子会社及び子法人等の投資税額控除△13.6%、評価性引当額の増減10.6%、持分法投資損益9.5%です。

住友生命保険相互会社

(2020年度連結損益計算書注記)

1. 当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. 当社の保険金等支払金は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
3. 当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
遊休不動産等	土地及び建物等	1,082百万円
		計 1,082百万円

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

住友生命保険相互会社

(2020年度連結包括利益計算書注記)

1. その他の包括利益の内訳項目ごとの組替調整額及び税効果の金額は、次のとおりです。

その他有価証券評価差額金：		
当期発生額		818,328百万円
組替調整額		△30,336百万円
	税効果調整前	787,992百万円
	税効果額	△212,924百万円
	その他有価証券評価差額金	575,067百万円
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額		2,071百万円
組替調整額		△2,475百万円
	税効果調整前	△403百万円
	税効果額	103百万円
	繰延ヘッジ損益	△300百万円
為替換算調整勘定：		
当期発生額		△19,738百万円
組替調整額		—
	税効果調整前	△19,738百万円
	税効果額	—
	為替換算調整勘定	△19,738百万円
退職給付に係る調整額：		
当期発生額		14,456百万円
組替調整額		△8,459百万円
	税効果調整前	5,997百万円
	税効果額	△1,683百万円
	退職給付に係る調整額	4,313百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額		△807百万円
組替調整額		△436百万円
	持分法適用会社に対する持分相当額	△1,243百万円
	その他の包括利益合計	558,098百万円

住友生命保険相互会社

2020年度 連結キャッシュ・フロー計算書注記

1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、現金及び預貯金(当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金を除く)及び海外の連結子会社及び子法人等の短期有価証券です。
2. 資金(現金及び現金同等物)の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりです。

現金及び預貯金	1,386,540百万円
当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金	<u>△815,099百万円</u>
資金(現金及び現金同等物)	<u>571,440百万円</u>

住友生命保険相互会社

h. 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況
(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2020年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	4,264,500	5,178,317
基金等	505,118	516,421
価格変動準備金	787,707	883,835
危険準備金	419,176	510,966
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	767	3,496
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	1,171,645	1,880,484
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	96,066	103,047
未認識敬理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	△5,735	261
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	796,434	791,007
負債性資本調達手段等	499,924	569,924
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△76,870	△152,230
その他	70,265	71,101
リスクの合計額 $\sqrt{(\sqrt{R_1^2 + R_2^2 + R_3^2 + R_4^2} + R_5 + R_6)^2 + (R_7 + R_8 + R_9)^2 + R_{10} + R_{11}}$ (B)	980,290	1,200,721
保険リスク相当額 R_1	91,876	90,606
一般保険リスク相当額 R_5	—	—
巨大災害リスク相当額 R_6	0	0
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	81,094	82,627
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R_9	7	9
予定利率リスク相当額 R_2	188,775	181,527
最低保証リスク相当額 R_7^*	6,025	4,896
資産運用リスク相当額 R_3	747,438	974,755
経営管理リスク相当額 R_4	22,304	26,688
ソルベンシー・マージン比率 (A) $(1/2) \times (B) \times 100$	870.0%	862.5%

※最低保証リスク相当額は、平成23年金融庁告示第23号別表11に定める標準的方式により算出しています。

(注) 上記は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条の2及び第88条並びに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

住友生命保険相互会社

i. 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況

(ソルベンシー・マージン比率)

(メディケア生命保険株式会社)

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2020年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	48,736	58,667
資本金等	20,252	24,968
価格変動準備金	159	187
危険準備金	2,076	2,766
一般貸倒引当金	—	—
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	4,534	3,726
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	21,713	27,017
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
持込資本金等	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2} + R_4$ (B)	4,147	5,104
保険リスク相当額 R_1	373	413
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	1,566	2,215
予定利率リスク相当額 R_2	20	21
最低保証リスク相当額 R_7	—	—
資産運用リスク相当額 R_3	3,459	4,115
経営管理リスク相当額 R_4	162	202
ソルベンシー・マージン比率 (A) / ((1/2) × (B)) × 100	2,350.4%	2,298.5%

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条及び第87条、並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

j. セグメント情報

2019年度(自2019年4月1日至2020年3月31日)及び2020年度(自2020年4月1日至2021年3月31日)において、当社及び連結子会社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント情報及び関連情報の記載を省略しています。

住友生命保険相互会社

2021年5月21日

住友生命保険相互会社

2020年度決算 補足資料

1. 一般勘定

a. 有価証券関係

(1) 有価証券明細表	・・・	1頁
(2) 地域別地方債保有内訳	・・・	1頁
(3) 有価証券残存期間別残高	・・・	2頁
(4) 業種別株式保有の状況	・・・	3頁

b. 貸付金関係

(1) 貸付金明細表	・・・	4頁
(2) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	・・・	4頁
(3) 貸付金残存期間別残高	・・・	5頁
(4) 貸付金業種別内訳	・・・	6頁
(5) 貸付金担保別内訳	・・・	7頁
(6) 貸付金地域別内訳	・・・	7頁

c. 海外投融資の状況

(1) 資産別明細	・・・	8頁
(2) 海外投融資の地域別構成	・・・	9頁
(3) 外貨建資産の通貨別構成	・・・	9頁

2. 個人変額保険・変額個人年金保険 特別勘定

a. 売買目的有価証券の評価損益	・・・	10頁
b. 金銭の信託の時価情報	・・・	10頁
c. デリバティブ取引の時価情報	・・・	11頁

3. 会社計

a. 資産の構成	・・・	13頁
b. 有価証券の時価情報	・・・	14頁
c. 金銭の信託の時価情報	・・・	15頁
d. デリバティブ取引の時価情報	・・・	16頁

1. 一般勘定

a. 有価証券関係

(1) 有価証券明細表

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
国 債	9,975,756	37.2	10,556,925	35.5
地 方 債	211,689	0.8	215,856	0.7
社 債	3,621,624	13.5	3,658,367	12.3
うち公社・公団債	2,267,727	8.5	2,258,230	7.6
うち外貨種	549,151	2.0	604,165	2.0
株 式	1,718,821	6.4	2,480,707	8.3
外 国 証 券	10,959,518	40.9	12,391,645	41.6
公 社 債	9,611,587	35.9	10,516,392	35.3
うち外貨種	7,985,172	29.8	8,930,876	30.0
株 式 等	1,347,930	5.0	1,875,252	6.3
うち外貨種	1,227,638	4.6	1,735,632	5.8
そ の 他 の 証 券	303,462	1.1	452,669	1.5
合 計	26,790,871	100.0	29,756,172	100.0
うち外貨種	9,761,962	36.4	11,270,674	37.9

(2) 地域別地方債保有内訳

(単位:百万円)

区 分	2019年度末	2020年度末
北 海 道	2,312	2,196
東 北	-	-
關 東	86,522	89,906
中 部	38,267	38,013
近 畿	42,538	44,659
中 国	8,141	7,998
四 国	-	-
九 州	33,906	33,083
合 計	211,689	215,856

住友生命保険相互会社

(3) 有価証券残存期間別残高

<2019年度末>

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
有 価 証 券	551,068	809,023	1,241,082	2,382,331	5,120,099	12,989,790	3,697,476	26,790,871
国 債	134,999	353,716	138,970	550,265	2,372,877	6,424,926	-	9,975,756
地 方 債	-	-	8,812	-	2,827	200,049	-	211,689
社 債	39,943	122,063	279,102	413,915	332,420	2,057,423	376,755	3,621,624
株 式							1,718,821	1,718,821
外 国 証 券	376,124	333,068	814,197	1,417,489	2,410,747	4,307,390	1,300,499	10,959,518
公 社 債	376,106	329,803	812,292	1,412,694	2,400,849	4,279,840	-	9,611,587
株 式 等	18	3,264	1,904	4,795	9,897	27,549	1,300,499	1,347,930
その他の証券	-	174	-	660	1,226	-	301,400	303,462
買入金銭債権	23,998	-	-	-	-	169,072	-	193,071
譲渡性預金	435,863	-	-	-	-	-	-	435,863
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1,010,931	809,023	1,241,082	2,382,331	5,120,099	13,158,863	3,697,476	27,419,806

<2020年度末>

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
有 価 証 券	339,506	905,904	2,025,560	2,921,025	5,435,370	13,070,788	5,058,017	29,756,172
国 債	146,668	208,386	258,840	833,420	2,782,220	6,327,388	-	10,556,925
地 方 債	-	2,850	5,957	-	12,230	194,817	-	215,856
社 債	35,949	213,383	301,174	446,563	256,994	2,041,685	362,617	3,658,367
株 式							2,480,707	2,480,707
外 国 証 券	156,880	481,283	1,458,669	1,640,128	2,376,328	4,506,897	1,771,458	12,391,645
公 社 債	156,880	477,962	1,455,764	1,635,068	2,355,845	4,434,871	-	10,516,392
株 式 等	0	3,321	2,904	5,059	20,482	72,025	1,771,458	1,875,252
その他の証券	8	-	917	913	7,596	-	443,233	452,669
買入金銭債権	280,366	-	-	-	-	159,383	-	439,749
譲渡性預金	491,530	-	-	-	-	-	-	491,530
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1,111,402	905,904	2,025,560	2,921,025	5,435,370	13,230,172	5,058,017	30,687,452

(注)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

住友生命保険相互会社

(4) 業種別株式保有の状況

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末		
	金額	占率	金額	占率	
水産・農林業	243	0.0	317	0.0	
鉱業	49	0.0	57	0.0	
建 設 業	57,952	3.4	74,157	3.0	
製 造 業	食 料 品	71,436	4.2	84,194	3.4
	織 維 製 品	8,629	0.5	10,284	0.4
	パ ル プ ・ 紙	6,807	0.4	8,219	0.3
	化 学	188,428	11.0	295,701	11.9
	医 薬 品	167,246	9.7	204,644	8.2
	石 油 ・ 石 炭 製 品	4,438	0.3	5,719	0.2
	ゴ ム 製 品	9,903	0.6	11,259	0.5
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	22,518	1.3	33,611	1.4
	鉄 鋼	11,213	0.7	18,429	0.7
	非 鉄 金 属	27,978	1.6	47,472	1.9
	金 属 製 品	6,423	0.4	10,144	0.4
	機 械	121,747	7.1	202,071	8.1
	電 気 機 器	195,553	11.4	329,168	13.3
	輸 送 用 機 器	60,834	3.5	95,250	3.8
精 密 機 器	15,125	0.9	23,052	0.9	
そ の 他 製 品	49,815	2.9	70,191	2.8	
電 気 ・ ガ ス 業	28,105	1.6	32,526	1.3	
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	159,013	9.3	209,617	8.4
	海 運 業	2,042	0.1	4,138	0.2
	空 運 業	3,438	0.2	3,195	0.1
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	7,303	0.4	8,793	0.4
	情 報 ・ 通 信 業	52,496	3.1	73,480	3.0
商 業	卸 売 業	116,705	6.8	171,532	6.9
	小 売 業	22,638	1.3	37,668	1.5
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	109,581	6.4	160,953	6.5
	証 券 ・ 商 品 先 物 取 引 業	3,727	0.2	5,253	0.2
	保 険 業	108,437	6.3	142,538	5.7
	そ の 他 金 融 業	15,001	0.9	19,926	0.8
不 動 産 業	21,592	1.3	29,720	1.2	
サ ー ビ ス 業	42,393	2.5	57,415	2.3	
合 計	1,718,821	100.0	2,480,707	100.0	

(注)業種区分は、「証券コード協議会」の「業種別分類項目」に準拠しています。

住友生命保険相互会社

b. 貸付金関係

(1) 貸付金明細表

(単位:百万円)

区 分	2019年度末	2020年度末
保 険 約 款 貸 付	281,112	258,549
契 約 者 貸 付	256,882	235,830
保 険 料 援 替 貸 付	24,229	22,718
一 般 貸 付 (うち非居住者貸付)	1,818,472 (48,973)	1,686,968 (83,032)
企 業 貸 付 (うち国内企業向け)	1,588,214 (1,539,241)	1,662,649 (1,579,617)
国・国際機関・政府関係機関貸付	213,528	560
公共団体・公企業貸付	14,000	21,500
住 宅 ロ ー ン	2,727	2,257
消 費 者 ロ ー ン	2	1
そ の 他	-	-
合 計	2,099,584	1,945,518

(2) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

(単位:件、百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	貸付先数 金額	占率	貸付先数 金額	占率
大 企 業	177 1,354,530	75.6 88.0	174 1,375,865	74.7 87.1
中 堅 企 業	- -	- -	- -	- -
中 小 企 業	57 184,710	24.4 12.0	59 203,751	25.3 12.9
国内企業向け 貸 付 計	234 1,539,241	100.0 100.0	233 1,579,617	100.0 100.0

(注)1. 規模の区分は業種により以下のとおり定義しています。

業 種	①右の②、③、④を 除く企業種	②小売業、飲食業	③サービス業	④卸売業
大 企 業	常用する 従業員 300人以上 かつ 資本金10億円以上	常用する 従業員 50人以上 かつ 資本金10億円以上	常用する 従業員 100人以上 かつ 資本金10億円以上	常用する 従業員 100人以上 かつ 資本金10億円以上
中 堅 企 業	資本金3億円超 10億円未満	資本金5千万円超 10億円未満	資本金5千万円超 10億円未満	資本金1億円超 10億円未満
中 小 企 業	資本金3億円以下または 常用する従業員300人以下	資本金5千万円以下または 常用する従業員50人以下	資本金5千万円以下または 常用する従業員100人以下	資本金1億円以下または 常用する従業員100人以下

- 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。
- 従業員数及び資本金額は、資料作成時点で当社が把握しているものによります。
- サービス業は、「物品貸貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療・福祉」、及び「その他のサービス」で構成されます。
- 規模の区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)」の規模区分に準拠しています。

住友生命保険相互会社

(3) 貸付金残存期間別残高

<2019年度末>

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
変動金利	95,433	259	1,392	17,472	7,561	52,376	10,000	184,494
固定金利	334,849	231,740	201,631	218,987	209,458	437,310	-	1,633,977
一般貸付計	430,282	231,999	203,023	236,459	217,020	489,686	10,000	1,818,472

<2020年度末>

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
変動金利	46,170	163	4,426	47,569	56,739	59,901	10,000	224,971
固定金利	105,726	215,948	236,733	213,541	183,347	506,699	-	1,461,997
一般貸付計	151,896	216,112	241,159	261,111	240,087	566,600	10,000	1,686,968

住友生命保険相互会社

(4) 貸付金業種別内訳

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末		
	金額	占率	金額	占率	
	189,725	10.4	185,760	11.0	
製 造 業	食料	12,132	0.7	12,396	0.7
	繊維	400	0.0	900	0.1
	木材・木製品	600	0.0	600	0.0
	パルプ・紙	13,390	0.7	13,500	0.8
	印刷	-	-	-	-
	化学	25,856	1.4	25,843	1.5
	石油・石炭	31,750	1.7	27,080	1.6
	窯業・土石	8,522	0.5	8,740	0.5
	鉄鋼	46,300	2.5	45,300	2.7
	非金属	1,300	0.1	1,450	0.1
	金属製品	148	0.0	1,106	0.1
	はん用・生産用・業務用機械	12,442	0.7	12,324	0.7
	電気機械	20,738	1.1	20,786	1.2
	輸送用機械	14,546	0.8	14,673	0.9
	その他の製造業	1,600	0.1	1,060	0.1
	国 内 向 け	農業、林業	-	-	-
漁業		-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		-	-	-	-
建設業		2,522	0.1	4,737	0.3
電気・ガス・熱供給・水道業		219,890	12.1	231,814	13.7
情報通信業		26,100	1.4	21,100	1.3
運輸業、郵便業		156,332	8.6	159,671	9.5
卸売業		371,850	20.4	372,750	22.1
小売業		5,983	0.3	4,845	0.3
金融業、保険業		305,737	16.8	332,446	19.7
不動産業		158,677	8.7	173,590	10.3
物品賃貸業		108,111	5.9	105,870	6.3
学術研究、専門・技術サービス業		-	-	-	-
宿泊業		-	-	-	-
飲食業		-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業		-	-	-	-
教育、学習支援業		-	-	-	-
医療・福祉		-	-	-	-
その他のサービス		9,091	0.5	9,091	0.5
地方公共団体	-	-	-	-	
個人(住宅・消費・納税資金等)	2,729	0.2	2,258	0.1	
合計	1,769,498	97.3	1,603,936	95.1	
海 外 向 け	政 府 等	-	-	-	-
	金 融 機 関 等	48,973	2.7	83,032	4.9
	商 工 業 等	-	-	-	-
合計	48,973	2.7	83,032	4.9	
一般貸付計	1,818,472	100.0	1,686,968	100.0	

(注)1. 国内向けの区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)」の業種分類に準拠しています。

2. 「国内向け貸付の合計」ならびに「一般貸付計」には日本国政府向け貸出を含みます。

(2019年度末 2,127億円、2020年度末残高なし)

住友生命保険相互会社

(5) 貸付金担保別内訳

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
担 保 貸 付	14,177	0.8	12,594	0.7
有 価 証 券 担 保 貸 付	150	0.0	50	0.0
不 動 産 ・ 動 産 ・ 財 団 担 保 貸 付	14,027	0.8	12,544	0.7
指 名 債 権 担 保 貸 付	-	-	-	-
保 証 貸 付	17,907	1.0	15,677	0.9
信 用 貸 付	1,783,658	98.1	1,656,437	98.2
そ の 他	2,729	0.2	2,258	0.1
一 般 貸 付 計	1,818,472	100.0	1,686,968	100.0
う ち 劣 後 特 約 付 貸 付	117,000	6.4	133,000	7.9

(6) 貸付金地域別内訳

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
北 海 道	9,997	0.6	9,892	0.6
東 北	18,813	1.1	19,031	1.2
関 東	1,439,883	81.5	1,271,239	79.4
中 部	92,601	5.2	97,544	6.1
近 畿	149,672	8.5	146,571	9.2
中 国	21,001	1.2	20,287	1.3
四 国	5,100	0.3	5,050	0.3
九 州	29,700	1.7	32,060	2.0
合 計	1,766,769	100.0	1,601,677	100.0

(注)1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等を含みません。

2. 地域区分は、資料作成時点で当社が把握している貸付先の本社所在地によります。

住友生命保険相互会社

c. 海外投融資の状況

(1) 資産別明細

ア. 外貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
公 社 債	8,534,323	67.7	9,535,042	68.3
株 式 等	1,227,638	9.7	1,735,632	12.4
現 預 金・その他	691,720	5.5	528,620	3.8
外 貨 建 資 産 計	10,453,682	82.9	11,799,295	84.6

イ. 円貨額が確定した外貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
貸 付 金	168,916	1.3	179,829	1.3
現 預 金・その他	72,843	0.6	3,088	0.0
円 貨 額 が 確 定 し た 外 貨 建 資 産 計	241,759	1.9	182,917	1.3

ウ. 円貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
公 社 債	1,626,415	12.9	1,585,515	11.4
株 式 等	277,123	2.2	377,670	2.7
そ の 他	4,382	0.0	6,857	0.0
円 貨 建 資 産 計	1,907,921	15.1	1,970,044	14.1

エ. 合計

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
海 外 投 融 資	12,603,363	100.0	13,952,257	100.0

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

(2) 海外投融資の地域別構成

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末				2020年度末				
	外国証券	公社債	株式等	非居住者 貸付	外国証券	公社債	株式等	非居住者 貸付	
北 米	金額	4,248,785	3,689,348	559,437	48,973	4,180,165	3,524,452	655,712	83,032
	占率	38.8	38.4	41.5	100.0	33.7	33.5	35.0	100.0
ヨーロッパ	金額	3,039,756	3,021,100	18,655	-	3,535,362	3,508,038	27,323	-
	占率	27.7	31.4	1.4	-	28.5	33.4	1.5	-
オセアニア	金額	413,378	413,378	-	-	916,038	916,038	-	-
	占率	3.8	4.3	-	-	7.4	8.7	-	-
ア ジ ア	金額	119,765	2,096	117,669	-	109,537	52,702	146,835	-
	占率	1.1	0.0	8.7	-	1.6	0.5	7.8	-
中 南 米	金額	2,816,180	2,164,013	652,167	-	3,233,126	2,187,745	1,045,380	-
	占率	25.7	22.5	48.4	-	26.1	20.8	55.7	-
中 東	金額	-	-	-	-	-	-	-	-
	占率	-	-	-	-	-	-	-	-
アフリカ	金額	3,664	3,664	-	-	3,625	3,625	-	-
	占率	0.0	0.0	-	-	0.0	0.0	-	-
国際機関	金額	317,985	317,985	-	-	323,788	323,788	-	-
	占率	2.9	3.3	-	-	2.6	3.1	-	-
合 計	金額	10,959,518	9,611,587	1,347,930	48,973	12,391,645	10,516,392	1,875,252	83,032
	占率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注)1. 本表は発行会社の国籍に基づき作成されています。

2. 中南米向け外国証券は、その大部分が中南米に設立されたSPC(特別目的会社)が発行する債券、または海外投資信託等であり、発行会社の国籍に基づき中南米に分類されているものの、実質的には日本や北米・ヨーロッパ・アジア・オセアニア地域への投資です。

(3) 外貨建資産の通貨別構成

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
米 ド ル	6,745,962	64.5	6,810,658	57.7
ユ ー ロ	2,123,674	20.3	2,517,067	21.3
豪 ド ル	999,089	9.6	1,631,917	13.8
ニュージーランドドル	282,425	2.7	323,623	2.7
ポーランドズロチ	148,842	1.4	172,826	1.5
中 国 元	39,748	0.4	95,066	0.8
カナダドル	-	-	88,789	0.8
メキシコペソ	45,949	0.4	56,207	0.5
ベトナムドン	52,247	0.5	52,250	0.4
シンガポールドル	-	-	35,146	0.3
インドネシアルピア	15,722	0.2	15,723	0.1
そ の 他	21	0.0	19	0.0
合 計	10,453,682	100.0	11,799,295	100.0

住友生命保険相互会社

2. 個人変額保険・変額個人年金保険 特別勘定

a. 売買目的有価証券の評価損益

(1) 個人変額保険

(単位:百万円)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益
売買目的有価証券	49,058	208	59,058	10,913

(2) 変額個人年金保険

(単位:百万円)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益
売買目的有価証券	72,918	3,261	65,603	6,533

b. 金銭の信託の時価情報

個人変額保険、変額個人年金保険ともに残高がないため、記載していません。

住友生命保険相互会社

c. デリバティブ取引の時価情報

(1) 個人変額保険

(株式関連) (単位:百万円)

区分	種 類	2019年度末			2020年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年経				うち1年経		
取引所	株価指数先物	-	-	-	-	-	-	-	
	売建	-	-	-	-	-	-	-	
	買建	516	-	7	7	395	-	20	
	合 計				7			20	

(通貨関連) (単位:百万円)

区分	種 類	2019年度末			2020年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年経				うち1年経		
店頭	為替予約								
	売建	132	-	0	0	-	-	-	
	(米ドル)	-	-	-	-	-	-	-	
	(ユーロ)	132	-	0	0	-	-	-	
	買建	132	-	△0	△0	-	-	-	
	(米ドル)	-	-	-	-	-	-	-	
(ユーロ)	132	-	△0	△0	-	-	-		
	合 計				△0			-	

(注) 外貨建金銭債権債務等に為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

住友生命保険相互会社

(2) 変額個人年金保険

(株式関連)

(単位:百万円)

区分	種 類	2019年度末			2020年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年鑑				うち1年鑑			
取引所	株価指数先物								
	売建	-	-	-	-	-	-	-	
	買建	781	-	11	11	564	-	28	
	合 計							28	

(通貨関連)

(単位:百万円)

区分	種 類	2019年度末			2020年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年鑑				うち1年鑑			
店頭	為替予約								
	売建	91	-	0	0	-	-	-	
	(株FA)	-	-	-	-	-	-	-	
	(IA-P)	91	-	0	0	-	-	-	
	買建	90	-	△0	△0	-	-	-	
	(株FA)	-	-	-	-	-	-	-	
	(IA-P)	90	-	△0	△0	-	-	-	
	合 計							0	

(注)外貨建金銭債権債務等に為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

住友生命保険相互会社

3. 会社計

a. 資産の構成(会社計)

(1) 資産の構成

(単位:百万円、%)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	1,822,293	5.5	1,390,794	3.9
買入金銭債権	326,239	1.0	565,143	1.6
有 価 証 券	27,423,878	83.2	30,463,881	86.1
公 社 債	14,101,856	42.8	14,728,394	41.6
株 式	1,831,515	5.6	2,623,466	7.4
外 国 証 券	11,181,658	33.9	12,643,660	35.7
公 社 債	9,731,023	29.5	10,626,729	30.0
株 式 等	1,450,635	4.4	2,016,930	5.7
その他の証券	308,848	0.9	468,359	1.3
貸 付 金	2,099,584	6.4	1,945,518	5.5
保険約款貸付	281,112	0.9	258,549	0.7
一般貸付	1,818,472	5.5	1,686,968	4.8
不 動 産	558,552	1.7	557,409	1.6
うち投資用	389,872	1.2	394,204	1.1
繰延税金資産	214,138	0.6	68,356	0.2
そ の 他	507,235	1.5	410,574	1.2
貸倒引当金	△816	△0.0	△890	△0.0
会 社 計	32,951,105	100.0	35,400,786	100.0
うち外貨建資産	10,666,182	32.4	12,040,455	34.0

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

(2) 資産の増減

(単位:百万円)

区 分	2019年度	2020年度
	金額	金額
現預金・コールローン	73,404	△431,499
買入金銭債権	8,987	238,903
有 価 証 券	659,260	3,040,002
公 社 債	427,131	626,537
株 式	△178,817	791,950
外 国 証 券	306,094	1,462,002
公 社 債	217,583	895,706
株 式 等	88,511	566,295
その他の証券	104,852	159,511
貸 付 金	△775,386	△154,066
保険約款貸付	△8,635	△22,562
一般貸付	△766,750	△131,503
不 動 産	4,813	△1,142
うち投資用	8,892	4,332
繰延税金資産	90,159	△145,781
そ の 他	159,340	△96,660
貸倒引当金	53	△73
会 社 計	220,632	2,449,681
うち外貨建資産	321,060	1,374,273

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

住友生命保険相互会社

b. 有価証券の時価情報(会社計)

(1) 売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区 分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	633,006	△68,569	707,708	81,216

(注)本表では、「運用目的の金銭の信託」を通じて保有している有価証券も対象となっておりますが、2019年度末、2020年度末ともに残高はありません。

(2) 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:百万円)

区 分	2019年度末					2020年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差損		帳簿価額	時価	差損益	差損	
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	1,725,807	2,048,016	323,208	323,213	△5	1,590,707	1,852,103	261,395	261,404	△8
責任準備金対応債券	12,029,249	14,032,115	2,002,866	2,014,096	△11,230	12,470,906	14,068,089	1,597,183	1,654,626	△57,341
子会社・関連会社株式	53,238	27,869	△24,369	-	△24,369	52,238	46,861	△5,376	-	△5,376
その他の有価証券	11,788,547	12,951,028	1,162,478	1,335,068	△172,589	13,963,576	15,804,479	1,840,903	1,986,544	△145,641
公 社 債	2,128,756	2,205,625	76,869	90,306	△13,437	2,477,237	2,529,740	52,503	86,818	△34,316
株 式	996,146	1,595,204	599,057	679,946	△80,889	1,115,669	2,338,264	1,222,594	1,252,591	△29,996
外 国 証 券	7,739,602	8,223,698	484,096	544,125	△60,028	9,096,111	9,618,085	521,974	601,930	△79,956
公 社 債	6,967,667	7,469,976	492,308	529,922	△37,613	7,922,014	8,356,187	434,173	509,392	△75,219
株 式 等	771,934	763,722	△8,211	14,203	△22,415	1,174,097	1,261,896	87,801	92,538	△4,737
その他の証券	303,523	297,662	△5,960	12,202	△18,163	349,067	387,108	38,040	38,775	△735
買入金銭債権	184,619	193,071	8,451	8,486	△34	433,890	439,749	5,859	6,427	△567
譲渡性預金	435,900	435,863	△36	-	△36	491,600	491,530	△69	-	△69
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	26,596,843	29,060,026	3,464,183	3,672,378	△208,194	28,077,428	31,771,534	3,694,106	3,902,473	△208,367
公 社 債	13,732,200	15,797,682	2,065,481	2,084,486	△18,985	14,378,646	16,015,275	1,636,628	1,710,830	△74,201
株 式	996,146	1,595,204	599,057	679,946	△80,889	1,115,669	2,338,264	1,222,594	1,252,591	△29,996
外 国 証 券	9,943,462	10,740,642	797,190	887,275	△90,085	11,308,565	12,099,606	791,051	893,848	△102,797
公 社 債	9,119,279	9,949,050	829,771	873,072	△43,300	10,082,219	10,790,846	708,627	801,310	△92,683
株 式 等	824,173	791,591	△32,581	14,203	△46,784	1,226,335	1,308,760	82,424	92,538	△10,113
その他の証券	303,523	297,662	△5,960	12,202	△18,163	349,067	387,108	38,040	38,775	△735
買入金銭債権	184,619	193,071	8,451	8,486	△34	433,890	439,749	5,859	6,427	△567
譲渡性預金	435,900	435,863	△36	-	△36	491,600	491,530	△69	-	△69
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	2019年度末	2020年度末
満期保有目的の債券	-	-
非上場外国債券	-	-
その他の	-	-
責任準備金対応債券	-	-
子会社・関連会社株式	593,981	697,616
その他の有価証券	62,246	62,198
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	21,841	20,368
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	34,568	34,568
非上場外国債券	-	-
その他の	5,845	7,271
合 計	656,227	759,814

住友生命保険相互会社

c. 金銭の信託の時価情報(会社計)

(1) 運用目的の金銭の信託

2019年度末、2020年度末ともに残高がないため、記載していません。

(2) 運用目的以外の金銭の信託

2019年度末、2020年度末ともに残高がないため、記載していません。

d. デリバティブ取引の時価情報(会社計)

【定性的情報】

(1) 取引の内容

当社では、資産運用方針および運用する資金特性に応じて、以下のデリバティブ取引を活用しています。

	取引所取引	店頭取引
金利派生商品	—	金利スワップ、金利スワップション
為替派生商品	—	為替予約、通貨スワップ、通貨オプション
株式派生商品	株価指数先物、株価指数オプション	個別株オプション、株価指数オプション、 株価指数先渡
債券派生商品	債券先物、債券先物オプション	債券現物オプション
その他	—	マルチ・アセット指数オプション

(2) 取組方針

当社では、主に保有する資産または負債の価値が変動するリスクを回避する目的で、デリバティブ取引を活用しています。

また、運用する資金特性にそぐわないデリバティブ取引(例えば、原資産の価格変動に対する当該取引時価の変動率が大きいレバレッジの高い取引等)は行わないこととしています。

(3) 利用目的

当社では、外貨建資産に係る為替リスク等の回避を目的としたヘッジ取引、もしくはリスクを一定範囲内に限定したデリバティブ取引を行っています。

なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすヘッジ取引については、ヘッジ会計を適用しています。

(4) リスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引には、現物資産と同様に、市場リスクと信用リスクがあります。

ア. 市場リスク

金利、株価、為替等の市場の変動およびキャッシュフローの変動によって保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。

イ. 信用リスク

与信先の信用状態の変化により保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。(デリバティブ取引の取引相手先のデフォルト(債務不履行)により、保有するポジションから期待する経済効果を得られないリスクを含みます。)

(5) リスク管理体制

ア. リスク管理の基本方針

保有する資産または負債に対して効果的にデリバティブ取引が活用されているか、また、投資案件ごとに設定した運用方針、運用ルール、報告体制が遵守されているか等を定期的に確認することで、リスクの顕在化を未然に防止することをリスク管理の基本としています。

住友生命保険相互会社

イ. リスク管理部署

収益部門から独立した資産運用リスク管理部署が、デリバティブ取引のリスク状況を株式、債券等原資産と合わせて管理しています。

ウ. リスク管理規定

「資産運用リスク管理方針」および「資産運用リスク管理規程」において、デリバティブ取引についての利用目的、取組対象、およびリスク管理体制等を規定しています。また、資産運用部門の細則等において、各部それぞれの役割に応じた具体的な取組みを規定しています。

エ. リスク管理

ヘッジ取引を行う場合は、ヘッジ対象である原資産とヘッジ手段としてのデリバティブ取引を合わせてリスクを定量的に把握・分析・管理しています。

ヘッジ取引に該当しない取引を行う場合は、取引限度額、許容リスク量を設定するとともにロス・カット・ルールを策定し、ポジション状況、リスク状況および損益状況を管理しています。

(6) 定量的情報に関する補足説明**ア. デリバティブ取引に関わる信用リスクの状況**

債権債務の関係が法的に相殺可能である契約については、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮したネットベースのカレント・エクスポージャー方式で信用リスク相当額を算出しています。

(単位：億円)

	契約金額・想定元本額		信用リスク相当額	
	2020年3月末	2021年3月末	2020年3月末	2021年3月末
金利スワップ 金利スワップション(買建)	685	981	1	73
為替予約	121,429	147,327	4,118	3,443
通貨スワップ 通貨オプション(買建)	6,506	6,125	760	693
株式オプション(買建) 株価指数先渡	-	1,499	-	89
マルチ・アセット指数オプション(買建)	1,289	1,278	137	162
合計			3,515	1,337

(注1) 契約金額・想定元本額は、取引を執行する際の計算基礎として位置付けられているものであり、リスク量を表す指標ではありません。

(注2) 取引種類別の信用リスク相当額は、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮しないグロスベースのカレント・エクスポージャー方式で算出しており、合計(ネットベースのカレント・エクスポージャー方式にて算出)とは一致しません。

イ. 差損益に関する補足説明

ヘッジ取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を明確にした上で取り組んでおり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の損益を単独で認識するのではなく、ヘッジ対象としての資産・負債の損益と合算して認識する必要があります。

したがって、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体として管理することで、為替変動リスク、金利変動リスク等が減殺されている効果を確認しています。

住友生命保険相互会社

【定量的情報】

(1) 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)(会社計)

(単位:百万円)

区 分	2019年度末						2020年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
ヘッジ会計適用分	△515	172,039	-	-	-	171,523	6,094	△343,196	-	-	-	△337,100
ヘッジ会計非適用分	-	△2,795	1,126	-	△1,059	△3,309	-	△115,631	△29,654	51	587	△144,547
合 計	△515	169,243	1,126	-	△1,059	168,214	6,094	△458,827	△29,654	51	587	△481,648

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

なお時価ヘッジ適用分の差損益は、2019年度末通貨関連 134,617百万円、2020年度末通貨関連 △374,068百万円となっています。

(2) 金利関連(会社計)

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

2019年度末、2020年度末ともに残高がないため、記載していません。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ対象	2019年度末			2020年度末		
			契約額等		時価	契約額等		時価
			うち1年経			うち1年経		
繰延ヘッジ	金利スワップ	貸付金						
	固定金利受取/変動金利支払		15,500	15,500	23	15,500	11,500	12
特例処理	金利スワップ	貸付金						
	固定金利受取/変動金利支払		4,535	145	5	145	80	1
	固定金利支払/変動金利受取		48,973	-	△544	83,032	83,032	6,081
合 計						△615		6,094

住友生命保険相互会社

(3) 通貨関連(会社計)

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位:百万円)

区分	種 類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	為替予約								
	売建	2,458,184	-	21,491	21,491	3,235,486	-	△214,996	△214,996
	(米ドル)	1,304,922	-	△21,989	△21,989	1,500,512	-	△58,407	△58,407
	(ユーロ)	750,151	-	6,909	6,909	1,149,871	-	△72,428	△72,428
	買建	2,354,980	165,027	△22,626	△22,626	3,542,436	-	100,313	100,313
	(ユーロ)	907,915	165,027	△1,984	△1,984	1,540,936	-	44,898	44,898
	(米ドル)	1,189,033	-	1,695	1,695	1,418,949	-	47,159	47,159
	通貨オプション								
	売建								
	コール	220,250	-			172,500	-		
	(907)			1,783	△876	(726)		172	553
	(米ドル)	220,250	-			172,500	-		
	(907)			1,783	△876	(726)		172	553
	プット	-	-			135,000	-		
	(-)					(681)			681
(米ドル)	-	-			135,000	-			
(-)					(681)			681	
買建									
プット	199,000	-			150,000	-			
(1,986)			1,201	△784	(2,186)		2	△2,184	
(米ドル)	199,000	-			150,000	-			
(1,986)			1,201	△784	(2,186)		2	△2,184	
合 計				△2,795				△115,631	

(注)1. ()内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、為替予約については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ対象	2019年度末			2020年度末		
			契約額等		時価	契約額等		時価
			うち1年超			うち1年超		
時価ヘッジ	為替予約							
	売建	外貨建資産	7,323,758	1,191,995	134,617	7,954,817	2,386,505	△374,068
	(米ドル)		3,754,163	1,138,338	△24,521	3,670,328	1,116,818	△181,117
	(ユーロ)		2,155,977	-	24,938	2,412,569	906,783	△84,208
(豪ドル)	915,189		53,656	97,658	1,234,976	248,123	△109,166	
繰延ヘッジ	通貨スワップ	外貨建資産	37,806	37,806	△3,638	37,806	37,806	△3,900
	(米ドル)		35,351	35,351	△3,656	35,351	35,351	△3,685
	(ユーロ)		2,454	2,454	18	2,454	2,454	△215
振当処理	通貨スワップ	外貨建資産	168,916	168,916	12,234	179,829	173,945	4,776
	(米ドル)		168,916	168,916	12,234	179,829	173,945	4,776
	通貨スワップ	外貨建負債	244,924	244,924	28,825	244,924	244,924	29,996
	(米ドル)		244,924	244,924	28,825	244,924	244,924	29,996
合 計				172,039			△343,195	

住友生命保険相互会社

(4) 株式関連(会社計)

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位:百万円)

区分	種 類	2019年度末			2020年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
取引所	株価指数先物								
	売建	-	-	-	2,344	-	△58	△58	
	買建	19,501	-	1,126	1,126	30,720	-	440	
店頭	株価指数オプション								
	売建								
	コール	-	-	-	148,470	-	-	-	
		(-)	-	-	(1,674)	-	28,555	△26,881	
	プット	-	-	-	122,715	-	-	-	
		(-)	-	-	(2,326)	-	-	2,326	
買建									
プット	-	-	-	149,985	-	-	-		
	(-)	-	-	(5,481)	-	-	△5,481		
	合 計							1,126	△29,654

(注)1. ()内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、先物取引については時価を記載し、

オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

2019年度末、2020年度末ともに残高がないため、記載していません。

(5) 債券関連(会社計)

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位:百万円)

区分	種 類	2019年度末			2020年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
取引所	債券先物								
	売建	-	-	-	20,393	-	99	99	
	買建	-	-	-	33,636	-	△47	△47	
	合 計							-	61

(注)差損益欄には、時価を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

2019年度末、2020年度末ともに残高がないため、記載していません。

(6) その他(会社計)

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位:百万円)

区分	種 類	2019年度末			2020年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	マルチ・アセット指数オプション								
	売建								
	コール	139,122	-	-	134,140	-	-	-	
		(337)	-	62	(445)	-	549	△103	
買建									
コール	128,961	-	-	127,843	-	-	-		
	(2,816)	-	900	(2,630)	-	3,421	790		
	合 計							△1,639	687

(注)1. 括弧内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

2019年度末、2020年度末ともに残高がないため、記載していません。

住友生命保険相互会社

あなたの未来を強くする



NEWS RELEASE

2021年11月24日

住友生命保険相互会社

2021年度第2四半期(上半期)報告

住友生命保険相互会社(取締役 代表執行役社長 高田 幸徳)の2021年度第2四半期(上半期)の業績をお知らせします。

<目次>

1. 主要業績	1 頁
2. 一般勘定資産の運用状況	3 頁
3. 資産運用の実績(一般勘定)	5 頁
4. 中間貸借対照表	12 頁
5. 中間損益計算書	13 頁
6. 中間基金等変動計算書	14 頁
7. 経常利益等の明細(基礎利益)	30 頁
8. 債務者区分による債権の状況	31 頁
9. リスク管理債権の状況	31 頁
10. 貸倒引当金の状況	32 頁
11. ソルベンシー・マージン比率	33 頁
12. 特別勘定の状況	34 頁
13. 保険会社及びその子会社等の状況	36 頁

以上



1. 主要業績

a. 年換算保険料

(1) 保有契約

(単位: 億円、%)

区 分	2020年度末	2021年度 第2四半期(上半期)末	
		金額	前年度末比
個 人 保 険	14,939	14,876	99.6
個 人 年 金 保 険	7,927	7,881	99.4
合 計	22,866	22,757	99.5
うち生前給付保障+医療保障等	5,554	5,574	100.4
うち生前給付保障	1,802	1,825	101.3
うち医療保障	3,670	3,669	100.0

(2) 新契約+転換純増

(単位: 億円、%)

区 分	2020年度 第2四半期(上半期)	2021年度 第2四半期(上半期)	前年同期比
	金額	金額	
個 人 保 険	269	368	136.8
個 人 年 金 保 険	131	126	96.5
合 計	400	494	123.6
うち生前給付保障+医療保障等	106	185	174.1
うち生前給付保障	47	73	154.3
うち医療保障	58	111	190.7

(ご参考) 解約+失効

(単位: 億円、%)

区 分	2020年度 第2四半期(上半期)	2021年度 第2四半期(上半期)	前年同期比
	金額	金額	
個人保険+個人年金保険	291	347	119.1

- (注)1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額等)を計上しています。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付及び保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

住友生命保険相互会社

b. 保有契約高

(単位:千件、億円、%)

区 分	2020年度末		2021年度第2四半期(上半期)末			
	件 数	金 額	件 数	前年度末比	金 額	前年度末比
個人保険	8,172	580,356	8,119	99.3	560,078	96.5
個人年金保険	3,183	149,289	3,167	99.5	148,463	99.4
個人保険+個人年金保険	11,356	729,646	11,286	99.4	708,541	97.1
団体保険	-	330,951	-	-	332,723	100.5
団体年金保険	-	26,665	-	-	27,020	101.3

- (注)1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。
3. 団体3大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の保有契約高には計上しておりません。
団体3大疾病保障保険の保有契約の3大疾病保険金額は、2020年度末 2,398億円、2021年度第2四半期(上半期)末 2,663億円です。

c. 新契約高

(単位:千件、億円、%)

区 分	2020年度第2四半期(上半期)				2021年度第2四半期(上半期)					
	件 数	金 額	新契約	転換による純増加	件 数	前年同期比	金 額	前年同期比	新契約	転換による純増加
個人保険	190	2,560	5,165	△2,605	355	186.9	1,845	72.1	6,564	△4,719
個人年金保険	39	1,902	1,910	△8	47	120.3	2,024	106.5	2,037	△12
個人保険+個人年金保険	229	4,462	7,076	△2,613	402	175.5	3,870	86.7	8,602	△4,731
団体保険	-	396	396	-	-	-	83	21.1	83	-
団体年金保険	-	0	0	-	-	-	0	292.6	0	-

- (注)1. 件数は、新契約に転換後契約及び保障一括見直し後契約を加えた数値です。
2. 転換による純増加には、保障一括見直しによる純増加の金額を含んでいます。
3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資です。
4. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。
5. 団体3大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の新契約高には計上しておりません。
団体3大疾病保障保険の新契約の3大疾病保険金額は、2020年度第2四半期(上半期) 273億円、
2021年度第2四半期(上半期) 299億円です。

d. 基礎利益

(単位:百万円、%)

区 分	2020年度	2021年度	
	第2四半期(上半期)	第2四半期(上半期)	前年同期比
基礎利益	188,075	177,804	94.5

住友生命保険相互会社

2. 2021年度上半期の一般勘定資産の運用状況

a. 2021年度上半期の資産運用状況

(1) 運用環境

2021年度上半期の日本経済は、新型コロナウイルスの感染再拡大に伴う度重なる緊急事態宣言により、引き続き厳しい状況にはあったものの、各種政策の効果やワクチン接種の進展もあり、基調としては持ち直しの動きが見られました。

- ・国内金利(新発10年国債利回り)は低位での推移となりました。諸外国の金利の動きにつられて上下する場面はあったものの、日本銀行のイールド・カーブ・コントロール政策の影響等から国内金利は狭いレンジでの推移となりました。

【新発10年国債利回り 2021年3月末 +0.09% → 2021年9月末 +0.065%】

- ・国内株式は小幅に上昇しました。デルタ株の感染拡大を受けた度重なる緊急事態宣言やワクチン接種の遅れ等から大きく値を下げる場面もあったものの、堅調な企業決算等を背景に反発しました。その後は上値が重くもみ合いでの推移が続く中、与党新政権による経済対策への期待感などを背景に上昇に転じました。

【日経平均 2021年3月末 29,178.80円 → 2021年9月末 29,452.66円】

【TOPIX 2021年3月末 1,954.00p → 2021年9月末 2,030.16p】

- ・米国金利(10年国債利回り)は低下しました。堅調な経済指標発表を受けて上昇する場面もありましたが、デルタ株の感染拡大を背景に夏場にかけて低下基調で推移しました。9月に入り景気の回復やインフレ期待の高まりを背景にFRB(米連邦準備制度理事会)による金融緩和と政策縮小の前倒しが意識され上昇に転じ、低下幅は縮小しました。

【米国10年国債利回り 2021年3月末 1.74% → 2021年9月末 1.49%】

- ・為替相場は円安ドル高、ユーロ円は円安ユーロ高で推移した後、円高ユーロ安となりました。ドル円は米国の財政赤字拡大によるドル安圧力と米国内でのワクチン接種の進展や米国景気の回復期待等によるドル高圧力を受け、もみ合いで推移していたものの、上半期末にかけて米国金利上昇を受けて円安ドル高となりました。ユーロ円は、欧州内でのワクチン接種の進展やロックダウンの緩和による景気回復期待等により、円安ユーロ高基調で推移していたものの、デルタ株の感染拡大やECB(欧州中央銀行)の緩和的な金融政策の継続等を背景に円高ユーロ安基調に反転し2021年3月末と同水準まで低下しました。

【ドル/円 2021年3月末 110.7円 → 2021年9月末 111.9円】

【ユーロ/円 2021年3月末 129.8円 → 2021年9月末 129.9円】

(2) 運用方針

契約期間が長期にわたる生命保険契約の負債特性に応じて資産を管理するALM(資産負債の総合的な管理)の推進を基本方針として、安定的な収益確保と確実な保険金等のお支払いの実現を図るため、長期の公社債や貸付金などの安全性の高い資産を中心とした投資を行います。さらに、許

住友生命保険相互会社

容されるリスクの範囲内で収益の上乗せを図るため、株式や外国債券などへの投資を行います。

こうした基本方針のもと、保険金等の確実な支払いに資することを目的として保険契約の負債特性に応じたALM(※1)の推進を図るため、長期の公社債や貸付金等を中心とした運用を行う「ALM運用ポートフォリオ」、および企業価値の持続的向上を目的とし、許容されるリスクの範囲内で株式や為替リスクをとるオープン外国債券といった流動性の高い有価証券の運用により収益の上乗せを図っていく「バランス運用ポートフォリオ」の2つに区分し、各ポートフォリオの運用目的に応じた「資産運用収益力の向上」と「リスクコントロールの強化」を推進しています。

また、当社は責任ある機関投資家として、持続可能な社会の実現への貢献、および中長期的な運用収益向上の両立を目指し、責任投資(ESG投融資(※2)およびステewardシップ活動)に注力しています。

(※1. ALM (Asset Liability Management): リスクを適切にコントロールしつつ収益向上を図る観点から資産と負債を総合的に管理する手法です。)

(※2. ESG投融資: 財務情報に加え、環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)に対する取組みなどの非財務情報を考慮した投融資行動)

(3) 運用状況

「ALM運用ポートフォリオ」では、国内金利リスクの削減を着実に進めるため、超長期の日本国債等への投資を推進しました(※3)。また、国内金利が低位で推移する中、資産運用収益力向上のため、為替リスクをとらない外貨建クレジット資産等への投資を行いました。一方、「バランス運用ポートフォリオ」では、各種相場動向に留意し、国内外株式や為替リスクをとるオープン外国債券への投資を行いました。

また、機関投資家の責務の一環として、2050年温室効果ガス排出量ネットゼロの達成に向けて、資産ポートフォリオの排出量削減に係る2030年目標を設定しました。

(※3. 保険負債に比べ運用資産は残存期間が短く期間のミスマッチが生じているため、超長期国債等に投資することで、ミスマッチが縮小し、リスクを削減する効果があります。)

各資産の運用状況は以下のとおりです。

- ・国内債券については、超長期日本国債等への投資を推進し、国内金利リスク削減を進めました。また、事業債ではESGの観点を取り込んだ企業分析や当該企業との対話等に取り組みました。
 - ・国内株式については、株価動向に応じて段階的に投資を行いました。また、ESGの観点を取り込んだ企業分析や当該企業との対話等に取り組みました。
 - ・外国証券については、為替リスクを適切にコントロールしながら、高格付の事業債を中心に為替リスクをとらない外貨建クレジット資産への投資を行いました。また、為替や金利動向に留意しつつ、為替リスクをとるオープン外国債券への投資を行いました。
 - ・貸付金については融資期間の長期化や再生可能エネルギー関連のファイナンス等への投資を行いました。不動産については保有物件の収益力向上に努めるとともに、ESGの観点を取り込んだ建築プロジェクトや省エネ改修工事等に取り組みました。
 - ・テーマ投資(※4)として、再生可能エネルギー等のインフラ関連投資、国際機関や国内外の事業会社が発行する脱炭素を目的とした債券等へ積極的に投融資を行いました。
- (※4. SDGs達成への貢献に資する債券等への投融資)

住友生命保険相互会社

3. 資産運用の実績(一般勘定)

a. 資産の構成(一般勘定)

(1) 資産の構成

(単位:百万円、%)

区 分	2020年度末		2021年度 第2四半期(上半期)末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	1,300,346	3.8	1,070,653	3.1
買入金銭債権	565,143	1.6	457,995	1.3
金銭の信託	-	-	2,244	0.0
有 価 証 券	29,756,172	86.0	30,237,143	86.6
公 社 債	14,431,149	41.7	14,560,684	41.7
株 式	2,480,707	7.2	2,560,908	7.3
外 国 証 券	12,391,645	35.8	12,625,923	36.2
公 社 債	10,516,392	30.4	10,451,423	29.9
株 式 等	1,875,252	5.4	2,174,499	6.2
その他の証券	452,669	1.3	489,627	1.4
貸 付 金	1,945,518	5.6	2,166,258	6.2
保険約款貸付	258,549	0.7	250,351	0.7
一 般 貸 付	1,686,968	4.9	1,915,906	5.5
不 動 産	557,409	1.6	554,382	1.6
うち投資用	394,204	1.1	391,497	1.1
繰延税金資産	68,356	0.2	63,825	0.2
そ の 他	403,110	1.2	345,642	1.0
貸倒引当金	△890	△0.0	△916	△0.0
一 般 勘 定 計	34,595,165	100.0	34,897,230	100.0
うち外貨建資産	11,799,295	34.1	11,971,059	34.3

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

(2) 資産の増減

区 分	2020年度 第2四半期(上半期)	2021年度 第2四半期(上半期)
	金額	金額
現預金・コールローン	△114,268	△229,693
買入金銭債権	274,529	△107,147
金銭の信託	-	2,244
有 価 証 券	1,615,776	480,970
公 社 債	189,151	129,535
株 式	411,180	80,200
外 国 証 券	975,741	234,277
公 社 債	674,401	△64,968
株 式 等	301,339	299,246
その他の証券	39,703	36,957
貸 付 金	△173,773	220,740
保険約款貸付	△10,653	△8,197
一 般 貸 付	△163,120	228,938
不 動 産	△894	△3,026
うち投資用	△2	△2,706
繰延税金資産	△146,146	△4,530
そ の 他	△121,750	△57,467
貸倒引当金	71	△25
一 般 勘 定 計	1,333,543	302,064
うち外貨建資産	832,301	171,764

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

住友生命保険相互会社

b. 資産運用収益(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	2020年度 第2四半期(上半期)	2021年度 第2四半期(上半期)
利息及び配当金等収入	303,772	324,926
預貯金利息	1,912	362
有価証券利息・配当金	265,284	287,808
貸付金利息	11,582	12,151
不動産賃貸料	17,473	16,270
その他利息配当金	7,520	8,333
金銭の信託運用益	-	30
有価証券売却益	41,701	28,192
国債等債券売却益	30,394	10,511
株式等売却益	3,982	14,203
外国証券売却益	7,324	3,476
有価証券償還益	16,350	1,640
為替差益	-	45,575
貸倒引当金戻入額	68	-
その他運用収益	415	1,024
合 計	362,308	401,390

c. 資産運用費用(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	2020年度 第2四半期(上半期)	2021年度 第2四半期(上半期)
支払利息	5,548	5,156
有価証券売却損	2,367	5,609
国債等債券売却損	1	951
株式等売却損	1,942	726
外国証券売却損	423	3,931
有価証券評価損	10,697	4,606
株式等評価損	10,472	4,606
外国証券評価損	224	-
金融派生商品費用	43,875	51,622
為替差損	34,910	-
貸倒引当金繰入額	-	28
貸貸用不動産等減価償却費	4,237	4,140
その他運用費用	6,587	7,952
合 計	108,223	79,116

住友生命保険相互会社

d. 有価証券の時価情報(一般勘定)

(1) 売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区 分	2020年度末		2021年度第2四半期(上半期)末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益
売買目的有価証券	-	-	2,244	40

(注) 本表には、金銭の信託等の売買目的有価証券を含んでいます。

(2) 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外)

(単位:百万円)

区 分	2020年度末					2021年度第2四半期(上半期)末				
	帳簿価額	時価	差損益	差		帳簿価額	時価	差損益	差	
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	1,990,707	1,852,103	261,395	261,404	△8	1,580,249	1,834,902	254,653	254,659	△6
責任準備金対応債券	12,470,906	14,068,089	1,597,183	1,654,525	△57,341	12,465,733	14,074,516	1,587,783	1,642,003	△54,219
子会社・関連会社株式	52,238	46,861	△5,376	-	△5,376	52,238	47,093	△5,144	-	△5,144
その他の有価証券	13,962,576	15,904,479	1,840,903	1,986,544	△145,641	14,198,756	16,171,477	1,972,721	2,082,139	△109,417
公 社 債	2,477,237	2,529,740	52,503	86,818	△34,315	2,635,411	2,697,715	62,303	92,424	△30,121
株 式	1,115,669	2,338,254	1,222,594	1,252,591	△29,996	1,133,808	2,418,824	1,285,016	1,318,274	△33,257
外 国 証 券	9,096,111	9,618,085	521,974	601,930	△79,956	9,179,851	9,750,314	570,462	615,709	△45,246
公 社 債	7,922,014	8,356,187	434,173	509,392	△75,219	7,903,582	8,247,411	443,828	483,611	△39,782
株 式 等	1,174,097	1,261,898	87,801	92,538	△4,737	1,276,268	1,502,902	126,634	132,098	△5,464
その他の証券	349,067	387,108	38,040	38,775	△735	376,091	423,403	47,311	47,930	△619
買入金銭債権	433,890	439,749	5,859	6,427	△567	328,492	336,179	7,686	7,790	△103
譲渡性預金	491,600	491,530	△69	-	△69	545,100	545,040	△69	-	△69
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	28,077,428	31,771,534	3,694,106	3,902,473	△208,367	28,317,976	32,127,990	3,810,013	3,978,802	△168,788
公 社 債	14,378,646	16,015,275	1,636,628	1,710,830	△74,201	14,498,381	16,109,851	1,611,479	1,685,828	△74,348
株 式	1,115,669	2,338,254	1,222,594	1,252,591	△29,996	1,133,808	2,418,824	1,285,016	1,318,274	△33,257
外 国 証 券	11,308,555	12,099,605	791,051	893,848	△102,797	11,436,102	12,294,681	858,578	918,978	△60,399
公 社 債	10,082,219	10,790,846	708,627	801,310	△92,683	10,007,595	10,744,684	737,089	786,879	△49,790
株 式 等	1,226,335	1,308,760	82,424	92,538	△10,113	1,428,506	1,549,996	121,489	132,098	△10,608
その他の証券	349,067	387,108	38,040	38,775	△735	376,091	423,403	47,311	47,930	△619
買入金銭債権	433,890	439,749	5,859	6,427	△567	328,492	336,179	7,686	7,790	△103
譲渡性預金	491,600	491,530	△69	-	△69	545,100	545,040	△69	-	△69
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	2020年度末	2021年度 第2四半期(上半期)末
子会社・関連会社株式	697,616	700,922
その他の有価証券	62,198	107,742
国 内 株 式	20,368	20,007
外 国 株 式	34,558	34,558
そ の 他	7,271	53,175
合 計	759,814	808,665

住友生命保険相互会社

e. 金銭の信託の時価情報(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	2020年度末					2021年度 第2四半期(上半期)末				
	貸借対照表 計上額	時価	差損益	差益	差損	四半期 貸借対照表 計上額	時価	差損益	差益	差損
金 銭 の 信 託	-	-	-	-	-	2,244	2,244	-	-	-

(注)時価相当額の算定は、取引金融機関が合理的に算定した価格によっています。

・運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

区 分	2020年度末		2021年度 第2四半期(上半期)末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	四半期貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益
運 用 目 的 の 金 銭 の 信 託	-	-	2,244	40

・運用目的以外の金銭の信託

2020年度末、2021年度第2四半期(上半期)末ともに残高がないため、記載していません。

(ご参考)

金融商品に係る会計基準における「市場価格のない株式等および組合等」についても一定の前提をおいて算定した価額を含めた場合の時価情報は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	2020年度末					2021年度第2四半期(上半期)末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	1,690,707	1,882,108	261,395	261,404	△8	1,680,249	1,834,902	254,653	254,669	△6
責任準備金対応債券	12,470,906	14,068,089	1,597,183	1,654,525	△57,341	12,486,733	14,074,516	1,587,783	1,642,003	△54,219
子会社・関連会社株式	749,854	692,244	△57,610	2,156	△59,767	753,161	700,669	△52,491	2,538	△55,030
その他の有価証券	14,025,774	16,875,983	1,850,208	1,995,873	△145,664	14,306,498	16,298,219	1,991,721	2,101,662	△109,841
公 社 債	2,477,237	2,529,740	52,503	86,818	△34,315	2,635,411	2,697,715	62,303	92,434	△30,131
株 式	1,136,037	2,358,632	1,222,594	1,252,591	△29,996	1,163,816	2,438,832	1,285,016	1,318,274	△33,257
外 国 証 券	9,130,670	9,661,814	531,144	611,100	△79,956	9,262,822	9,852,285	589,462	635,133	△45,670
公 社 債	7,922,014	8,356,187	434,173	509,392	△75,219	7,803,582	8,247,411	443,828	483,611	△39,782
株 式 等	1,208,656	1,305,627	96,971	101,708	△4,737	1,459,239	1,604,873	145,634	151,522	△5,887
その他の証券	356,338	394,515	38,176	38,934	△758	380,854	428,166	47,311	47,930	△619
買入金銭債権	433,890	439,749	5,859	6,427	△567	328,492	336,179	7,686	7,790	△103
譲渡性預金	491,600	491,530	△69	-	△69	545,100	545,040	△69	-	△69
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	28,837,243	32,488,421	3,651,177	3,913,969	△262,781	29,126,641	32,908,308	3,781,666	4,000,764	△219,097
公 社 債	14,378,646	16,015,275	1,638,628	1,710,830	△74,201	14,498,381	16,109,861	1,611,479	1,685,828	△74,348
株 式	1,258,113	2,480,707	1,222,594	1,252,591	△29,996	1,275,891	2,560,908	1,285,016	1,318,274	△33,257
外 国 証 券	11,860,501	12,608,488	747,987	906,175	△157,187	12,036,460	12,866,691	830,231	940,940	△110,708
公 社 債	10,082,219	10,790,846	708,627	801,310	△92,683	10,007,595	10,744,684	737,089	785,879	△49,790
株 式 等	1,778,281	1,817,642	39,360	103,866	△64,504	2,028,865	2,122,007	93,142	154,060	△60,918
その他の証券	414,492	482,669	38,176	38,934	△758	442,315	489,627	47,311	47,930	△619
買入金銭債権	433,890	439,749	5,859	6,427	△567	328,492	336,179	7,686	7,790	△103
譲渡性預金	491,600	491,530	△69	-	△69	545,100	545,040	△69	-	△69
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

2. 有価証券の時価情報の差損益と本表の差損益との差額は、2020年度末が△42,928百万円、

2021年度第2四半期(上半期)末が△28,347百万円となっています。

不動産(土地・借地権)の差損益

(単位:百万円)

区 分	2020年度末	2021年度 第2四半期(上半期)末
不動産の差損益	167,737	183,136

(注)土地の時価については、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、または公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

住友生命保険相互会社

f. デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用の合算値)(一般勘定)

(1) 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:百万円)

区 分	2020年度末						2021年度第2四半期(上半期)末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
ヘッジ会計適用分	6,094	△343,195	-	-	-	△337,100	4,494	△103,370	-	-	-	△98,876
ヘッジ会計非適用分	-	△114,345	△29,942	99	687	△143,501	△167	△43,322	△1,656	△66	△44	△45,256
合 計	6,094	△457,540	△29,942	99	687	△480,602	4,326	△146,692	△1,656	△66	△44	△144,132

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。
なお時価ヘッジ適用分の差損益は、2020年度末通貨関連 △374,068百万円、2021年度第2四半期(上半期)末通貨関連 △137,982百万円となっています。

(2) 金利関連

(単位:百万円)

区分	種 類	2020年度末				2021年度第2四半期(上半期)末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	金利スワップ								
	固定金利受取/変動金利支払	15,645	11,580	13	13	41,612	41,557	△167	△167
	固定金利支払/変動金利受取	83,032	83,032	6,081	6,081	83,940	83,940	4,494	4,494
	合 計				6,094				4,326

(注)差損益欄には、時価を記載しています。

(ご参考)

・金利スワップ契約の内容

[2021年度第2四半期(上半期)末]

(単位:百万円、%)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
	受取固定・支払変動スワップの想定元本額	65	11,052	505	-	-	
平均受取固定金利	1.06	1.20	0.17	-	-	0.37	0.59
平均支払変動金利	0.63	1.11	0.23	-	-	△0.04	0.27
支払固定・受取変動スワップの想定元本額	-	-	-	33,576	50,364	-	83,940
平均支払固定金利	-	-	-	1.83	2.39	-	2.17
平均受取変動金利	-	-	-	1.32	1.84	-	1.63

住友生命保険相互会社

(3) 通貨関連

(単位:百万円)

区分	種 類	2020年度末				2021年度第2四半期(上半期)末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益	
			うち1年超				うち1年超			
店頭	為替予約									
	売建	11,132,717	2,386,505	△587,772	△587,772	9,250,236	2,954,698	△186,775	△186,775	
	(米ドル)	5,143,273	1,116,818	△218,638	△218,638	4,162,191	1,607,292	△148,055	△148,055	
	(ユーロ)	3,539,608	906,783	△156,414	△156,414	2,818,586	1,312,645	△26,342	△26,342	
	(豪ドル)	1,512,317	248,123	△176,161	△176,161	1,561,895	134,769	△13,281	△13,281	
	買建	3,541,238	-	100,307	100,307	1,829,688	-	5,851	5,851	
	(ユーロ)	1,540,883	-	44,898	44,898	937,350	-	△991	△991	
	(米ドル)	1,418,890	-	47,157	47,157	513,183	-	8,419	8,419	
	(豪ドル)	272,639	-	5,311	5,311	298,818	-	△1,056	△1,056	
	通貨オプション									
	売建									
	コール	172,500	-			120,000	-			
	(726)			172	553	(313)		150	163	
	(米ドル)	172,500	-			120,000	-			
	(726)			172	553	(313)		150	163	
	プット	135,000	-			-	-			
	(681)				681	(-)				
	(米ドル)	135,000	-			-	-			
	(681)				681	(-)				
	買建									
プット	150,000	-			186,400	-				
(2,186)			2	△2,184	(620)		76	△543		
(米ドル)	150,000	-			186,400	-				
(2,186)			2	△2,184	(620)		76	△543		
通貨スワップ										
(米ドル)	37,806	37,806	△3,900	△3,900	37,806	37,806	△4,339	△4,339		
(ユーロ)	35,351	35,351	△3,685	△3,685	35,351	35,351	△4,126	△4,126		
	2,454	2,454	△215	△215	2,454	2,454	△212	△212		
合 計				△492,314				△185,643		

(注)1.()内には、オプション料を記載しています。

2. 外貨建金銭債権債務等が為替予約又は通貨スワップが付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。なお、開示の対象より除いている通貨スワップは、2020年度末が米ドルの契約額 424,753百万円、時価 34,773百万円、差損益 34,773百万円、2021年度第2四半期(上半期)末が米ドルの契約額 525,340百万円、時価 38,951百万円、差損益 38,951百万円です。

3. 差損益欄には、為替予約及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

住友生命保険相互会社

(4) 株式関連

(単位:百万円)

区分	種 類	2020年度末			2021年度第2四半期(上半期)末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
取引所	株価指数先物								
	買建	21,568	-	93	93	31,993	-	△833	△833
店頭	株価指数オプション								
	売建								
	コール	148,470	-			-	-	-	-
		(1,674)		28,555	△26,881	(-)			
	プット	122,715	-			-	-	-	-
		(2,326)			2,326	(-)			
買建									
プット	149,985	-			66,000	-			
	(5,481)			△5,481	(1,392)		569	△822	
合 計									△1,666

(注)1. ()内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、先物取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(5) 債券関連

(単位:百万円)

区分	種 類	2020年度末			2021年度第2四半期(上半期)末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
取引所	債券先物								
	売建	20,393	-	99	99	42,854	-	△5	△5
	買建	-	-	-	-	10,111	-	△60	△60
合 計									△66

(注) 差損益欄には、時価を記載しています。

(6) その他

(単位:百万円)

区分	種 類	2020年度末			2021年度第2四半期(上半期)末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	マルチ・アセット指数オプション								
	売建								
	コール	134,140	-			131,368	-		
		(445)		549	△103	(426)		315	110
買建									
コール	127,543	-			129,989	-			
	(2,630)			3,421	790	(2,734)		2,579	△155
合 計									△44

(注)1. ()内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

住友生命保険相互会社

4. 中間貸借対照表

期 別		2020年度末 要約貸借対照表		2021年度 中間会計期間末		期 別		2020年度末 要約貸借対照表		2021年度 中間会計期間末	
		(2021年3月31日現在)		(2021年9月30日現在)				(2021年3月31日現在)		(2021年9月30日現在)	
科 目		金額		金額		科 目		金額		金額	
(資産の部)						(負債の部)					
現金及び預貯金		1,198,652		868,269		保険契約準備金		27,586,099		27,946,478	
コールローン		192,142		267,384		支払備金		105,903		108,253	
買入金銭債権		565,143		457,995		責任準備金		27,262,040		27,595,798	
金銭の借託		-		2,244		社員配当準備金		218,166		242,426	
有価証券		30,463,881		30,978,049		再保険借		196		146	
(うち国債)		10,774,290		10,882,408		社債		449,924		480,510	
(うち地方債)		238,126		247,857		その他の負債		4,330,415		4,168,102	
(うち社債)		3,715,977		3,716,398		売現先勘定		2,870,573		3,177,644	
(うち株式)		2,623,466		2,709,207		未払法人税等		16,204		24,722	
(うち外国証券)		12,643,660		12,915,166		リース債務		4,563		3,867	
貸付金		1,945,518		2,166,258		資産除去債務		1,768		1,773	
保険約款貸付		258,549		250,351		その他の負債		1,437,305		960,095	
一般貸付		1,686,968		1,915,906		価格変動準備金		883,647		899,247	
有形固定資産		566,262		562,295		再評価に係る繰延税金負債		12,894		12,759	
無形固定資産		38,193		36,738		負債の部合計		33,263,179		33,507,244	
再保険貸		181		51		(純資産の部)					
その他の資産		347,619		301,533		基金償却積立金		639,000		639,000	
前払年金費用		15,726		16,024		再評価積立金		2		2	
繰延税金資産		68,356		63,825		剰余金		227,648		200,678	
貸倒引当金		△890		△916		損失填補準備金		6,004		6,204	
						その他の剰余金		221,643		194,474	
						価格変動積立金		165,000		165,000	
						社会及び契約者福祉増進基金		1,338		2,038	
						別途積立金		223		223	
						中間未処分剰余金*		55,081		27,212	
						基金等合計		866,650		839,681	
						その他有価証券評価差額金		1,332,916		1,434,836	
						繰延ヘッジ損益		△2,561		△2,876	
						土地再評価差額金		△59,397		△59,128	
						評価・換算差額等合計		1,270,957		1,372,830	
						純資産の部合計		2,137,607		2,212,511	
資産の部合計		35,400,786		35,719,755		負債及び純資産の部合計		35,400,786		35,719,755	

(注)* 2020年度末要約貸借対照表の中間未処分剰余金は、当期末処分剰余金を示しております。

住友生命保険相互会社

5. 中間損益計算書

(単位:百万円)

科 目	期 別	
	2020年度 中間会計期間 (2020年4月1日から 2020年9月30日まで)	2021年度 中間会計期間 (2021年4月1日から 2021年9月30日まで)
	金額	金額
経 常 収 益	1,523,628	1,517,692
保 険 料 等 収 入	1,053,430	1,052,578
(うち 保 険 料)	(1,052,241)	(1,051,246)
資 産 運 用 収 益	414,909	425,531
(うち 利息及び配当金等収入)	(303,772)	(324,926)
(うち 金銭の信託運用益)	(-)	(30)
(うち 有価証券売却益)	(41,701)	(28,192)
(うち 特別勘定資産運用益)	(52,600)	(24,140)
そ の 他 経 常 収 益	55,288	39,582
経 常 費 用	1,460,638	1,473,858
保 険 金 等 支 払 金	860,985	841,456
(うち 保 険 金)	(287,236)	(257,776)
(うち 年 金)	(214,374)	(207,717)
(うち 給 付 金)	(142,702)	(148,986)
(うち 解 約 返 戻 金)	(195,203)	(202,479)
(うち その 他 返 戻 金)	(20,967)	(23,975)
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	278,382	336,124
支 払 準 備 金 繰 入 額	-	2,350
責 任 準 備 金 繰 入 額	278,366	333,758
社 員 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額	16	16
資 産 運 用 費 用	108,223	79,116
(うち 支 払 利 息)	(5,548)	(5,156)
(うち 有 価 証 券 売 却 損)	(2,367)	(5,609)
(うち 有 価 証 券 評 価 損)	(10,697)	(4,606)
(うち 金 融 派 生 商 品 費 用)	(43,875)	(51,622)
事 業 費 用	158,265	161,814
そ の 他 経 常 費 用	54,780	55,347
経 常 利 益	62,990	43,834
特 別 利 益	2	2,119
特 定 資 産 等 処 分 益	2	2,119
特 別 損 失 分 損	38,179	18,554
特 定 資 産 等 処 分 損	92	2,089
減 損 損 失	211	311
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	37,300	15,600
社 会 及 び 契 約 者 福 祉 増 進 助 成 金	575	552
税 引 前 中 間 純 剰 余	24,813	27,399
法 人 税 及 び 住 民 税	36,453	34,958
法 人 税 等 調 整 額	△35,734	△35,039
法 人 税 等 合 計	718	△81
中 間 純 剰 余	24,094	27,480

住友生命保険相互会社

6. 中間基金等変動計算書

2020年度中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)

(単位:百万円)

	基金等								基金等 合計
	基金償却 積立金	再評価 積立金	損失填補 準備金	剰余金				剰余金 合計	
				その他剰余金					
			価格変動 積立金	社会及び 契約者福祉 増進基金	別途 積立金	中間未処分 剰余金			
当 期 首 残 高	639,000	2	5,804	165,000	1,298	223	48,351	220,677	859,680
当 中 間 期 交 動 額									
社員配当準備金の立							△47,451	△47,451	△47,451
損失填補準備金の立			200				△200	-	-
中 間 純 剰 余							24,094	24,094	24,094
社会及び契約者福祉 増進基金の積立					700		△700	-	-
土地再評価差額金の取							△236	△236	△236
基金等以外の項目の 当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	-	-	200	-	700	-	△24,493	△23,593	△23,593
当 中 間 期 末 残 高	639,000	2	6,004	165,000	1,998	223	23,858	197,084	836,086

(単位:百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	841,237	△2,371	△59,708	779,157	1,638,837
当 中 間 期 交 動 額					
社員配当準備金の立					△47,451
損失填補準備金の立					-
中 間 純 剰 余					24,094
社会及び契約者福祉 増進基金の積立					-
土地再評価差額金の取					△236
基金等以外の項目の 当中間期変動額(純額)	468,337	285	236	468,860	468,860
当中間期変動額合計	468,337	285	236	468,860	445,266
当 中 間 期 末 残 高	1,309,574	△2,085	△59,471	1,248,017	2,084,104

住友生命保険相互会社

2021年度中間会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)

(単位:百万円)

	基金等								基金等 合計
	基金償却 積立金	再評価 積立金	損失填補 準備金	剰余金				剰余金 合計	
				その他剰余金					
				価格変動 積立金	社会及び 契約者福祉 増進基金	別途 積立金	中間未処分 剰余金		
当 期 首 残 高	639,000	2	6,004	165,000	1,338	223	55,081	227,648	866,650
当 中 間 期 交 動 額									
社員配当準備金の立							△54,181	△54,181	△54,181
損失填補準備金の立			200				△200	-	-
中 間 純 剰 余							27,480	27,480	27,480
社会及び契約者福祉 増進基金の積立					700		△700	-	-
土地再評価差額の取							△268	△268	△268
基金等以外の項目の 当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	-	-	200	-	700	-	△27,869	△26,969	△26,969
当 中 間 期 末 残 高	639,000	2	6,204	165,000	2,038	223	27,212	200,678	839,681

(単位:百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	1,332,915	△2,561	△59,397	1,270,957	2,137,607
当 中 間 期 交 動 額					
社員配当準備金の立					△54,181
損失填補準備金の立					-
中 間 純 剰 余					27,480
社会及び契約者福祉 増進基金の積立					-
土地再評価差額の取					△268
基金等以外の項目の 当中間期変動額(純額)	101,920	△315	268	101,873	101,873
当中間期変動額合計	101,920	△315	268	101,873	74,904
当 中 間 期 末 残 高	1,434,836	△2,876	△59,128	1,372,830	2,212,511

住友生命保険相互会社

2021年度中 中間貸借対照表注記

1. 有価証券(預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式)については原価法、その他有価証券については9月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
なお、小区分は次のとおり設定しております。

個人保険及び個人年金保険契約(一部の保険種類を除く)
最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の主契約
確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約(今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象)
拠出型企業年金保険契約(今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象)
確定拠出年金保険契約及び新単位口別利率設定特約
一時払養老保険契約(一部を除く)
利率変動型終身保険(一時払)契約
個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約
個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約(一部の保険種類を除く)
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

住友生命保険相互会社

5. 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式を除く)は、9月末日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算してしております。

7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上してしております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上してしております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上してしております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上してしております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、32百万円です。

8. 退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上してしております。

退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期から 8年
過去勤務費用の処理年数	3年

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に準じて算出した額を計上してしております。

10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債(負債)等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

ヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(2020年9月29日企業会計基準委員会 実務対応報告第40号)の適用範囲に含まれるヘッジ関係に、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用してしております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、次のとおりであります。

住友生命保険相互会社

- | | |
|-----------------|------------------|
| ヘッジ会計の方法 | 主に特例処理(振当処理を含む) |
| ヘッジ手段である金融商品の種類 | 金利スワップ、通貨スワップ |
| ヘッジ対象である金融商品の種類 | 貸付金 |
| ヘッジ取引の種類 | キャッシュ・フローを固定するもの |
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当中間期に費用処理しております。
12. 連結納税制度を適用している当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度に関して、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(2020年3月31日 企業会計基準委員会 実務対応報告第39号)により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
13. 責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、積み立てております。
責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算しております。
(1)標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
(2)標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約(予定利率変動型無配当個人年金保険(一時払い)を除く)については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎(平成8年大蔵省告示第48号)を適用(ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007(年金開始後用)を適用)して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。
収納した保険料のうち、当中間期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。
また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提(予定発生率・予定利率等)に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。
14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
15. 当中間期に係る法人税及び住民税は、当年度において予定している剰余金処分による社員配当準備金の積立及び基金利息の支払を前提として金額を計算しております。
16. 「時価の算定に関する会計基準」(2019年7月4日 企業会計基準第30号)等を当中間会計期間の期首から適用し、「時価の算定に関する会計基準」第19項及び「金融商品に関する会計基準」(2019年7月4日 企業会計基準第10号)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、「時価の算定に関する会計基準」等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。
これに伴い、その他有価証券のうち、市場価格のある株式の評価について、中間期末前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法から、中間期末日の市場価格に基づく時価法に変更しております。

住友生命保険相互会社

17. 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の時価等に関する事項

当中間期末における主な金融商品に係る中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン、売現先勘定及び債券貸借取引受入担保金は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	545,040	545,040	-
うち、その他有価証券	545,040	545,040	-
買入金銭債権	457,995	460,724	2,728
うち、その他有価証券	336,179	336,179	-
金銭の信託	2,244	2,244	-
有価証券	30,150,383	31,987,675	1,837,292
売買目的有価証券	740,905	740,905	-
満期保有目的の債券	1,580,249	1,834,902	254,653
責任準備金対応債券	12,486,733	14,074,516	1,587,783
子会社株式及び関連会社株式	52,238	47,093	△5,144
その他有価証券	15,290,257	15,290,257	-
貸付金	2,166,258		
貸倒引当金 ^{※1}	△672		
	2,165,586	2,185,828	20,242
社債	480,510	492,332	11,821
デリバティブ取引 ^{※2}	(185,496)	(185,496)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	(43,174)	(43,174)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(142,322)	(142,322)	-

※1 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

住友生命保険相互会社

(注1) 有価証券(「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

① 満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	273,902	293,898	19,996
	外国証券(公社債)	1,305,600	1,540,263	234,663
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	746	740	△6
	外国証券(公社債)	-	-	-
合計		1,580,249	1,834,902	254,653

② 責任準備金対応債券 (単位:百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	10,323,691	11,897,089	1,573,397
	外国証券(公社債)	685,485	754,091	68,605
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,264,628	1,220,417	△44,211
	外国証券(公社債)	212,926	202,918	△10,007
合計		12,486,733	14,074,516	1,587,783

住友生命保険相互会社

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、中間貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③ その他有価証券 (単位:百万円)

	種類	取得原価又は 償却原価	中間貸借対照表 計上額	差額
中間貸借対照 表計上額が取 得原価又は償 却原価を超え るもの	譲渡性預金	-	-	-
	買入金銭債権	143,131	150,921	7,790
	公社債	1,814,544	1,906,978	92,434
	株式	939,733	2,258,007	1,318,274
	外国証券	7,973,267	8,588,977	615,709
	公社債	6,754,601	7,238,213	483,611
	株式等	1,218,665	1,350,764	132,098
	その他の証券	351,063	398,994	47,930
中間貸借対照 表計上額が取 得原価又は償 却原価を超え ないもの	譲渡性預金	545,100	545,040	△59
	買入金銭債権	185,361	185,258	△103
	公社債	820,867	790,736	△30,131
	株式	194,075	160,817	△33,257
	外国証券	1,206,583	1,161,336	△45,246
	公社債	1,048,981	1,009,198	△39,782
	株式等	157,602	152,138	△5,464
	その他の証券	25,027	24,408	△619
合計	14,198,756	16,171,477	1,972,721	

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 ^{※1}	704,424
組合出資金等 ^{※2}	123,241

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2019年7月4日 企業会計基準適用指針第31号)第27項の経過措置に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

住友生命保険相互会社

(2) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
譲渡性預金	-	545,040	-	545,040
買入金銭債権	-	176,435	159,743	336,179
金銭の信託	-	-	2,244	2,244
有価証券	6,532,841	7,124,178	371,797	14,028,817
売買目的有価証券	539,097	122,518	-	661,616
其他有価証券	5,993,744	7,001,660	371,797	13,367,201
国債	1,155,440	-	-	1,155,440
地方債	-	91,477	-	91,477
社債	-	1,449,435	1,361	1,450,796
株式	2,414,309	4,515	-	2,418,824
外国証券	2,420,743	5,456,231	370,436	8,247,411
公社債	2,420,743	5,456,231	370,436	8,247,411
その他の証券	3,250	-	-	3,250
デリバティブ取引	143	52,025	646	52,814
通貨関連	-	49,443	76	49,520
株式関連	143	-	569	712
その他	-	2,581	-	2,581
資産計	6,532,984	7,897,680	534,432	14,965,097
デリバティブ取引	1,927	236,233	150	238,311
通貨関連	-	235,746	150	235,897
株式関連	1,288	-	-	1,288
その他	638	486	-	1,125
負債計	1,927	236,233	150	238,311

※ 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2019年7月4日 企業会計基準適用指針第31号）第26項の経過措置に基づき、投資信託については、上表には含めておりません。当該投資信託の中間貸借対照表計上額は2,002,344百万円です。

住友生命保険相互会社

② 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	124,544	124,544
有価証券	10,880,314	5,074,176	2,022	15,956,513
満期保有目的の債券	109,272	1,725,630	-	1,834,902
国債	109,272	-	-	109,272
社債	-	185,367	-	185,367
外国証券	-	1,540,263	-	1,540,263
公社債	-	1,540,263	-	1,540,263
責任準備金対応債券	10,771,041	3,301,452	2,022	14,074,516
国債	10,771,041	-	-	10,771,041
地方債	-	141,871	-	141,871
社債	-	2,204,593	-	2,204,593
外国証券	-	954,987	2,022	957,009
公社債	-	954,987	2,022	957,009
子会社株式及び関連会社株式	-	47,093	-	47,093
貸付金	-	14,400	2,171,428	2,185,828
資産計	10,880,314	5,088,576	2,297,995	18,266,886
社債	-	492,332	-	492,332
負債計	-	492,332	-	492,332

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

① 買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(情報ベンダー又はブローカーから入手する価格)等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

② 金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

③ 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

住友生命保険相互会社

④ 貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

負債

① 社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にブレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

① 期首残高から当中間期末残高への調整表、当中間期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権	金銭の信託	有価証券	デリバティブ取引 ^{*2}	合計
期首残高	159,383	-	411,734	△28,725	542,392
当中間期の損益又は評価・換算差額等損益に計上 ^{*1}	1,762	31	4,064	△5,221	637
評価・換算差額等に計上	5	31	2,204	△5,221	△2,979
購入、売却、発行及び決済等の純額	1,756	-	1,860	-	3,616
レベル3の時価への振替	△1,402	2,213	△44,001	34,443	△8,747
レベル3の時価からの振替	-	-	-	-	-
当中間期末残高	159,743	2,244	371,797	495	534,281
当中間期の損益に計上した額のうち中間貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	-	-	-	△1,203	△1,203

※1 中間損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

② 時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

18. 前年度末に比して著しい変動がないため、賃貸等不動産の時価に関する事項の記載を省略しております。
19. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の中間貸借対照表価額は、4,326,826百万円です。
20. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当中間期末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は1,331百万円であり、担保に差し入れているものはありません。

住友生命保険相互会社

21. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、2,582百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。
 貸付金のうち、破綻先債権額はありませぬ。延滞債権額は、782百万円です。
 上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、18百万円です。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。
 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませぬ。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、1,800百万円です。
 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。
22. 当中間期に係る有形固定資産の圧縮記帳額は、2,826百万円です。
23. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、838,272百万円です。なお、負債の額も同額です。
24. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|--------------|------------|
| 当期首現在高 | 218,156百万円 |
| 前年度剰余金よりの繰入額 | 54,181百万円 |
| 当中間期社員配当金支払額 | 29,927百万円 |
| 利息による増加等 | 15百万円 |
| 当中間期末現在高 | 242,426百万円 |
25. 子会社等の株式等の総額は、755,406百万円です。
26. 担保に提供している資産の額は、有価証券3,641,964百万円です。
27. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は、16百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は、905百万円です。
28. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、6,070百万円です。
29. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債です。
30. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金120,000百万円及び債券貸借取引に伴う受入担保金403,997百万円がそれぞれ含まれています。

住友生命保険相互会社

31. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当中間期末における当社の今後の負担見積額は、36,195百万円です。
なお、当該負担金は拠出した中間期の事業費として処理しております。

2021年度中 中間損益計算書注記

1. 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. 保険金等支払金は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、当中間期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
3. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券10,511百万円、株式等14,203百万円、外国証券3,476百万円です。
有価証券売却損の内訳は、国債等債券951百万円、株式等726百万円、外国証券3,931百万円です。
有価証券評価損の内訳は、株式等4,606百万円です。
4. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は、19百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は、151百万円です。
5. 利息及び配当金等収入の内訳は、次のとおりです。

預貯金利息	362百万円
有価証券利息・配当金	287,808百万円
貸付金利息	12,151百万円
不動産賃貸料	16,270百万円
その他利息配当金	8,333百万円
計	324,926百万円

6. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
遊休不動産等	土地及び建物等	311百万円
	計	311百万円

住友生命保険相互会社

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

7. 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位:百万円)

区 分	2020年度		2021年度	
	第2四半期(上半期)		第2四半期(上半期)	
基礎利益 A	188,075		177,804	
キャピタル収益	55,914		73,808	
金銭の信託運用益	-		40	
売買目的有価証券運用益	-		-	
有価証券売却益	41,701		28,192	
金融派生商品収益	-		-	
為替差益	-		45,675	
その他キャピタル収益	14,213		-	
キャピタル費用	111,199		80,912	
金銭の信託運用損	-		-	
売買目的有価証券運用損	-		-	
有価証券売却損	2,367		5,609	
有価証券評価損	10,697		4,606	
金融派生商品費用	43,875		51,622	
為替差損	34,910		-	
その他キャピタル費用	19,348		19,074	
キャピタル損益 B	△55,284		△7,104	
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	132,791		170,699	
臨時収益	-		13	
再保険収入	-		-	
危険準備金戻入額	-		-	
個別貸倒引当金戻入額	-		13	
その他臨時収益	-		-	
臨時費用	69,801		126,878	
再保険料	-		-	
危険準備金繰入額	41,100		102,200	
個別貸倒引当金繰入額	7		-	
特定海外債権引当勘定繰入額	-		-	
貸付金償却	-		-	
その他臨時費用	28,693		24,678	
臨時損益 C	△69,801		△126,865	
経常利益 A+B+C	62,990		43,834	

(参考)その他項目の内訳

(単位:百万円)

		2020年度		2021年度	
		第2四半期(上半期)		第2四半期(上半期)	
基礎利益	マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額	19,348		10,708	
	外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	△13,811		6,795	
	指数連動に係る保険料積立金変動の影響額	△402		1,570	
	金銭の信託運用利益のうち利息及び配当金等収入に相当する額	-		△9	
その他キャピタル収益	マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額	-		-	
	外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	13,811		-	
	指数連動に係る保険料積立金変動の影響額	402		-	
	マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額	19,348		10,708	
その他キャピタル費用	外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	-		6,795	
	指数連動に係る保険料積立金変動の影響額	-		1,570	
	個人年金保険の年金開始後契約の一部についての保険料積立金を追加して積み立てた額	28,693		24,678	

住友生命保険相互会社

8. 債務者区分による債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分	2020年度末	2021年度 第2四半期(上半期)末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
危険債権	853	810
要管理債権	1,200	1,800
小計 (対合計比)	2,053 (0.03)	2,610 (0.04)
正常債権	6,333,204	6,512,374
合計	6,335,257	6,514,984

- (注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3か月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3か月以上延滞貸付金を除く。)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

9. リスク管理債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分	2020年度末	2021年度 第2四半期(上半期)末
破綻先債権額	-	-
延滞債権額	831	782
3か月以上延滞債権額	-	-
貸付条件緩和債権額	1,200	1,800
合計	2,031	2,582
(貸付残高に対する比率)	(0.10)	(0.12)
(総資産に対する比率)	(0.01)	(0.01)

- (注)1. 破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、2021年度第2四半期(上半期)末が延滞債権額 18百万円、2020年度末が延滞債権額 247百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
4. 3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

住友生命保険相互会社

10. 貸倒引当金の状況

(単位:百万円)

摘 要	2020年度末	2021年度 第2四半期(上半期)末
(1) 貸倒引当金残高		
(イ) 一般貸倒引当金	628	671
(ロ) 個別貸倒引当金	261	245
(ハ) 特定海外債権引当勘定	-	-
(2) 個別貸倒引当金		
(イ) 繰入額	522	277
(ロ) 取崩額(償却に伴う取崩額を除く)	235	290
(ハ) 繰入額	287	△13
(3) 特定海外債権引当勘定		
(イ) 対象国数	0カ国	0カ国
(ロ) 債権額	-	-
(ハ) 繰入額	-	-
(ニ) 取崩額	-	-
(4) 貸付金償却	-	-

住友生命保険相互会社

11. ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項目	2020年度末	2021年度 第2四半期(上半期)末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	5,275,016	5,565,102
基金等	812,468	812,590
価格変動準備金	883,647	899,247
危険準備金	508,200	610,400
一般貸倒引当金	628	671
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ 損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	1,662,008	1,788,956
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	103,049	116,251
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	763,990	764,254
負債性資本調達手段等	569,924	600,510
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本 調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△100,000	△100,000
その他	71,098	72,220
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	1,255,187	1,215,538
保険リスク相当額 R_1	64,998	64,213
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	65,286	66,480
予定利率リスク相当額 R_2	181,506	178,516
最低保証リスク相当額 R_7 [*]	3,083	2,986
資産運用リスク相当額 R_3	1,036,637	1,000,576
経営管理リスク相当額 R_4	27,030	26,255
ソルベンシー・マージン比率 (A) $(1/2) \times (B) \times 100$	840.5%	915.6%

※最低保証リスク相当額は、平成8年大蔵省告示第50号別表6の2に定める標準的方式により算出しています。

(注) 上記は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

住友生命保険相互会社

12. 特別勘定の状況

a. 特別勘定資産残高の状況

(単位:百万円)

区 分	2020年度末	2021年度
	金 額	第2四半期(上半期)末 金 額
個人変額保険	61,898	62,469
変額個人年金保険	78,046	68,227
団体年金保険	688,178	707,575
特別勘定計	828,123	838,272

b. 個人変額保険(特別勘定)の状況

(1) 保有契約高

(単位:件、百万円)

区 分	2020年度末		2021年度	
	件数	金 額	件数	金 額
個人変額保険(有期型)	17	80	14	72
個人変額保険(終身型)	47,958	249,091	47,181	245,741
合 計	47,975	249,172	47,195	245,814

(2) 個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位:百万円、%)

区 分	2020年度末		2021年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現預金・コールローン	1,718	2.8	653	1.0
有 価 証 券	59,058	95.4	60,493	96.8
公 社 債	17,656	28.5	19,114	30.6
株 式	17,961	29.0	18,678	29.9
外 国 証 券	23,441	37.9	22,701	36.3
公 社 債	5,851	9.5	6,154	9.9
株 式 等	17,590	28.4	16,546	26.5
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-
貸 付 金	-	-	-	-
そ の 他	1,121	1.8	1,322	2.1
貸 倒 引 当 金	-	-	-	-
合 計	61,898	100.0	62,469	100.0

(3) 個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位:百万円)

区 分	2020年度	2021年度
	第2四半期(上半期) 金 額	第2四半期(上半期) 金 額
利 息 配 当 金 等 収 入	445	496
有 価 証 券 売 却 益	853	1,840
有 価 証 券 償 還 益	-	-
有 価 証 券 評 価 益	12,632	13,835
為 替 差 益	16	5
金 融 派 生 商 品 収 益	233	39
そ の 他 の 収 益	0	1
有 価 証 券 売 却 損	880	192
有 価 証 券 償 還 損	7	13
有 価 証 券 評 価 損	7,369	13,015
為 替 差 損	3	3
金 融 派 生 商 品 費 用	8	25
そ の 他 の 費 用	0	0
収 支 差 額	5,914	2,966

(注)1. 2020年度第2四半期(上半期)の有価証券評価益 12,632百万円には有価証券振戻益 4,333百万円が、有価証券評価損 7,369百万円には有価証券振戻損 4,542百万円がそれぞれ含まれています。

2. 2021年度第2四半期(上半期)の有価証券評価益 13,835百万円には有価証券振戻益 1,042百万円が、有価証券評価損 13,015百万円には有価証券振戻損 11,955百万円がそれぞれ含まれています。

住友生命保険相互会社

c. 変額個人年金保険(特別勘定)の状況

(1) 保有契約高

(単位: 件、百万円)

区 分	2020年度末		2021年度 第2四半期(上半期)末	
	件数	金額	件数	金額
変額個人年金保険	109,326	224,233	94,682	195,221

(2) 変額個人年金保険特別勘定資産の内訳

(単位: 百万円、%)

区 分	2020年度末		2021年度 第2四半期(上半期)末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	8,729	11.2	4,346	6.4
有価証券	65,603	84.1	58,608	85.9
公 社 債	28,124	36.0	23,278	34.1
株 式	8,789	11.3	7,862	11.5
外 国 証 券	23,539	30.2	22,585	33.1
公 社 債	20,516	26.3	19,973	29.3
株 式 等	3,023	3.9	2,611	3.8
その他の証券	5,148	6.6	4,882	7.2
貸付金	-	-	-	-
その他の	3,713	4.8	5,271	7.7
貸倒引当金	-	-	-	-
合 計	78,046	100.0	68,227	100.0

(3) 変額個人年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位: 百万円)

区 分	2020年度 第2四半期(上半期)	2021年度 第2四半期(上半期)
	金額	金額
利息配当金等収入	938	495
有価証券売却益	740	1,472
有価証券償還益	-	-
有価証券評価益	8,841	7,838
為替差益	49	3
金融派生商品収益	183	32
その他の収益	1	1
有価証券売却損	327	139
有価証券償還損	0	2
有価証券評価損	7,004	8,022
為替差損	52	3
金融派生商品費用	64	49
その他の費用	250	75
収 支 差 額	3,054	1,550

(注) 1. 2020年度第2四半期(上半期)の有価証券評価益 8,841百万円には有価証券振戻益 2,167百万円が、有価証券評価損 7,004百万円には有価証券振戻損 5,428百万円がそれぞれ含まれています。

2. 2021年度第2四半期(上半期)の有価証券評価益 7,838百万円には有価証券振戻益 785百万円が、有価証券評価損 8,022百万円には有価証券振戻損 7,319百万円がそれぞれ含まれています。

住友生命保険相互会社

13. 保険会社及びその子会社等の状況

a. 主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	2020年度 第2四半期(上半期)	2021年度 第2四半期(上半期)
経常取益	1,723,931	1,743,228
経常利益	41,318	40,247
親会社に帰属する中間純剰余	9,172	24,585
中間包括利益	518,474	118,153

項目	2020年度末	2021年度 第2四半期(上半期)末
総資産	41,094,086	42,004,640
ソルベンシー・マージン比率	862.5%	919.6%

b. 連結範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子法人等数	26社
持分法適用非連結子法人等数	0社
持分法適用関連法人等数	10社
期中における重要な関係会社の異動について	
「中間連結財務諸表の作成方針」をご参照ください。	

住友生命保険相互会社

c. 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

期 別 科 目	2020年度末 要約連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)	2021年度 中間連結会計期間末 (2021年9月30日現在)	期 別 科 目	2020年度末 要約連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)	2021年度 中間連結会計期間末 (2021年9月30日現在)
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	1,386,540	1,064,604	保険契約準備金	32,295,045	33,116,803
コールローン	192,142	267,384	支払備金	138,027	142,489
買入金銭債権	565,143	457,995	責任準備金	31,938,861	32,731,887
金銭の信託	—	2,244	社員配当準備金	218,156	242,426
有価証券	34,343,796	35,290,729	再保険借	12,837	16,182
貸付金	2,645,407	2,938,129	社 債	474,969	507,228
有形固定資産	570,045	565,965	その他の負債	5,272,243	5,253,502
無形固定資産	193,877	198,919	売現先勘定	2,870,573	3,177,644
代理店貸	145	116	その他の負債	2,401,669	2,075,857
再保険貸	1,241	1,395	退職給付に係る負債	4,775	5,745
その他の資産	1,112,257	1,137,610	価格変動準備金	883,835	899,451
退職給付に係る資産	18,370	18,091	繰延税金負債	33,615	25,129
繰延税金資産	69,066	65,548	再評価に係る繰延税金負債	12,894	12,759
貸倒引当金	△3,938	△4,095	負債の部合計	38,990,217	39,836,801
			(純資産の部)		
			基金償却積立金	639,000	639,000
			再評価積立金	2	2
			連結剰余金	81,850	51,987
			基金等合計	720,853	690,989
			その他有価証券評価差額金	1,526,505	1,594,840
			繰延ヘッジ損益	104	△438
			土地再評価差額金	△59,397	△59,128
			為替換算調整勘定	△84,516	△57,079
			退職給付に係る調整累計額	185	△1,481
			その他の包括利益累計額合計	1,382,881	1,476,711
			非支配株主持分	133	137
			純資産の部合計	2,103,868	2,167,839
資産の部合計	41,094,086	42,004,640	負債及び純資産の部合計	41,094,086	42,004,640

住友生命保険相互会社

d. 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

(中間連結損益計算書)

(単位:百万円)

科 目	2020年度 中間連結会計期間 〔2020年4月1日から 2020年9月30日まで〕	2021年度 中間連結会計期間 〔2021年4月1日から 2021年9月30日まで〕
	金額	金額
経常収益	1,723,931	1,743,228
保険料等収入	1,167,688	1,178,854
資産運用収益	493,881	514,425
(うち利息及び配当金等収入)	(373,865)	(399,949)
(うち金銭の信託運用益)	(-)	(30)
(うち売買目的有価証券運用益)	(-)	(2,818)
(うち有価証券売却益)	(47,575)	(32,903)
(うち特別勘定資産運用益)	(52,600)	(24,140)
その他経常収益	62,361	49,948
経常費用	1,682,613	1,702,981
保険金等支払金	928,044	906,213
(うち保険金)	(307,174)	(279,705)
(うち年金)	(214,386)	(207,733)
(うち給付金)	(184,680)	(186,049)
(うち解約返戻金)	(195,867)	(203,276)
責任準備金等繰入額	334,318	425,136
支払準備金繰入額	1,131	2,353
責任準備金繰入額	333,172	422,767
社員配当金積立利息繰入額	15	15
資産運用費用	143,234	74,553
(うち支払利息)	(8,117)	(6,911)
(うち売買目的有価証券運用損)	(7,091)	(-)
(うち有価証券売却損)	(5,139)	(7,274)
(うち有価証券評価損)	(12,261)	(5,670)
事業費	203,325	220,609
その他経常費用	73,690	76,468
経常利益	41,318	40,247
特別利益	2	2,119
固定資産等処分益	2	2,119
特別損失	38,194	18,755
固定資産等処分損	94	2,275
減損損	211	311
価格変動準備金繰入額	37,313	15,615
社会及び契約者福祉増進助成金	575	552
税金等調整前中間純剰余	3,126	23,611
法人税及び住民税等	30,043	32,814
法人税等調整額	△36,096	△33,794
法人税等合計	△6,052	△980
中間純剰余	9,179	24,591
非支配株主に帰属する中間純剰余	6	5
親会社に帰属する中間純剰余	9,172	24,585

住友生命保険相互会社

(中間連結包括利益計算書)

(単位:百万円)

科 目	2020年度 中間連結会計期間 〔 2020年4月 1日から 2020年9月30日まで 〕	2021年度 中間連結会計期間 〔 2021年4月 1日から 2021年9月30日まで 〕
	金 額	金 額
中 間 純 利 余	9,179	24,591
そ の 他 の 包 括 利 益	509,295	93,561
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	509,352	68,232
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	10,363	△543
為 替 換 算 調 整 勘 定	△5,992	22,306
退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	△3,161	△1,666
持 分 法 適 用 会 社 に 対 す る 持 分 相 当 額	△1,267	5,233
中 間 包 括 利 益	518,474	118,153
親 会 社 に 係 る 中 間 包 括 利 益	518,467	118,147
非 支 配 株 主 に 係 る 中 間 包 括 利 益	6	5

住友生命保険相互会社

e. 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	期別	2020年度 中間連結会計期間 〔2020年4月1日から 2020年9月30日まで〕	2021年度 中間連結会計期間 〔2021年4月1日から 2021年9月30日まで〕
		金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純剰余(△は損失)		3,126	23,611
減価償却費		19,942	21,567
減損損失		211	311
のれん償却額		3,032	3,112
支払備金の増減額(△は減少)		3,435	2,378
責任準備金の増減額(△は減少)		393,027	481,049
社員配当準備金積立利息繰入額		15	15
貸倒引当金の増減額(△は減少)		1,066	△51
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)		△3,856	△1,064
価格変動準備金の増減額(△は減少)		37,313	15,615
利息及び配当金等収入		△373,865	△399,949
有価証券関係損益(△は益)		△84,401	△42,553
支払利息		8,117	6,911
有形固定資産関係損益(△は益)		80	144
その他		69,258	△19,952
小計		76,505	91,144
利息及び配当金等の受取額		408,806	435,876
利息の支払額		△8,890	△5,701
社員配当金の支払額		△26,119	△29,927
その他		△575	△552
法人税等の支払額		△25,465	△24,254
営業活動によるキャッシュ・フロー		424,260	466,584
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額(△は増加)		118,761	14,180
買入金銭債権の取得による支出		△365,950	△278,470
買入金銭債権の売却・償還による収入		90,857	387,444
金銭の信託の増加による支出		-	△2,213
有価証券の取得による支出		△2,800,653	△2,002,566
有価証券の売却・償還による収入		1,852,178	1,464,227
貸付けによる支出		△212,362	△387,074
貸付金の回収による収入		351,834	137,619
その他		545,115	△165,530
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)		△420,218	△832,383
有形固定資産の取得による支出		△7,937	△6,326
有形固定資産の売却による収入		4	551
その他		△4,619	△5,969
投資活動によるキャッシュ・フロー		△432,771	△844,128
財務活動によるキャッシュ・フロー			
借入金の返済による支出		-	△20
社債の発行による収入		-	100,586
社債の償還による支出		△1,175	△70,000
その他		14,799	31,428
財務活動によるキャッシュ・フロー		13,623	61,994
現金及び現金同等物に係る換算差額		△1,287	7,783
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		3,824	△307,765
現金及び現金同等物期首残高		584,224	571,440
現金及び現金同等物中間連結会計期間末残高		588,048	263,675

住友生命保険相互会社

f. 中間連結基金等変動計算書

2020年度中間連結会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)

(単位:百万円)

	基金等			
	基金償却 積立金	再評価 積立金	連結 剰余金	基金等 合計
当 期 首 残 高	639,000	2	102,654	741,656
米子子会社の会計基準 (ASU2016-13、ASU2019-05) に基づく累積的影響額			△6	△6
米子子会社の会計基準 (ASU2016-13、ASU2019-05) を反映した当期首残高	639,000	2	102,648	741,650
当 中 間 期 変 動 額				
社員配当準備金の立 替			△47,451	△47,451
親会社に帰属する 中間純剰余			9,172	9,172
土地再評価差額金の取 扱			△236	△236
基金等以外の項目の 当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	-	-	△38,516	△38,516
当 中 間 期 末 残 高	639,000	2	64,132	703,134

(単位:百万円)

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	949,379	405	△59,708	△61,476	△4,127	824,471	121	1,566,249
米子子会社の会計基準 (ASU2016-13、ASU2019-05) に基づく累積的影響額								△6
米子子会社の会計基準 (ASU2016-13、ASU2019-05) を反映した当期首残高	949,379	405	△59,708	△61,476	△4,127	824,471	121	1,566,243
当 中 間 期 変 動 額								
社員配当準備金の立 替								△47,451
親会社に帰属する 中間純剰余								9,172
土地再評価差額金の取 扱								△236
基金等以外の項目の 当中間期変動額(純額)	509,533	10,363	236	△7,440	△3,161	509,532	6	509,538
当中間期変動額合計	509,533	10,363	236	△7,440	△3,161	509,532	6	471,022
当 中 間 期 末 残 高	1,458,912	10,768	△59,471	△68,916	△7,289	1,334,004	127	2,037,265

住友生命保険相互会社

2021年度中間連結会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)

(単位:百万円)

	基金等			
	基金償却 積立金	再評価 積立金	連結 剰余金	基金等 合計
当 期 首 残 高	639,000	2	81,850	720,853
当 中 間 期 変 動 額				
社員配当準備金の立 替			△54,181	△54,181
親会社に帰属する 中間純剰余			24,585	24,585
土地再評価差額金の取 扱			△268	△268
基金等以外の項目の 当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	-	-	△29,863	△29,863
当 中 間 期 末 残 高	639,000	2	51,987	690,989

(単位:百万円)

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,526,505	104	△59,397	△84,516	185	1,382,881	133	2,103,868
当 中 間 期 変 動 額								
社員配当準備金の立 替								△54,181
親会社に帰属する 中間純剰余								24,585
土地再評価差額金の取 扱								△268
基金等以外の項目の 当中間期変動額(純額)	68,335	△543	268	27,436	△1,666	93,829	4	93,834
当中間期変動額合計	68,335	△543	268	27,436	△1,666	93,829	4	63,970
当 中 間 期 末 残 高	1,594,840	△438	△59,129	△57,079	△1,481	1,476,711	137	2,167,839

住友生命保険相互会社

中間連結財務諸表の作成方針

記載項目	
(1)連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社及び子法人等数 26社</p> <p>主な連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、株式会社スミセイビルマネージメント、住生物産株式会社、スミセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スミセイハーモニー、スミセイ情報システム株式会社、株式会社シーエスエス、スミセイ保険サービス株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング、株式会社保険デザイン、アイアル少額短期保険株式会社、Symetra Financial Corporation です。</p> <p>主な非連結の子会社及び子法人等は、SUMISEI-SBI 投資事業有限責任組合です。</p> <p>非連結の子会社及び子法人等については、総資産、売上高、当期損益及び(利益)剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。</p>
(2)持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数 0社</p> <p>持分法適用関連法人等数 10社</p> <p>主な持分法適用関連法人等は、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社、マイコミュニケーション株式会社、株式会社エージェント・インシュアランス・グループ</p> <p>(2021年7月1日付で株式会社エージェントが社名変更)、Baoviet Holdings、PT BNI Life Insurance、Aviva Singlife Holdings Pte. Ltd. です。</p> <p>持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等(SUMISEI-SBI 投資事業有限責任組合他)並びに関連法人等(日本企業年金サービス株式会社)については、連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>
(3)連結される子会社及び子法人等の当中間期末日等に関する事項	<p>連結子会社及び子法人等のうち、海外の子会社及び子法人等の当中間期末日は6月30日です。作成にあたっては、同日現在の中間財務諸表を使用し、中間期末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>

住友生命保険相互会社

2021年度中 中間連結貸借対照表注記

1. 当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、以下のとおりです。
有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については9月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 当社は、保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
なお、小区分は次のとおり設定しております。

個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類を除く）
最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の主契約
確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
確定拠出年金保険契約及び新単位別利率設定特約
一時払養老保険契約（一部を除く）
利率変動型終身保険（一時払）契約
個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約
個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）
3. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

住友生命保険相互会社

4. 当社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

5. 当社の保有する外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式を除く)は、9月末日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

6. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、32百万円です。

連結子会社及び子法人等については、主として当社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。

7. 退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、主として次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準	
数理計算上の差異の処理年数	翌連結会計年度から	8年
過去勤務費用の処理年数		3年

8. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債(負債)等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

当社のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(2020年9月29日 企業会計基準委員会 実務対応報告第40号)の適用範囲に含まれるヘッジ関係に、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、次のとおりであります。

住友生命保険相互会社

ヘッジ会計の方法	主に特例処理(振当処理を含む)
ヘッジ手段である金融商品の種類	金利スワップ、通貨スワップ
ヘッジ対象である金融商品の種類	貸付金
ヘッジ取引の種類	キャッシュ・フローを固定するもの

9. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
10. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に準じて算出した額を計上しております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当中間連結会計期間に費用処理しております。
12. 連結納税制度を適用している当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度に関して、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(2020年3月31日 企業会計基準委員会 実務対応報告第39号)により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
13. 当社の責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、積み立てております。
責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算しております。
(1)標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
(2)標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約(予定利率変動型無配当個人年金保険(一時払い)を除く)については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎(平成8年大蔵省告示第48号)を適用(ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007(年金開始後用)を適用)して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。
収納した保険料のうち、当中間連結会計期間末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。
また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提(予定発生率・予定利率等)に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。
- 海外の連結子会社及び子法人等の責任準備金は、米国会計基準に基づき算出した額を計上しております。
14. 当社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づき定額法により行っております。
15. 当中間連結会計期間に係る当社の法人税及び住民税は、当連結会計年度において予定している剰余金処分による社員配当準備金の積立て及び基金利息の支払を前提として金額を計算しております。

住友生命保険相互会社

16. 「時価の算定に関する会計基準」(2019年7月4日 企業会計基準第30号)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、「時価の算定に関する会計基準」第19項及び「金融商品に関する会計基準」(2019年7月4日 企業会計基準第10号)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、「時価の算定に関する会計基準」等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これに伴い、当社の保有するその他有価証券のうち、市場価格のある株式の評価について、中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法から、中間連結会計期間末日の市場価格に基づく時価法に変更しております。
17. 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の時価等に関する事項

当中間連結会計期間末における主な金融商品に係る中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金(譲渡性預金除く)、コールローン、売現先勘定及び債券貸借取引受入担保金は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金(譲渡性預金)	545,040	545,040	-
うち、その他有価証券	545,040	545,040	-
買入金銭債権	457,995	460,724	2,728
うち、その他有価証券	336,179	336,179	-
金銭の信託	2,244	2,244	-
有価証券	34,987,733	36,842,573	1,854,839
売買目的有価証券	1,186,564	1,186,564	-
満期保有目的の債券	1,651,361	1,916,660	265,299
責任準備金対応債券	12,486,733	14,074,516	1,587,783
子会社株式及び関連会社株式	45,336	47,093	1,757
その他有価証券	19,617,738	19,617,738	-
貸付金	2,938,129		
貸倒引当金 ^{※1}	△3,348		
	2,934,780	2,976,406	41,626
社債	507,228	520,881	13,653
デリバティブ取引 ^{※2}	(129,297)	(129,297)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	10,606	10,606	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(139,903)	(139,903)	-

※1 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、()で示しております。

住友生命保険相互会社

(注1) 有価証券(「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

① 満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
時価が中間連結貸 借対照表計上額を 超えるもの	公社債	342,884	373,616	30,731
	外国証券(公社債)	1,305,600	1,540,263	234,663
時価が中間連結貸 借対照表計上額を 超えないもの	公社債	2,876	2,780	△95
	外国証券(公社債)	-	-	-
合計		1,651,361	1,916,660	265,299

② 責任準備金対応債券 (単位:百万円)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
時価が中間連結貸 借対照表計上額を 超えるもの	公社債	10,323,691	11,897,089	1,573,397
	外国証券(公社債)	685,485	754,091	68,605
時価が中間連結貸 借対照表計上額を 超えないもの	公社債	1,264,628	1,220,417	△44,211
	外国証券(公社債)	212,926	202,918	△10,007
合計		12,486,733	14,074,516	1,587,783

住友生命保険相互会社

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、中間連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③ その他有価証券 (単位：百万円)

	種類	取得原価又は 償却原価	中間連結貸借 対照表計上額	差額
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価又は 償却原価を 超えるもの	譲渡性預金	-	-	-
	買入金銭債権	143,131	150,921	7,790
	公社債	1,927,017	2,024,824	97,806
	株式	939,788	2,258,230	1,318,441
	外国証券	11,319,661	12,191,946	872,285
	公社債	10,100,996	10,841,182	740,186
	株式等	1,218,665	1,350,764	132,098
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価又は 償却原価を 超えないもの	その他の証券	351,063	398,994	47,930
	譲渡性預金	545,100	545,040	△59
	買入金銭債権	185,361	185,258	△103
	公社債	862,974	831,895	△31,079
	株式	194,075	160,817	△33,257
	外国証券	1,780,935	1,726,620	△54,315
	公社債	1,623,332	1,574,482	△48,850
株式等	157,602	152,138	△5,464	
その他の証券	25,027	24,408	△619	
合計	18,274,138	20,498,958	2,224,820	

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 ^{※1}	126,455
組合出資金等 ^{※2}	176,540

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2019年7月4日 企業会計基準適用指針第31号)第27項の経過措置に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

住友生命保険相互会社

(2) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって中間連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
譲渡性預金	-	545,040	-	545,040
買入金銭債権	-	176,435	159,743	336,179
金銭の信託	-	-	2,244	2,244
有価証券	6,588,084	11,616,068	447,583	18,651,736
売買目的有価証券	549,574	397,079	10,399	957,053
其他有価証券	6,038,509	11,218,989	437,183	17,694,682
国債	1,199,983	-	-	1,199,983
地方債	-	91,702	-	91,702
社債	-	1,563,672	1,361	1,565,033
株式	2,414,532	4,515	-	2,419,047
外国証券	2,420,743	9,559,098	435,822	12,415,664
公社債	2,420,743	9,559,098	435,822	12,415,664
その他の証券	3,250	-	-	3,250
貸付金	-	-	103,616	103,616
デリバティブ取引	269	101,588	12,241	114,099
通貨関連	-	54,671	76	54,748
金利関連	-	8,307	-	8,307
株式関連	268	36,030	12,164	48,464
その他	1	2,579	-	2,580
資産計	6,588,354	12,439,133	725,430	19,752,918
デリバティブ取引	1,929	241,012	455	243,396
通貨関連	-	238,242	150	238,392
金利関連	-	1,349	-	1,349
株式関連	1,290	1,104	304	2,699
その他	638	315	-	954
負債計	1,929	241,012	455	243,396

※ 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2019年7月4日 企業会計基準適用指針第31号)第26項の経過措置に基づき、投資信託については、上表には含めておりません。当該投資信託の中間連結貸借対照表計上額は2,152,565百万円です。

住友生命保険相互会社

② 時価をもって中間連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
買入金銭債権	-	-	124,544	124,544
有価証券	10,939,694	5,096,554	2,022	16,038,270
満期保有目的の債券	168,652	1,748,008	-	1,916,660
国債	168,652	-	-	168,652
地方債	-	2,141	-	2,141
社債	-	205,603	-	205,603
外国証券	-	1,540,263	-	1,540,263
公社債	-	1,540,263	-	1,540,263
責任準備金対応債券	10,771,041	3,301,452	2,022	14,074,516
国債	10,771,041	-	-	10,771,041
地方債	-	141,871	-	141,871
社債	-	2,204,593	-	2,204,593
外国証券	-	954,987	2,022	957,009
公社債	-	954,987	2,022	957,009
子会社株式及び関連会社株式	-	47,093	-	47,093
貸付金	-	14,400	2,858,390	2,872,790
資産計	10,939,694	5,110,954	2,984,956	19,035,605
社債	-	520,881	-	520,881
負債計	-	520,881	-	520,881

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

① 買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(情報ベンダー又はブローカーから入手する価格)等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

② 金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

住友生命保険相互会社

③ 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

④ 貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

負債

① 社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にブレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価をもって中間連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

- ① 期首残高から当中間連結会計期間末残高への調整表、当中間連結会計期間の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭 債権	金銭の信託	有価証券	貸付金	デリバティブ 取引 ^{※3}	合計
期首残高	159,383	-	473,620	112,291	△20,035	725,260
当中間連結会計期間の損益 又はその他の包括利益	1,762	31	4,019	△1,682	535	4,667
損益に計上 ^{※1}	5	31	2,256	△1,682	535	1,147
その他の包括利益に計上 ^{※2}	1,756	-	1,763	-	-	3,520
購入、売却、発行及び 決済等の純額	△1,402	2,213	△24,311	△6,992	31,285	793
レベル3の時価への振替	-	-	2,361	-	-	2,361
レベル3の時価からの振替	-	-	△8,108	-	-	△8,108
当中間連結会計期間末残高	159,743	2,244	447,583	103,616	11,786	724,975
当中間連結会計期間の損益に 計上した額のうち中間連結貸 借対照表日において保有する 金融資産及び金融負債の評価 損益	-	-	460	6,141	3,137	9,738

- ※1 中間連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。
 ※2 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
 ※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

- ② 時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

18. 前連結会計年度末に比して著しい変動がないため、賃貸等不動産の時価に関する事項の記載を省略しております。

住友生命保険相互会社

19. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、2,582百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。
 貸付金のうち、破綻先債権額はありませぬ。延滞債権額は、782百万円です。
 上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、18百万円です。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。
 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませぬ。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、1,800百万円です。
 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。
20. 当社の当中間連結会計期間に係る有形固定資産の圧縮記帳額は、2,826百万円です。
21. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、838,272百万円です。なお、負債の額も同額です。
22. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|-------------------|------------|
| 当期首現在高 | 218,156百万円 |
| 前連結会計年度剰余金よりの繰入額 | 54,181百万円 |
| 当中間連結会計期間社員配当金支払額 | 29,927百万円 |
| 利息による増加等 | 15百万円 |
| 当中間連結会計期間末現在高 | 242,426百万円 |
23. 担保に提供している資産の額は、有価証券3,702,704百万円、貸付金390,948百万円、現金及び預貯金1,103百万円です。
24. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の中間連結貸借対照表価額は、4,326,826百万円です。
25. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当中間連結会計期間末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は1,331百万円であり、担保に差し入れているものはありませぬ。
26. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、21,840百万円です。
27. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債が480,510百万円含まれています。
28. その他負債には、当社の他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金120,000百万円及び債券貸借取引に伴う受入担保金403,997百万円がそれぞれ含まれています。

住友生命保険相互会社

29. その他資産及びその他負債には、米国子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ578,686百万円、635,748百万円含まれています。
30. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当中間連結会計期間末における当社及び国内の生命保険子会社の今後の負担見積額は、36,665百万円です。
なお、当該負担金は拠出した中間連結会計期間の事業費として処理しております。

住友生命保険相互会社

(2021年度中 中間連結損益計算書注記)

1. 当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. 当社の保険金等支払金は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、当中間連結会計期間末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
3. 当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
遊休不動産等	土地及び建物等	311百万円
		計 311百万円

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

住友生命保険相互会社

2021年度中 中間連結キャッシュ・フロー計算書注記

1. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、現金及び預貯金（当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金を除く）及び海外の連結子会社及び子法人等の短期有価証券です。
2. 資金（現金及び現金同等物）の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりです。

現金及び預貯金	1,064,604 百万円
当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金	<u>△800,929 百万円</u>
資金（現金及び現金同等物）	<u>263,675 百万円</u>

住友生命保険相互会社

g. 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況
(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

項目	2020年度末	2021年度 第2四半期(上半期)末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	5,178,317	5,420,923
基金等	516,421	507,680
価格変動準備金	883,835	899,451
危険準備金	510,966	613,575
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	3,496	3,657
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ 損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	1,880,484	1,968,825
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	103,047	116,249
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	261	△2,051
全期テルメル式責任準備金相当額超過額	791,007	796,451
負債性資本調達手段等	569,924	600,510
全期テルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本 調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△152,230	△155,650
その他	71,101	72,224
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1^2 + R_5^2 + R_6 + R_9)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4 + R_8$ (B)	1,200,721	1,178,957
保険リスク相当額 R_1	90,606	92,895
一般保険リスク相当額 R_5	—	—
巨大災害リスク相当額 R_6	0	0
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	82,627	85,004
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R_9	9	9
予定利率リスク相当額 R_2	181,527	178,539
最低保証リスク相当額 R_7^*	4,896	5,251
資産運用リスク相当額 R_3	974,755	955,018
経営管理リスク相当額 R_4	26,688	26,334
ソルベンシー・マージン比率 (A) $(1/2) \times (B)$	862.5%	919.6%

※最低保証リスク相当額は、平成23年金融庁告示第23号別表11に定める標準的方式により算出しています。

(注)上記は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条の2及び第88条並びに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

h. セグメント情報

2021年度第2四半期(上半期)(2021年4月1日から2021年9月30日まで)において、当社及び連結子会社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント情報及び関連情報の記載を省略しています。

住友生命保険相互会社

2021年11月24日

住友生命保険相互会社

2021年度第2四半期(上半期)報告 補足資料

1. 一般勘定	
a. 有価証券関係	
(1) 有価証券明細表	1 頁
(2) 地域別地方債保有内訳	1 頁
(3) 有価証券残存期間別残高	2 頁
(4) 業種別株式保有の状況	3 頁
b. 貸付金関係	
(1) 貸付金明細表	4 頁
(2) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	4 頁
(3) 貸付金残存期間別残高	5 頁
(4) 貸付金業種別内訳	6 頁
(5) 貸付金担保別内訳	7 頁
(6) 貸付金地域別内訳	7 頁
c. 海外投融資の状況	
(1) 資産別明細	8 頁
(2) 海外投融資の地域別構成	9 頁
(3) 外貨建資産の通貨別構	9 頁
2. 個人変額保険・変額個人年金保険 特別勘定	
a. 売買目的有価証券の評価損益	10 頁
b. 金銭の信託の時価情報	10 頁
c. デリバティブ取引の時価情報	11 頁
3. 会社計	
a. 資産の構成	13 頁
b. 有価証券の時価情報	14 頁
c. 金銭の信託の時価情報	15 頁
d. デリバティブ取引の時価情報	16 頁

1. 一般勘定

a. 有価証券関係

(1) 有価証券明細表

(単位:百万円、%)

区 分	2020年度末		2021年度 第2四半期(上半期)末	
	金 額	占率	金 額	占率
国 債	10,556,925	35.5	10,674,272	35.3
地 方 債	215,856	0.7	225,849	0.7
社 債	3,658,367	12.3	3,660,563	12.1
うち公社・公団債	2,258,230	7.6	2,268,188	7.5
うち外貨建	604,165	2.0	615,140	2.0
株 式	2,480,707	8.3	2,560,908	8.5
外 国 証 券	12,391,645	41.6	12,625,923	41.8
公 社 債	10,516,392	35.3	10,451,423	34.6
うち外貨建	8,930,876	30.0	8,849,942	29.3
株 式 等	1,875,252	6.3	2,174,499	7.2
うち外貨建	1,735,632	5.8	2,033,637	6.7
そ の 他 の 証 券	452,669	1.5	489,627	1.6
合 計	29,756,172	100.0	30,237,143	100.0
うち外貨建	11,270,674	37.9	11,498,720	38.0

(2) 地域別地方債保有内訳

(単位:百万円)

区 分	2020年度末	2021年度 第2四半期(上半期)末
北 海 道	2,196	2,209
東 北	-	-
關 東	89,906	89,939
中 部	38,013	40,906
近 畿	44,659	51,552
中 国	7,998	8,085
四 国	-	-
九 州	33,083	33,155
合 計	215,856	225,849

住友生命保険相互会社

(3) 有価証券残存期間別残高

<2020年度末>

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
有 価 証 券	339,506	905,904	2,025,560	2,921,025	5,435,370	13,070,788	5,058,017	29,756,172
国 債	146,668	208,386	258,840	833,420	2,782,220	6,327,388	-	10,556,925
地 方 債	-	2,850	5,957	-	12,230	194,817	-	215,856
社 債	35,949	213,383	301,174	446,563	256,994	2,041,685	362,617	3,658,367
株 式							2,480,707	2,480,707
外 国 証 券	156,880	481,283	1,458,669	1,640,128	2,376,328	4,506,897	1,771,458	12,391,645
公 社 債	156,880	477,962	1,455,764	1,635,068	2,355,845	4,434,871	-	10,516,392
株 式 等	0	3,321	2,904	5,059	20,482	72,025	1,771,458	1,875,252
その他の証券	8	-	917	913	7,596	-	443,233	452,669
買入金銭債権	280,366	-	-	-	-	159,383	-	439,749
譲渡性預金	491,530	-	-	-	-	-	-	491,530
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1,111,402	905,904	2,025,560	2,921,025	5,435,370	13,230,172	5,058,017	30,687,452

<2021年度第2四半期(上半期)末>

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
有 価 証 券	443,951	928,580	2,466,710	2,871,003	5,486,764	12,632,030	5,408,101	30,237,143
国 債	222,380	136,969	365,136	756,423	3,006,943	6,186,418	-	10,674,272
地 方 債	-	3,574	5,229	-	14,395	202,649	-	225,849
社 債	73,546	253,093	353,484	318,592	281,637	2,016,986	363,221	3,660,563
株 式							2,560,908	2,560,908
外 国 証 券	148,024	534,943	1,742,031	1,795,086	2,170,142	4,225,976	2,009,718	12,625,923
公 社 債	148,024	528,228	1,742,031	1,789,146	2,134,305	4,109,688	-	10,451,423
株 式 等	0	6,715	-	5,939	35,837	116,288	2,009,718	2,174,499
その他の証券	-	-	827	901	13,644	-	474,253	489,627
買入金銭債権	176,435	-	-	-	-	159,743	-	336,179
譲渡性預金	545,040	-	-	-	-	-	-	545,040
そ の 他	-	-	-	-	-	-	2,244	2,244
合 計	1,165,427	928,580	2,466,710	2,871,003	5,486,764	12,791,774	5,410,346	31,120,608

(注)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

住友生命保険相互会社

(4) 業種別株式保有の状況

(単位:百万円、%)

区 分	2020年度末		2021年度 第2四半期(上半期)末		
	金 額	占率	金 額	占率	
水 産 ・ 農 林 業	317	0.0	332	0.0	
鉱 業	57	0.0	63	0.0	
建 設 業	74,157	3.0	77,584	3.0	
製 造 業	食 料 品	84,194	3.4	88,556	3.5
	織 維 製 品	10,284	0.4	10,692	0.4
	パ ル プ ・ 紙	8,219	0.3	7,721	0.3
	化 学	295,701	11.9	280,768	11.0
	医 薬 品	204,644	8.2	232,656	9.1
	石 油 ・ 石 炭 製 品	5,719	0.2	5,589	0.2
	ゴ ム 製 品	11,259	0.5	10,966	0.4
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	33,611	1.4	30,311	1.2
	鉄 鋼	18,429	0.7	21,477	0.8
	非 鉄 金 属	47,472	1.9	42,815	1.7
	金 属 製 品	10,144	0.4	10,655	0.4
	機 械	202,071	8.1	199,277	7.8
	電 気 機 器	329,168	13.3	339,578	13.3
	輸 送 用 機 器	95,250	3.8	92,145	3.6
精 密 機 器	23,052	0.9	25,508	1.0	
そ の 他 製 品	70,191	2.8	80,140	3.1	
電 気 ・ ガ ス 業	32,526	1.3	28,854	1.1	
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	209,617	8.4	220,551	8.6
	海 運 業	4,138	0.2	8,450	0.3
	空 運 業	3,195	0.1	3,549	0.1
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	8,793	0.4	9,864	0.4
	情 報 ・ 通 信 業	73,480	3.0	89,169	3.5
商 業	卸 売 業	171,532	6.9	177,181	6.9
	小 売 業	37,668	1.5	45,643	1.8
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	160,953	6.5	151,808	5.9
	証 券 ・ 商 品 先 物 取 引 業	5,253	0.2	5,290	0.2
	保 険 業	142,538	5.7	147,368	5.8
	そ の 他 金 融 業	19,926	0.8	21,554	0.8
不 動 産 業	29,720	1.2	30,333	1.2	
サ ー ビ ス 業	57,415	2.3	64,443	2.5	
合 計	2,480,707	100.0	2,560,908	100.0	

(注)業種区分は、「証券コード協議会」の「業種別分類項目」に準拠しています。

住友生命保険相互会社

b. 貸付金関係

(1) 貸付金明細表

(単位:百万円)

区 分	2020年度末	2021年度 第2四半期(上半期)末
保 険 約 款 貸 付	258,549	250,351
契 約 者 貸 付	235,830	228,077
保 険 料 振 替 貸 付	22,718	22,274
一 般 貸 付 (うち非居住者貸付)	1,686,968 (83,032)	1,915,906 (83,940)
企 業 貸 付 (うち国内企業向け)	1,662,649 (1,579,617)	1,648,953 (1,565,013)
国・国際機関・政府関係機関貸付	560	238,373
公共団体・公企業貸付	21,500	26,500
住 宅 ロ ー ン	2,257	2,078
消 費 者 ロ ー ン	1	1
そ の 他	-	-
合 計	1,945,518	2,166,258

(2) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

(単位:件、百万円、%)

区 分	2020年度末		2021年度 第2四半期(上半期)末	
	貸付先数	占率	貸付先数	占率
大 企 業	174	74.7	173	75.9
	金額	1,375,865	金額	1,393,193
中 堅 企 業	-	-	-	-
	金額	-	金額	-
中 小 企 業	59	25.3	55	24.1
	金額	203,751	金額	171,820
国内企業向け 貸 付 計	233	100.0	228	100.0
	金額	1,579,617	金額	1,565,013

(注)1. 規模の区分は業種により以下のとおり定義しています。

業 種	①右の②、③、④を除く 企業種	②小企業、飲食業	③サービス業	④卸売業
大 企 業	常務取締役 300人以上 資本金10億円以上	常務取締役 50人以上 資本金10億円以上	常務取締役 100人以上 資本金10億円以上	常務取締役 100人以上 資本金10億円以上
中 堅 企 業	常務取締役 300人以上 資本金3億円超 10億円未満	常務取締役 50人以上 資本金5千万円超 10億円未満	常務取締役 100人以上 資本金5千万円超 10億円未満	常務取締役 100人以上 資本金1億円超 10億円未満
中 小 企 業	資本金3億円以下または 常務取締役300人以下	資本金5千万円以下または 常務取締役50人以下	資本金5千万円以下または 常務取締役100人以下	資本金1億円以下または 常務取締役100人以下

- 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。
- 従業員数及び資本金額は、資料作成時点で当社が把握しているものによります。
- サービス業は、「物品貸借業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療・福祉」、及び「その他のサービス」で構成されます。
- 規模の区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)」の規模区分に準拠しています。

住友生命保険相互会社

(3) 貸付金残存期間別残高

<2020年度末>

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
変動金利	46,170	163	4,426	47,569	56,739	59,901	10,000	224,971
固定金利	105,726	215,948	236,733	213,541	183,347	506,699	-	1,461,997
一般貸付計	151,896	216,112	241,159	261,111	240,087	566,600	10,000	1,686,968

<2021年度第2四半期(上半期)末>

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
変動金利	51,787	1,451	5,028	50,670	54,803	64,196	6,000	233,937
固定金利	369,996	195,552	240,169	203,562	156,780	515,908	-	1,681,969
一般貸付計	421,784	197,004	245,197	254,232	211,583	580,104	6,000	1,915,906

住友生命保険相互会社

(4) 貸付金業種別内訳

(単位:百万円、%)

区分	2020年度末		2021年度 第2四半期(上半期)末		
	金額	占率	金額	占率	
	185,760	11.0	181,413	9.5	
製造業	食料	12,396	0.7	11,878	0.6
	繊維	900	0.1	900	0.0
	木材・木製品	600	0.0	600	0.0
	パルプ・紙	13,500	0.8	13,500	0.7
	印刷	-	-	-	-
	化学	25,843	1.6	24,679	1.3
	石油・石炭	27,080	1.6	27,080	1.4
	窯業・土石	8,740	0.5	8,591	0.4
	鉄鋼	45,300	2.7	42,300	2.2
	非金属鉱物製品	1,450	0.1	1,450	0.1
	金・銀・銅・鉛・亜鉛・錫・鉄・鋼・鉄鋼製品	1,106	0.1	1,085	0.1
	はん用・生産用・業務用機械	12,324	0.7	13,121	0.7
	電気機械	20,786	1.2	20,540	1.1
	輸送用機械	14,673	0.9	14,638	0.8
その他の製造業	1,060	0.1	1,050	0.1	
国内向け	農業、林業	-	-	-	-
	漁業	-	-	-	-
	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
	建設業	4,737	0.3	4,975	0.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	231,814	13.7	238,806	12.5
	情報通信業	21,100	1.3	21,100	1.1
	運輸業、郵便業	159,671	9.5	162,402	8.5
	卸売業	372,750	22.1	367,700	19.2
	小売業	4,845	0.3	4,727	0.2
	金融業、保険業	332,446	19.7	332,997	17.4
	不動産業	173,590	10.3	163,418	8.5
	物品賃貸業	105,870	6.3	108,441	5.7
	学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-
	宿泊業	-	-	-	-
	飲食業	-	-	-	-
	生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-
	教育、学習支援業	-	-	-	-
医療・福祉	-	-	-	-	
その他のサービス	9,091	0.5	6,091	0.3	
地方公共団体	-	-	-	-	
個人(住宅・消費・納税資金等)	2,258	0.1	2,079	0.1	
合計	1,603,936	95.1	1,831,966	95.6	
海外向け	政府等	-	-	-	-
	金融機関等	83,032	4.9	83,940	4.4
	工商業等	-	-	-	-
合計	83,032	4.9	83,940	4.4	
一般貸付計	1,686,968	100.0	1,915,906	100.0	

(注)1. 国内向けの区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)」の業種分類に準拠しています。

2. 「国内向け貸付の合計」ならびに「一般貸付計」には日本国政府向け貸出を含みます。

(2020年度末 残高なし、2021年度第2四半期(上半期)末 2,378億円)

住友生命保険相互会社

(5) 貸付金担保別内訳

(単位:百万円、%)

区 分	2020年度末		2021年度 第2四半期(上半期)末	
	金 額	占率	金 額	占率
担 保 貸 付	12,594	0.7	11,785	0.6
有価証券担保貸付	50	0.0	-	-
不動産・動産・財団担保貸付	12,544	0.7	11,785	0.6
指名債権担保貸付	-	-	-	-
保 証 貸 付	15,677	0.9	11,172	0.6
信 用 貸 付	1,656,437	98.2	1,890,868	98.7
そ の 他	2,258	0.1	2,079	0.1
一 般 貸 付 計	1,686,968	100.0	1,915,906	100.0
うち劣後特約付貸付	133,000	7.9	131,000	6.8

(6) 貸付金地域別内訳

区 分	2020年度末		2021年度 第2四半期(上半期)末	
	金 額	占率	金 額	占率
北 海 道	9,892	0.6	9,844	0.5
東 北	19,031	1.2	15,882	0.9
關 東	1,271,239	79.4	1,508,509	82.4
中 部	97,544	6.1	97,516	5.3
近 畿	146,571	9.2	140,853	7.7
中 国	20,287	1.3	20,256	1.1
四 国	5,050	0.3	5,050	0.3
九 州	32,060	2.0	31,975	1.7
合 計	1,601,677	100.0	1,829,886	100.0

(注)1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等を含みません。

2. 地域区分は、資料作成時点で当社が把握している貸付先の本社所在地によります。

住友生命保険相互会社

c. 海外投融資の状況

(1) 資産別明細

(ア) 外貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	2020年度末		2021年度 第2四半期(上半期)末	
	金 額	占率	金 額	占率
公 社 債	9,535,042	68.3	9,465,082	66.9
株 式 等	1,735,632	12.4	2,033,637	14.4
現 預 金・その他	528,620	3.8	472,339	3.3
外 貨 建 資 産 計	11,799,295	84.6	11,971,059	84.6

(イ) 円貨額が確定した外貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	2020年度末		2021年度 第2四半期(上半期)末	
	金 額	占率	金 額	占率
貸 付 金	179,829	1.3	179,829	1.3
現 預 金・その他	3,088	0.0	3,090	0.0
円 貨 額 が 確 定 し た 外 貨 建 資 産 計	182,917	1.3	182,919	1.3

(ウ) 円貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	2020年度末		2021年度 第2四半期(上半期)末	
	金 額	占率	金 額	占率
公 社 債	1,585,515	11.4	1,601,481	11.3
株 式 等	377,670	2.7	384,776	2.7
そ の 他	6,857	0.0	10,147	0.1
円 貨 建 資 産 計	1,970,044	14.1	1,996,406	14.1

(エ) 合計

(単位:百万円、%)

区 分	2020年度末		2021年度 第2四半期(上半期)末	
	金 額	占率	金 額	占率
海 外 投 融 資	13,952,257	100.0	14,150,386	100.0

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

住友生命保険相互会社

(2) 海外投融資の地域別構成

(単位:百万円,%)

区 分	2020年度末				2021年度第2四半期(上半期)末				
	金額	外国証券		非居住者 貸付	金額	外国証券		非居住者 貸付	
		公社債	株式等			公社債	株式等		
北 米	金額	4,180,166	3,524,452	655,712	83,032	4,288,851	3,524,273	764,578	83,940
	占率	33.7	33.5	35.0	100.0	34.0	33.7	35.2	100.0
ヨーロッパ	金額	3,535,362	3,508,038	27,323	-	3,459,524	3,417,743	41,780	-
	占率	28.6	33.4	1.5	-	27.4	32.7	1.9	-
オセアニア	金額	916,038	916,038	-	-	866,338	866,338	-	-
	占率	7.4	8.7	-	-	6.9	8.3	-	-
ア ジ ア	金額	199,537	52,702	146,835	-	305,787	157,727	148,069	-
	占率	1.6	0.5	7.8	-	2.4	1.5	6.8	-
中 南 米	金額	3,233,126	2,187,745	1,045,380	-	3,376,397	2,156,316	1,220,081	-
	占率	26.1	20.8	55.7	-	26.7	20.6	56.1	-
中 東	金額	-	-	-	-	-	-	-	-
	占率	-	-	-	-	-	-	-	-
アフリカ	金額	3,625	3,625	-	-	3,603	3,603	-	-
	占率	0.0	0.0	-	-	0.0	0.0	-	-
国際機関	金額	323,788	323,788	-	-	325,420	325,420	-	-
	占率	2.6	3.1	-	-	2.6	3.1	-	-
合 計	金額	12,391,646	10,516,392	1,875,252	83,032	12,625,923	10,451,423	2,174,499	83,940
	占率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注)1. 本表は発行会社の国籍に基づき作成されています。

2. 中南米向け外国証券は、その大部分が中南米に設立されたS P C(特別目的会社)が発行する債券、または海外投資信託等であり、発行会社の国籍に基づき中南米に分類されているものの、実質的には日本や北米・ヨーロッパ・アジア・オセアニア地域等への投資です。

(3) 外貨建資産の通貨別構成

(単位:百万円,%)

区 分	2020年度末		2021年度 第2四半期(上半期)末	
	金額	占率	金額	占率
米 ド ル	6,810,658	57.7	7,080,112	59.1
ユ ー ロ	2,517,067	21.3	2,467,719	20.6
豪 ド ル	1,631,917	13.8	1,492,957	12.5
ニュージーランドドル	323,623	2.7	312,634	2.6
中 国 元	95,066	0.8	202,868	1.7
ポーランドズロチ	172,826	1.5	168,183	1.4
カナダドル	88,789	0.8	88,990	0.7
メキシコペソ	56,207	0.5	54,439	0.5
ベトナムドン	52,250	0.4	52,264	0.4
シンガポールドル	35,146	0.3	35,146	0.3
インドネシアルピア	15,723	0.1	15,723	0.1
そ の 他	19	0.0	18	0.0
合 計	11,799,295	100.0	11,971,059	100.0

住友生命保険相互会社

2. 個人変額保険・変額個人年金保険 特別勘定

a. 売買目的有価証券の評価損益

(1) 個人変額保険

(単位:百万円)

区 分	2020年度末		2021年度 第2四半期(上半期)末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益
売 買 目 的 有 価 証 券	59,058	10,913	60,493	11,733

(2) 変額個人年金保険

(単位:百万円)

区 分	2020年度末		2021年度 第2四半期(上半期)末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益
売 買 目 的 有 価 証 券	65,603	6,533	58,608	6,349

b. 金銭の信託の時価情報

個人変額保険、変額個人年金保険ともに残高がないため、記載していません。

住友生命保険相互会社

c. デリバティブ取引の時価情報

(1) 個人変額保険

(株式関連)

(単位:百万円)

区分	種 類	2020年度末			2021年度第2四半期(上半期)末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
取引所	株価指数先物	-	-	-	-	-	-	-	
	売建	-	-	-	-	-	-	-	
	買建	395	-	20	20	-	-	-	
	合 計								

(通貨関連)

(単位:百万円)

区分	種 類	2020年度末			2021年度第2四半期(上半期)末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	為替予約	-	-	-	0	-	△0	△0	
	売建	-	-	-	-	-	-	-	
	(米ドル)	-	-	-	-	-	-	-	
	(ユーロ)	-	-	-	0	-	△0	△0	
	買建	-	-	-	-	-	-	-	
	(米ドル)	-	-	-	-	-	-	-	
	(ユーロ)	-	-	-	-	-	-	-	
	合 計							△0	

(注) 外貨建金銭債権債務等に為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

住友生命保険相互会社

(2) 変額個人年金保険

(株式関連)

(単位:百万円)

区分	種 類	2020年度末			2021年度第2四半期(上半期)末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年額				うち1年額			
取引所	株価指数先物	-	-	-	-	-	-	-	
	売建	-	-	-	-	-	-	-	
	買建	564	-	28	833	-	△18	△18	
	合 計							△18	

(通貨関連)

(単位:百万円)

区分	種 類	2020年度末			2021年度第2四半期(上半期)末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年額				うち1年額			
店頭	為替予約	-	-	-	-	-	-	-	
	売建	-	-	-	101	-	△0	△0	
	(米ドル)	-	-	-	42	-	△0	△0	
	(ユーロ)	-	-	-	49	-	0	0	
	買建	-	-	-	8	-	0	0	
	(米ドル)	-	-	-	-	-	-	-	
	(ユーロ)	-	-	-	-	-	-	-	
	合 計							△0	

(注)外貨建金銭債権債務等に為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

住友生命保険相互会社

3. 会社計

a. 資産の構成(会社計)

(1) 資産の構成

(単位: 百万円、%)

区 分	2020年度末		2021年度 第2四半期(上半期)末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	1,390,794	3.9	1,135,653	3.2
買入金銭債権	565,143	1.6	457,995	1.3
金銭の信託	-	-	2,244	0.0
有価証券	30,463,881	86.1	30,978,049	86.7
公社債	14,728,394	41.6	14,846,663	41.6
株式	2,623,466	7.4	2,709,207	7.6
外国証券	12,643,660	35.7	12,915,166	36.2
公社債	10,626,729	30.0	10,569,269	29.6
株式等	2,016,930	5.7	2,345,897	6.6
その他の証券	468,359	1.3	507,011	1.4
貸付金	1,945,518	5.5	2,166,258	6.1
保険約款貸付	258,549	0.7	250,351	0.7
一般貸付	1,686,968	4.8	1,915,906	5.4
不動産	557,409	1.6	554,382	1.6
うち投資用	394,204	1.1	391,497	1.1
繰延税金資産	68,356	0.2	63,825	0.2
その他	410,574	1.2	362,261	1.0
貸倒引当金	△890	△0.0	△916	△0.0
会社計	35,400,786	100.0	35,719,755	100.0
うち外貨建資産	12,040,455	34.0	12,249,876	34.3

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

(2) 資産の増減

(単位: 百万円)

区 分	2020年度 第2四半期(上半期)	2021年度 第2四半期(上半期)
	金額	金額
現預金・コールローン	△129,266	△255,141
買入金銭債権	274,529	△107,147
金銭の信託	-	2,244
有価証券	1,686,160	514,167
公社債	204,305	118,269
株式	434,684	85,740
外国証券	1,004,061	271,505
公社債	673,595	△57,460
株式等	330,466	328,966
その他の証券	43,107	38,651
貸付金	△173,773	220,740
保険約款貸付	△10,653	△8,197
一般貸付	△163,120	228,938
不動産	△894	△3,026
うち投資用	△2	△2,706
繰延税金資産	△146,146	△4,530
その他	△125,072	△48,312
貸倒引当金	71	△25
会社計	1,385,607	318,969
うち外貨建資産	860,886	209,420

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

住友生命保険相互会社

b. 有価証券の時価情報(会社計)

(1) 売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区 分	2020年度末		2021年度第2四半期(上半期)末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	707,708	81,216	743,150	66

(注) 本表には、金銭の信託等の売買目的有価証券を含んでいません。

(2) 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外)

(単位:百万円)

区 分	2020年度末					2021年度第2四半期(上半期)末				
	帳簿価額	時価	差損益	差損益		帳簿価額	時価	差損益	差損益	
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	1,590,707	1,852,103	261,396	261,404	△8	1,580,249	1,834,902	254,653	254,659	△6
責任準備金対応債券	12,470,906	14,068,089	1,597,183	1,654,525	△57,341	12,486,733	14,074,516	1,587,783	1,642,003	△54,219
子会社・関連会社株式	52,238	46,861	△5,376	-	△5,376	52,238	47,093	△5,144	-	△5,144
その他の有価証券	13,963,576	15,804,479	1,840,903	1,986,544	△145,641	14,198,756	15,171,477	1,972,721	2,082,139	△109,417
公 社 債	2,477,237	2,529,740	52,503	86,818	△34,315	2,635,411	2,697,715	62,303	92,434	△30,131
株 式	1,115,659	2,338,264	1,222,594	1,252,591	△29,996	1,133,808	2,418,824	1,285,016	1,318,274	△33,257
外 国 証 券	9,095,111	9,618,085	522,974	601,930	△79,956	9,179,851	9,760,314	570,462	615,709	△45,246
公 社 債	7,922,014	8,356,187	434,173	509,392	△75,219	7,803,582	8,247,411	443,828	483,611	△39,782
株 式 等	1,174,097	1,261,898	87,801	92,538	△4,737	1,376,268	1,502,902	126,634	132,098	△5,464
その他の証券	349,067	387,108	38,040	38,775	△735	376,091	423,403	47,311	47,930	△619
買入金銭債権	433,890	439,749	5,859	6,427	△567	328,492	336,179	7,686	7,790	△103
譲渡性預金	491,600	491,530	△69	-	△69	545,100	545,040	△69	-	△69
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	28,077,428	31,771,534	3,694,106	3,902,473	△208,367	28,317,976	32,127,990	3,810,013	3,978,802	△168,788
公 社 債	14,378,646	16,015,275	1,636,628	1,710,830	△74,201	14,498,381	16,109,851	1,611,479	1,685,828	△74,348
株 式	1,115,659	2,338,264	1,222,594	1,252,591	△29,996	1,133,808	2,418,824	1,285,016	1,318,274	△33,257
外 国 証 券	11,308,555	12,099,606	791,051	893,848	△102,797	11,436,102	12,294,681	858,578	918,978	△60,399
公 社 債	10,082,219	10,790,846	708,627	801,310	△92,683	10,007,595	10,744,684	737,089	786,879	△49,790
株 式 等	1,226,335	1,308,760	82,424	92,538	△10,113	1,428,606	1,549,996	121,489	132,098	△10,608
その他の証券	349,067	387,108	38,040	38,775	△735	376,091	423,403	47,311	47,930	△619
買入金銭債権	433,890	439,749	5,859	6,427	△567	328,492	336,179	7,686	7,790	△103
譲渡性預金	491,600	491,530	△69	-	△69	545,100	545,040	△69	-	△69
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいません。

2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	2020年度末	2021年度第2四半期(上半期)末
子会社・関連会社株式	697,616	700,922
その他の有価証券	62,198	107,742
国内株式	20,368	20,007
外国株式	34,558	34,558
その他の	7,271	53,175
合 計	759,814	808,665

住友生命保険相互会社

c. 金銭の信託の時価情報(会社計)

(単位:百万円)

区 分	2020年度末					2021年度 第2四半期(上半期)末				
	貸借対照表 計上額	時価	差損益	差益	差損	四半期 貸借対照表 計上額	時価	差損益	差益	差損
金 銭 の 信 託	-	-	-	-	-	2,244	2,244	-	-	-

(注)時価相当額の算定は、取引金融機関が合理的に算定した価格によっています。

・運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

区 分	2020年度末		2021年度 第2四半期(上半期)末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	四半期貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益
運 用 目 的 の 金 銭 の 信 託	-	-	2,244	40

・運用目的以外の金銭の信託

2020年度末、2021年度第2四半期(上半期)末ともに残高がないため、記載していません。

住友生命保険相互会社

d. デリバティブ取引の時価情報(会社計)

【定性的情報】

(1) 取引の内容

当社では、資産運用方針および運用する資金特性に応じて、以下のデリバティブ取引を活用しています。

	取引所取引	店頭取引
金利派生商品	—	金利スワップ、金利スワップション
為替派生商品	—	為替予約、通貨スワップ、通貨オプション
株式派生商品	株価指数先物、株価指数オプション	個別株オプション、株価指数オプション、 株価指数先渡
債券派生商品	債券先物、債券先物オプション	債券現物オプション
その他	—	マルチ・アセット指数オプション

(2) 取組方針

当社では、主に保有する資産または負債の価値が変動するリスクを回避する目的で、デリバティブ取引を活用しています。

また、運用する資金特性にそぐわないデリバティブ取引(例えば、原資産の価格変動に対する当該取引時価の変動率が大きいレバレッジの高い取引等)は行わないこととしています。

(3) 利用目的

当社では、外貨建資産に係る為替リスク等の回避を目的としたヘッジ取引、もしくはリスクを一定範囲内に限定したデリバティブ取引を行っています。

なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすヘッジ取引については、ヘッジ会計を適用しています。

(4) リスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引には、現物資産と同様に、市場リスクと信用リスクがあります。

ア. 市場リスク

金利、株価、為替等の市場の変動およびキャッシュフローの変動によって保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。

イ. 信用リスク

与信先の信用状態の変化により保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。(デリバティブ取引の取引相手先のデフォルト(債務不履行)により、保有するポジションから期待する経済効果を得られないリスクを含みます。)

(5) リスク管理体制

ア. リスク管理の基本方針

保有する資産または負債に対して効果的にデリバティブ取引が活用されているか、また、投資案件ごとに設定した運用方針、運用ルール、報告体制が遵守されているか等を定期的に確認することで、リスクの顕在化を未然に防止することをリスク管理の基本としています。

住友生命保険相互会社

イ. リスク管理部署

収益部門から独立した資産運用リスク管理部署が、デリバティブ取引のリスク状況を株式、債券等原資産と合わせて管理しています。

ウ. リスク管理規定

「資産運用リスク管理方針」および「資産運用リスク管理規程」において、デリバティブ取引についての利用目的、取組対象、およびリスク管理体制等を規定しています。また、資産運用部門の細則等において、各部それぞれの役割に応じた具体的な取組みを規定しています。

エ. リスク管理

ヘッジ取引を行う場合は、ヘッジ対象である原資産とヘッジ手段としてのデリバティブ取引を合わせてリスクを定量的に把握・分析・管理しています。

ヘッジ取引に該当しない取引を行う場合は、取引限度額、許容リスク量を設定するとともにロス・カット・ルールを策定し、ポジション状況、リスク状況および損益状況を管理しています。

(6) 定量的情報に関する補足説明

ア. デリバティブ取引に関わる信用リスクの状況

債権債務の関係が法的に相殺可能である契約については、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮したネットベースのカレント・エクスポージャー方式で信用リスク相当額を算出しています。

(単位：億円)

	契約金額・想定元本額		信用リスク相当額	
	2020年9月末	2021年9月末	2020年9月末	2021年9月末
金利スワップ				
金利スワップション(買建)	1,104	950	7	58
為替予約	118,041	111,889	2,516	2,793
通貨スワップ				
通貨オプション(買建)	6,016	7,495	724	827
株式オプション(買建)				
株価指数先渡	1,499	660	89	39
マルチ・アセット指数オプション(買建)	1,292	1,299	148	155
合計			1,437	1,553

(注1) 契約金額・想定元本額は、取引を執行する際の計算基礎として位置付けられているものであり、リスク量を表す指標ではありません。

(注2) 取引種別別の信用リスク相当額は、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮しないグロスベースのカレント・エクスポージャー方式で算出しており、合計(ネットベースのカレント・エクスポージャー方式にて算出)とは一致しません。

イ. 差損益に関する補足説明

ヘッジ取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を明確にした上で取り組んでおり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の損益を単独で認識するのではなく、ヘッジ対象としての資産・負債の損益と合算して認識する必要があります。

したがって、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体として管理することで、為替変動リスク、金利変動リスク等が減殺されている効果を確認しています。

住友生命保険相互会社

【定量的情報】

(1) 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)(会社計)

(単位:百万円)

区 分	2020年度末						2021年度第2四半期(上半期)末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
ヘッジ会計適用分	6,094	△343,195	-	-	-	△337,100	4,494	△103,370	-	-	-	△98,875
ヘッジ会計非適用分	-	△115,631	△29,654	51	587	△144,547	△167	△44,361	△1,967	△638	△44	△47,180
合 計	6,094	△458,827	△29,654	51	687	△481,648	4,328	△147,731	△1,967	△638	△44	△146,056

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。
なお時価ヘッジ適用分の差損益は、2020年度末通貨関連 △374,068百万円、2021年度第2四半期(上半期)末通貨関連
△137,982百万円となっています。

(2) 金利関連(会社計)

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位:百万円)

区 分	種 類	2020年度末			2021年度 第2四半期(上半期)末			
		契約額等		時価	契約額等		時価	
		うち1年経			うち1年経			
店 類	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	-	-	-	30,000	30,000	△167	△167
	合 計			-				△167

(注)差損益欄には、時価を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ対象	2020年度末		2021年度 第2四半期(上半期)末		
			契約額等		契約額等		
			うち1年経	時価	うち1年経	時価	
繰延ヘッジ	金利スワップ	貸付金	15,500	11,500	12		
	固定金利受取/変動金利支払				11,500	11,500	△0
特例処理	金利スワップ	貸付金	145	80	1	57	1
	固定金利受取/変動金利支払		83,032	83,032	5,081	83,940	4,494
	固定金利支払/変動金利受取						
	合 計			5,094		4,494	

住友生命保険相互会社

(3) 通貨関連(会社計)

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位:百万円)

区分	種 類	2020年度末			2021年度第2四半期(上半期)末					
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益	
店 類	為替予約									
	売建	3,235,486	-	△214,996	△214,996	1,372,730	-	△49,832	△49,832	
	(米ドル)	1,500,512	-	△58,407	△58,407	562,542	-	△17,205	△17,205	
	(ユーロ)	1,149,871	-	△72,428	△72,428	396,280	-	△14,023	△14,023	
	(豪ドル)	278,678	-	△67,010	△67,010	337,251	-	△16,203	△16,203	
	買建	3,542,436	-	100,313	100,313	1,829,708	-	5,851	5,851	
	(ユーロ)	1,540,936	-	44,898	44,898	937,366	-	△991	△991	
	(米ドル)	1,418,949	-	47,189	47,189	513,189	-	8,419	8,419	
	(豪ドル)	272,639	-	5,311	5,311	298,818	-	△1,056	△1,056	
	通貨オプション									
	売建									
	コール	172,500	-			120,000	-			
	(726)			172	553	(313)		150	163	
	(米ドル)	172,500	-			120,000	-			
	(726)			172	553	(313)		160	163	
	プット	135,000	-			-	-			
(681)				681	(-)					
(米ドル)	135,000	-			-	-				
(681)				681	(-)					
買建										
プット	150,000	-			186,400	-				
(2,186)			2	△2,184	(620)		76	△543		
(米ドル)	150,000	-			186,400	-				
(2,186)			2	△2,184	(620)		76	△543		
合 計				△115,631				△44,361		

(注)1. ()内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、為替予約については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ対象	2020年度末			2021年度第2四半期(上半期)末		
			契約額等	うち1年超	時価	契約額等	うち1年超	時価
時価ヘッジ	為替予約	外貨純資産						
	売建		7,954,817	2,385,606	△374,068	7,986,549	2,864,698	△137,982
	(米ドル)		3,670,328	1,116,818	△161,117	3,676,005	1,507,292	△132,111
	(ユーロ)		2,412,969	906,783	△84,208	2,456,641	1,312,645	△12,123
	(豪ドル)	1,234,976	248,123	△109,166	1,215,773	134,759	2,927	
繰延ヘッジ	通貨スワップ	外貨純資産	37,806	37,806	△3,900	37,806	37,806	△4,339
	(米ドル)		35,351	35,351	△3,685	35,351	35,351	△4,126
	(ユーロ)		2,454	2,454	△215	2,454	2,454	△212
振当処理	通貨スワップ	外貨純資産	179,829	173,945	4,776	179,829	173,945	1,416
	(米ドル)		179,829	173,945	4,776	179,829	173,945	1,416
	通貨スワップ	外貨純負債	244,924	244,924	29,996	244,924	244,924	37,534
	(米ドル)		244,924	244,924	29,996	244,924	244,924	37,534
合 計				△343,195			△103,370	

住友生命保険相互会社

(4) 株式関連(会社計)

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位:百万円)

区分	種 類	2020年度末			2021年度第2四半期(上半期)末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年経				うち1年経			
取引所	株価指数先物								
	売建	2,344	-	△58	△58	5,418	-	17	17
	買建	30,720	-	440	440	52,053	-	△1,162	△1,162
店頭	株価指数オプション								
	売建								
	コール	148,470	-			-	-	-	-
		(1,674)		28,555	△26,881	(-)	-	-	-
	プット	122,715	-			-	-	-	-
		(2,326)		-	2,326	(-)	-	-	-
買建									
プット	149,985	-			66,000	-			
	(5,481)		-	△5,481	(1,392)		569	△822	
	合 計								△1,967

(注)1. ()内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、先物取引については時価を記載し、

オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

2020年度末、2021年度第2四半期(上半期)末ともに残高がないため、記載していません。

(5) 債券関連(会社計)

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位:百万円)

区分	種 類	2020年度末			2021年度第2四半期(上半期)末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年経				うち1年経			
取引所	債券先物								
	売建	20,393	-	99	99	42,854	-	△6	△6
	買建	33,536	-	△47	△47	39,555	-	△633	△633
	合 計								△638

(注) 差損益欄には、時価を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

2020年度末、2021年度第2四半期(上半期)末ともに残高がないため、記載していません。

(6) その他(会社計)

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位:百万円)

区分	種 類	2020年度末			2021年度第2四半期(上半期)末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年経				うち1年経			
店頭	マルチ・アセット指数オプション								
	売建								
	コール	134,140	-			131,368	-		
		(445)		549	△103	(426)		315	110
買建									
コール	127,843	-			129,989	-			
	(2,630)		3,421	790	(2,734)		2,579	△155	
	合 計								△44

(注)1. ()内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

2020年度末、2021年度第2四半期(上半期)末ともに残高がないため、記載していません。

住友生命保険相互会社



NEWS RELEASE

2022年2月14日
住友生命保険相互会社

2021年度第3四半期報告

住友生命保険相互会社(取締役 代表執行役社長 高田 幸徳)の2021年度第3四半期(4月1日～12月31日)の業績をお知らせします。

<目次>

1. 主要業績	1頁
2. 資産運用の実績(一般勘定)	3頁
3. 四半期貸借対照表	6頁
4. 四半期損益計算書	7頁
5. 経常利益等の明細(基礎利益)	10頁
6. ソルベンシー・マージン比率	11頁
7. 特別勘定の状況	12頁
8. 保険会社及びその子会社等の状況	13頁

以上



1. 主要業績

a. 年換算保険料

(1) 保有契約

(単位: 億円、%)

区 分	2020年度末	2021年度	
		第3四半期会計期間末	前年度末比
個 人 保 険	14,939	14,850	99.4
個 人 年 金 保 険	7,927	7,856	99.1
合 計	22,866	22,707	99.3
うち生前給付保障+医療保障等	5,554	5,579	100.5
うち生前給付保障	1,802	1,834	101.8
うち医療保障	3,670	3,667	99.9

(2) 新契約+転換純増

(単位: 億円、%)

区 分	2020年度 第3四半期累計期間	2021年度	
		第3四半期累計期間	前年同期比
個 人 保 険	466	565	121.2
個 人 年 金 保 険	217	187	85.9
合 計	684	752	110.0
うち生前給付保障+医療保障等	189	271	143.0
うち生前給付保障	84	107	126.9
うち医療保障	104	162	156.4

(ご参考) 解約+失効

(単位: 億円、%)

区 分	2020年度 第3四半期累計期間	2021年度	
		第3四半期累計期間	前年同期比
個人保険+個人年金保険	450	536	119.1

- (注)1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額等)を計上しています。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付及び保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

住友生命保険相互会社

b. 保有契約高及び新契約高

(1) 保有契約高

(単位:千件、億円、%)

区 分	2020年度末		2021年度 第3四半期会計期間末			
	件 数	金 額	件 数	前年度末比	金 額	前年度末比
個人保険	8,172	580,356	8,092	99.0	549,875	94.7
個人年金保険	3,183	149,289	3,158	99.2	148,019	99.1
個人保険＋ 個人年金保険	11,356	729,646	11,250	99.1	697,894	95.6
団体保険	-	330,951	-	-	333,304	100.7
団体年金保険	-	26,665	-	-	27,138	101.8

(注)1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

3. 団体3大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の保有契約高には計上しておりません。

団体3大疾病保障保険の保有契約の3大疾病保険金額は、2020年度末 2,398億円、2021年度第3四半期会計期間末 2,846億円です。

(2) 新契約高

(単位:千件、億円、%)

区 分	2020年度 第3四半期累計期間				2021年度 第3四半期累計期間					
	件 数	金 額	新契約	転換による 純増加	件 数	前年 同期比	金 額	前年 同期比	新契約	転換による 純増加
個人保険	339	4,432	9,003	△4,571	524	154.5	3,182	71.8	9,917	△6,735
個人年金保険	68	3,249	3,267	△17	71	103.7	3,029	93.2	3,048	△18
個人保険＋ 個人年金保険	408	7,682	12,271	△4,589	595	145.9	6,212	80.9	12,966	△6,753
団体保険	-	556	556	-	-	-	801	144.0	801	-
団体年金保険	-	0	0	-	-	-	0	230.6	0	-

(注)1. 件数は、新契約に転換後契約及び保障一括見直し後契約を加えた数値です。

2. 転換による純増加には、保障一括見直しによる純増加の金額を含んでいます。

3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資です。

4. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

5. 団体3大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の新契約高には計上しておりません。

団体3大疾病保障保険の新契約の3大疾病保険金額は、2020年度第3四半期累計期間 391億円、2021年度第3四半期累計期間 499億円です。

c. 基礎利益

(単位:億円、%)

区 分	2020年度	2021年度	
	第3四半期累計期間	第3四半期累計期間	前年同期比
基 礎 利 益	2,536	2,524	99.5

住友生命保険相互会社

2. 資産運用の実績(一般勘定)

a. 資産の構成

(単位:百万円、%)

区 分	2020年度末		2021年度 第3四半期会計期間末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	1,300,346	3.8	1,543,977	4.3
買入金銭債権	565,143	1.6	514,722	1.4
金銭の信託	-	-	2,311	0.0
有 価 証 券	29,756,172	86.0	30,588,087	85.4
公 社 債	14,431,149	41.7	14,594,116	40.7
株 式	2,480,707	7.2	2,473,633	6.9
外 国 証 券	12,391,645	35.8	13,012,817	36.3
公 社 債	10,516,392	30.4	10,625,627	29.7
株 式 等	1,875,252	5.4	2,387,189	6.7
その他の証券	452,669	1.3	507,519	1.4
貸 付 金	1,945,518	5.6	2,180,039	6.1
保険約款貸付	258,549	0.7	246,428	0.7
一般貸付	1,686,968	4.9	1,933,611	5.4
不 動 産	557,409	1.6	555,633	1.6
うち投資用	394,204	1.1	393,073	1.1
繰延税金資産	68,356	0.2	105,876	0.3
そ の 他	403,110	1.2	326,120	0.9
貸倒引当金	△890	△0.0	△921	△0.0
一 般 勘 定 計	34,595,165	100.0	35,815,848	100.0
うち外貨建資産	11,799,295	34.1	12,415,894	34.7

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

住友生命保険相互会社

b. 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外)

(単位:百万円)

区 分	2020年度末					2021年度 第3四半期会計期間末				
	帳簿価額	時価	差損益	差損		帳簿価額	時価	差損益	差損	
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	1,590,707	1,862,103	261,396	261,404	△8	1,674,870	1,825,603	250,733	250,739	△6
責任準備金対応債券	12,470,906	14,068,089	1,597,183	1,664,626	△67,341	12,497,116	14,090,142	1,593,026	1,588,971	△4,945
子会社・関連会社株式	52,238	46,661	△5,376	-	△5,376	52,238	46,263	△5,975	-	△5,975
その他の有価証券	13,963,676	15,804,479	1,840,903	1,986,644	△145,641	14,803,314	16,668,378	1,865,063	1,988,950	△123,887
公 社 債	2,477,237	2,529,740	52,503	86,818	△34,315	2,685,965	2,735,143	49,177	82,871	△33,693
株 式	1,115,669	2,338,264	1,222,594	1,262,591	△39,996	1,138,531	2,331,554	1,193,023	1,234,188	△41,165
外 国 証 券	9,096,111	9,618,086	521,974	601,930	△79,956	9,637,449	10,112,287	574,838	622,956	△48,117
公 社 債	7,922,014	8,956,187	1,034,173	1,099,392	△65,219	8,009,845	8,412,614	402,769	445,983	△43,214
株 式 等	1,174,097	1,261,899	87,801	92,538	△4,737	1,627,603	1,699,673	172,069	176,972	△4,902
その他の証券	349,067	387,108	38,040	38,776	△736	400,707	441,266	40,558	41,340	△782
買入金銭債権	433,890	439,749	5,859	6,427	△567	387,061	394,878	7,517	7,593	△76
譲渡性預金	491,600	491,630	△69	-	△69	653,600	653,547	△52	-	△52
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	28,077,428	31,771,534	3,694,106	3,902,473	△208,367	28,927,639	32,570,387	3,642,848	3,826,661	△182,813
公 社 債	14,378,646	16,015,275	1,636,628	1,710,830	△74,201	14,544,938	16,092,932	1,547,993	1,625,474	△77,480
株 式	1,115,669	2,338,264	1,222,594	1,262,591	△39,996	1,138,531	2,331,554	1,193,023	1,234,188	△41,165
外 国 証 券	11,308,555	12,099,606	791,051	893,948	△102,797	11,802,701	12,656,508	853,807	917,064	△63,257
公 社 債	10,082,219	10,790,846	708,627	801,310	△92,683	10,222,859	10,910,571	687,712	740,091	△52,379
株 式 等	1,226,335	1,308,760	82,424	92,638	△10,113	1,679,842	1,745,936	166,094	176,972	△10,878
その他の証券	349,067	387,108	38,040	38,776	△736	400,707	441,266	40,558	41,340	△782
買入金銭債権	433,890	439,749	5,859	6,427	△567	387,061	394,878	7,517	7,593	△76
譲渡性預金	491,600	491,630	△69	-	△69	653,600	653,547	△52	-	△52
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	2020年度末	2021年度 第3四半期会計期間末
子会社・関連会社株式	697,616	701,142
その他の有価証券	62,198	119,155
内 株 式	20,368	20,003
外 国 株 式	34,558	34,558
そ の 他	7,271	64,592
合 計	759,814	820,297

住友生命保険相互会社

c. 金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

区 分	2020年度末					2021年度第3四半期会計期間末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損	四半期貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損
金 銭 の 信 託	-	-	-	-	-	2,311	2,311	-	-	-

(注)時価相当額の算定は、取引金融機関が合理的に算定した価格によっています。

・運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

区 分	2020年度末		2021年度第3四半期会計期間末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	四半期貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運 用 目 的 の 金 銭 の 信 託	-	-	2,311	102

・運用目的以外の金銭の信託

2020年度末、2021年度第3四半期会計期間末ともに残高がないため、記載していません。

住友生命保険相互会社

3. 四半期貸借対照表

期 別		2020年度末 要約貸借対照表 (2021年3月31日現在)		2021年度 第3四半期会計期間末 (2021年12月31日現在)		期 別		(単位:百万円)	
								2020年度末 要約貸借対照表 (2021年3月31日現在)	
科目	金額	金額	金額	金額	金額	科目	金額	金額	
(資産の部)						(負債の部)			
現金及び預貯金	1,198,652	1,330,973	保険契約準備金	27,686,099	28,061,373				
コールローン	192,142	283,004	支払備金	105,903	104,369				
買入金銭債権	565,143	514,722	責任準備金	27,262,040	27,727,555				
金銭の借託	-	2,311	社員配当準備金	218,156	229,448				
有価証券	30,463,881	31,310,630	再保険借	196	134				
(うち国債)	(10,774,290)	(10,902,381)	社債	449,924	480,510				
(うち地方債)	(238,126)	(239,032)	その他の負債	4,330,415	4,988,426				
(うち社債)	(3,715,977)	(3,734,529)	売現先勘定	2,870,573	3,891,228				
(うち株式)	(2,623,466)	(2,614,525)	未払法人税等	16,204	14,782				
(うち外国証券)	(12,643,660)	(13,300,995)	リース債務	4,563	3,543				
貸付金	1,945,518	2,180,039	資産除去債務	1,768	1,778				
保険約款貸付	258,549	246,428	その他の負債	1,437,305	1,077,093				
一般貸付	1,686,968	1,933,611	価格変動準備金	883,647	926,647				
有形固定資産	566,262	563,062	再評価に係る繰延税金負債	12,894	12,754				
無形固定資産	38,193	36,011	負債の部合計	33,263,179	34,469,846				
再保険貸	181	60	(純資産の部)						
その他の資産	347,619	278,231	基金償却積立金	639,000	639,000				
前払年金費用	15,726	16,984	再評価積立金	2	2				
繰延税金資産	68,356	105,876	剰余金	227,648	214,280				
貸倒引当金	△890	△921	損失填補準備金	6,004	6,204				
			その他剰余金	221,643	208,075				
			価格変動積立金	165,000	165,000				
			社会及び契約者福祉増進基金	1,338	2,038				
			別途積立金	223	223				
			四半期末処分剰余金	55,081	40,813				
			基金等合計	866,650	853,282				
			その他の有価証券評価差額金	1,332,915	1,360,386				
			繰延ヘッジ損益	△2,561	△3,385				
			土地再評価差額金	△59,397	△59,141				
			評価・換算差額等合計	1,270,957	1,297,859				
資産の部合計	35,400,786	36,620,988	純資産の部合計	2,137,607	2,151,141				
			負債及び純資産の部合計	35,400,786	36,620,988				

(注) * 2020年度末要約貸借対照表の四半期末処分剰余金は、当期末処分剰余金を示しております。

住友生命保険相互会社

4. 四半期損益計算書

(単位:百万円)

科 目	期 別	
	2020年度 第3四半期累計期間 〔2020年4月1日から 2020年12月31日まで〕	2021年度 第3四半期累計期間 〔2021年4月1日から 2021年12月31日まで〕
	金 額	金 額
経 常 収 益	2,300,600	2,266,509
保 険 料 等 収 入	1,616,493	1,581,918
(うち 保 険 料)	(1,614,598)	(1,579,819)
資 産 運 用 収 益	600,360	623,210
(うち 利息及び配当金等収入)	(443,939)	(475,233)
(うち 金銭の信託運用益)	(-)	(97)
(うち 有価証券売却益)	(58,082)	(39,588)
(うち 特別勘定資産運用益)	(80,820)	(39,424)
そ の 他 経 常 収 益	83,746	61,380
経 常 費 用	2,205,665	2,181,243
保 険 金 等 支 払 金	1,293,484	1,303,801
(うち 保 険 金)	(423,958)	(388,866)
(うち 年 金)	(320,909)	(312,808)
(うち 給 付 金)	(214,835)	(224,176)
(うち 解約返戻金)	(300,947)	(340,930)
(うち その他返戻金)	(32,041)	(36,202)
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	438,919	465,538
責 任 準 備 金 繰 入 額	438,896	465,515
社 員 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額	22	22
資 産 運 用 費 用	147,559	84,207
(うち 支 払 利 息)	(7,969)	(7,711)
(うち 有 価 証 券 売 却 損)	(4,171)	(8,789)
(うち 有 価 証 券 評 価 損)	(7,370)	(6,365)
(うち 金 融 派 生 商 品 費 用)	(50,690)	(43,570)
事 業 費 用	240,670	242,378
そ の 他 経 常 費 用	85,031	85,317
経 常 利 益	94,935	85,266
特 別 利 益	233	2,119
固 定 資 産 等 処 分 益	233	2,119
特 別 損 失	58,045	46,083
固 定 資 産 等 処 分 損	375	2,109
減 損 損 失	279	351
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	56,800	43,000
社 会 及 び 契 約 者 福 祉 増 進 助 成 金	591	622
税 引 前 四 半 期 純 剰 余	37,123	41,301
法 人 税 及 び 住 民 税	51,717	48,236
法 人 税 等 調 整 額	△50,676	△48,003
法 人 税 等 合 計	1,040	232
四 半 期 純 剰 余	36,082	41,068

住友生命保険相互会社

注記事項

(四半期貸借対照表関係)

2021年度第3四半期会計期間末											
1.	<p>保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。</p> <p>なお、金利変動リスクの適切なコントロールのため、当期より、従前の小区分「個人保険及び個人年金保険契約(一部の保険種類を除く)」の責任準備金の一部に対し、金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。</p> <p>これに伴い、次のとおり小区分を変更しております。小区分の変更による損益への影響はありません。</p> <p>・従前の小区分「個人保険及び個人年金保険契約(一部の保険種類を除く)」のキャッシュ・フローから一定割合を除いております。</p> <p>変更後の小区分:「個人保険及び個人年金保険契約(一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く)」</p>										
2.	<p>外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式を除く)は、12月末日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。</p>										
3.	<p>「時価の算定に関する会計基準」(2019年7月4日 企業会計基準第30号)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、「時価の算定に関する会計基準」第19項及び「金融商品に関する会計基準」(2019年7月4日 企業会計基準第10号)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、「時価の算定に関する会計基準」等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。</p> <p>これに伴い、その他有価証券のうち、市場価格のある株式の評価について、期末前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法から、期末日の市場価格に基づく時価法に変更しております。</p>										
4.	<p>消費貸借契約により貸し付けている有価証券の四半期貸借対照表価額は、4,566,048百万円です。</p>										
5.	<p>当第3四半期累計期間に係る有形固定資産の圧縮記帳額は、2,826百万円です。</p>										
6.	<p>社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>当期首現在高</td> <td>218,156百万円</td> </tr> <tr> <td>前年度剰余金よりの繰入額</td> <td>54,181百万円</td> </tr> <tr> <td>当第3四半期累計期間社員配当金支払額</td> <td>42,912百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>当第3四半期会計期間末現在高</td> <td>229,448百万円</td> </tr> </table>	当期首現在高	218,156百万円	前年度剰余金よりの繰入額	54,181百万円	当第3四半期累計期間社員配当金支払額	42,912百万円	利息による増加等	22百万円	当第3四半期会計期間末現在高	229,448百万円
当期首現在高	218,156百万円										
前年度剰余金よりの繰入額	54,181百万円										
当第3四半期累計期間社員配当金支払額	42,912百万円										
利息による増加等	22百万円										
当第3四半期会計期間末現在高	229,448百万円										

住友生命保険相互会社

2021年度第3四半期会計期間末

7. 連結納税制度を適用している当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度に関して、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(2020年3月31日 企業会計基準委員会実務対応報告第39号)により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

住友生命保険相互会社

5. 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位:百万円)

区 分	2020年度 第3四半期累計期間	2021年度 第3四半期累計期間
基礎利益 A	253,610	252,423
キャピタル収益	85,919	105,446
金銭の信託運用益	—	102
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	58,082	39,588
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	65,641
その他キャピタル収益	27,836	112
キャピタル費用	147,871	90,110
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	4,171	8,789
有価証券評価損	7,370	6,365
金融派生商品費用	50,690	43,570
為替差損	61,206	—
その他キャピタル費用	24,432	31,385
キャピタル損益 B	△61,952	15,335
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	191,658	267,758
臨時収益	—	15
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	—	15
その他臨時収益	—	—
臨時費用	96,722	182,507
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	53,900	144,500
個別貸倒引当金繰入額	107	—
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	42,714	38,007
臨時損益 C	△96,722	△182,492
経常利益 A+B+C	94,935	85,266

(参考)その他項目の内訳

(単位:百万円)

	2020年度 第3四半期累計期間	2021年度 第3四半期累計期間
基礎利益		
マーケット・ヴァリュエーション・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	24,432	△112
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	△26,950	29,000
指数変動に係る保険料積立金変動の影響額	△885	2,385
金銭の信託運用損益のうち利息及び配当金等収入に該当する額	—	△4
その他キャピタル収益		
マーケット・ヴァリュエーション・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	—	112
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	26,950	—
指数変動に係る保険料積立金変動の影響額	885	—
その他キャピタル費用		
マーケット・ヴァリュエーション・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	24,432	—
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	29,000
指数変動に係る保険料積立金変動の影響額	—	2,385
その他臨時費用		
個人年金保険の年金開始後契約の一部についての保険料積立金を追加して積み立てた額	42,714	38,007

住友生命保険相互会社

6. ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項目	2020年度末	2021年度 第3四半期会計期間末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	5,275,016	5,525,918
基金等	812,468	812,646
価格変動準備金	883,647	926,647
危険準備金	508,200	652,700
一般貸倒引当金	628	679
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ 損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	1,662,008	1,695,438
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	103,049	115,971
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	763,990	749,522
負債性資本調達手段等	569,924	600,510
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本 調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△100,000	△100,000
その他	71,098	71,801
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	1,255,187	1,238,359
保険リスク相当額 R_1	64,998	63,745
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	65,286	66,888
予定利率リスク相当額 R_2	181,506	176,782
最低保証リスク相当額 R_7 ※	3,083	2,977
資産運用リスク相当額 R_3	1,036,637	1,024,833
経営管理リスク相当額 R_4	27,030	26,704
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	840.5%	892.4%

※最低保証リスク相当額は、平成8年大蔵省告示第50号別表6の2に定める標準的方式により算出しています。

(注) 2020年度末の数値は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

2021年度第3四半期会計期間末は、これらの規定に準じて算出しております。

住友生命保険相互会社

7. 特別勘定の状況

a. 特別勘定資産残高の状況

(単位:百万円)

区 分	2020年度末	2021年度 第3四半期会計期間末
	金 額	金 額
個 人 変 額 保 険	61,898	62,974
変 額 個 人 年 金 保 険	78,046	63,022
団 体 年 金 保 険	688,178	718,021
特 別 勘 定 計	828,123	844,018

b. 保有契約高

(1) 個人変額保険(特別勘定)の状況

(単位:件、百万円)

区 分	2020年度末		2021年度 第3四半期会計期間末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
個人変額保険(有期型)	17	80	14	73
個人変額保険(終身型)	47,958	249,091	46,787	243,845
合 計	47,975	249,172	46,801	243,918

(2) 変額個人年金保険(特別勘定)の状況

(単位:件、百万円)

区 分	2020年度末		2021年度 第3四半期会計期間末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
変額個人年金保険	109,326	224,233	88,348	184,293

住友生命保険相互会社

8. 保険会社及びその子会社等の状況

a. 主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	2020年度 第3四半期連結累計期間	2021年度 第3四半期連結累計期間
経常収益	2,601,713	2,609,635
経常利益	66,321	71,060
親会社に帰属する四半期純剰余	16,623	30,465
四半期包括利益	657,661	35,592

項目	2020年度末	2021年度 第3四半期連結会計期間末
総資産	41,094,086	42,955,022
ソルベンシー・マージン比率	862.5%	891.6%

b. 連結範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子法人等数	27社
持分法適用非連結子法人等数	0社
持分法適用関連法人等数	10社
期中における重要な関係会社の異動について	
「四半期連結財務諸表の作成方針」をご参照ください。	

住友生命保険相互会社

c. 四半期連結貸借対照表

(単位:百万円)

期 別 科 目	2020年度末 要約連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)	2021年度 第3四半期連結会計期間末 (2021年12月31日現在)	期 別 科 目	2020年度末 要約連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)	2021年度 第3四半期連結会計期間末 (2021年12月31日現在)
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	1,386,540	1,515,184	保険契約準備金	32,295,045	33,347,533
コールローン	192,142	283,004	支払備金	138,027	140,046
買入金銭債権	565,143	514,722	責任準備金	31,938,861	32,978,039
金銭の信託	—	2,311	社員配当準備金	218,156	229,448
有価証券	34,343,796	35,686,910	再保険借	12,837	16,462
貸付金	2,645,407	2,965,859	社 債	474,969	507,530
有形固定資産	570,045	566,544	その他負債	5,272,243	6,032,688
無形固定資産	193,877	198,117	退職給付に係る負債	4,775	6,474
代理店貸	145	103	価格変動準備金	883,835	926,860
再保険貸	1,241	1,498	繰延税金負債	33,615	19,440
その他資産	1,112,257	1,098,683	再評価に係る繰延税金負債	12,894	12,754
退職給付に係る資産	18,370	18,620	負債の部合計	38,990,217	40,869,743
繰延税金資産	69,056	107,420	(純資産の部)		
貸倒引当金	△3,938	△3,959	基金償却積立金	639,000	639,000
			再評価積立金	2	2
			連結剰余金	81,850	57,880
			基金等合計	720,853	696,882
			その他有価証券評価差額金	1,526,505	1,500,338
			繰延ヘッジ損益	104	794
			土地再評価差額金	△59,397	△59,141
			為替換算調整勘定	△84,516	△51,420
			退職給付に係る調整累計額	185	△2,314
			その他の包括利益累計額合計	1,382,881	1,388,255
			非支配株主持分	133	139
			純資産の部合計	2,103,868	2,085,278
資産の部合計	41,094,086	42,955,022	負債及び純資産の部合計	41,094,086	42,955,022

住友生命保険相互会社

d. 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(単位:百万円)

科 目	期 別	2020年度 第3四半期連結累計期間 〔 2020年4月1日から 2020年12月31日まで 〕	2021年度 第3四半期連結累計期間 〔 2021年4月1日から 2021年12月31日まで 〕
		金 額	金 額
経 常 収 益		2,601,713	2,609,635
保 険 料 等 収 入		1,789,246	1,776,136
資 産 運 用 収 益		717,985	756,748
(うち利息及び配当金等収入)		(546,813)	(590,866)
(うち金銭の信託運用益)		(-)	(97)
(うち売買目的有価証券運用益)		(653)	(3,889)
(うち有価証券売却益)		(67,882)	(46,717)
(うち特別勘定資産運用益)		(80,820)	(39,424)
そ の 他 経 常 収 益		94,481	76,750
経 常 費 用		2,535,391	2,538,574
保 険 金 等 支 払 金		1,389,916	1,402,867
(うち保険金)		(451,547)	(421,080)
(うち年金)		(320,929)	(312,836)
(うち給付金)		(275,968)	(282,459)
(うち解約返戻金)		(302,182)	(342,269)
責 任 準 備 金 等 繰 入 額		533,220	598,478
責 任 準 備 金 繰 入 額		533,198	598,456
社 員 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額		22	22
資 産 運 用 費 用		187,002	85,400
(うち支払利息)		(11,399)	(10,495)
(うち有価証券売却損)		(6,923)	(10,622)
(うち有価証券評価損)		(9,653)	(8,185)
事 業 費 用		309,556	332,577
そ の 他 経 常 費 用		115,695	119,250
経 常 利 益		66,321	71,060
特 別 利 益		233	2,119
固 定 資 産 等 処 分 益		233	2,119
特 別 損 失		58,090	46,333
固 定 資 産 等 処 分 損		387	2,333
減 損		291	351
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額		56,820	43,024
社 会 及 び 契 約 者 福 祉 増 進 助 成 金		591	622
税 金 等 調 整 前 四 半 期 純 剰 余		8,464	26,846
法 人 税 及 び 住 民 税 等		44,278	42,980
法 人 税 等 調 整 額		△52,447	△46,606
法 人 税 等 合 計		△8,168	△3,626
四 半 期 純 剰 余		16,633	30,473
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 四 半 期 純 剰 余		9	7
親 会 社 に 帰 属 する 四 半 期 純 剰 余		16,623	30,465

住友生命保険相互会社

(四半期連結包括利益計算書)

(単位:百万円)

科 目	期 別	
	2020年度 第3四半期連結累計期間 〔2020年4月1日から 2020年12月31日まで〕	2021年度 第3四半期連結累計期間 〔2021年4月1日から 2021年12月31日まで〕
	金 額	金 額
四 半 期 純 剰 余	16,633	30,473
そ の 他 の 包 括 利 益	641,028	5,118
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	653,677	△27,169
繰 延 へ ッ ジ 損 益	6,723	690
土 地 再 評 価 差 額 金	6	-
為 替 換 算 調 整 勘 定	△12,281	26,528
退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	△4,742	△2,500
持 分 法 適 用 会 社 に 対 す る 持 分 相 当 額	△2,355	7,570
四 半 期 包 括 利 益	657,661	35,592
親 会 社 に 係 る 四 半 期 包 括 利 益	657,652	35,584
非 支 配 株 主 に 係 る 四 半 期 包 括 利 益	9	7

住友生命保険相互会社

(四半期連結財務諸表の作成方針)

2021年度第3四半期連結累計期間
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>当第3四半期連結会計期間に Symetra Financial Corporation の子会社2社を新規設立したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。また、Symetra Financial Corporation の子会社1社を解散したことに伴い、連結の範囲から除いております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社及び子法人等数 27社</p>

住友生命保険相互会社

注記事項

(四半期連結貸借対照表関係)

2021年度第3四半期連結会計期間末											
1.	<p>当社は、保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。</p> <p>なお、金利変動リスクの適切なコントロールのため、当期より、従前の小区分「個人保険及び個人年金保険契約(一部の保険種類を除く)」の責任準備金の一部に対し、金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。</p> <p>これに伴い、次のとおり小区分を変更しております。小区分の変更による損益への影響はありません。</p> <p>・従前の小区分「個人保険及び個人年金保険契約(一部の保険種類を除く)」のキャッシュ・フローから一定割合を除いております。</p> <p>変更後の小区分:「個人保険及び個人年金保険契約(一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く)」</p>										
2.	<p>当社の保有する外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式を除く)は、12月末日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。</p>										
3.	<p>「時価の算定に関する会計基準」(2019年7月4日 企業会計基準第30号)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、「時価の算定に関する会計基準」第19項及び「金融商品に関する会計基準」(2019年7月4日 企業会計基準第10号)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、「時価の算定に関する会計基準」等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。</p> <p>これに伴い、当社の保有するその他有価証券のうち、市場価格のある株式の評価について、期末前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法から、期末日の市場価格に基づく時価法に変更しております。</p>										
4.	<p>消費貸借契約により貸し付けている有価証券の四半期連結貸借対照表価額は、4,566,048百万円です。</p>										
5.	<p>当社の当第3四半期連結累計期間に係る有形固定資産の圧縮記帳額は、2,826百万円です。</p>										
6.	<p>社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>当期首現在高</td> <td>218,156百万円</td> </tr> <tr> <td>前連結会計年度剰余金よりの繰入額</td> <td>54,181百万円</td> </tr> <tr> <td>当第3四半期連結累計期間社員配当金支払額</td> <td>42,912百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>当第3四半期連結会計期間末現在高</td> <td>229,448百万円</td> </tr> </table>	当期首現在高	218,156百万円	前連結会計年度剰余金よりの繰入額	54,181百万円	当第3四半期連結累計期間社員配当金支払額	42,912百万円	利息による増加等	22百万円	当第3四半期連結会計期間末現在高	229,448百万円
当期首現在高	218,156百万円										
前連結会計年度剰余金よりの繰入額	54,181百万円										
当第3四半期連結累計期間社員配当金支払額	42,912百万円										
利息による増加等	22百万円										
当第3四半期連結会計期間末現在高	229,448百万円										

住友生命保険相互会社

2021年度第3四半期連結会計期間末

7. その他資産及びその他負債には、米国子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ578,608百万円、634,046百万円含まれています。
8. 連結納税制度を適用している当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度に関して、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(2020年3月31日 企業会計基準委員会 実務対応報告第39号)により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

注記事項

(四半期連結損益計算書関係)

2021年度第3四半期連結累計期間
1. 当第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(賃貸用不動産等減価償却費を含む)は32,562百万円、のれんの償却額は、4,725百万円です。

住友生命保険相互会社

e. 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況

(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

項目	2020年度末	2021年度 第3四半期連結会計期間末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	5,178,317	5,356,406
基金等	516,421	500,919
価格変動準備金	883,835	926,860
危険準備金	510,966	656,072
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	3,496	3,523
(其他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ 損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	1,880,484	1,853,405
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	103,047	115,968
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	261	△3,208
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	791,007	784,690
負債性資本調達手段等	569,924	600,510
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本 調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△152,230	△154,141
その他	71,101	71,806
リスクの合計額 $\sqrt{(\sqrt{R_1^2+R_2^2+R_3^2+R_4^2})^2+(R_5+R_6+R_7)^2+R_8+R_9}$ (B)	1,200,721	1,201,237
保険リスク相当額 R_1	90,606	93,270
一般保険リスク相当額 R_2	—	—
巨大災害リスク相当額 R_3	0	0
第三分野保険の保険リスク相当額 R_4	82,627	85,747
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R_5	9	9
予定利率リスク相当額 R_6	181,527	176,804
最低保証リスク相当額 R_7^*	4,896	5,371
資産運用リスク相当額 R_8	974,755	978,540
経営管理リスク相当額 R_9	26,688	26,794
ソルベンシー・マージン比率 (A) $(1/2) \times (B)$ × 100	862.5%	891.8%

*最低保証リスク相当額は、平成23年金融庁告示第23号別表11に定める標準的方式により算出しています。

(注)2020年度末は、保険業法第130条、保険業法施行規則第36条の2及び第38条並びに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

2021年度第3四半期連結会計期間末は、これらの規定に準じて算出しております。

f. セグメント情報

2021年度第3四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年12月31日まで)において、当社及び連結子会社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しています。

住友生命保険相互会社

第5【参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- 1 有価証券報告書及びその添付書類
(第2期)(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
2021年3月30日 関東財務局長に提出
- 2 半期報告書
(第3期中)(自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)
2021年9月28日 関東財務局長に提出

独立監査人の監査報告書

2022年3月25日

住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社
代表取締役 関口 陽平 殿

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辰 巳 幸 久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 崇 雄

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社の2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。